鳴門市地域防災計画
【資料編】

令和８年５月

鳴門市防災会議

鳴門市地域防災計画　資料編　目次

資料名		ページ
1.防災会議		
鳴門市防災会議条例		1
鳴門市防災会議運営規程		3
鳴門市防災会議委員名簿		4
2.災害対策本部		
鳴門市災害対策本部条例		5
鳴門市災害対策本部運営規程		6
鳴門市災害対策本部各支部一覧表		7
市町村行政機能チェックリスト		8
3.設備・物品		
災害応急資機材配布一覧表		9
デジタル防災行政無線 屋外子局一覧表		19
特設公衆電話設置場所一覧表		21
公用車保有台数一覧表		22
市内船舶数一覧表		23
4.避難場所・避難所		
指定緊急避難場所一覧表	（災害の危険から逃れるための場所）	24
津波避難場所一覧表	（津波の危険から逃れるための場所）	32
広域避難場所一覧表	（地震に伴う火災の危険から逃れるための場所）	37
主要避難路一覧表	（避難場所等に向かうための道路）	38
指定避難所一覧表	（災害発生後に一定期間生活するための場所）	39
福祉避難所一覧表	（配慮を要する方のための避難所）	42
5.消防・危険物		
消防職員数一覧表		43
消防団組織表		44
消防ポンプ自動車等配置状況		46
消防小型機器等配置状況		47
高圧ガス貯蔵等事業所一覧表		50
放射性同位元素保有事業所一覧表		51
製造所等、大量危険物保有事業所一覧表		52
毒物、劇物貯蔵等の事業所一覧表		53
化学消火薬剤保有数		54
油処理剤保有数		54
オイルフェンス保有量		54
火災・災害等即報要領		55

資料名 ページ

6.関係機関

指定各機関	67
自主防災組織一覧表	69
鳴門地区無線局一覧表	70
アマチュア無線局名簿（個人局、クラブ局）	70
市内業者一覧表	71
医療施設一覧表	73

7.指定施設・区域

要配慮者利用施設一覧表（水害）	75
要配慮者利用施設一覧表（土砂災害）	82
避難促進施設一覧表（津波）	84
孤立化が予想される集落一覧表	90
土砂災害警戒区域等	91
急傾斜地崩壊危険区域	98
地すべり防止区域	99
地すべり危険箇所	99
急傾斜地崩壊危険箇所	100
土石流危険渓流	105
山地に起因する災害危険箇所	107
砂防指定地	110

8.気象・参考資料

災害の一般的豆知識	111
気象庁震度階級関連解説表	114
災害記録	116
令和７年度災害救助基準（災害救助法の基準）	121
徳島県津波浸水想定（鳴門市域）	124
南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】	124
南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】	125
中央構造線・活断層地震による震度分布図【徳島県想定】	125
中央構造線・活断層地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】	126

資料名 ページ

9-1.防災協定　自治体・公共機関等

徳島県市長会を構成する各市の災害時相互応援に関する協定書（県内８市）	127
大規模災害時の相互応援に関する協定（競艇関係自治体）	128
板野郡５町並びに鳴門市相互間の災害時応援協定書	129
鳴門市及び境港市の災害時相互応援協定書	130
徳島県及び市町村の災害時相互応援協定（県と24市町村共同の協定）	131
会津若松市交流市町災害時相互支援に関する協定書	133
災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書（徳島県建築士会鳴門地域会）	134
災害発生時における鳴門市と鳴門市内等郵便局の協力に関する協定書（市内１４郵便局）	135
大規模災害時における相談業務の支援に関する協定書（徳島県弁護士会）	137
鳴門市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書（鳴門市社会福祉協議会）	138
鳴門市と㈱テレビ鳴門との防災に関する包括的連携協定書	140
鳴門市と㈱テレビ鳴門との防災に関する包括的連携協定書実施事項（災害等における緊急放送）	141
ボートレース鳴門に関連する災害等の協力に関する協定書（松茂町・北島町・板野町）	142

9-2.防災協定　消防・救急・救助

徳島県広域消防相互応援協定書	144
徳島県広域消防相互応援協定に基づく高速自動車道に関する覚書	146
高松自動車道（鳴門IC～引田IC）における火災及び救急業務等に関する覚書	149
徳島自動車道（鳴門JCT～徳島IC）及び徳島南部自動車道（徳島JCT～徳島沖洲IC）における消防及び救急業務等に関する覚書	149
徳島県消防防災ヘリコプター応援協定	151
徳島県市町村消防相互応援協定	153
神戸淡路鳴門自動車道消防相互応援協定（神戸市、淡路広域消防事務組合）	155
広域消防相互応援協定書（鳴門市、東かがわ市、大川広域行政組合）	157
徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定	158
徳島空港及びその周辺における消火救難活動に関する協定（徳島空港事務所）	161
災害時等における災害救助犬の出動に関する協定書（一般社団法人ジャパンケネルクラブ）	162
災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書（有限会社ファイブセキュリティシステム）	164

資料名 ページ

9-3.防災協定　医療

災害時救急緊急出動における市医師会協力要請等の要領について（鳴門市医師会）	165
災害・事故等時の医療救護に関する協定書（鳴門市医師会）	165
災害時等の妊産婦・乳児救護所の提供に関する協定書（徳島県鳴門病院）	166
災害時等の妊産婦・乳児救護所の提供に関する協定書に付随する覚書（徳島県鳴門病院）	167
災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定書（徳島県薬剤師会鳴門支部）	168
災害時における助産師の医療救護活動に関する協定書（徳島県助産師会）	169
災害時における助産師の医療救護活動に関する協定書に付随する覚書（徳島県助産師会）	170
災害・事故等時における歯科医療救護活動に関する協定書（鳴門市歯科医師会）	170
災害時等における協力に関する協定書（㈱コスモス薬品）	171
災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定（一社）日本福祉用具供給協会	174
災害発生時における福祉避難所の指定及び開設等に関する協定書	176

9-4.防災協定　事故

徳島県排出油等防除協議会会則　（海上での油等流出事故関連）	180
徳島県排出油等防除協議会運営要領	182
徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則	184
徳島県排出油等防除協議会鳴門地区排出油等防除計画	185

9-5.防災協定　建設

災害時の協力に関する協定書（鳴門建設業協会）	189
災害発生時における応急対策業務に関する協定書（(一社)日本石材産業協会）	190
災害時における協力に関する協定書(フレッセ鳴門支部)	192
災害時における協力に関する協定書(フレッセ大麻支部)	193
災害時における建設機械等の提供及びその運転士の派遣に関する協定（松村重機建設㈱）	194
災害時におけるクレーンの提供及びその運転者の派遣に関する協定書（徳島県クレーン協同組合）	198
災害時におけるレンタル機械等の提供に関する協定書（喜多機械産業(株)）	200

9-6.防災協定　上下水道

大規模災害時における水道の応急復旧に関する協定書（鳴門市水道指定業者協同組合）	203
日本水道協会 中国四国地方支部相互応援対策要綱	204
日本水道協会 徳島県支部水道災害相互応援要綱	207
災害時における復旧支援協力に関する協定（公益社団法人日本下水道管路管理業協会）	210
鳴門市・日本下水道事業団災害支援協定	211

9-7.防災協定　電力

災害時の協力に関する協定書（四国電力㈱、四国電力送配電㈱）	213
覚書（四国電力㈱、四国電力送配電㈱）	214
災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書（徳島県電気工事業工業組合）	217
災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書（徳島トヨタ自動車㈱）	219

資料名 ページ

9-8.防災協定　燃料

災害等における燃料供給に関する協定書（徳島県石油商業組合鳴門支部）	220
災害時における応急生活物資の供給に関する協定書（徳島県ＬＰガス協会鳴門地区会）	221

9-9.防災協定　物流

災害時における物資等の輸送に関する協定書（赤帽徳島県軽自動車運送協同組合）	223
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（佐川急便(株)）	225
災害時における自動車等の提供及び運転手の派遣に関する協定書（(株)鳴門自動車教習所）	228

9-10.防災協定　食品・物資等

災害時における協力に関する協定書㈱大塚製薬工場）	231
災害時等における支援協力に関する協定書（㈱ハローズ）	232
災害時における炊き出し等の支援に関する協定書（㈱東洋食品）	235
災害時等における協力に関する協定書（アールシー企画㈱　ダスキンレントオール）	236
災害時等における協力に関する協定書(ダイキ㈱)	238
災害時における物資提供等の協力に関する協定（王子コンテナー㈱徳島工場）	240
災害時における入浴施設等の提供に関する協定書（ノヴィルホールディングス㈱）	241
広告付防災標識看板に関する協定書（㈱アクセル徳島、㈱井内）	243
災害時における地図製品等の供給等に関する協定（㈱ゼンリン）	244
災害時の協力に関する協定書（あきんどの会）	247
災害時における物資供給に関する協定書（ＮＰＯ法人コメリ災害対策センター）	248
災害時における地域内輸送拠点に関する協定書（ＮＸ徳通(株)）	250
災害時のキッチンカーによる炊出実施等に関する協定書（徳島県キッチンカー協会）	252
災害発生時における廃棄物処理等の実施に関する協定書（(一社)徳島県産業資源循環協会）	255
災害時における浄水器等の提供に関する協定書（(株)サイテックス）	256
災害救助物資の供給等に関する協定書（(株)Ｇ．Ｏホールディングス）	257
災害救助物資の供給等に関する協定書（加島商事(株)）	258
災害救助物資の供給等に関する協定書（ＷＡＱ(株)）	259
災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書（阿波丸一運送(株)）	260

鳴門市防災会議条例

昭和37年11月1日
条例第25号

（目的）
第1条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第16条第6項の規定に基づき鳴門市防災会議(以下「防災会議」という。)所掌事務及び組織を定めることを目的とする。
（所掌事務）
第2条　防災会議は、次の各号に掲げる事務をつかさどる。
一　鳴門市地域防災計画を作成し、及びその実施を推進すること。
二　水防計画を調査審議すること。
三　市長の諮問に応じて市の地域に係る防災に関する重要事項を審議すること。
四　前号に規定する重要事項に関し、市長に意見を述べること。
五　前各号に掲げるもののほか、法律又はこれに基づく政令によりその権限に属する事務
（会長及び委員）
第3条　防災会議は、会長及び委員をもつて組織する。
2　会長は市長をもつて充てる。
3　会長は会務を総理する。
4　会長に事故あるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。
5　委員は、次に掲げる者をもつて充てる。
一　指定地方行政機関の職員のうちから市長が任命する者
二　自衛隊の自衛官のうちから市長が任命する者
三　徳島県の職員のうちから市長が任命する者
四　徳島県警察官の警察官のうちから市長が任命する者
五　市長が市の職員のうちから指名する者
六　教育長
七　消防長及び消防団長
八　指定公共機関又は指定地方公共機関の職員のうちから市長が任命する者
九　自主防災組織を構成する者又は学識経験のある者のうちから市長が任命する者
十　前各号に掲げる者のほか、市長が防災上必要と認める者
6　前項の委員の定数は四十五人以内とする。
7　第5項第8号、第9号及び第10号の委員の任期は2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、その前任者の残任期間とする。
8　前項の委員は再任されることができる。
（専門委員）
第4条　防災会議に専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
2　専門委員は関係地方行政機関の職員、徳島県の職員、市の職員、関係指定公共機関の職員、関係指定地方公共機関の職員及び学識経験のある者のうちから市長が任命する。
3　専門委員は、当該専門の事項に関する調査を終了したときは、解任されるものとする。
（議事等）
第5条　前各条に定めるもののほか、防災会議の議事その他防災会議の運営に関し必要な事項は会長が防災会議にはかつて定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(昭和51年6月26日条例第40号)

この条例は、公布の日から施行する。

附　則(平成 12 年 3 月 27 日条例第 7 号)

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附　則(平成 19 年 6 月 28 日条例第 20 号)

(施行期日)

1　この条例は、公布の日から施行する。

(鳴門市水防協議会条例の廃止)

2　鳴門市水防協議会条例（昭和 62 年条例第 42 号）は、廃止する。

附　則（平成24年10月9日条例第36号)

この条例は、公布の日から施行する。

鳴門市防災会議運営規程

鳴門市防災会議運営規程（昭和40年鳴門市訓令第6号）の全部を改正する。

（目的）

第1条　この規程は、鳴門市防災会議条例（昭和37年条例第25号。以下「条例」という。）第5条の規定に基づき鳴門市防災会議（以下「会議」という。）の議事その他会議の運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

（会長の職務を代理する委員）

第2条　条例第3条第4項に規定する会長の職務を代理する委員は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第152条第1項の規定により市長の職務を代理する副市長の職にある委員とする。

（招集）

第3条　会議は、必要に応じ会長が招集する。

2　委員は、会議の必要があると認めるときは、会議に付議すべき事項及び理由を付して、会長に会議の招集を求めることができる。

3　会議を招集するときは、会議の日時、場所及び議題を定め、委員に通知しなければならない。

4　前項の通知を受けた委員が事故のため出席できないときは、委員の属する機関の職員又は団体の役員のうちから、当該委員が指名する者をもつて代理出席させることができる。

（議事手続）

第4条　会議の議事は、会長が主宰する。

2　会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

3　会長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（会長の専決処分）

第5条　会長は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる場合は専決処分することができる。

一　緊急を要する事態が発生し、会議を開く時間的余裕がないとき。

二　決定を要する事項が一部の特定の機関にのみ関係ある事項で、早急に措置を要するとき。

三　軽易な事項で、早急に措置を要するとき。

2　会長は、前項の規定による専決処分をしたときは、次の会議にその旨を報告するものとする。

（補則）

第6条　この規程に定めるもののほか、必要な事項は、会長がその都度会議に諮って定める。

附　則

この訓令は、平成20年4月1日から施行する。

附　則（平成29年7月1日訓令第5号）

この訓令は、平成29年7月1日から施行する。

鳴門市防災会議委員名簿

（令和7年度）

区分	法 区 分	整理番号	氏 名	職　　名	任 期
会長	ー	ー	泉　理彦	鳴門市長	ー
	第1号 （指定地方行政機関の職員）	1	加宮　正彦	国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所旧吉野川出張所所長	R7.4.1～R8.3.31 （※1）
		2	東條　眞吾	国土交通省四国地方整備局 徳島河川国道事務所徳島国道出張所所長	R7.4.1～R8.3.31 （※1）
		3	野﨑　威一朗	国土交通省海上保安庁 第五管区海上保安本部徳島海上保安部長	R6.4.1～
	第2号 （自衛隊の自衛官）	4	富田　裕樹	陸上自衛隊中部方面隊 第14旅団第15即応機動連隊第3普通科中隊長	R6.4.1～
	第3号 （県の職員）	5	細岡　卓也	徳島県東部県土整備局＜徳島＞副局長（鳴門担当）	R6.4.1～
		6	河野　正子	徳島県東部保健福祉局＜徳島＞ 地域福祉・こども家庭支援担当課長補佐	R7.2.18～
		7	會田　愛恵	徳島県東部農林水産局徳島庁舎農村整備第二担当主任主事	R6.4.1～
	第4号（県の警察官）	8	大喜　武志	徳島県鳴門警察署長	R6.4.1～
	第5号 （市の職員）	9	谷　重幸	鳴門市副市長	H27.7.1～
		10	近藤　伸幸	鳴門市企業局長	R2.4.1～
		11	小泉　憲司	鳴門市政策監	R2.4.1～
		12	笠井　明子	鳴門市健康福祉部長兼福祉事務所長	R6..4.1～
	第6号（教育長）	13	阿部　孝弘	鳴門市教育長	R6.7.1～
	第7号 （消防長及び消防団長）	14	東條　勝彦	鳴門市消防長	R6.4.1～
		15	笹　豊晴	鳴門市消防団長	H30.4.1～
	第8号 （指定公共機関又は指定地方公共機関の職員）	16	小倉　博明	NTT西日本株式会社徳島支店支店長	R7.5.26～R9.2.17
		17	田尾　伸悟	四国電力送配電株式会社徳島支社総務部長	R7.2.18～R9.2.17
		18	武市　誉史	四国旅客鉄道株式会社 徳島駅管理総括助役	R6.4.1～R8.3.31
		19	貴志　友基	本州四国連絡高速道路株式会社 鳴門管理センター所長	R6.4.1～R8.3.31
		20	白田　浩之	西日本高速道路株式会社四国支社 徳島高速道路事務所所長	R6.4.1～R8.3.31
		21	鍋野　史卓	徳島県エルピーガス協会鳴門地区地区長	R6.4.1～R8.3.31
	第9号 （自主防災組織を構成 する者又は学識経験のある者）	22	矢野　壽美子	鳴門市婦人防火クラブ連合会会長	R7.2.18～R9.2.17
		23	木村　正美	鳴門市自主防災会連絡協議会会長	R7.6.1～R9.2.17
		24	木村　直子	国立大学法人鳴門教育大学幼児教育コース准教授	R7.2.18～R9.2.17
	第10号 （市長が防災上必要と認める者）	25	穴山　智史	NX徳通株式会社鳴門支店支店長	R7.2.18～R9.2.17
		26	鵜飼　伸一	鳴門市医師会会長	R6.5.1～R8.4.30
		27	日下　淳	鳴門市歯科医師会会長	R7.7.1～R9.2.17
		28	曽川　三千代	徳島県薬剤師会鳴門支部理事	R7.2.18～R9.2.17
		29	富田　純弘	鳴門商工会議所会頭	R7.2.18～R9.2.17
		30	五島　薫	大麻町商工会女性部部長	R6.4.1～R8.3.31
		31	佐々木　伸夫	鳴門地区農業協同組合連絡協議会会長	R7.2.18～R9.2.17
		32	福山　徳	鳴門市水産振興協議会会長	R7.2.18～R9.2.17
		33	中井　幾美	徳島県看護協会徳島Ⅰ支部長	R7.2.18～R9.2.17
		34	住友　正幸	徳島県鳴門病院院長	R6.4.1～R8.3.31
		35	松平　康一	徳島バス株式会社常務取締役	R7.2.18～R9.2.17
		36	市橋　正成	鳴門市民生委員児童委員協議会総務部会部会長	R7.12.1～R9.2.17
		37	益岡　道義	鳴門市自治振興連合会会長	R7.2.18～R9.2.17
		38	松本　久和子	鳴門市社会福祉協議会会長	R5.6.29～R7.2.17
		39	村澤　啓介	株式会社テレビ鳴門制作課課長	R7.4.1～R9.2.17
		40	開發　英之	鳴門市水道指定業者協同組合代表理事長	R7.2.18～R9.2.17
		41	福井　孝典	徳島県建設業協会鳴門支部支部長	R7.5.1～R9.2.17
		42	黒崎　仁資	公益社団法人徳島県建築士会鳴門地域会会長	R7.2.18～R9.2.17

※1 …　鳴門市防災会議条例においては任期を定めずに任命する委員に該当するが、徳島河川国道事務所の内規において、委員等の就任依頼は2年以内のものしか受けられないとのことであるため、例外的に2年の任期（※途中の場合は残任期間の任期）を定めて任命する。

鳴門市災害対策本部条例

昭和37年11月1日　条例第26号

（目的）

第1条　この条例は、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)第23条8項の規定に基づき鳴門市災害対策本部(以下「災害対策本部」という。)に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（組織）

第2条　災害対策本部長は、災害対策本部の事務を総括し本部の職員を指揮監督する。

2　災害対策副本部長は、災害対策本部長を助け、災害対策本部長に事故があるときは、その職務を代理する。

3　災害対策本部員は、災害対策本部長の命を受け、災害対策本部の事務に従事する。

第3条　災害対策本部長は、必要と認めるときは、災害対策本部に班を置くことができる。

2　班に属すべき災害対策本部員は、災害対策本部長が指名する。

3　班に班長を置き、災害対策本部長の指名する災害対策本部員がこれに当る。

4　班長は、班の事務を掌理する。

（雑則）

第4条　前各条に定めるもののほか、災害対策本部に関し必要な事項は、災害対策本部長が定める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成8年3月27日条例第5号）

この条例は、公布の日から施行する。

附　則（平成24年10月9日条例第36号）

この条例は、公布の日から施行する。

鳴門市災害対策本部運営規程

（昭和 40 年 5 月 22 日　訓令第 7 号）

（趣旨）

第 1 条　この規程は、鳴門市災害対策本部条例（昭和 37 年条例第 26 号）第 4 条の規定に基づき鳴門市災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

（災害対策本部の組織）

第 2 条　災害対策副本部長は、副市長、政策監、危機管理監、教育長及び企業局長の職にある者をもつてあてる。

2　災害対策本部長に事故があるときは、副市長、政策監、危機管理監、教育長、企業局長の順序によりその職務を代理する。

3　全ての災害対策副本部長に事故があるときは、災害対策本部員のうちから、災害対策本部長が指名する者がその職務を代理する。

4　災害対策本部長及び全ての災害対策副本部長にともに事故があるときは、災害対策本部に参集している災害対策本部員がその職務を代理する。この場合における当該職務を代理する災害対策本部員は、災害対策本部員の合議により決定する。

5　災害対策本部員は、防災計画の組織計画に定めるところによる。

（各班の組織及び任務）

第 3 条　各班の組織及び任務は、防災計画において定めるものとする。

（支部の設置）

第 4 条　各地における災害応急対策を円滑に実施するため支部を置く。

2　支部の組織及び任務については、防災計画において定めるものとする。

（配備体制）

第 5 条　災害対策本部は、被害の防除及び軽減並びに災害発生後における応急対策の迅速、かつ、強力な推進を図るため職員の配備体制を整えるものとする。

2　配備体制は、防災計画の定めるところによる。

附　則

この訓令は、昭和 40 年 5 月 22 日から施行する。

附　則（平成 19 年 3 月 30 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成 20 年 3 月 31 日訓令第 2 号）

この訓令は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附　則（平成24年10月9日訓令第10号）

この訓令は、災害対策基本法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理等に関する条例（平成24年鳴門市条例第36号）の施行の日から施行する。

附　則（令和3年3月31日訓令第5号）

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

附　則（令和5年3月31日訓令第4号）

この訓令は、令和5年4月1日から施行する。

鳴門市災害対策本部各支部一覧表

支部名	支部設置場所	住所	連絡先
木津	木津元村集会所	撫養町木津 1123-2	―
中央	第一中学校	撫養町南浜字浜田 37-1	
黒崎	黒崎地区コミュニティセンター	撫養町黒崎字清水 86-2	661-0743
桑島	鳴門市立図書館	撫養町大桑島字蛭子山 49	685-0255
川東	川東公民館	撫養町立岩字内田 63-2	685-0923
里浦	里浦公民館	里浦町里浦字花面 535-2	685-2275
鳴門東	鳴門東地区コミュニティセンター	鳴門町土佐泊浦字高砂 65-3	687-0993
鳴門西	鳴門公民館	鳴門町高島字北 86	687-1528
瀬戸	瀬戸公民館	瀬戸町堂浦字地廻り壱 86-4	688-0485
大津	大津中央公民館	大津町大代 679-2	686-5569
北灘	旧北灘東幼稚園	北灘町粟田字西傍示 228-1	
堀江	堀江公民館	大麻町大谷椢原 18	689-0040
板東	板東公民館	大麻町板東字宝蔵 103-1	689-3360

市外局番は「088」です。

市町村行政機能チェックリスト

＜送付先＞徳島県市町村課（FAX088-621-2829　TEL088-621-2118）

市町村行政機能即報
（チェックリスト）

総務省受信者氏名＿＿＿＿＿＿＿＿

災害名＿＿＿＿＿＿＿＿（第　　報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
市町村	
報告者職名氏名	職名　　氏名 ※都道府県等から派遣された者が記入する場合 （派遣元　　）

1．トップマネジメントが機能しているか　はい□ いいえ□

①市町村長の安否は確認できたか　はい□ いいえ□

（市町村長不在の場合、代行者の職名氏名　　）

②災害対策本部会議を定期的に開催しているか　はい□ いいえ□

③災害応急対策業務等（例：避難所運営、物資供給）（以下「業務等」という）の役割分担を行い、責任者が明確になっているか　はい□ いいえ□

④広報・報道対応を円滑に行えているか（プレスリリースの定例化等）　はい□ いいえ□

⑤特記事項

2．業務実施体制（人的体制）は整っているか　はい□ いいえ□

①職員は業務等を担うために適切に参集しているか　はい□ いいえ□

（職員の参集状況約　　％　　（業務等実施予定職員約＿＿名中約　＿名参集））

②職員（一般行政）の応援派遣要請は行ったか　はい□ いいえ□

③特記事項

3．業務実施環境（物的環境）は整っているか　はい□ いいえ□

①災害対策本部が設置される庁舎に災害対策本部業務を実施できないような損壊が生じているか　はい□ いいえ□

②主要な庁舎等に住民窓口業務等を実施できないような損壊が生じているか　はい□ いいえ□

③安否確認、被災者支援に不可欠な住民記録等のデータに支障が生じているか（停電、端末・サーバの損壊、設置場所への立入不可など）　はい□ いいえ□

④特記事項

※　第一報については、原則として、総務省消防庁へ「災害概況報」提出後、可能な限り早く（原則として発災後 12 時間以内）、分かる範囲で記載し報告すること。

災害応急資機材配布一覧表

	配布箇所	アルファ化米（食）	おかゆ	ミキサー粥	ビスコ〔缶〕	粉ミルク（アレルギー対応）（g）	水（L）	給水袋（袋）	OS-1粉末500ml（袋）	OS-1粉末1ℓ（袋）	液体ミルク（缶）	粉ミルク（g）	哺乳瓶（本）	哺乳瓶洗浄セット（セット）	使い捨て哺乳瓶（本）	毛布（枚）	手すり付きポータブルトイレ
支部	木津支部(元村集会所)	1,000	300			348	84	100		14	24	1,188	6	2	26	30	
	中央支部（第一中学校）	1,250	250		10	261	396	1,967			12	1,080	2		10	949	
	黒崎支部（黒崎地区コミュニティセンター）	400					120	100		14				2		40	
	桑島支部（図書館）	600				348	118	100		14	24	1,188	9	2	30	30	
	川東支部（川東公民館）	200				348	72	100		14	18	648	5	2	10	20	
	里浦支部（里浦公民館）	200					84	100		14				2		20	
	鳴門西支部（鳴門公民館）	250	200			174	120	100		14	12	432	6	2	13	30	
	鳴門東支部（鳴門東地区コミュニティセンター）	300	300			87	216	100		14	4	324	2	2	3	170	
	瀬戸支部（瀬戸公民館）	100	50				60	100		14				2		40	
	大津支部（大津中央公民館）	376	100				120	100		14				2		130	
	北灘支部（旧北灘東幼稚園）	450	700			87	516				4	324	1		6	60	
	堀江支部（堀江公民館）	449	200				252	100	40					2		70	
	板東支部（板東公民館）	950				261	552	100	30			972	6	2	7	40	
避難所	鳴門高等学校	400	300				240			7		432	2		10	200	
	鳴門渦潮高等学校	1,200	500	100	10	348	516				6	1,404	7		22	544	
	第二中学校	750	500				168									190	
	鳴門中学校	1,200	200		10	261	444				16	972	6		18	440	
	瀬戸中学校	300	200		10	87	72				4	216	3		4	80	
	大麻中学校	450	150		10	87	168					108	1		5	160	
	旧北灘中学校	350	400				240	100	30					1		40	
	撫養小学校	1,000	500		10	261	324				16	648	2		7	200	
	林崎小学校	1,000				348	228				20	972	7		25	360	
	黒崎小学校	500	600		10	348	384				20	1,188	4		30	100	
	桑島小学校	500	600				372									140	
	里浦小学校	500	500		10	174	288				12	540	3		10	350	
	第一小学校	1,400	500			348	600					972	7		24	478	
	鳴門西小学校	1,300	200		10	261	456				16	864	6		15	440	
	明神小学校	2,300	600		10	261	636				12	648	6		14	560	
	旧瀬戸小学校	50					36									31	
	旧島田小学校	100	100				60									41	
	大津西小学校	400	250		10	174	216				8	432	2		10	100	
	北灘東小学校	450															
	旧北灘西小学校	850	1,100			87	756				4	324	1		6	100	
	堀江北小学校	600	200		10	348	216					972	6		20	310	
	堀江南小学校	300	150		10	174	168				8	324	3		8	140	
	板東小学校	800	850		10	261	168					972	7		15	600	
	撫養幼稚園					261	48				16	648	1		7	20	
	板東南ふれあいセンター	200	100			87	96				4	108	1		1	80	
	トリーデなると	500					120									100	
	聖母幼稚園						72										
	櫛木集会所															5	
	日出集会所	50					60										
	明神集会所															5	
	里浦北集会所															5	
	北泊公民館	50					60	100								70	
	旧鳴門東小学校	150					36									40	
	里浦南防災センター	500					264	100								200	
	人権福祉センター	500	200			174	216				4	324	2		6	175	
	勤労者体育センター															5	
	堂浦ふれあい会館															5	
	斎田公民館																
	北灘公民館																
	アミノバリューホール	200	500				120									104	
	桑島地区コミュニティセンター																
	養護老人ホーム鳴愛荘			50			60									20	
	特別養護老人ホーム おおあさ苑		30				36									10	
	特別養護老人ホーム おおつ苑			30			36									10	
	養護老人ホーム鳴優荘		50				60									10	
	デイサービスセンターほほえみ、ショートステイほほえみ																
	特別養護老人ホーム 春潮苑						48									20	
	徳島県立鳴門渦潮高等学校 大津キャンパス （介護実習室、生徒宿泊室）																

災害応急資機材配布一覧表

	配布箇所	簡易トイレ（ラップポン）	マンホールトイレ用簡易トイレ（基）	簡易トイレ	簡易トイレ用テントランタンセット（基）	携帯トイレ（枚）	おむつ（乳幼児）（枚）	おむつ（大人用）（枚）	生理用品（枚）	救急箱（箱）	ヘルメット（個）	携帯ラジオ（個）	ライト（個）	雨具（着）	単1電池（本）	単3電池（本）	ろうそく（本）
支部	木津支部(元村集会所)			2	2	5,800	98	40	540	1	14	4	5	4	52	16	12
	中央支部（第一中学校）	2	2	8	8	17,400	340	132	200				3				
	黒崎支部（黒崎地区コミュニティセンター）	1		2	2	6,000	280	112	286	1	14	4	5	4	52	16	12
	桑島支部（図書館）	1		2	2	5,800	138	88	286	1	14	4	5	4	52	16	12
	川東支部（川東公民館）	1		2	2	5,800	94	40	264	1	14	4	5	4	52	16	12
	里浦支部（里浦公民館）			2	2	4,300	98	40	176	1	14	4	5	4	52	16	12
	鳴門西支部（鳴門公民館）	1		2	2	5,600	248	20	300	1	14	4	5	4	52	16	12
	鳴門東支部（鳴門東地区コミュニティセンター）	1		2	2	5,600	202	160	60		14	3	2	4	30	16	11
	瀬戸支部（瀬戸公民館）	1		2	2	1,300	64	20	66	1	14	4	5	4	52	16	12
	大津支部（大津中央公民館）			2	2	2,600	44	68	132	1	14	4	5	4	52	16	12
	北灘支部（旧北灘東幼稚園）			4	4	11,400	220	168	264								
	堀江支部（堀江公民館）	1		6	6	5,600	186	116	154	1	14	4	5	4	52	16	12
	板東支部（板東公民館）	1		2	2	6,600	138	60	352	1	14	4	5	4	52	16	12
避難所	鳴門高等学校			8	8	6,000	158	216	308								
	鳴門渦潮高等学校			8	8	13,400	310	60	528								
	第二中学校	1		8	8	3,000	296	88	240								
	鳴門中学校	1		8	8	9,500	188	68	400								
	瀬戸中学校	1		8	8	1,500	142	92	22								
	大麻中学校	2		8	8	4,500	44	68	140								
	旧北灘中学校	1		2	2	5,900	0	60	140	1	14	4	5	4	52	16	10
	撫養小学校			8	8	4,000	236	88	220								
	林崎小学校			8	8	3,800	296	68	264								
	黒崎小学校			8	8	12,000	280	136	286								
	桑島小学校			8	8	10,400	138	88	308								
	里浦小学校			8	8	4,800	176	92	154								
	第一小学校	1		8	8	14,400	384	128	484								
	鳴門西小学校			8	8	10,700	330	68	420								
	明神小学校			8	8	15,700	312	160	566								
	旧瀬戸小学校			8	8	900		92	20								
	旧島田小学校			8	8	900	34	116	22								
	大津西小学校	1		8	8	4,500	158	92	132								
	北灘東小学校																
	旧北灘西小学校			8	8	18,500	34	200	340								
	堀江北小学校			8	8	5,700	138	88	220								
	堀江南小学校			8	8	3,900	186	116	110								
	板東小学校			8	8	17,700	240	112	352								
	撫養幼稚園																
	板東南ふれあいセンター					1,900		20	44								
	トリーデなると			8	8	11,000	186	68	66								
	聖母幼稚園																
	櫛木集会所																
	日出集会所					900											
	明神集会所																
	里浦北集会所																
	北泊公民館			4	4	900											
	旧鳴門東小学校			8	8				60	1							
	里浦南防災センター	1		8	8	6,500	34	20	154								
	人権福祉センター			8	8	5,100	44	20	132								
	勤労者体育センター																
	堂浦ふれあい会館																
	斎田公民館																
	北灘公民館																
	アミノバリューホール			8	8	4,100	44	20	132								
	桑島地区コミュニティセンター																
	養護老人ホーム鳴愛荘	3															
	特別養護老人ホーム おおあさ苑																
	特別養護老人ホーム おおつ苑																
	養護老人ホーム鳴優荘																
	デイサービスセンターほほえみ、ショートステイほほえみ																
	特別養護老人ホーム 春潮苑	2															
	徳島県立鳴門渦潮高等学校 大津キャンパス （介護実習室、生徒宿泊室）	2															

災害応急資機材配布一覧表

	配布箇所	メガホン（個）	ガソリン缶（ℓ）	ガソリン発電機（台）	ガソリン発電機（体育館接続用2.8kVA）	カセットガス発電機（台）	LPガス発電機（台）	低圧LPガス発電機及びガス供給ボック ス（式）	投光器（台）	土嚢袋（袋）	ウェットティッシュ（個）	トイレットペーパー（ロール）	コードリール（基）	オスバン（本）	クリアカップ（本）	尿漏れパッド（枚）	車載用携帯充電器（個）
支部	木津支部(元村集会所)	1	36	1					1			108	1	15	550	30	5
	中央支部（第一中学校）		36	1	2				3		24	108		5	400	120	1
	黒崎支部（黒崎地区コミュニティセンター）	1	36	1					1			108	1	15	600	90	5
	桑島支部（図書館）	1	36	1					1			108	1	15	600	120	5
	川東支部（川東公民館）	1	36	1				1	1			48	1	15	600	90	5
	里浦支部（里浦公民館）	1	36	1					1				1	15	600	90	5
	鳴門西支部（鳴門公民館）	1	36	1				1	1			108	1	15	600	30	5
	鳴門東支部（鳴門東地区コミュニティセンター）	1	36	1					1			108	1	15	600	60	5
	瀬戸支部（瀬戸公民館）	1	36	1				1	1			24	1		600	60	5
	大津支部（大津中央公民館）	1	36	1				1	1			36	1		900	60	5
	北灘支部（旧北灘東幼稚園）						1					192			1,300	270	3
	堀江支部（堀江公民館）	1	36	1				1	1			120	1		600	60	5
	板東支部（板東公民館）	1	36	1				1	1			108	1		700	150	5
避難所	鳴門高等学校								1			96			400	180	
	鳴門渦潮高等学校											216			200	150	
	第二中学校		36		2							108			400	90	3
	鳴門中学校		36		2						24	228			200	60	3
	瀬戸中学校		36		2						24	60			200	30	3
	大麻中学校		36		2						24	84			400	60	3
	旧北灘中学校	1	36	1					1			108	1		600	150	3
	撫養小学校		36		2							108			400	120	3
	林崎小学校		36		2							132			500	90	3
	黒崎小学校		36		2							108			200	90	3
	桑島小学校		36		2							84			300	90	3
	里浦小学校		36		2							84			300	60	3
	第一小学校		36		2							228			600	180	3
	鳴門西小学校		36		2							156			555	60	3
	明神小学校		36		2							216			400	240	3
	旧瀬戸小学校		36		2							36		20	100	30	3
	旧島田小学校					1			2			24	1		300	30	3
	大津西小学校		36		2							60			200	60	3
	北灘東小学校		36		2												
	旧北灘西小学校		36		2							300			800	480	3
	堀江北小学校		36		2							84			300	90	3
	堀江南小学校		36		2							60			100	60	3
	板東小学校		36		2							204			400	120	3
	撫養幼稚園																
	板東南ふれあいセンター						1								100	30	
	トリーデなると		36		2							60			675	30	
	聖母幼稚園																
	櫛木集会所																
	日出集会所											10			75		
	明神集会所													15			
	里浦北集会所																
	北泊公民館						1					24		15	200		
	旧鳴門東小学校		36		2										100	60	3
	里浦南防災センター					4						120		15	475	60	
	人権福祉センター											84				60	
	勤労者体育センター																
	堂浦ふれあい会館						1							15			
	斎田公民館							1									
	北灘公民館							1					1				
	アミノバリューホール						1					108			475	30	
	桑島地区コミュニティセンター																
	養護老人ホーム鳴愛荘																
	特別養護老人ホーム おおあさ苑																
	特別養護老人ホーム おおつ苑																
	養護老人ホーム鳴優荘																
	デイサービスセンターほほえみ、ショートステイほほえみ																
	特別養護老人ホーム 春潮苑																
	徳島県立鳴門渦潮高等学校 大津キャンパス （介護実習室、生徒宿泊室）																

災害応急資機材配布一覧表

	配布箇所	ブルーシート（枚）	アルミマット（枚）	室内用テント	ひなんルーム（張）	ランタン	間仕切り4部屋セット（張）	簡易間仕切りシステム4	クイックパーテーション（張）	ワンタッチパーテンション（パーテントン）	ワンタッチパーテンション（シェルパー）	簡易ベッド	段ボールベッド	段ボール製パーテーション（ハコデルーム）	段ボール製パーテーション（ハコデルームカスタマイズ）	ワンタッチ式ベルト担架	ストーブ（台）
支部	木津支部(元村集会所)				3							3					
	中央支部（第一中学校）	5			5						138	15	259				
	黒崎支部（黒崎地区コミュニティセンター）				3							3					
	桑島支部（図書館）				3							3					
	川東支部（川東公民館）				3							3					
	里浦支部（里浦公民館）				3							3					
	鳴門西支部（鳴門公民館）				3							3					
	鳴門東支部（鳴門東地区コミュニティセンター）				3							3					
	瀬戸支部（瀬戸公民館）				3							3					
	大津支部（大津中央公民館）				3							3					
	北灘支部（旧北灘東幼稚園）				3						8	11					
	堀江支部（堀江公民館）		40		8		10		1			8					
	板東支部（板東公民館）				3							3					
避難所	鳴門高等学校				5						6	15					
	鳴門渦潮高等学校																
	第二中学校	5			6					9	55	15	110				
	鳴門中学校	5			6					9	42	15	84				
	瀬戸中学校	5			6						9	15					
	大麻中学校	5	40		6		10		1	9		15					2
	旧北灘中学校	5			3							3					
	撫養小学校	5			6						6	12					
	林崎小学校	5			6					9		15					
	黒崎小学校	5			6					6		12					
	桑島小学校	5			6						6	12					
	里浦小学校	5			6					0	9	15					
	第一小学校	5			6						6	15					
	鳴門西小学校	5			6						9	15					
	明神小学校	5			6						9	15					
	旧瀬戸小学校	5			6						6	12		11			
	旧島田小学校				6						6	12					
	大津西小学校	5			6					6		12					
	北灘東小学校	5															
	旧北灘西小学校	5			6						6	12					
	堀江北小学校	5			6						6	12					
	堀江南小学校	5			6					6		12					
	板東小学校	5			6					6		12					
	撫養幼稚園	5															
	板東南ふれあいセンター	5			3							3					
	トリーデなると	5			3							3					
	聖母幼稚園																
	櫛木集会所				3							3					
	日出集会所																
	明神集会所				3							3					
	里浦北集会所				3							3					
	北泊公民館				3							3					
	旧鳴門東小学校	5			6					6		12					
	里浦南防災センター				3							3					
	人権福祉センター				3			50				3					
	勤労者体育センター				3							3					
	堂浦ふれあい会館				3							3					
	斎田公民館																
	北灘公民館																
	アミノバリューホール				5							11					
	桑島地区コミュニティセンター													20			
	養護老人ホーム鳴愛荘												10				
	特別養護老人ホーム おおあさ苑																
	特別養護老人ホーム おおつ苑																
	養護老人ホーム鳴優荘												10		5		
	デイサービスセンターほほえみ、ショートステイほほえみ																
	特別養護老人ホーム 春潮苑												8		8		
	徳島県立鳴門渦潮高等学校 大津キャンパス （介護実習室、生徒宿泊室）												22				

災害応急資機材配布一覧表

	配布箇所	釜戸ベンチ（台）	トイレットベンチ（台）	ブロック（玩具）（個）	マスク	N95マスク	使い捨て手袋	防護ガウン	医療用メガネ	非接触型検温器（スタンドセット）	非接触体温計	アルコール消毒液（500ml）	アルコール消毒液（1ℓ）	サーキュレーター	UV殺菌消臭器
支部	木津支部(元村集会所)			2	100						2	20		1	1
	中央支部（第一中学校）				2,600		3,000	200			2	20			
	黒崎支部（黒崎地区コミュニティセンター）			2	100						2	20		1	1
	桑島支部（図書館）			2	100						2			1	1
	川東支部（川東公民館）			2	100						2	10		2	1
	里浦支部（里浦公民館）			2	100						2	20		1	1
	鳴門西支部（鳴門公民館）			2	100						2	20		1	1
	鳴門東支部（鳴門東地区コミュニティセンター）			2	1,100		3,000	100			2	20		3	1
	瀬戸支部（瀬戸公民館）			2	100						2	20		1	1
	大津支部（大津中央公民館）			2	100						2	20		1	1
	北灘支部（旧北灘東幼稚園）				1,000		3,000	100				20			
	堀江支部（堀江公民館）			2	100						2	20		1	1
	板東支部（板東公民館）			2	100						2	20		1	1
避難所	鳴門高等学校				1,000		500	100				20			
	鳴門渦潮高等学校				2,600		3,000	100				20			
	第二中学校				100						2	20			
	鳴門中学校				2,100		3,000	200			2	20			
	瀬戸中学校				2,100		3,000	100			2	20			
	大麻中学校				2,100		3,000	100			2		10		
	旧北灘中学校			2	1,100		8,000	100			2	20		1	1
	撫養小学校				2,600		3,000	100			2	20			
	林崎小学校				1,100		3,000	100			2	20			
	黒崎小学校				1,100		3,000	100			2	20			
	桑島小学校				100						2	20			
	里浦小学校				1,100		3,000	100			2	20			
	第一小学校				2,600		3,000	100			2	20			
	鳴門西小学校				1,100		3,000	100			2	20			
	明神小学校				1,100		3,000	100			2	20			
	旧瀬戸小学校				1,100		3,000	100			2	20			
	旧島田小学校				1,100		3,000	100			2	20			
	大津西小学校				1,100		3,000	100			2	20			
	北灘東小学校				100						2				
	旧北灘西小学校				1,100		3,000	100			2	20			
	堀江北小学校				1,100		3,000	100			2	20			
	堀江南小学校				1,100		3,000	100			2		10		
	板東小学校				1,100		3,000	100			2				
	撫養幼稚園														
	板東南ふれあいセンター														
	トリーデなると														
	聖母幼稚園														
	櫛木集会所														
	日出集会所														
	明神集会所														
	里浦北集会所														
	北泊公民館														
	旧鳴門東小学校				100						2				
	里浦南防災センター				1,000		3,000	100				20			
	人権福祉センター											20			
	勤労者体育センター														
	堂浦ふれあい会館														
	斎田公民館														
	北灘公民館														
	アミノバリューホール			2											
	桑島地区コミュニティセンター														
	養護老人ホーム鳴愛荘														
	特別養護老人ホーム おおあさ苑														
	特別養護老人ホーム おおつ苑														
	養護老人ホーム鳴優荘														
	デイサービスセンターほほえみ、ショートステイほほえみ														
	特別養護老人ホーム 春潮苑														
	徳島県立鳴門渦潮高等学校 大津キャンパス （介護実習室、生徒宿泊室）														

災害応急資機材配布一覧表

	配布箇所	アルファ化米（食）	おかゆ	ミキサー粥	ビスコ〔缶〕	粉ミルク（アレルギー対応）（g）	水（L）	給水袋（袋）	OS-1粉末500㎖（袋）	OS-1粉末1ℓ（袋）	液体ミルク（缶）	粉ミルク（g）	哺乳瓶（本）	哺乳瓶洗浄セット（セット）	使い捨て哺乳瓶（本）	毛布（枚）	手すり付きポータブルトイレ
	徳島学院																
	ホテルリッジ						48										
	草の実学園						36										
	Bande桧																
	アオアヲナルトリゾート						120									20	
	介護老人保健施設 大鳴門シルバーハイツ																
	自立訓練（生活訓練）・ 宿泊型自立訓練事業所　なぎさ		20				24									10	
	リゾートホテルモアナコースト			30			36									10	
	ホテル・ファーストシーズン			30			36									10	
	ビジネスホテルNEXELα鳴門																
	地域密着型介護老人福祉施設 おおあさ杜樹の音（ときのね）																
	特別養護老人ホーム鳴光荘																
その他	精華幼稚園						60										
	桑島幼稚園						36										
	第一幼稚園						72										
	認定こども園成稔						72										
	明神幼稚園						36										
	旧堀江南幼稚園																
	板東幼稚園						48										
	大麻中学校広塚分校	200					60										
	ドイツ館敷地内倉庫	200					168										
	し尿処理場	550															
	ボートレース鳴門	1,250														1,399	
	水道会館							2,300									
	ポカリスエットスタジアム	600		360	20		164	100		14				2	152	27	1
	総合運動公園貯水槽倉庫							500									
	大塚スポーツパーク																
	鳴門市学校給食センター						36									20	
	鳴門病院附属看護専門学校		200								24	540				10	
	道の駅　くるくる なると															200	
	NFT鳴門美術館						240									100	
	鳴門市医師会																
	消防分団(42)																
	本部																
	合計	28,175	11,600	600	160	6,264	12,090	6,267	100	147	288	19,764	114	25	514	9,923	1

※配布箇所の詳細な設置場所については、台帳管理とする。
※土嚢袋については、各分団（42箇所）に1,000枚ずつ配布。
※給水袋は6^{リットル}の袋（水道会館の給水袋のうち2,100袋は10^{リットル}の袋）

災害応急資機材配布一覧表

	配布箇所	簡易トイレ（ラップポン）	マンホールトイレ用簡易トイレ（基）	簡易トイレ（基）	簡易トイレ用テントランタンセット（基）	携帯トイレ（枚）	おむつ（乳幼児）（枚）	おむつ（大人用）（枚）	生理用品（枚）	救急箱（箱）	ヘルメット（個）	携帯ラジオ（個）	ライト（個）	雨具（着）	単1電池（本）	単3電池（本）	ろうそく（本）
	徳島学院	1															
	ホテルリッジ																
	草の実学園	1															
	Bande桧																
	アオアヲナルトリゾート	2															
	介護老人保健施設 大鳴門シルバーハイツ	1															
	自立訓練（生活訓練）・ 宿泊型自立訓練事業所　なぎさ	1															
	リゾートホテルモアナコースト	2															
	ホテル・ファーストシーズン																
	ビジネスホテルNEXELα鳴門																
	地域密着型介護老人福祉施設 おおあさ杜樹の音（ときのね）																
	特別養護老人ホーム鳴光荘																
その他	精華幼稚園																
	桑島幼稚園																
	第一幼稚園																
	認定こども園成稔																
	明神幼稚園																
	旧堀江南幼稚園																
	板東幼稚園																
	大麻中学校広塚分校					500											
	ドイツ館敷地内倉庫					200	138	20	88								
	し尿処理場					300											
	ボートレース鳴門																
	水道会館																
	ポカリスエットスタジアム	8	4	9	9	6,900	218	60	260	1	14	4	5	4	52	16	12
	総合運動公園貯水槽倉庫																
	大塚スポーツパーク																
	鳴門市学校給食センター					500											
	鳴門病院附属看護専門学校					5,000											
	道の駅　くるくる なると					1,000											
	NFT鳴門美術館					1,000											
	鳴門市医師会																
	消防分団(42)																
	本部												9				
	合計	42	6	261	261	301,300	6,894	3,588	9,692	13	182	51	74	52	654	208	153

災害応急資機材配布一覧表

	配布箇所	メガホン（個）	ガソリン缶（ℓ）	ガソリン発電機（台）	ガソリン発電機（体育館接続用2.8kVA）	カセットガス発電機（台）	LPガス発電機（台）	低圧LPガス発電機及びガス供給ボックス（式）	投光器（台）	土嚢袋（袋）	ウェットティッシュ（個）	トイレットペーパー（ロール）	コードリール（基）	オスバン（本）	クリアカップ（本）	尿漏れパッド（枚）	車載用携帯充電器（個）
	徳島学院																
	ホテルリッジ																
	草の実学園																
	Bande桧																
	アオアヲナルトリゾート																
	介護老人保健施設 大鳴門シルバーハイツ																
	自立訓練（生活訓練）・ 宿泊型自立訓練事業所　なぎさ																
	リゾートホテルモアナコースト																
	ホテル・ファーストシーズン																
	ビジネスホテルNEXELα鳴門																
	地域密着型介護老人福祉施設 おおあさ杜樹の音（ときのね）																
	特別養護老人ホーム鳴光荘																
その他	精華幼稚園																
	桑島幼稚園																
	第一幼稚園																
	認定こども園成稔																
	明神幼稚園																
	旧堀江南幼稚園																
	板東幼稚園																
	大麻中学校広塚分校																
	ドイツ館敷地内倉庫		36	1								72			300	30	
	し尿処理場		36	1								24			400		
	ボートレース鳴門											36			400		
	水道会館																
	ポカリスエットスタジアム	1	64	2					3		24	156	2	430	800	120	5
	総合運動公園貯水槽倉庫																
	大塚スポーツパーク																
	鳴門市学校給食センター											96		15	50		
	鳴門病院附属看護専門学校																
	道の駅　くるくる なると																
	NFT鳴門美術館																
	鳴門市医師会																
	消防分団(42)																
	本部	1								10,000							
	合計	14	1,360	17	44	5	5	8	21	10,000	120	4,750	16	635	20,555	4,170	127

災害応急資機材配布一覧表

	配布箇所	ブルーシート（枚）	アルミマット（枚）	室内用テント	ひなんルーム（張）	ランタン	間仕切り4部屋セット（張）	簡易間仕切りシステム4	クイックパーテーション（張）	ワンタッチパーテンション（パーテントン）	ワンタッチパーテンション（シェルパー）	簡易ベッド	段ボールベッド	段ボール製パーテーション（ハコデルーム）	段ボール製パーテーション（ハコデルームカスタマイズ）	ワンタッチ式ベルト担架	ストーブ（台）
	徳島学院										10		10				
	ホテルリッジ																
	草の実学園												5		6		
	Bande桧																
	アオアヲナルトリゾート									7							
	介護老人保健施設 大鳴門シルバーハイツ										10		10				
	自立訓練（生活訓練）・ 宿泊型自立訓練事業所　なぎさ										3		3		4		
	リゾートホテルモアナコースト									2			4		4		
	ホテル・ファーストシーズン												3		3		
	ビジネスホテルNEXELα鳴門																
	地域密着型介護老人福祉施設 おおあさ杜樹の音（ときのね）																
	特別養護老人ホーム鳴光荘																
その他	精華幼稚園																
	桑島幼稚園																
	第一幼稚園																
	認定こども園成稔																
	明神幼稚園																
	旧堀江南幼稚園													10			
	板東幼稚園																
	大麻中学校広塚分校																
	ドイツ館敷地内倉庫				3							3					
	し尿処理場				3							3					
	ボートレース鳴門																
	水道会館																
	ポカリスエットスタジアム			7	3	11		50	25		6	4	7			1	
	総合運動公園貯水槽倉庫																
	大塚スポーツパーク																
	鳴門市学校給食センター				3							3					
	鳴門病院附属看護専門学校																
	道の駅　くるくる なると																
	NFT鳴門美術館																
	鳴門市医師会																
	消防分団(42)																
	本部																
	合計	125	80	7	221	11	20	100	27	75	356	403	545	41	30	1	2

災害応急資機材配布一覧表

	配布箇所	釜戸ベンチ（台）	トイレットベンチ（台）	ブロック（玩具）（個）	マスク	N95マスク	使い捨て手袋	防護ガウン	医療用メガネ	非接触型検温器（スタンドセット）	非接触体温計	アルコール消毒液（500㎖）	アルコール消毒液（1ℓ）	サーキュレーター	UV殺菌消臭器
	徳島学院														
	ホテルリッジ														
	草の実学園														
	Bande桧														
	アオアヲナルトリゾート														
	介護老人保健施設 大鳴門シルバーハイツ														
	自立訓練（生活訓練）・ 宿泊型自立訓練事業所　なぎさ														
	リゾートホテルモアナコースト														
	ホテル・ファーストシーズン														
	ビジネスホテルNEXELα鳴門														
	地域密着型介護老人福祉施設 おおあさ杜樹の音（ときのね）														
	特別養護老人ホーム鳴光荘														
その他	精華幼稚園														
	桑島幼稚園														
	第一幼稚園														
	認定こども園成稔														
	明神幼稚園														
	旧堀江南幼稚園														
	板東幼稚園														
	大麻中学校広塚分校														
	ドイツ館敷地内倉庫														
	し尿処理場														
	ボートレース鳴門														
	水道会館														
	ポカリスエットスタジアム			2	7,900		12,000	400			2	40		1	1
	総合運動公園貯水槽倉庫														
	大塚スポーツパーク	1	1												
	鳴門市学校給食センター														
	鳴門病院附属看護専門学校											10			
	道の駅　くるくる なると				2,500										
	NFT鳴門美術館														
	鳴門市医師会							1,000							
	消防分団(42)														
	本部				1,000	100		5		2	45				
	合計	1	1	28	47,900	100	86,500	4,005	0	2	115	700	20	16	13

デジタル防災行政無線 屋外子局一覧表

設備名	施設名		送信周波数	出力
親局設備	消防本部		60.485MHｚ	1W/方向×2方向＝2W
非常用親局設備	し尿処理施設		60.485MHｚ	合計10W

番号	施設	子局一覧（施設名）	所在地	スピーカ	サイレン			双方向通話機	備考
					750W	3.7kW	5.5kW		
1	消防本部・消防分団詰所	消防本部	撫養町南浜字東浜170	○	○				
2		木津神分団	大津町木津野字裏の越12-32	○	○				
3		南浜分団	撫養町南浜字権現2-1	○					
4		斎田分団	撫養町斎田字岩崎58-4	○					
5		黒崎分団	撫養町黒崎字松島229	○	○				
6		桑島分団	撫養町大桑島字与三左谷6	○	○				
7		里浦北分団	里浦町里浦字坂田415-5	○	○				
8		里浦南分団	里浦町里浦字恵美寿5-5	○			○		
9		三ツ石分団	鳴門町三ツ石字江尻山209	○	○				
10		土佐泊分団	鳴門町土佐泊浦字土佐泊288	○	○				
11		鳴門東分団（野黒山）	鳴門町土佐泊浦字高砂203-3	○			○		
12		鳴門東分団（大毛）	鳴門町土佐泊浦字大毛83-11	○			○		
13		明神分団	瀬戸町明神字下本城242	○	○				
14		堂浦分団	瀬戸町堂浦字地廻り弐81-3	○	○				
15		北泊分団	瀬戸町北泊字北泊103	○					
16		島田分団	瀬戸町小島田字通り60-3	○	○				
17		大幸分団　再送信子局	大津町大幸字若宮ノ本13-2	○				○	
18		段関分団	大津町段関字東21-3	○					
19		備前島分団	大津町備前島字荒神の越187	○	○				
20		木津野分団	大津町木津野字仲ノ越44-3	○					
21		旧吉永分団前	大津町吉永字西新18-1	○					
22		矢倉分団	大津町矢倉字北47-1	○		○			
23		旧徳長分団	大津町徳長字四番ノ越4-3	○	○				
24		旧中江分団	大津町徳長字榎ヶ江ノ越50-3	○	○				
25		旧長江分団	大津町長江字東大黒1-1	○					
26		櫛木分団	北灘町櫛木字中末82	○		○			
27		粟田分団	北灘町粟田字東傍示148-6	○					
28		三ヶ谷分団	北灘町大浦字東浦19-2	○					
29		旧折野分団	北灘町折野字屋敷371-2	○					
30		旧三津大須分団	北灘町折野字三津260-2	○			○		
31		小森分団	大麻町姫田字東百地1-6	○	○				
32		姫田分団	大麻町姫田字森崎57-3	○	○				
33		池高分団	大麻町池谷字長田32-1	○	○				
34		松村分団	大麻町松村字吉井10-1	○	○				
35		堀江南分団	大麻町牛屋島字中須45-4	○		○			
36		堀江中分団	大麻町市場字東原16-1	○	○				
37		市場分団	大麻町市場字大西43-4	○	○				
38		旧津慈分団	大麻町津慈宮ノ本153-3	○	○				
39		板東分団	大麻町板東字牛の宮東84-1	○					
40		桧分団　再送信子局	大麻町桧字野神ノ北32-4	○	○			○	
41	支部・避難所（学校）	斎田公民館	撫養町斎田字岩崎145	○	○			○	
42		川東公民館	撫養町立岩字内田63-2	○				○	
43		大津中央公民館	大津町大代679-2	○	○			○	
44		里浦公民館	里浦町里浦字花面535-2	○				○	
45		鳴門公民館	鳴門町高島字北86	○		○		○	
46		瀬戸公民館	瀬戸町堂浦字地廻り壱86-4	○				○	
47		北灘公民館	北灘町宿毛谷字クロハエ66	○			○	○	
48		堀江公民館	大麻町大谷字椢原18	○	○			○	
49		原地集会所	撫養町木津字原畑388-1	○				○	
50		板東連絡所	大麻町板東字宝蔵65-1	○	○			○	
51		鳴門渦潮高等学校	大津町吉永595	○	○			○	
52		鳴門中学校	鳴門町三ツ石字芙蓉山下251	○				○	
53		大麻中学校広塚分校	大麻町板東字広塚42	○	○			○	

番号	施設	子局一覧（施設名）	所在地	スピーカ	サイレン			双方向通話機	備考
					750W	3.7kW	5.5kW		
54	支部・避難所（学校）	黒崎小学校	撫養町黒崎字宮津88-1	○				○	
55		第一小学校	大津町木津野字内田11	○	○			○	
56		里浦小学校	里浦町里浦字西浜401	○			○	○	
57		旧鳴門東小学校	鳴門町土佐泊浦字高砂65-3	○				○	
58		明神小学校	瀬戸町明神字越浦70	○	○			○	
59		旧瀬戸小学校	瀬戸町堂浦字地廻り参220-1	○				○	
60		旧島田小学校	瀬戸町中島田字北田36	○		○		○	
61		北灘東小学校	北灘町粟田字西傍示228-1	○			○	○	
62		旧北灘西小学校	北灘町折野字屋敷64-3	○			○	○	
63		堀江南小学校	大麻町西馬詰字橋ノ本7	○	○			○	
64		板東南ふれあいセンター	大麻町川崎394	○		○		○	
65	避難所等（学校以外）	なるとソフトノミックスパーク	撫養町木津1356-43	○	○				
66		総合運動公園	撫養町立岩字四枚61	○				○	
67		北浜老人憩いの家	撫養町北浜字宮の東4-2	○	○			○	
68		室展望台	瀬戸町撫佐字前山地先	○		○		○	
69		ボートレース鳴門	撫養町大桑島字北ノ浜9-11	○	○			○	
70		賀川豊彦記念館	大麻町桧字東山田50-2	○	○			○	
71		鳴門地方卸売市場	里浦町粟津字西開38-1	○	○			○	
72		トリーデなると	撫養町林崎字北殿町149	○	○			○	
73		萩原集会所	大麻町萩原字アコメン11-3	○	○			○	
74		川原場集会所	大麻町桧字コモガ池90-2	○	○			○	
75		し尿処理施設	撫養町木津字口中山200	○				○	
76		小海集会所	瀬戸町北泊字小海287-1	○		○		○	
77		瀬戸　再送信子局	瀬戸町北泊字北泊地先				○	○	
78		長浜集会所　再送信子局	北灘町大須字長浜5-3	○				○	
79		野崎集会所	大津町段関字沖野21-6	○	○				
80		旧堀江公民館	大麻町大谷字道の上24	○	○				
				79	40	8	9	39	

※屋外子局とは、屋外拡声スピーカとモーターサイレンの両方、または一方が備わった設備のことをいう。

特設公衆電話設置場所一覧表

特設公衆電話とは、災害発生時における帰宅困難者等への迅速かつ確実な通信手段の確保を目的に設置した公衆電話で、通常の電話機を回線に接続することにより利用できる。

（１） 支部　１１箇所

番号	設置場所名	所在地
1	木津元村集会所	撫養町木津1123-2
2	黒崎地区コミュニティセンター	撫養町黒崎字清水86-2
3	市立図書館	撫養町大桑島字蛭子山49
4	川東公民館	撫養町立岩字内田63-2
5	里浦公民館	里浦町里浦字花面535-2
6	鳴門公民館	鳴門町高島字北86
7	鳴門東地区コミュニティセンター	鳴門町土佐泊浦字高砂65-3
8	瀬戸公民館	瀬戸町堂浦字地廻り壱86-4
9	大津中央公民館	大津町大代679-2
10	堀江公民館	大麻町大谷字椢原18
11	板東公民館	大麻町板東宝蔵103-1

（２）小学校　１７箇所

番号	設置場所名	所在地
1	撫養小学校	撫養町斎田字岩崎72
2	林崎小学校	撫養町立岩字内田73-1
3	黒崎小学校	撫養町黒崎字宮津88-1
4	桑島小学校	撫養町大桑島字与三佐谷6
5	第一小学校	大津町木津野字内田11
6	里浦小学校	里浦町里浦字西浜401
7	旧鳴門東小学校	鳴門町土佐泊浦字高砂65-3
8	鳴門西小学校	鳴門町高島字北217
9	明神小学校	瀬戸町明神字越浦70
10	旧瀬戸小学校	瀬戸町堂浦字地廻り参220-1
11	大津西小学校	大津町大代1210
12	北灘東小学校	北灘町粟田字西傍示228-1
13	旧北灘西小学校	北灘町折野字屋敷64-3
14	堀江北小学校	大麻町大谷字中筋41
15	堀江南小学校	大麻町西馬詰字橋ノ本7
16	板東小学校	大麻町板東字宝蔵60
17	旧島田小学校	瀬戸町中島田字北田36

（３） 中学校　５箇所

番号	設置場所名	所在地
1	第一中学校	撫養町南浜字浜田37-1
2	第二中学校	撫養町立岩字内田150
3	鳴門中学校	鳴門町三ツ石字芙蓉山下251
4	瀬戸中学校	瀬戸町堂浦字地廻り壱96-4
5	大麻中学校	大麻町池谷字長田105

（４） その他施設　５箇所

番号	設置場所名	所在地
1	鳴門市役所本庁舎	撫養町南浜字東浜170
2	板東南ふれあいセンター	大麻町川崎394
3	北灘公民館	北灘町宿毛谷字クロハエ66
4	旧北灘中学校	北灘町大浦字東浦75
5	里浦南防災センター	里浦町里浦字恵美寿5-6

公用車保有台数一覧表

（令和8年2月1日現在）

車種別 / 課名	乗用車			貨物車			特殊車	マイクロバス	計
	普通	小型	軽	普通	小型	軽			
総務課	2	3	19		10	12		1	47
戦略企画課	1							3	4
ドイツ館			1						1
クリーンセンター		1	4	13		3	14		35
長寿介護課			1			1	1		3
人権福祉ｾﾝﾀｰ			1		1				2
社会福祉課							1		1
まちづくり課						1			1
土木課					4	1	1		6
公園緑地課			1		1	2	2		6
観光振興課							1		1
消防本部				1		2	17		20
消防分団							44		44
水道事業課 ・水道企画課		1	3	1	5	3	1		14
ボートレース事業課	5	2	1			1		1	10
教育総務課		1						4	5
学校給食センター				8	1	1			10
教育支援室		1							1
図書館							1		1
議会事務局	1								1
計	9	9	31	23	22	27	83	9	213

社会福祉課貸出車 （社会福祉協議会へ貸出）							1		1

クリーンセンター及び水道事業課におけるフォークリフト等は、上記表に含まず。

※上記表は総務課（管財担当）調査による。

市内船舶数一覧表

船舶数						
所有者	数量(隻)	場所	内訳			連絡先
			船名	定員	エンジン	
市内渡船	1	撫養町黒崎	なると丸	43名	ディーゼル174PS	㈲小鳴門渡船 ℡687-0855
	1	撫養町岡崎	さざなみ	30名	〃 174PS	688-0533
	1	瀬戸町小島田	第二小鳴門丸	12名	〃 40PS	㈲島田渡船 ℡688-0591
社会福祉法人小渦会	2	瀬戸町堂浦	シーガルNO.1 シーガルNO.2	30名 25名	〃 105PS 〃 105PS	℡688-0011
その他	32	市内				海運組合 ℡685-6360

※上記表は土木課調査による。

指定緊急避難場所一覧表

・ 指定緊急避難場所とは、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所」です
・ 「法指定　○」とは、災害対策基本法の基準に基づいて指定したことを示しています。
・ ○印がない「法定外」の指定避難場所は、集落等の近隣に、法律の基準に当てはまる施設等がない場合に、
　差し当たりの安全を確保するための場所として指定したものです。
・ 津波防災地域づくりに関する法律第56条に基づく「指定避難施設」とは異なります。

令和8年2月末現在

	地区	施設・場所名	住所	法指定	洪水	崖崩れ等	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	避難可能人数	津波収容可能人数
1	木津	天理教撫養大教会	撫養町木津461	○	○	○	○				○	51	
2		木津元村集会所	撫養町木津1123-2	○	○	○	○	○			○	23	
3		原地集会所	撫養町木津388-1	○		○	○	○			○	26	
4		金刀比羅神社	撫養町木津1035						○				1,361
5		木津八幡見山	撫養町木津400北の山						○				307
6		木津神地区ふれあい運動場	撫養町木津1037-1	○					○				5,177
7		国道11号鳴門高架橋	撫養町木津（県道鳴門池田線交点付近）						○				2,044
8		国道11号(鳴門IC付近の歩道)	撫養町木津						○				204
9		城山東側道路	撫養町木津	○					○				2,151
10		鳴門市し尿処理施設場内	撫養町木津200	○					○				11,515
11		鳴門市衛生センターグラウンド	撫養町木津字池の内236-1	○	○	○	○		○	○			10,647
12	南浜	南浜集会所	撫養町南浜字蛭子前西23	○		○		○			○	17	
13		鳴門市本庁舎（屋上）	撫養町南浜字東浜170	○	○	○	○	○	○		○		
15		第一中学校（体育館）	撫養町南浜字浜田37-1	○	○	○	○	○	○		○	422	864
16		第一中学校（運動場）	撫養町南浜字浜田37-1	○						○		6,450	
17		第一中学校（校舎）	撫養町南浜字浜田37-1	○	○				○			3,813	3,813
18		鳴門渦潮高等学校（撫養グラウンド:クラブハウス）	撫養町南浜字馬目木58	○	○	○	○	○	○		○	77	256
19		鳴門渦潮高等学校（撫養グラウンド:運動場）	撫養町南浜字馬目木58	○						○		6,367	
20		サーパス鳴門	撫養町南浜字東浜156-12	○					○			593	593
21		ダイアパレス鳴門	撫養町南浜字東浜527-1	○					○			382	382
22		ケアハウスなると	撫養町南浜字蛭子前東105	○					○			245	245
23		大商硝子㈱鳴門工場	撫養町南浜字大工野21-1	○					○			144	144
24		第5西谷ビル	撫養町南浜字東浜158-13	○					○			399	399
25		棒杭山登り口（中央公園）	撫養町南浜字蛭子前西161-1						○				1,154
26		児童発達支援なると裏山（旧うずしお児童館裏山）	撫養町南浜字蛭子前西						○				264
27		白谷池に向かう道路	撫養町南浜字蛭子前西						○				378
28		認定こども園さら	撫養町南浜蛭子前西92-1						○				729
29	斎田	斎田集会所	撫養町斎田字岩崎86-1	○		○	○				○	25	
30		撫養小学校（体育館）	撫養町斎田字岩崎72	○				○				209	
31		撫養小学校（校舎）	撫養町斎田字岩崎72	○	○		○		○			2,075	2,075
32		撫養小学校（運動場）	撫養町斎田字岩崎72	○						○		2,500	
33		鳴門高等学校（体育館）	撫養町斎田字岩崎135-1	○	○	○	○	○	○		○	1,804	1,804
34		鳴門高等学校（校舎）	撫養町斎田字岩崎135-1	○					○			1,451	1,451
35		鳴門高等学校（運動場）	撫養町斎田字岩崎135-1	○						○		14,200	
36		ホテルカクイン鳴門	撫養町斎田大堤208	○					○			534	534
37		リアライズ鳴門	撫養町斎田字東発19-3	○					○			381	381
38		鳴門市総合運動場	撫養町斎田字大池76	○					○				16,052
39		岩崎神社	撫養町斎田字岩崎148-3裏						○				757
40		うずしおふれあい公園	撫養町斎田	○						○		11,500	
41		小川病院	撫養町斎田字北浜99	○					○				227
42		斎田公民館	撫養町斎田字岩崎145	○				○	○			126	263

指定緊急避難場所一覧表

・ 指定緊急避難場所とは、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所」です
・ 「法指定　○」とは、災害対策基本法の基準に基づいて指定したことを示しています。
・ ○印がない「法定外」の指定避難場所は、集落等の近隣に、法律の基準に当てはまる施設等がない場合に、
　差し当たりの安全を確保するための場所として指定したものです。
・ 津波防災地域づくりに関する法律第56条に基づく「指定避難施設」とは異なります。

令和8年2月末現在

	地区	施設・場所名	住所	法指定	洪水	崖崩れ等	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	避難可能人数	津波収容可能人数
43	黒崎	黒崎小学校(体育館)	撫養町黒崎字宮津88-1	○		○		○			○	166	
44		黒崎小学校(校舎)	撫養町黒崎字宮津88-1	○					○			1,107	1,107
45		黒崎小学校(運動場)	撫養町黒崎字宮津88-1	○						○		1,600	
46		黒崎地区コミュニティセンター	撫養町黒崎字清水86-2	○		○		○			○	222	
47		聖母幼稚園	撫養町黒崎字松島208	○	○	○	○				○	33	
48		宇佐八幡神社	撫養町黒崎字八幡130						○				1,341
49		市道中山黒崎線(鳴門病院南)	撫養町黒崎小谷	○					○				4,844
50		塩釜神社	撫養町黒崎清水172						○				1,489
51	大桑島	鳴門市剣道場	撫養町大桑島字濘岩浜35-8	○		○					○	131	
52		桑島小学校(体育館)	撫養町大桑島字与三左谷6	○		○		○			○	167	
53		桑島小学校(南棟校舎)	撫養町大桑島字与三左谷6	○	○		○		○		○	510	510
54		桑島小学校(運動場)	撫養町大桑島字与三左谷6	○						○		3,200	
55		勤労者体育センター	撫養町大桑島字濘岩浜35-8	○		○					○	230	
56		鳴門市立図書館	撫養町大桑島字蛭子山11	○	○	○	○	○	○		○	1,904	1,904
57		桑島地区コミュニティセンター	撫養町大桑島字中之組30	○				○				30	
58		市営桑島第二団地	撫養町大桑島字北ノ浜37	○					○			168	168
59		サンライズ大桑島	撫養町大桑島字濘岩浜19-27	○					○			421	421
60		鳴門住宅	撫養町大桑島字蛭子山170	○					○			90	90
61		うさぎ山	撫養町大桑島字濘岩						○				1,100
62		高速鳴門バス停	撫養町大桑島字濘岩	○					○				764
63		薬師堂	撫養町大桑島字濘岩						○				203
64		高山	撫養町大桑島字濘岩						○				1,438
65		丸山	撫養町大桑島字濘岩						○				409
66		高速鳴門バス停立体駐車場	撫養町大桑島字濘岩75-1	○					○			1,747	1,747
67		徳島県農業協同組合 うずしお支店(2階会議室)	撫養町大桑島字大谷5-1	○	○	○	○	○	○			170	170
68	小桑島	日峯マンション	撫養町小桑島字前浜180	○					○			292	292
69		光徳寺の寺山山頂	撫養町小桑島字前組92						○				236
70		東山	撫養町小桑島字日向谷						○				636
71	立岩	第二中学校(体育館)	撫養町立岩字内田150	○				○				295	
72		第二中学校(校舎)	撫養町立岩字内田150	○					○			1,082	1,082
73		第二中学校(運動場)	撫養町立岩字内田150	○						○		5,600	
74		林崎小学校(体育館)	撫養町立岩字内田73-1	○	○	○		○			○	198	
75		林崎小学校(校舎)	撫養町立岩字内田73-1	○					○			785	785
76		林崎小学校(運動場)	撫養町立岩字内田73-1	○						○		3,000	
77		川東公民館	撫養町立岩字内田63-2	○	○	○	○	○			○	51	
78		立岩塩浜集会所	撫養町立岩字元地196	○	○	○					○	13	
79		鳴門・大塚スポーツパーク	撫養町立岩字四枚61	○						○		128,000	
80		鳴門・大塚スポーツパーク(アミノバリューホール)	撫養町立岩字四枚61	○	○	○	○	○	○		○	945	472
81		鳴門・大塚スポーツパーク(武道館)	撫養町立岩字四枚61	○	○	○		○			○	272	
82		鳴門・大塚スポーツパーク(ポカリスエットスタジアム)	撫養町立岩字四枚61	○					○				6,750
83		㈱大塚製薬工場鳴門工場	撫養町立岩元地115	○					○			1,000	1,000
84		㈱テレビ鳴門	撫養町立岩字四枚74	○					○			240	240
85		徳島県鳴門合同庁舎	撫養町立岩字七枚128	○					○				364

指定緊急避難場所一覧表

・ 指定緊急避難場所とは、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所」です
・ 「法指定　○」とは、災害対策基本法の基準に基づいて指定したことを示しています。
・ ○印がない「法定外」の指定避難場所は、集落等の近隣に、法律の基準に当てはまる施設等がない場合に、
　差し当たりの安全を確保するための場所として指定したものです。
・ 津波防災地域づくりに関する法律第56条に基づく「指定避難施設」とは異なります。

令和8年2月末現在

	地区	施設・場所名	住所	法指定	洪水	崖崩れ等	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	避難可能人数	津波収容可能人数
86	林崎	林崎集会所	撫養町林崎字南殿町28-2	○	○	○	○	○			○	15	
87		トリーデなると	撫養町林崎字北殿町149	○				○	○			63	63
88		妙見山	撫養町林崎字北殿町147	○					○				11,368
89		NFT鳴門美術館	撫養町林崎字北殿町149付近						○				187
90	弁財天	弁財天集会所	撫養町弁財天字三ツ井丁4-2	○	○	○					○	13	
91	岡崎	岡崎集会所	撫養町岡崎字二等道路東41-2	○	○	○		○			○	19	
92	北浜	北浜老人憩いの家	撫養町北浜字宮の東4-2	○	○	○	○				○	25	
93	里浦	里浦公民館	里浦町里浦字花面535-2	○	○	○	○	○			○	56	
94		里浦農業協同組合	里浦町里浦字花面233-1	○	○	○	○				○	75	
95		里浦集会所	里浦町里浦字花面350-2	○	○	○					○	30	
96		里浦小学校（体育館）	里浦町里浦字西浜401	○	○	○		○			○	203	
97		里浦小学校（校舎）	里浦町里浦字西浜401	○					○			1,339	1,339
98		里浦小学校（運動場）	里浦町里浦字西浜401	○						○		4,950	
99		里浦北集会所	里浦町里浦字坂田415-5	○	○	○	○	○			○	15	
100		里浦南防災センター	里浦町里浦字恵美寿5-6	○	○	○	○	○	○		○	87	500
101		人丸神社	里浦町里浦字花面						○				887
102		障害支援センター桜	里浦町里浦字坂田432-43						○				553
103		宝珠寺の高台	里浦町里浦字花面12						○				577
104	高島	鳴門西小学校（体育館）	鳴門町高島字北217	○	○	○		○			○	165	
105		鳴門西小学校（校舎）	鳴門町高島字北217	○					○			491	491
106		鳴門西小学校（運動場）	鳴門町高島字北217	○						○		3,300	
107		鳴門教育大学(共通研究A棟)	鳴門町高島字中島748	○					○			1,845	1,845
108		鳴門教育大学（体育館）	鳴門町高島字中島748	○	○	○	○	○			○	422	
109		鳴門教育大学（陸上競技場）	鳴門町高島字中島748	○						○		9,600	
110		鳴門公民館	鳴門町高島字北86	○	○	○	○	○			○	462	
111		高島団地集会所	鳴門町高島字北384	○		○		○			○	14	
112		県営高島団地	鳴門町高島字北380	○					○			180	180
113		市営高島団地	鳴門町高島字北384	○					○			180	180
114		出世氏宅裏山	鳴門町高島字中島83						○				50
115		楠氏宅裏山	鳴門町高島字山路6						○				355
116		鳴門リゾートマンション「ふるさと君」（高台）	鳴門町高島字竹島324	○					○				4,152
117		鳴門ウチノ海総合公園	鳴門町高島字北679	○					○	○		101,000	9,040
118		高島八幡神社	鳴門町高島字山路57						○				407
119		鳴門ウチノ海ふれあい広場	鳴門町高島字山路256						○				2,803
120	三ツ石	鳴門中学校（体育館）	鳴門町三ツ石字芙蓉山下251	○	○	○		○			○	1,041	
121		鳴門中学校（運動場）	鳴門町三ツ石字芙蓉山下251	○						○		6,500	
122		法勝寺	鳴門町三ツ石字南大手23						○				786
123		芙蓉山	鳴門町三ツ石字南大手66-2						○				754
124		トムソーヤの丘	鳴門町三ツ石字芙蓉山下						○				9,853
125		三ツ石ハイランド	鳴門町三ツ石字芙蓉山下240	○					○				3,762
126		三ツ石八幡神社	鳴門町三ツ石字芙蓉山下						○				415

指定緊急避難場所一覧表

・ 指定緊急避難場所とは、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所」です
・ 「法指定　○」とは、災害対策基本法の基準に基づいて指定したことを示しています。
・ ○印がない「法定外」の指定避難場所は、集落等の近隣に、法律の基準に当てはまる施設等がない場合に、
　差し当たりの安全を確保するための場所として指定したものです。
・ 津波防災地域づくりに関する法律第56条に基づく「指定避難施設」とは異なります。

令和8年2月末現在

	地区	施設・場所名	住所	法指定	洪水	崖崩れ等	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	避難可能人数	津波収容可能人数
127	土佐泊浦	旧鳴門東小学校(運動場)	鳴門町土佐泊浦字高砂65-3	○					○	○		1,800	4,102
128		旧鳴門東小学校(体育館)	鳴門町土佐泊浦字高砂65-3	○	○	○	○	○	○		○	389	389
129		野集会所	鳴門町土佐泊浦字高砂181-2	○		○	○				○	11	
130		黒山集会所	鳴門町土佐泊浦字黒山118-295	○		○	○				○	12	
131		大毛集会所	鳴門町土佐泊浦字大毛122	○		○	○				○	17	
132		鳴門東地区コミュニティセンター	鳴門町土佐泊浦字高砂65-3	○	○	○	○	○	○		○	282	282
133		旧鳴門東地区コミュニティセンター　裏山	鳴門町土佐泊浦字脇口23-3						○				200
134		ふるさと君渦潮編	鳴門町土佐泊浦高砂112-1	○					○			374	374
135		大塚国際美術館	鳴門町土佐泊浦福池65-1	○					○			5,600	5,600
136		ベル・シーサイドヴィュー鳴門Ⅰ	鳴門町土佐泊浦字黒山118-357	○					○			414	414
137		南海病院前駐車場	鳴門町土佐泊浦高砂5						○				2,258
138		神戸淡路鳴門自動車道側道1	鳴門町土佐泊浦字福池	○					○				465
139		神戸淡路鳴門自動車道側道2	鳴門町土佐泊浦字大毛	○					○				1,498
140		神戸淡路鳴門自動車道側道3	鳴門町土佐泊浦字黒山	○					○				1,750
141		神戸淡路鳴門自動車道側道4	鳴門町土佐泊浦字大谷	○					○				498
142		神戸淡路鳴門自動車道横広場	鳴門町土佐泊浦字大毛	○					○				316
143		アンテナ中継局付近	鳴門町土佐泊浦字大谷167						○				1,482
144		新羅神社	鳴門町土佐泊浦字土佐泊121						○				203
145		小宰相局の墓	鳴門町土佐泊浦字土佐泊62						○				136
146		大毛山に向かう道	鳴門町土佐泊浦字大毛	○					○				612
147		小鳴門橋北側道路	鳴門町土佐泊浦字土佐泊	○					○				2,456
148		神社跡	鳴門町土佐泊浦字土佐泊						○				141
149		特別養護老人ホーム鳴優荘	鳴門町土佐泊浦字黒山118-257	○					○			963	963
150		ヴァンベール鳴門駐車場	鳴門町土佐泊浦字黒山246-3	○					○			190	190
151	明神	明神小学校(体育館)	瀬戸町明神字越浦70	○				○				157	
152		明神小学校(校舎)	瀬戸町明神字越浦70	○					○			632	632
153		明神小学校(運動場)	瀬戸町明神字越浦70	○						○		1,350	
154		明神集会所	瀬戸町明神字下本城242	○	○	○					○	97	
155		明神越浦集会所	瀬戸町明神字越浦334-7	○		○		○			○	19	
156	明神	市営明神第二団地	瀬戸町明神字下本城212	○					○			54	54
157		弐軒家地区津波避難場所	瀬戸町明神字弐軒家45-4,41-2						○				170
158		さくら公園	瀬戸町明神字鳴谷89-8	○					○				1,114
159		阿波道路㈱	瀬戸町明神馬越26-1						○				2,952
160		鳴門複合産業団地　道路	瀬戸町明神板屋島	○					○				13,783
161		㈲嵯峨鉄工所	瀬戸町明神字丸山63-2						○				989
162		鳴門念法寺	瀬戸町明神字馬越36-2						○				1,761
163		市道明神エリカの丘線	瀬戸町明神字馬越	○					○				1,292

指定緊急避難場所一覧表

・ 指定緊急避難場所とは、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所」です
・ 「法指定　○」とは、災害対策基本法の基準に基づいて指定したことを示しています。
・ ○印がない「法定外」の指定避難場所は、集落等の近隣に、法律の基準に当てはまる施設等がない場合に、
　差し当たりの安全を確保するための場所として指定したものです。
・ 津波防災地域づくりに関する法律第56条に基づく「指定避難施設」とは異なります。

令和8年2月末現在

	地区	施設・場所名	住所	法指定	洪水	崖崩れ等	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	避難可能人数	津波収容可能人数
164	堂浦	明神菅谷集会所	瀬戸町堂浦字本浦中32-2	○				○				10	
165		明神北集会所（集会所）	瀬戸町堂浦字地廻り壱10-1	○		○	○	○			○	21	
166		明神北集会所（高台）	瀬戸町堂浦字地廻り壱10-1	○					○				505
167		瀬戸中学校（体育館）	瀬戸町堂浦字地廻り壱96-4	○	○	○		○			○	310	
168		瀬戸中学校（校舎）	瀬戸町堂浦字地廻り壱96-4	○					○			1,378	1,378
169		瀬戸中学校（運動場）	瀬戸町堂浦字地廻り壱96-4	○						○		2,750	
170		瀬戸公民館	瀬戸町堂浦字地廻り壱86-4	○	○	○	○	○	○		○	493	493
171		瀬戸公民館（高台）	瀬戸町堂浦字地廻り壱86-4	○					○				1,245
172		旧瀬戸小学校（体育館）	瀬戸町堂浦字地廻り参220-1	○				○				149	
173		旧瀬戸小学校（校舎）	瀬戸町堂浦字地廻り参220-1	○	○	○	○		○		○	2,763	1,757
174		旧瀬戸小学校（運動場）	瀬戸町堂浦字地廻り参220-1	○						○		3,050	
175		堂浦ふれあい会館	瀬戸町堂浦字地廻り弐266	○	○	○					○	238	
176		日出集会所	瀬戸町堂浦字日出3-3	○		○		○			○	8	
177		旧鳴門ハイツ	瀬戸町堂浦阿波井72						○				3,550
178		吉祥寺	瀬戸町堂浦地廻り弐307						○				1,107
179		県道183号線日出橋付近	瀬戸町堂浦日出						○				2,265
180		小鳴門公園（み山）	瀬戸町堂浦字地回り参						○				477
181		天満宮	瀬戸町堂浦字地回り参						○				139
182		阿波井神社	瀬戸町堂浦字阿波井						○				535
183		鳴門市クリーンセンター	瀬戸町堂浦字浦代105番地17-2	○					○				7,153
184	北泊	北泊公民館	瀬戸町北泊字北泊103	○	○	○	○				○	128	
185		北泊漁業協同組合（北泊漁民センター）	瀬戸町北泊字北泊209-6	○		○	○	○			○	23	
186		小海集会所	瀬戸町北泊字小海287-1	○		○		○			○	8	
187		小鳴門新橋（旧料金所）	瀬戸町北泊字北泊						○				1,480
188		北泊漁民センター近くの道	瀬戸町北泊字北泊209-6	○					○				916
189		普光寺	瀬戸町北泊字北泊199						○				630
190		鳴門スカイライン登り口（北泊）	瀬戸町北泊字北泊						○				1,230
191	中島田	旧島田小学校（体育館）	瀬戸町中島田字北田36	○					○			439	439
192		旧島田小学校（校舎）	瀬戸町中島田字北田36	○	○	○	○		○		○	28	93
193		旧島田小学校（運動場）	瀬戸町中島田字北田36	○					○	○		1,350	1,998
194		鳴門スカイライン登り口（中島田）	瀬戸町中島田字露谷						○				2,044
195	小島田	小島田集会所	瀬戸町小島田字通り1-3	○		○					○	8	
196	室	室撫佐漁業協同組合	瀬戸町室字本村64-1	○		○	○				○	15	
197		鳴門スカイライン登り口（室）	瀬戸町室中ケ谷68付近						○				4,692
198		鳴門スカイライン登り口（撫佐）	瀬戸町撫佐本村17付近						○				1,033
199	大幸	大幸集会所	大津町大幸字若宮の元14	○		○					○	29	
200		高速道路段関避難場所	大津町大幸	○					○				200
201		高速道路大幸避難場所	大津町大幸	○					○				450
202	大代	大津中央公民館	大津町大代679-2	○	○	○	○	○	○		○	94	94
203		大代前場集会所	大津町大代1133-1	○	○	○	○				○	13	
204		大代集会所	大津町大代1213-2	○		○		○			○	19	
205		大津西小学校（体育館）	大津町大代1210	○		○		○			○	203	
206		大津西小学校（校舎）	大津町大代1210	○	○		○		○		○	551	551
207		大津西小学校（運動場）	大津町大代1210	○						○		2,650	
208		大代山路集会所（集会所）	大津町大代997-1	○	○	○	○	○			○	15	

指定緊急避難場所一覧表

・ 指定緊急避難場所とは、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所」です
・ 「法指定　○」とは、災害対策基本法の基準に基づいて指定したことを示しています。
・ ○印がない「法定外」の指定避難場所は、集落等の近隣に、法律の基準に当てはまる施設等がない場合に、
　差し当たりの安全を確保するための場所として指定したものです。
・ 津波防災地域づくりに関する法律第56条に基づく「指定避難施設」とは異なります。

令和8年2月末現在

	地区	施設・場所名	住所	法指定	洪水	崖崩れ等	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	避難可能人数	津波収容可能人数
209	大代	大代山路集会所(高台)	大津町大代997-1	○					○				128
210		勝福寺	大津町大代1074						○				418
211		薬師坊	大津町大代						○				3,836
212		天皇神社・護穀神社	大津町大代						○				561
213		大代古墳入口	大津町大代辺露	○					○				250
214	段関	段関集会所	大津町段関字西53-2	○		○		○			○	12	
215		段関野崎集会所	大津町段関字沖野21-6	○		○		○			○	13	
216	備前島	鳴門市学校給食センター	大津町備前島字松の本219	○	○	○	○		○		○	103	427
217		備前島集会所	大津町備前島字荒神の越164-3	○		○					○	7	
218		道の駅　くるくる なると　2階芝生広場	大津町備前島字蟹田の越338-1	○					○				1,118
219	木津野	第一小学校(校舎)	大津町木津野字内田11	○	○	○	○	○	○		○	931	
220		第一小学校(体育館)	大津町木津野字内田11	○		○		○				1,746	1,746
221		第一小学校(運動場)	大津町木津野字内田11	○						○		4,000	
222		ふるはうす	大津町木津野字北川縁37	○					○			105	105
223		ハイツ大津	大津町木津野字藪の内62-1	○					○			74	74
224	吉永	鳴門渦潮高等学校(第一体育館)	大津町吉永595	○		○		○	○			279	271
225		鳴門渦潮高等学校(第二体育館)	大津町吉永595	○	○	○	○	○			○	1,384	
226		鳴門渦潮高等学校(至誠館)	大津町吉永595	○					○				334
227		鳴門渦潮高等学校(第一グラウンド)	大津町吉永595	○						○		11,964	
228		鳴門渦潮高等学校(第二グラウンド)	大津町吉永595	○						○		7,341	
229		鳴門渦潮高等学校(本館)	大津町吉永595	○				○	○			94	696
230		ココラック鳴門	大津町吉永字前ノ越280番地9	○					○			540	540
231	矢倉	大津団地集会所	大津町矢倉字西の越2-2	○		○					○	8	
232		シティーフィールド1	大津町矢倉字裏15-9	○					○			114	114
233		ガーデンヒルズ鳴門Ⅰ	大津町矢倉字六ノ越1-1	○					○			75	75
234		市営矢倉団地	大津町矢倉字参の越35	○					○			648	648
235		M&Mマルナカマート㈱	大津町矢倉字裏10-2	○					○			2,903	2,903
236	櫛木	櫛木集会所	北灘町櫛木字中末83-3	○	○	○	○	○	○		○	105	105
237		張集会所	北灘町櫛木字中田14-2	○		○	○				○	8	
238		東山の団地	北灘町櫛木字東山10-50付近						○				7,837
239	粟田	旧北灘東幼稚園	北灘町粟田字西傍示228-1	○	○	○	○		○		○	475	475
240		北灘東小学校(体育館)	北灘町粟田字西傍示228-1	○				○	○			130	130
241		北灘東小学校(運動場)	北灘町粟田字西傍示228-1	○					○	○		2,000	6,389
242		長寿寺保育園	北灘町粟田字東傍示278						○				500
243		粟田公民館	北灘町粟田字東傍示72	○					○				261
244		葛城神社	北灘町粟田池谷2						○				1,428
245		ほほえみ児童クラブ	北灘町粟田字西傍示137-4						○				
246	大浦	旧北灘中学校(運動場)	北灘町大浦字東浦75	○					○	○		1,200	4,179
247		旧北灘中学校(校舎)	北灘町大浦字東浦75	○	○	○	○		○		○	2,137	2,137
248	宿毛谷	伊宇賀神社	北灘町宿毛谷宿毛谷77						○				430
249		北灘公民館(高台)	北灘町宿毛谷字クロハエ66	○					○				728
250		大浦漁港ふれあい広場	北灘町宿毛谷字相ケ谷23	○						○		600	
251	鳥ヶ丸	鳥ヶ丸集会所	北灘町鳥ヶ丸字トノムラ60-2	○				○				5	
252		鳥ヶ丸集会所(高台)	北灘町鳥ケ丸トノムラ60-2	○					○				88

指定緊急避難場所一覧表

・ 指定緊急避難場所とは、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所」です
・ 「法指定　○」とは、災害対策基本法の基準に基づいて指定したことを示しています。
・ ○印がない「法定外」の指定避難場所は、集落等の近隣に、法律の基準に当てはまる施設等がない場合に、
　差し当たりの安全を確保するための場所として指定したものです。
・ 津波防災地域づくりに関する法律第56条に基づく「指定避難施設」とは異なります。

令和8年2月末現在

	地区	施設・場所名	住所	法指定	洪水	崖崩れ等	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	避難可能人数	津波収容可能人数
253	折野	川筋集会所	北灘町折野字川筋33-4	○		○	○				○	8	
254		北條集会所	北灘町折野字屋敷154-1	○		○	○				○	35	
255		旧北灘西小学校(体育館)	北灘町折野字屋敷64-3	○	○	○	○	○	○		○	509	509
256		三津集会所	北灘町折野字三津260-2	○		○	○				○	8	
257		西條集会所	北灘町折野字屋敷379-1	○		○	○	○			○	12	
258		西條集会所(高台)	北灘町折野字屋敷379-1	○					○				274
259		グランディ鳴門ゴルフクラブ登り口	北灘町折野桜井5-15付近						○				884
260		三津の高台	北灘町折野字三津12	○					○				429
261		ギャラリーカフェ風待ちの丘ルン	北灘町折野字上東地312-3						○				839
262	大須	大須集会所	北灘町大須字西添25	○		○					○	8	
263		大須神社	北灘町大須字西添69	○					○				229
264	碁浦	国道11号線香川県境付近	北灘町碁浦碁浦20						○				324
265	姫田	小森集会所	大麻町姫田字東百地1-4	○		○		○			○	20	
266		姫田集会所	大麻町姫田字森崎57-2	○	○	○	○				○	13	
267		宮尾神社(姫田字小森山路)	大麻町姫田字小森山路						○				105
268		高松道脇(姫田字宮ヶ谷)	大麻町姫田字宮ヶ谷						○				6,824
269		宮尾神社(姫田字三ツカ谷)	大麻町姫田字三ツカ谷	○					○				1,039
270		音蔵寺	大麻町姫田字寺内						○				358
271	牛屋島	堀江南分団詰所	大麻町牛屋島字中須45-4	○					○				37
272	大谷	堀江北小学校(運動場)	大麻町大谷字中筋41	○					○	○		1,400	5,742
273		堀江北小学校(体育館)	大麻町大谷字中筋41	○	○	○	○	○	○		○	140	140
274		堀江公民館	大麻町大谷字椢原18	○	○	○	○	○	○		○	427	427
275		旧堀江公民館(高台)	大麻町大谷字道の上24	○					○				719
276		大谷集会所	大麻町大谷字椢原14	○	○	○	○	○			○	15	
277	池谷	池谷集会所	大麻町池谷字長田103-2	○	○	○	○				○	21	
278		大麻中学校(体育館・武道場)	大麻町池谷字長田105	○				○	○			342	1,128
279		大麻中学校(運動場)	大麻町池谷字長田105	○					○	○		7,300	9,444
280	高畑	高畑集会所	大麻町高畑字居屋敷127-2	○		○		○			○	13	
281	西馬詰	堀江南小学校(体育館)	大麻町西馬詰字橘ノ本7	○		○		○				117	
282		堀江南小学校(校舎)	大麻町西馬詰字橘ノ本7	○	○		○		○		○	905	905
283		堀江南小学校(運動場)	大麻町西馬詰字橘ノ本7	○						○		5,050	
284	東馬詰	東馬詰集会所	大麻町東馬詰字諏訪の元74-1	○		○					○	18	
285	市場	医王集会所	大麻町市場字大道34-1	○		○	○				○	18	
286		ホープス勝瑞	大麻町市場字川向二61-4	○					○			168	168
287	北島町高房	鳴門市浄水場	板野郡北島町高房八丁の西2	○					○			541	541
288	三俣	市場団地集会所	大麻町三俣字前野9-3	○		○	○				○	27	
289		人権福祉センター	大麻町三俣字前野18	○	○	○	○	○	○		○	828	1,015
290	川崎	板東南ふれあいセンター(旧川崎幼稚園)庁舎	大麻町川崎394	○	○	○	○		○		○	552	833
291		板東南ふれあいセンター(旧川崎幼稚園)運動場	大麻町川崎394	○						○		1,200	
292	津慈	津慈集会所	大麻町津慈字宮ノ本150-4	○		○	○				○	18	
293	萩原	萩原集会所	大麻町萩原字アコメン11-3	○	○	○	○				○	20	
294		萩原団地集会所	大麻町萩原字西山田68-35	○	○	○	○				○	13	

指定緊急避難場所一覧表

・ 指定緊急避難場所とは、「災害が発生し、又は発生するおそれがある場合にその危険から逃れるための場所」です
・ 「法指定　○」とは、災害対策基本法の基準に基づいて指定したことを示しています。
・ ○印がない「法定外」の指定避難場所は、集落等の近隣に、法律の基準に当てはまる施設等がない場合に、
　差し当たりの安全を確保するための場所として指定したものです。
・ 津波防災地域づくりに関する法律第56条に基づく「指定避難施設」とは異なります。

令和8年2月末現在

	地区	施設・場所名	住所	法指定	洪水	崖崩れ等	高潮	地震	津波	大規模な火事	内水氾濫	避難可能人数	津波収容可能人数
295	板東	樋殿谷集会所	大麻町板東字樋殿谷99-2	○	○	○	○				○	8	
296		板東連絡所	大麻町板東字宝蔵65	○	○	○	○				○	19	
297		板東小学校(体育館)	大麻町板東字宝蔵60	○	○	○	○	○	○		○	163	538
298		板東小学校(運動場)	大麻町板東字宝蔵60	○					○	○		1,600	8,588
299		舞姫会館	大麻町板東字牛ノ宮東16-3	○	○	○	○				○	24	
300		大西集会所	大麻町板東字采女48-7	○	○	○	○				○	12	
301		山田集会所	大麻町板東字東山田57-2	○	○	○	○				○	16	
302		共栄集会所	大麻町板東字采女120-4	○	○	○	○				○	13	
303		霊山寺集会所	大麻町板東字西山田32	○	○	○	○	○			○	17	
304		平草集会所	大麻町板東字西平草62-12	○	○	○	○				○	19	
305		板東公民館	大麻町板東字宝蔵103-1	○	○	○	○	○	○		○	510	510
306		板東公民館(周辺)	大麻町板東字宝蔵103-1	○					○				719
307	桧	桧集会所	大麻町桧字野神ノ北31－5	○	○	○	○				○	22	
308		川原場集会所	大麻町桧字コモガ池90-2	○		○	○				○	13	
309		リューネの森集会所	大麻町桧字中山田13-151	○	○	○	○	○			○	14	
310		桧西集会所	大麻町桧字ダンノ上32-4	○	○	○	○	○			○	15	
311	松茂町長岸	松茂PA	板野郡松茂町長岸	○					○			400	400
			合計	246	76	113	80	74	196	33	111		

津波避難場所一覧表

(1) 津波避難ビル

	地区名	津波避難ビル名	収容可能人数	所在地	避難スペース
1	南浜	第一中学校	合計　4,677 校舎　3,813 体育館　864	撫養町南浜字浜田37-1	●校舎　2階以上 ●体育館　2階
2	南浜	サーパス鳴門	593	撫養町南浜字東浜156-12	3～14階（共用廊下、階段）
3	南浜	ダイアパレス鳴門	382	撫養町南浜字東浜527-1	3F～14F（共用廊下、階段）
4	南浜	ケアハウスなると	245	撫養町南浜字蛭子前東105	2階（地域交流センター）、4～7階（ラウンジ）
5	南浜	大商硝子㈱鳴門工場	144	撫養町南浜字大工野21-1	2～3階（通路、作業場、階段等）
6	南浜	鳴門渦潮高等学校 （撫養グラウンド：クラブハウス）	256	撫養町南浜字馬目木58	●ｸﾗﾌﾞﾊｳｽ 2階（トレーニング室、ミーティング室）
7	南浜	第5西谷ビル	399	撫養町南浜字東浜158-13	2～6階（共用廊下、階段、ホール）
8	南浜	鳴門市本庁舎	800	撫養町南浜字東浜170	屋上
9	斎田	鳴門高等学校	合計　3,255 校舎　1,451 体育館　1,804	撫養町斎田字岩崎135-1	●校舎 2～5階（教室、廊下、階段） ●体育館 2階（アリーナ、渡り廊下等）
10	斎田	撫養小学校（校舎）	2,075	撫養町斎田字岩崎72	北棟2～3階（教室、廊下、階段等）、北棟屋上、南棟2～3階（教室、廊下、階段等）
11	斎田	ホテルカクイン鳴門	534	撫養町斎田字大堤208	5～8階（廊下、ホール、階段室等）、屋上
12	斎田	リアライズ鳴門	381	撫養町斎田字東発19-3	3～8階（共用廊下、階段、ホール）
13	斎田	小川病院	227	撫養町斎田字北浜99	6階（西側バルコニー、共用廊下の一部）
14	斎田	斎田公民館	263	撫養町斎田字東浜24-2	2～3階（学習室、大会議室）、屋上
15	黒崎	黒崎小学校（校舎）	1,107	撫養町黒崎字宮津88-1	2～4階（教室、廊下、階段等）
16	大桑島	桑島小学校（南棟校舎）	895	撫養町大桑島字与三左谷6	南棟2階（教室、廊下等）
17	大桑島	市営桑島第二団地	168	撫養町大桑島字北ノ浜37	●Ａ棟、Ｂ棟 2～5階（共用廊下、階段）
18	大桑島	サンライズ大桑島	421	撫養町大桑島字濘岩浜19-27	2～8階（階段、踊り場）
19	大桑島	鳴門住宅	合計　90 鳴門住宅１：　60 鳴門住宅２：　30	撫養町大桑島字蛭子山170	●鳴門住宅1、2ともに2～3階（階段、踊り場、玄関前）
20	小桑島	日峯マンション	292	撫養町小桑島字前浜180	2～7階（階段、踊り場）、屋上

津波避難場所一覧表

(1) 津波避難ビル

	地区名	津波避難ビル名	収容可能人数	所在地	避難スペース
21	立岩	㈱大塚製薬工場 鳴門工場	1,000	撫養町立岩字元地115	屋上等
22	立岩	第二中学校（校舎）	1,082	撫養町立岩字内田150	3～4階（教室、廊下、階段）、屋上
23	立岩	鳴門・大塚スポーツパーク(アミノバリューホール)	472	撫養町立岩字四枚61	3階（ロビー、研修室、廊下等）
24	立岩	㈱テレビ鳴門	240	撫養町立岩字四枚74	3～6階（外階段）、屋上
25	立岩	林崎小学校（校舎）	785	撫養町立岩字内田73-1	2～3階（教室、廊下、階段等）
26	里浦	里浦小学校（校舎）	1,339	里浦町里浦字西浜401	北棟3階（教室、廊下、階段等）、北棟屋上、南棟3階（教室、廊下、階段等）、南棟屋上
27	里浦	里浦南防災センター	500	里浦町里浦字恵美寿5-6	2～3階、屋上
28	高島	県営高島団地	180	鳴門町高島字北380	2～4階（共用廊下、階段）
29	高島	市営高島団地	180	鳴門町高島字北384	2～4階（共用廊下、階段）
30	高島	鳴門西小学校（校舎）	491	鳴門町高島字北217	北棟2～3階（教室、廊下、階段等）、南棟2階（廊下等）
31	高島	鳴門教育大学（共通研究Ａ棟）	1,845	鳴門町高島字中島748	2～7階（廊下、階段室、ラウンジ）、屋上
32	土佐泊浦	ふるさと君渦潮編	374	鳴門町土佐泊浦字高砂112-1	14階（共用室）
33	土佐泊浦	大塚国際美術館	5,600	鳴門町土佐泊字浦福池65-1	正面玄関、エントランスホール、庭園等
34	土佐泊浦	特別養護老人ホーム鳴優荘	963	鳴門町土佐泊浦字黒山118-257	3～6階（共同生活室、廊下、階段等）
35	土佐泊浦	ベル・シーサイドヴィュー鳴門Ⅰ	414	鳴門町土佐泊浦字黒山118-357	3～10階（共用廊下、階段、ロビー）、屋上
36	明神	明神小学校（校舎）	632	瀬戸町明神字越浦70	2～3階（教室、廊下、階段等）、屋上
37	明神	市営明神第二団地	54	瀬戸町明神字下本城212	2～4階（共用廊下、階段）
38	堂浦	瀬戸中学校（校舎）	1,378	瀬戸町堂浦字地廻り壱96-4	2～4階（教室、廊下、階段等）、屋上
39	堂浦	旧瀬戸小学校（校舎）	914	瀬戸町堂浦字地廻り参220-1	2～3階（教室、廊下、階段等）

津波避難場所一覧表

(1) 津波避難ビル

	地区名	津波避難ビル名	収容可能人数	所在地	避難スペース
40	大代	大津西小学校（校舎）	551	大津町大代1210	校舎2～3階（教室、廊下、階段等）、特別棟2～3階（教室、廊下、階段等）
41	備前島	鳴門市学校給食センター	427	大津町備前島字松の本219	2階会議室、2階屋上
42	木津野	第一小学校（校舎）	1,746	大津町木津野字内田11	北校舎2～3階（教室、廊下、階段等）、南校舎2～3階（教室、廊下、階段等）、南校舎屋上
43	木津野	ふるはうす	105	大津町木津野字北川縁37番地	3～6階（共用廊下、階段）
44	木津野	ハイツ大津	74	大津町木津野字藪の内62-1	2～4階（共用廊下、階段）
45	吉永	鳴門渦潮高等学校	合計　1301 本館　696 至誠館･第一体育館　605	大津町吉永595	●至誠館 2階（会議室、生徒宿泊室等） ●本館 4～5階（渦潮ホール、屋上） ●第一体育館 2階（キャットウォーク等）
46	吉永	ココラック鳴門	540	大津町吉永字前ノ越280番地9	3～10階（共用廊下、階段）
47	矢倉	シティーフィールド1	114	大津町矢倉字裏15-9	2～4階（共用廊下、階段）
48	矢倉	ガーデンヒルズ鳴門Ⅰ	75	大津町矢倉字六ノ越1-1	2～4階（共用廊下、階段）
49	矢倉	市営矢倉団地	648	大津町矢倉字参の越35	●Ａ～Ｌ棟 2～4階（階段等）
50	矢倉	M&Mマルナカマート㈱	2,903	大津町矢倉字裏10－2	2階屋上駐車場 鉄骨造
51	牛屋島	堀江南分団詰所	37	大麻町牛屋島字中須45-4	屋上
52	市場	ホープス勝瑞	168	大麻町市場字川向二61-4	2～5階（共用廊下、階段）
53	西馬詰	堀江南小学校（校舎）	905	大麻町西馬詰字橘ノ本7	2～3階（教室、廊下、階段等）、屋上
54	川崎	板東南ふれあいセンター	833	大麻町川崎394	2～3階（教室、廊下、階段等）、屋上
55	北島町高房	鳴門市浄水場	541	北島町高房字八丁の西2	2階屋上、3階屋上

津波避難場所一覧表

(2) 高台等

	地区名	避難場所名	所在地	避難スペース
1	木津	金刀比羅神社	撫養町木津1035	境内
2	木津	木津八幡見山	撫養町木津400北の山	高台
3	木津	木津神地区ふれあい運動場	撫養町木津6の前	高台
4	木津	国道11号鳴門高架橋	撫養町木津（県道鳴門池田線交点付近）	歩道
5	木津	国道11号（鳴門IC付近の歩道）	撫養町木津	歩道
6	木津	城山東側道路	撫養町木津	道路
7	木津	鳴門市し尿処理施設場内	撫養町木津200	敷地内
8	木津	鳴門市衛生センターグラウンド	撫養町木津字池の内236-1	敷地内
9	南浜	棒杭山登り口（中央公園）	撫養町南浜字蛭子前西161-1	高台
10	南浜	児童発達支援なると　裏山 （旧うずしお児童館　裏山）	撫養町南浜字蛭子前西	広場、高台
11	南浜	白谷池に向かう道路	撫養町南浜字蛭子前西	道路
12	南浜	認定こども園さら	撫養町南浜字蛭子前西92-1	敷地内
13	斎田	岩崎神社	撫養町斎田字岩崎148-3裏	境内
14	斎田	鳴門市総合運動場	撫養町斎田字大池76	高台
15	黒崎	宇佐八幡神社	撫養町黒崎字八幡130	境内
16	黒崎	市道中山黒崎線（鳴門病院南）	撫養町黒崎字小谷	道路
17	黒崎	塩釜神社	撫養町黒崎字清水172	境内
18	大桑島	うさぎ山	撫養町大桑島字濘岩	高台
19	大桑島	高速鳴門バス停	撫養町大桑島字濘岩	高台
20	大桑島	高速鳴門バス停　立体駐車場	撫養町大桑島字濘岩75-1	立体駐車場
21	大桑島	薬師堂	撫養町大桑島字濘岩	境内
22	大桑島	高山	撫養町大桑島字濘岩	高台
23	大桑島	丸山	撫養町大桑島字濘岩	高台
24	大桑島	鳴門市立図書館	撫養町大桑島字蛭子山49	建物
25	小桑島	光徳寺の寺山山頂	撫養町小桑島字前組92	高台
26	小桑島	東山	撫養町小桑島字日向谷	高台
27	立岩	鳴門・大塚スポーツパーク （ポカリスエットスタジアム）	撫養町立岩字四枚61	スタンド
28	立岩	徳島県鳴門合同庁舎	撫養町立岩字七枚128	2階デッキ
29	林崎	妙見山	撫養町林崎字北殿町147付近	高台
30	林崎	ＮＦＴ鳴門美術館	撫養町林崎字北殿町149付近	高台
31	里浦	人丸神社	里浦町里浦字花面	境内
32	里浦	障害支援センター桜	里浦町里浦字坂田432-43	高台
33	里浦	宝珠寺の高台	里浦町里浦字花面12	高台
34	高島	出世氏宅裏山	鳴門町高島字中島83	高台
35	高島	楠氏宅裏山	鳴門町高島字山路6	高台
36	高島	ふるさと君高台	鳴門町高島字竹島324	高台
37	高島	鳴門ウチノ海総合公園	鳴門町高島字北679	高台
38	高島	高島八幡神社	鳴門町高島字山路57	境内
39	高島	鳴門ウチノ海ふれあい広場	鳴門町高島字山路256	高台
40	三ツ石	法勝寺	鳴門町三ツ石字南大手23	高台
41	三ツ石	芙蓉山	鳴門町三ツ石字南大手66-2	高台
42	三ツ石	トムソーヤの丘	鳴門町三ツ石字芙蓉山下	高台
43	三ツ石	三ツ石ハイランド	鳴門町三ツ石字芙蓉山下240	高台
44	三ツ石	三ツ石八幡神社	鳴門町三ツ石字芙蓉山下	境内
45	土佐泊浦	鳴門東地区コミュニティーセンター	鳴門町土佐泊浦字高砂65-3	高台
46	土佐泊浦	旧鳴門東小学校（体育館）	鳴門町土佐泊浦字高砂65-3	体育館
47	土佐泊浦	旧鳴門東小学校（運動場）	鳴門町土佐泊浦字高砂65-3	運動場
48	土佐泊浦	花見山・心の手紙館（高台）	鳴門町土佐泊浦字大毛234	高台
49	土佐泊浦	旧鳴門東地区コミュニティーセンター裏山	鳴門町土佐泊浦字脇口23-3	高台
50	土佐泊浦	南海病院前駐車場 ※市道土佐泊中央線に接続する南海病院敷地内の私道を避難路として使用する。	鳴門町土佐泊浦字高砂5	駐車場
51	土佐泊浦	神戸淡路鳴門自動車道側道1	鳴門町土佐泊浦字福池	側道
52	土佐泊浦	神戸淡路鳴門自動車道側道2	鳴門町土佐泊浦字大毛	側道
53	土佐泊浦	神戸淡路鳴門自動車道側道3	鳴門町土佐泊浦字黒山	側道
54	土佐泊浦	神戸淡路鳴門自動車道側道4	鳴門町土佐泊浦字大谷	側道
55	土佐泊浦	神戸淡路鳴門自動車道横広場	鳴門町土佐泊浦字大毛	高台
56	土佐泊浦	アンテナ中継局付近	鳴門町土佐泊浦字大谷167	高台
57	土佐泊浦	新羅神社	鳴門町土佐泊浦字土佐泊121	境内
58	土佐泊浦	小宰相局の墓	鳴門町土佐泊浦字土佐泊62	高台
59	土佐泊浦	大毛山に向かう道	鳴門町土佐泊浦字大毛	道路
60	土佐泊浦	小鳴門橋北側道路	鳴門町土佐泊浦字土佐泊	道路
61	土佐泊浦	神社跡	鳴門町土佐泊浦字土佐泊	高台
62	土佐泊浦	ヴァンベール鳴門駐車場	鳴門町土佐泊浦字黒山246-3	駐車場

津波避難場所一覧表

(2) 高台等

	地区名	避難場所名	所在地	避難スペース
63	明神	弐軒家地区津波避難場所	瀬戸町明神字弐軒家45-4、41-2	高台
64	明神	さくら公園	瀬戸町明神字鳴谷89-8付近	高台
65	明神	阿波道路㈱	瀬戸町明神字馬越26-1	高台
66	明神	鳴門複合産業団地　道路	瀬戸町明神字板屋島115-7	高台
67	明神	㈲嵯峨鉄工所	瀬戸町明神字丸山63-2	高台
68	明神	鳴門念法寺	瀬戸町明神字馬越36-2	境内
69	明神	市道明神エリカの丘線	瀬戸町明神字馬越	高台
70	堂浦	明神北集会所	瀬戸町堂浦字地廻り壱10-1	高台
71	堂浦	瀬戸公民館	瀬戸町堂浦字地廻り壱86-4	高台
72	堂浦	旧鳴門ハイツ	瀬戸町堂浦字阿波井72	高台
73	堂浦	吉祥寺	瀬戸町堂浦字地廻り弐307	高台
74	堂浦	県道183号線日出橋付近	瀬戸町堂浦字日出	道路
75	堂浦	小鳴門公園（み山）	瀬戸町堂浦字地廻り参	高台
76	堂浦	天満宮	瀬戸町堂浦字地廻り参	高台
77	堂浦	阿波井神社	瀬戸町堂浦字阿波井	境内
78	堂浦	鳴門市クリーンセンター	瀬戸町堂浦字浦代105番地17-2	駐車場
79	北泊	小鳴門新橋（旧料金所）	瀬戸町北泊字北泊	高台
80	北泊	北泊漁民センター近くの道	瀬戸町北泊字北泊209-6付近	道路
81	北泊	普光寺	瀬戸町北泊字北泊199	境内
82	北泊	鳴門スカイライン登り口（北泊）	瀬戸町北泊字北泊	道路
83	中島田	旧島田小学校（校舎）	瀬戸町中島田字北田36	校舎
84	中島田	旧島田小学校（体育館）	瀬戸町中島田字北田36	体育館
85	中島田	旧島田小学校（運動場）	瀬戸町中島田字北田36	運動場
86	中島田	鳴門スカイライン登り口（中島田）	瀬戸町中島田字露谷	道路
87	室	鳴門スカイライン登り口（室）	瀬戸町室字中ケ谷68付近	道路
88	撫佐	鳴門スカイライン登り口（撫佐）	瀬戸町撫佐字本村17付近	道路
89	大幸	高速道路段関避難場所	大津町大幸	法面避難場所
90	大幸	高速道路大幸避難場所	大津町大幸	法面避難場所
91	大代	大津中央公民館	大津町大代679-2	建物
92	大代	大代山路集会所	大津町大代997-1	高台
93	大代	勝福寺	大津町大代1074	境内
94	大代	薬師坊	大津町大代	境内
95	大代	天皇神社・護穀神社	大津町大代	境内
96	大代	大代古墳入口	大津町大代辺露	高台
97	備前島	道の駅 くるくる なると ２階芝生広場	大津町備前島字蟹田の越338-1	高台
98	櫛木	東山の団地	北灘町櫛木字東山10-50付近	高台
99	粟田	旧北灘東幼稚園	北灘町粟田字西傍示228-1	建物
100	粟田	北灘東小学校（体育館）	北灘町粟田字西傍示228-1	体育館
101	粟田	北灘東小学校（運動場）	北灘町粟田字西傍示228-1	運動場
102	粟田	長寿寺保育園	北灘町粟田字東傍示278	高台
103	粟田	粟田公民館	北灘町粟田字東傍示72	高台
104	粟田	葛城神社	北灘町粟田字池谷2	境内
105	粟田	ほほえみ児童クラブ	北灘町粟田字西傍示137-4	敷地内
106	大浦	旧北灘中学校（運動場）	北灘町大浦字東浦75	運動場
107	大浦	旧北灘中学校（校舎）	北灘町大浦字東浦75	校舎
108	宿毛谷	伊宇賀神社	北灘町宿毛谷字宿毛谷77	境内
109	宿毛谷	北灘公民館	北灘町宿毛谷字クロハエ66	高台
110	鳥ヶ丸	鳥ヶ丸集会所	北灘町鳥ケ丸字トノムラ60-2	高台
111	折野	旧北灘西小学校（体育館）	北灘町折野字屋敷64-3	体育館
112	折野	西條集会所	北灘町折野字屋敷379-1	高台
113	折野	グランディ鳴門ゴルフクラブ登り口	北灘町折野字桜井5-15付近	道路
114	折野	三津の高台	北灘町折野字三津12付近	高台
115	折野	ギャラリーカフェ風待ちの丘ルン	北灘町折野字上東地312-3	高台
116	大須	大須神社	北灘町大須字西添69	境内
117	碁浦	国道11号線香川県境付近	北灘町碁浦字碁浦20	国道
118	姫田	宮尾神社（姫田字小森山路）	大麻町姫田字小森山路	境内
119	姫田	高松道脇（姫田字宮ヶ谷）	大麻町姫田字宮ヶ谷	広場
120	姫田	宮尾神社（姫田字三ツカ谷）	大麻町姫田字三ツカ谷	境内
121	姫田	音蔵寺	大麻町姫田字寺内	境内
122	大谷	堀江北小学校（運動場）	大麻町大谷字中筋41	運動場
123	大谷	堀江北小学校（体育館）	大麻町大谷字中筋41	体育館
124	大谷	堀江公民館	大麻町大谷字椚原18	敷地内
125	大谷	旧堀江公民館（高台）	大麻町大谷字道の上24	敷地内
126	池谷	大麻中学校（体育館）	大麻町池谷字長田105	体育館
127	池谷	大麻中学校（運動場）	大麻町池谷字長田105	運動場
128	三俣	人権福祉センター	大麻町三俣字前野18	建物
129	板東	板東公民館	大麻町板東字宝蔵103-1	建物・建物周辺
130	板東	板東小学校（体育館）	大麻町板東字宝蔵60	体育館
131	板東	板東小学校（運動場）	大麻町板東字宝蔵60	運動場
132	松茂町	松茂ＰＡ	松茂町長岸	高台

広域避難場所一覧表

広域避難場所とは、地震に伴い延焼火災が発生した場合に、その火災から一時的に避難するために指定した場所をいいます。

地区人口は、令和８年１月末現在の「鳴門市世帯数・人口月報」に基づいています。

名称	鳴門・大塚スポーツパーク	うずしおふれあい公園	第一小学校
所在地	撫養町立岩	撫養町斎田	大津町木津野
施設 連絡先	685-3131	―	685-1301
総面積	256,000㎡	23,000㎡	8,000㎡
対象 地区	撫養町立岩・林崎・北浜 弁財天・岡崎 里浦町里浦・粟津	撫養町斎田・南浜 黒崎・桑島	大津町木津野・吉永 矢倉・大代 段関・徳長 撫養町木津
地区 人口	8,754人	12,187人	9,040人
収容 可能人員	128,000人	11,500人	4,000人
主要 避難路	林崎岡崎線 ～県道粟津港撫養線 南浜里浦線 ～県道粟津港撫養線 県道粟津港線 ～県道粟津港撫養線	国道28号 ～南浜黒崎線 小桑島大桑島線 ～小桑島斎田線	国道28号 ～明神大津線 県道鳴門池田線 ～明神大津線 南浜木津線 ～明神大津線

主要避難路一覧表

番号	路線名	区間	幅員 (歩道含)
1	国道11号	大津町大代～北灘町櫛木 北灘町櫛木～北灘町碁の浦	約38m
2	国道28号	大津町矢倉～撫養町大桑島	約18m
3	県道鳴門池田線	大津町吉永～木津交番 木津交番～大麻町桧	約22m 約12m
4	県道徳島北灘線	川崎橋～大麻町板東 徳島北農協桧選荷場～北灘町	約8m 約12m
5	県道北島池谷停車場線	大麻町池谷～大麻町市場	約12m
6	県道徳島鳴門線	大麻町姫田～牛屋島大橋	約13m
7	県道津慈広島線	大麻町津慈～大麻町牛屋島	約6m
8	県道粟津港線	大津町矢倉～里浦町粟津	約5m
9	県道粟津港撫養線	里浦町粟津～里浦町里浦 里浦町里浦～大津町吉永	約5m 約16m
10	県道瀬戸撫養線	撫養町大桑島～北灘町櫛木	約12m
11	県道亀浦港櫛木線	鳴門町亀浦～北灘町櫛木	約7m
12	南浜里浦線	撫養町南浜～里浦町里浦	約16m
13	南浜木津線	撫養町南浜～旧テクノスクール	約11m
14	明神大津線	国道28号～第一小学校 第一小学校～木津神橋	約16m 約6m
15	林崎岡崎線	撫養町林崎～撫養町岡崎	約16m
16	南浜黒崎線	撫養町南浜～撫養町黒崎	約16m
17	木津野松村線	大津町矢倉～大麻町大谷	約14m
18	粟津岡崎線	里浦町里浦～撫養町岡崎	約15m
19	撫養港東線	文明橋～撫養町岡崎	約12m

指定避難所一覧表

・指定避難所とは、「災害により住宅を失った場合等において、一定期間生活をする場所」です。
・「法指定　○」とは、災害対策基本法の基準に基づいて指定したことを示しています。

令和8年2月末現在

	地区名	施設・場所名	住所	法指定	収容人数
1	木津	天理教撫養大教会	撫養町木津461	○	51
2		芦余台集会所	撫養町木津62-1	○	8
3		木津元村集会所	撫養町木津1123-2	○	23
4		原地集会所	撫養町木津388-1	○	26
5	南浜	南浜集会所	撫養町南浜字蛭子前西23	○	17
6		第一中学校(体育館)	撫養町南浜字浜田37-1	○	441
7		鳴門渦潮高等学校 (撫養グラウンド・クラブハウス)	撫養町南浜字馬目木58	○	77
8	斎田	斎田集会所	撫養町斎田字岩崎86-1	○	25
9		斎田公民館	撫養町斎田字岩崎145	○	43
10		撫養小学校(体育館)	撫養町斎田字岩崎72	○	209
11		撫養幼稚園	撫養町斎田字岩崎135-3	○	61
12		鳴門高等学校(体育館)	撫養町斎田字岩崎135-1	○	610
13	黒崎	黒崎小学校(体育館)	撫養町黒崎字宮津88-1	○	166
14		黒崎地区コミュニティセンター	撫養町黒崎字清水86-2	○	67
15		聖母幼稚園	撫養町黒崎字松島208	○	33
16	大桑島	鳴門市剣道場	撫養町大桑島字濘岩浜35	○	131
17		桑島小学校(体育館)	撫養町大桑島字与三左谷6	○	167
18		勤労者体育センター	撫養町大桑島字濘岩浜35-8	○	230
19		鳴門市立図書館	撫養町大桑島字蛭子山49	○	104
20		桑島地区コミュニティセンター	撫養町大桑島字中之組30	○	30
21		徳島県農業協同組合 うずしお支店(2階会議室)	撫養町大桑島字大谷5-1	○	51
22	立岩	第二中学校(体育館)	撫養町立岩字内田150	○	295
23		林崎小学校(体育館)	撫養町立岩字内田73-1	○	198
24		川東公民館	撫養町立岩字内田63-2	○	51
25		立岩塩浜集会所	撫養町立岩字元地196	○	13
26		鳴門・大塚スポーツパーク (アミノバリューホール)	撫養町立岩字四枚61	○	945
27		鳴門・大塚スポーツパーク (武道館)	撫養町立岩字四枚61	○	272
28		鳴門・大塚スポーツパーク (アミノバリューホール3階研究室)	撫養町立岩字四枚61	○	81
29	林崎	林崎集会所	撫養町林崎字南殿町28-2	○	15
30		トリーデなると	撫養町林崎字北殿町149	○	63
31	弁財天	弁財天集会所	撫養町弁財天字三ツ井丁4-2	○	13
32	岡崎	岡崎集会所	撫養町岡崎字二等道路東41-2	○	19
33	北浜	北浜老人憩いの家	撫養町北浜字宮の東4-2	○	25
34	里浦	里浦公民館	里浦町里浦字花面535-2	○	56
35		里浦農業協同組合	里浦町里浦字花面233-1	○	75
36		里浦集会所	里浦町里浦字花面350-2	○	30
37		里浦小学校(体育館)	里浦町里浦字西浜401	○	203
38		里浦北集会所	里浦町里浦字坂田415-5	○	15
39		里浦南防災センター	里浦町里浦字恵美寿5-6	○	87
40	粟津	鳴門教育大学職員宿舎1～4号棟	里浦町里浦字粟津西開168-2	○	240

指定避難所一覧表

・指定避難所とは、「災害により住宅を失った場合等において、一定期間生活をする場所」です。
・「法指定　○」とは、災害対策基本法の基準に基づいて指定したことを示しています。

令和8年2月末現在

	地区名	施設・場所名	住所	法指定	収容人数
41	高島	鳴門西小学校(体育館)	鳴門町高島字北217	○	165
42		鳴門教育大学(体育館)	鳴門町高島字中島748	○	422
43		鳴門公民館	鳴門町高島字北86	○	29
44		中島集会所	鳴門町高島字中島124	○	11
45		高島団地集会所	鳴門町高島字北384	○	14
46	三ツ石	鳴門中学校(体育館)	鳴門町三ツ石字芙蓉山下251	○	273
47	土佐泊浦	旧鳴門東小学校(体育館)	鳴門町土佐泊浦字高砂65-3	○	118
48		野集会所	鳴門町土佐泊浦字高砂181-2	○	11
49		黒山集会所	鳴門町土佐泊浦字黒山118-295	○	12
50		大毛集会所	鳴門町土佐泊浦字大毛122	○	17
51		鳴門東地区コミュニティセンター	鳴門町土佐泊浦字高砂65-3	○	17
52	明神	明神小学校(体育館)	瀬戸町明神字越浦70	○	157
53		明神集会所	瀬戸町明神字下本城242	○	17
54		明神越浦集会所	瀬戸町明神字越浦334-7	○	19
55	堂浦	明神菅谷集会所	瀬戸町堂浦字本浦中32-2	○	10
56		明神北集会所	瀬戸町堂浦字地廻り壱10-1	○	21
57		瀬戸中学校(体育館)	瀬戸町堂浦字地廻り壱96-4	○	310
58		瀬戸公民館	瀬戸町堂浦字地廻り壱86-4	○	45
59		旧瀬戸小学校(体育館)	瀬戸町堂浦字地廻り参220-1	○	149
60		堂浦ふれあい会館	瀬戸町堂浦字地廻り弐266	○	12
61		日出集会所	瀬戸町堂浦字日出3-3	○	8
62	北泊	北泊公民館	瀬戸町北泊字北泊103	○	14
63		北泊漁業協同組合 (北泊漁民センター)	瀬戸町北泊字北泊209-6	○	23
64		北泊漁業協同組合(旧事務所)	瀬戸町北泊字北泊209	○	19
65		小海集会所	瀬戸町北泊字小海287-1	○	8
66	中島田	旧島田小学校(体育館)	瀬戸町中島田字北田36	○	110
67	小島田	小島田集会所	瀬戸町小島田字通り1-3	○	8
68	室	室・撫佐漁業協同組合	瀬戸町室字本村641-1	○	15
69	大幸	大幸集会所	大津町大幸字若宮の元14	○	29
70	大代	大津中央公民館	大津町大代679-2	○	14
71		大代前場集会所	大津町大代1133-1	○	13
72		大代集会所	大津町大代1213-2	○	19
73		大津西小学校(体育館)	大津町大代1210	○	203
74		大代山路集会所	大津町大代997-1	○	15
75	段関	段関集会所	大津町段関字西53-2、53-3	○	12
76		段関野崎集会所	大津町段関字沖野21-6	○	13
77	備前島	備前島集会所	大津町備前島字荒神の越164-3	○	7
78	木津野	木津野集会所	大津町木津野字野神ノ越56-3	○	11
79		第一小学校(体育館)	大津町木津野字内田11	○	214
80	吉永	鳴門渦潮高等学校(第一体育館)	大津町吉永595	○	279
81		鳴門渦潮高等学校(第二体育館)	大津町吉永595	○	332
82		鳴門渦潮高等学校(本館)	大津町吉永595	○	94
83		吉永集会所	大津町吉永128-2	○	13
84	矢倉	矢倉集会所	大津町矢倉字弐ノ越34-3	○	13
85		大津団地集会所	大津町矢倉字西の越2-2	○	8
86	長江	長江集会所	大津町長江字東大黒1-2	○	8

指定避難所一覧表

・指定避難所とは、「災害により住宅を失った場合等において、一定期間生活をする場所」です。
・「法指定　○」とは、災害対策基本法の基準に基づいて指定したことを示しています。

令和8年2月末現在

	地区名	施設・場所名	住所	法指定	収容人数
87	櫛木	櫛木集会所	北灘町櫛木字中末83-3	○	23
88		張集会所	北灘町櫛木字中田14-2	○	8
89	粟田	旧北灘東幼稚園	北灘町粟田字西傍示228-1	○	92
90		北灘東小学校(体育館)	北灘町粟田字西傍示228-1	○	130
91		北灘東小学校(校舎)	北灘町粟田字西傍示228-1	○	147
92	大浦	旧北灘中学校(校舎)	北灘町大浦字東浦75	○	126
93	宿毛谷	北灘公民館	北灘町宿毛谷字クロハエ66	○	35
94	鳥ヶ丸	鳥ヶ丸集会所	北灘町鳥ヶ丸字トノムラ60-2	○	5
95	折野	川筋集会所	北灘町折野字川筋33-4	○	8
96		北條集会所	北灘町折野字屋敷154-1	○	35
97		旧北灘西小学校(体育館)	北灘町折野字屋敷64-3	○	119
98		三津集会所	北灘町折野字三津260-2	○	8
99		西條集会所	北灘町折野字屋敷379-1	○	12
100	大須	大須集会所	北灘町大須字西添25	○	8
101	姫田	小森集会所	大麻町姫田字東百地1-4	○	20
102		姫田集会所	大麻町姫田字森崎57-2	○	13
103	大谷	堀江北小学校(体育館)	大麻町大谷字中筋41	○	140
104		堀江公民館	大麻町大谷字椢原18	○	77
105		大谷集会所	大麻町大谷字椢原14	○	15
106	池谷	池谷集会所	大麻町池谷字長田103-2	○	21
107		大麻中学校(体育館・武道場)	大麻町池谷字長田105	○	360
108	高畑	高畑集会所	大麻町高畑字居屋敷127-2	○	13
109	西馬詰	堀江南小学校(体育館)	大麻町西馬詰字橋ノ本7	○	117
110	東馬詰	東馬詰集会所	大麻町東馬詰字諏訪の元74-1	○	18
111	市場	医王集会所	大麻町市場字大道34-1	○	18
112	三俣	市場団地集会所	大麻町三俣字前野9-3	○	27
113		人権福祉センター	大麻町三俣字前野18	○	233
114	川崎	板東南ふれあいセンター庁舎	大麻町川崎394	○	110
115	津慈	津慈集会所	大麻町津慈字宮ノ本150-4	○	18
116	萩原	萩原集会所	大麻町萩原字アコメン11-3	○	20
117		萩原団地集会所	大麻町萩原字西山田68-35	○	13
118	板東	樋殿谷集会所	大麻町板東字樋殿谷99-2	○	8
119		板東連絡所	大麻町板東字宝蔵65	○	19
120		板東小学校(体育館)	大麻町板東字宝蔵60	○	163
121		舞姫会館	大麻町板東字牛ノ宮東16-3	○	24
122		大西集会所	大麻町板東字采女48-7	○	12
123		山田集会所	大麻町板東字東山田57-2	○	16
124		共栄集会所	大麻町板東字采女120-4	○	13
125		霊山寺集会所	大麻町板東字西山田32	○	17
126		平草集会所	大麻町板東字西平草62-12	○	19
127		板東公民館	大麻町板東字宝蔵103-1	○	72
128	桧	桧集会所	大麻町桧字野神ノ北31－5	○	22
129		川原場集会所	大麻町桧字コモガ池90-2	○	13
130		リューネの森集会所	大麻町桧字中山田13-1	○	14
131		桧西集会所	大麻町桧字ダンノ上32-4	○	15

福祉避難所一覧表

・ 福祉避難所とは、「災害時に障がい者や高齢者等、一般の避難所生活で特別な配慮 （身体的ケアやコミュニケーション支援等）を必要とする方々を対象に開設される避難所」です。
・ 福祉避難所は、災害の種類や規模などに応じて市町村の判断で開設されますので、最初から避難所として利用することはできませんので御注意ください。
・「法指定 ○」とは、災害対策基本法に基づき指定を行った避難所を示しています。

令和8年2月末現在

	地区名	施設・場所名	住所	法指定	収容人数
1	斎田	ホテル・ファーストシーズン	撫養町斎田字大堤228	○	4
2	小桑島	ビジネスホテルNEXELα鳴門	撫養町小桑島字前浜65	○	4
3	立岩	サービス付き高齢者向け住宅ほほえみ	撫養町立岩字五枚220-1	○	3
4		特別養護老人ホーム春潮苑	撫養町立岩字五枚146	○	8
5	土佐泊浦	養護老人ホーム鳴愛荘	鳴門町土佐泊浦字黒山118-84	○	10
6		特別養護老人ホーム鳴優荘	鳴門町土佐泊浦字黒山118-257	○	10
7		アオアヲナルトリゾート	鳴門町土佐泊浦字大毛16-45	○	20
8		リゾートホテルモアナコースト	鳴門町土佐泊浦字高砂186-16	○	4
9		介護老人保健施設 大鳴門シルバーハイツ	鳴門町土佐泊浦字高砂50-3	○	10
10		自立訓練（生活訓練）・ 宿泊型自立訓練事業所なぎさ	鳴門町土佐泊浦字高砂14-2	○	3
11	三ツ石	特別養護老人ホーム鳴光荘	鳴門町三ツ石字江尻山85	○	5
12	大島田	ホテルリッジ	瀬戸町大島田字中山1-1	○	14
13	大代	介護老人福祉施設おおつ苑	大津町大代472	○	5
14	吉永	鳴門渦潮高等学校（本館4階：介護実習室、至誠館2階：生徒宿泊室）	大津町吉永595	○	22
15	板東	徳島学院	大麻町板東字広塚35	○	10
16		草の実学園	大麻町板東字広塚43	○	5
17	桧	特別養護老人ホームおおあさ苑	大麻町桧字東山田57-10	○	5
18		Bande桧	大麻町桧字東バリ6-1	○	5
19		地域密着型介護老人福祉施設 おおあさ杜樹の音	大麻町桧字東山田57-5	○	4

消防職員数一覧表

階級	司令長	司令	司令補	士長	副士長	消防士	合計
人数	1	6	19	31	5	19	81

令和７年刊行消防年報より

消防団組織表

令和7年刊行消防年報より

地区	分団名＼区分	積載車	搬送車	ポンプ車	小型ポンプ	分団長	副分団長	班長	団員	計
団本部	団長 副団長							（団長1　副団長8）		9
撫養町	木津神	1			1	1	1	3	14	19
	南浜	1			1	1	1	2	8	12
	斎田	1			1	1	1	2	10	14
	黒崎	1			1	1	1	4	13	19
	桑島	1			1	1	1	3	15	20
	川東			1	1	1	1	3	9	14
里浦町	里浦北	1			1	1	1	4	7	13
	里浦仲	1			1	1	1	3	8	13
	里浦南	1			1	1	1	3	11	16
鳴門町	高島	1			1	1	1	6	22	30
	三ッ石	1			1	1	1	5	23	30
	土佐泊	1			1	1	1	2	9	13
	鳴門東	2			2	1	2	5	20	28
瀬戸町	明神			1	1	1	1	6	21	29
	堂浦			1		1	1	4	15	21
	北泊			1	1	1	1	8	25	35
	島田	1			1	1	1	3	9	14
	小海日出	1			1	1	1	3	10	15
大津町	大幸	1			1	1	1	3	11	16
	段関	1			1	1	1	2	7	11
	備前島	1			1	1	1	3	9	14
	大代	1			1	1	1	7	23	32
	木津野	1			1	1	1	3	10	15

消防団組織表

令和7年刊行消防年報より

地区	分団名＼区分	積載車	搬送車	ポンプ車	小型ポンプ	分団長	副分団長	班長	団員	計
大津町	矢倉	1			1	1	1	3	12	17
	大津第一	1	1		2	1	1	5	17	24
	大津第二	1	1		1	1	1	7	22	31
北灘町	櫛木	1			1	1	1	8	26	36
	粟田	1			1	1	1	5	17	24
	三ヶ谷	1			1	1	1	4	14	20
	折野	1			1	1	1	5	17	24
大麻町	小森	1			1	1	1	4	16	22
	姫田	1			1	1	1	4	18	24
	大谷	1			1	1	1	4	13	19
	池高	1			1	1	1	4	16	22
	松村	1			1	1	1	2	8	12
	堀江南	1			1	1	1	3	9	14
	堀江中	1			1	1	1	3	8	13
	市場	1			1	1	1	4	12	18
	板東南	1			2	1	1	7	21	30
	板東	1			1	1	2	8	25	36
	桧	1			1	1	2	8	27	38
本部	女性分団					1	1	1	6	9
	機能別団員								13	13
合計		38	2	4	43	42	45	176	626	898 団本部 9名含

消防ポンプ自動車等配置状況

令和７年刊行消防年報より　合計２０台

署別	呼車名	社名	登録年	種別・型式	ポンプ	車両番号	無線番号	その他
本署	2号車	日野	H21	ポンプ車ＣＤＩ型	A2	徳島 800 さ 6514	なるとしょ うぼう 2	自動泡混合 システム
分署	3号車	日野	H16	ポンプ車ＣＤＩ型	A2	徳島 800 さ 3813	なるとしょ うぼう 3	
本署	11号車	日野	H4	ポンプ車ＣＤⅡ型	A2	徳島 800 さ 6779	なるとしょ うぼう 11	
本署	化学車	日野	H27	Ⅱ型	A2	徳島 800 は・737	なるとしょ うぼう 7	水＝1.75ｔ 薬液原液＝250ℓ
本署	タンク 車	日野	H28	Ⅱ型	A2	徳島 800 は・812	なるとしょ うぼう 6	水＝2ｔ
本署	梯子車	日野	R7	25m屈折はしご付 消防車		徳島 800 は 1115	なるとしょ うぼう 5	
本署	大型 水槽車	日野	H8	Ⅱ型		徳島 800 や 4031	なるとしょ うぼう 9	水＝10ｔ 小型動力Ｂ3級
本署	救急 1号車	トヨタ	H26	高規格救急車		徳島 800 さ 8262	なるときゅ うきゅう 1	
本署	救急 2号車	トヨタ	H22	高規格救急車		徳島 800 さ 6877	なるときゅ うきゅう 2	
本署	救急 3号車	トヨタ	R3	高規格救急車		徳島 800 さ・448	なるときゅ うきゅう 3	
分署	救急 5号車	トヨタ	I131	高規格救急車		徳島 800 ぬ・119	なるときゅ うきゅう 5	
本署	救助 工作車	日野	H17	Ⅱ型		徳島 800 は・368	なるとしょ うぼう 13	超高圧噴霧消火装 置薬液＝20ℓ
本署	指揮車	日産	R1	エクストレイル 1,990ｃｃ		徳島 800 さ 9940	なるとしょ うぼう 4	
分署	広報 2号車	スズキ	H30	軽四エブリーバン 650ｃｃ		徳島 800 す・140		一般車両
本署	広報 3号車	三菱	H25	デリカ 2,350ｃｃ		徳島 800 さ 7597	なるとしょ うぼう 14	
本署	広報 4号車	スズキ	H25	軽四エブリーバン 650ｃｃ		徳島 800 く 3827	なるとしょ うぼう 12	一般車両
本署	搬送 1号車	トヨタ	H24	ダイナトラック 1,990ｃｃ		徳島 800 さ 7304	なるとしょ うぼう 15	
本署	搬送 2号車	トヨタ	H27	ノア 1,980ｃｃ		徳島 800 さ 8656	なるとしょ うぼう 1	
分署	搬送 3号車	トヨタ	H11	ダイナトラック 1,990ｃｃ		徳島 800 さ・355		
本署	消火通 報訓練 指導車	マツダ	H20	タイタン 1,990ｃｃ		徳島 100 さ 7097	なるとしょ うぼう 8	一般車両 （けすゾウくん）

備考　1.本署＝消防署　　2.分署＝大麻分署

消防小型機器等配置状況

令和７年刊行消防年報より

区分／名称	配置	製作所名	型式・出力等	計	合計
小型動力ポンプ	消防署水槽車	シバウラ	SF651MZ B-3 級	1	1
コンプレッサー	消防署	富士コンプレッサー	OU-1 10 kg/㎠	1	3
		バウワーコンプレッサー	MARINER(ユニット) IK120Ⅱ(コンプレッサーブロック 14.7～29.3(Mpa)	1	
	大麻分署	日立	ベビコン 0.4LE-8SB 0.54KW	1	
油圧式ジャッキ	消防署	長崎ジャッキ	NSG5 5t	1	2
	大麻分署	ヤエイ工業	RJ 30 3t	1	
エアージャッキ	消防署救助工作車	Vetter	V50 50.1t V35 34.7t V30 33.3t V5 4.6t （一式）	1	1
エンジンカッター	消防署救助工作車	ハスクバーナー	K970Rescue	1	4
	消防署タンク車	ハスクバーナー	K1260Rescue	1	
	消防署梯子車	新ダイワ	EC7412S	1	
	大麻分署	スチール	TS360 60.33cc	1	
発電機（コードリール・投光器を含む）	消防署	スバル	SGL2000 2.0KVA	1	11
		ホンダ技研	EB550 0.55KVA	1	
		〃	EM550 0.55KVA	1	
	消防署救助工作車	〃	EU9i 0.9KVA	1	
	消防署タンク車	〃	EU9i 0.9KVA	1	
	消防署水槽車	〃	EM550 0.55KVA	1	
	消防署化学車	〃	EU9i 0.9KVA	1	
	消防署梯子車	〃	EU18i 1.8KVA	1	
	消防署２号車	〃	EU9i 0.9KVA	1	
	大麻分署	ヤンマー	YDG500S	1	
	大麻分署３号車	ホンダ技研	EU9i 0.9KVA	1	
チェーンソー	消防署	ハスクバーナー	T525 1.1kw	6	7
	消防署救助工作車	エッジインダストリー	CT 2165 RS	1	
空気式切断機	消防署救助工作車	タイガー	エアーソー25108-M	1	1
空気呼吸器（面体等一式）	消防署	AM シゲマツ	ライフゼム型×1ドレーゲル型×1	2	27
	消防署救助工作車	ドレーゲル	PSS5000×4	4	
	消防署タンク車	ライフゼム・ドレーゲル	AI-12×3 PSS5000×1	4	
	消防署11号車	〃	PSS90×2 PA80×1	3	
	消防署化学車	〃	PSS90×3 PSS5000×1	4	
	消防署２号車	〃	PSS5000×1 AI-12×2	3	

	消防署梯子車	〃	AI-12×4	4	
	大麻分署３号車	〃	PSS90×2　PSS500×1	3	
空気呼吸器 予備ボンベ	消防署	MA シゲマツ	4.7ℓ	6	29
		MSA･ドレーゲル	8ℓ	6	
	消防署救助工作車	ドレーゲル	8ℓ	6	
	消防署タンク車	シゲマツ	4.7ℓ	4	
	消防署梯子車	〃	4.7ℓ	4	
	大麻分署　３号車	MSA･ドレーゲル	8ℓ	3	
ドローン（一式）	消防本部	DJI	INSPIRE 1	1	2
		〃	Mavic3Pro	1	
潜水器具（一式）	消防署	日本アクアラング	スキューバ式･150 ㎏/㎠ 12ℓ	6	6
救助艇	消防署	ジョイクラフト	JEL-340	1	1
ゴムボート	消防署	ジョイクラフト	GU－313	1	2
	大麻分署	〃	〃	1	
船外機	消防署	ヤマハ	F9.9JMH　S　9.9Ps	1	1
レスキュアライフ ジャケット	消防署	Extrasport	PFD	3	3
救命索発射銃	消防署救助工作車	ミロク精機	M－３型　60m	1	1
油圧式 救助器具	消防署タンク車	OGURA	レスキューコンビツール･OCT－300	1	6
	消防署救助工作車	ルーカス	小型コンビツール LKS20EN	1	
			ルーカススプレッダーLSP40EN	1	
			ルーカスカッターLS330EN	1	
			パワーユニット GS－6R	1	
			ラムシリンダーLZR12/300EN	1	
充電式レシプロソー	消防署救助工作車	HILTI	WSR36－A	1	1
充電式ロータリー ハンマードリル	消防署救助工作車	HILTI	TE6－A36	1	1
削岩機	消防署救助工作車	日立工機	H50SA	1	1
空気式救助マット	消防署	サクラゴム	ライフキューブ Ｌ型	1	1
牽引機	消防署	チルコーポレーション	T－35　3.0t	1	2
	消防署救助工作車	〃	〃	1	
充電器	消防署	日本電池		1	2
	大麻分署	ハイレートマックス	HR－MAX70/D　100V	1	
ジェットシューター	消防署	アキレス	複動ポンプ　18ℓ	32	39
	大麻分署	〃		7	
緩降機	消防署　梯子車	消防科学研究所	スローダン 125	1	1
耐電服	消防署	ヨツギ	YS－121－1（上） YS－122－1（下）	4	4
耐電手袋	消防署	ヨツギ	低圧８双･高圧 17 双	25	32
	大麻分署	〃	低圧３双･高圧４双	7	
耐電長靴	消防署救助工作車	ヨツギ	YS－111－9－5	2	4
	消防署　梯子車	〃	〃	2	
救助安全マット	消防署	関東梯子	KH 式　KHPS－B－３型	1	1

オイルフェンス	消防署		A型 20m	2	2
耐熱服	消防署化学車	井前工業株式会社	GENTEX DUAL MIRROR	3	3
防毒服	消防署救助工作車	重松製作所	TS. No410	3	3
ガス溶断機	消防署	アークエアー	スライスパック	1	1
化学防護服	消防署救助工作車	重松製作所	マイクロケム 4000D	6	25
	消防署	〃	〃	19	
手袋	〃	〃	GL－11－37	3	3
長靴	〃	〃	RS 2	4	4

高圧ガス貯蔵等事業所一覧表

ガス漏れ事故及びガス爆発事故に際し、住民等に影響を及ぼすと思われる事業所

高圧ガス貯蔵所

	事業所名	所在地	電話番号	摘要
1	ﾅｲﾄﾗｲﾄﾞ・ｾﾐｺﾝﾀﾞｸﾀｰ㈱	瀬戸町明神字板屋島 115-7	683-7750	H2,N2,NH3 他
2	㈱中岸商店	撫養町斎田字大堤 40－1	685-7833	O2,H20 他
3	地方独立行政法人 徳島県鳴門病院	撫養町黒崎字小谷 32－1	683-0011	N2,Ar,CO2 他
4	日亜化学㈱	大麻町市場字川向 38	641-5252	N2

一般高圧ガス製造事業所

	事業所名	所在地	電話番号	製造ガス名
1	OAT ｱｸﾞﾘｵ㈱鳴門工場	里浦町里浦字花面 615	684-0210	C12　＊N2
2	㈱大塚製薬工場本社工場	撫養町立岩字芥原 115	685-1151	＊CO2　＊N2

液化石油ガス製造事業所

	事業所名	所在地	電話番号	形態
1	㈱中岸商店	大津町矢倉字四の越 15－1	686-1666	充てん所　ｽﾀﾝﾄﾞ
2	大商硝子㈱鳴門工場	撫養町南浜字大工野 21－1	685-8588	工業用

市外局番は「088」です。

放射性同位元素保有事業所一覧表

放射性物質を貯蔵し取扱う施設で、火災時に放射線により消防隊員、施設従業員及び付近住民に影響を及ぼすおそれがある事業所とする。

事業所名	所在地	電話番号	核種
㈱大塚製薬工場 開発研究所	撫養町立岩字芥原 115	685-1151	125I （ヨウ素）
			45Ca （カルシウム）
			33P （リン）
			32P （リン）
			35P （硫黄）
			59Fe （鉄）
			3H （水素）
			14C （炭素）
			51Cr （クロム）
㈱大塚製薬工場 生産技術部	〃	〃	63Ni （ニッケル）
共和ライフテクノ㈱	里浦町里浦字花面 85	686-2155	85ｋｒ （クリプトン）
地方独立行政法人 徳島県鳴門病院	撫養町黒崎字小谷 32－1	683-0011	直線加速装置 （X 線 4Mex 電子線 7Mev）

市外局番は「088」です。

製造所等、大量危険物保有事業所一覧表

危険物第４類1,000KL以上貯蔵、又は指定数量の倍数が大きい施設を保有している事業所。

事業所名	所在地	電話番号	種別	品名	備考
大塚化学㈱鳴門工場	里浦町里浦字花面615	684-2358	製造所	硝酸塩類（第１種酸化性固体）	NK工場
				アルコール類、第２石油類（水溶性）、第３石油類（水溶性、非水溶性）アゾ化合物（第２種自己反応性物質）	BH工場
			屋内貯蔵所	硝酸塩類（第１種酸化性固体）	NK倉庫
				硝酸塩類（第１種酸化性固体）	ﾌﾎﾌﾅ倉庫
				アゾ化合物（第２種自己反応性物質）	BH倉庫
OATアグリオ㈱鳴門工場	里浦町里浦字花面815	685-0210	製造所	第２石油類（水溶性） 第３石油類（水溶性、非水溶性） 第４石油類、アルコール類 硝酸塩類（第１種酸化性固体） 硝酸塩類（第３種酸化性固体）	AL工場
				第１石油類（非水溶性）、第２石油類（非水溶性）、第３石油類（非水溶性）	ONP工場
大塚倉庫㈱四国支店	里浦町里浦字花面615	685-1151	屋内貯蔵所	硝酸塩類（第１種酸化性固体）	
㈱大塚製薬工場	撫養町立岩字芥原115	685-2351	屋内貯蔵所	第２石油類（非水溶性）、第３石油類(非水溶性)、第４石油類、アルコール類	
共和ライフテクノ㈱	里浦町里浦字花面85	686-2155	屋内貯蔵所	第１石油類（非水溶性）、第２石油類（非水溶性）、アルコール類	
			屋外タンク	第３石油類（非水溶性）	
丸善商事㈱	瀬戸町明神字水汲谷2-7	686-5781	屋外タンク	第２石油類（非水溶性）、第３石油類（非水溶性）	
			地下タンク	第１石油類（非水溶性）、第３石油類（非水溶性）	
共栄石油㈱	撫養町大桑島字辻岩46-16	685-2118	屋外タンク	第２石油類（非水溶性）、第３石油類（非水溶性）	
ＮＸ徳通㈱	撫養町立岩字五枚100	686-1122	屋内貯蔵所	硝酸塩類（第３種酸化性固体）	
徳島化製事業協業組合	里浦町里浦字恵美寿637番地	631-6111	屋外タンク	第２石油類（非水溶性）、第３石油類（非水溶性）	

市外局番は「088」です。

毒物、劇物貯蔵等の事業所一覧表

漏えいその他事故に際し、住民等に影響を及ぼすと思われる事業所。

事業所名	所在地	電話番号	種別
鳴門塩業㈱	撫養町大桑島字北の浜 5	685-4125	臭素 塩素
大津松茂農業協同組合 (購買部)	大津町備前島 297－1	686-1102	粒材 水和剤 乳剤 硫酸亜鉛 液剤
㈱大塚製薬工場	撫養町立岩字芥原 115	685-1151	塩化水素 苛性ソーダ
大塚化学㈱ 鳴門工場	里浦町里浦字花面 615	684-2266	臭素　苛性ｶﾘ　ﾋﾄﾞﾗｼﾞﾝ ﾒﾀﾉｰﾙ AMBN(2,2’-ｱｿﾞﾋﾞｽ) AIBN(2,2’-ｱｿﾞﾋﾞｽｲｿﾌﾟﾁﾛﾆﾄﾘﾙ)　ACVA(ｱｿﾞﾋﾞｽｼｱﾉ吉草酸)　ADVN(ｱｿﾞﾋﾞｽ2,4ｼﾞﾒﾁﾙﾊﾞﾚﾛﾆﾄﾘﾙ)
OATｱｸﾞﾘｵ㈱ 鳴門工場	里浦町里浦字花面 615	684-0210	塩素　塩酸　硝酸 苛性ソーダ　苛性カリ パラコート　キシレン ジグワット
里浦農協本所	里浦町里浦字花面 233-1	685-2111	ドロクロール D－D
里浦農協 南経済センター	里浦町里浦字中島 464－1	685-2115	ドロクロール D－D
徳島県農協 大毛経済センター	鳴門町土佐泊浦字黒山 257	687-3111	ドロクロール D－D
富田製薬㈱	瀬戸町明神字丸山 85－1	688-0511	硫酸亜鉛 ホウ酸亜鉛 硫酸銅 炭酸銅 塩酸 塩化バリウム 苛性ソーダ 次亜塩素酸ソーダ 過酸化水素
ナイトライド・ セミコンダクター㈱	瀬戸町明神字板屋島 115－7	683-7750	アンモニア

市外局番は「088」です。

化学消火薬剤保有数

事業所名	連絡先	製品名	数量	輸送手段の有無	備考
㈱大塚製薬工場	684-2354 (内線452) 工務室 汽缶水道課	ローヤル エアフォーム3%	700ℓ	無	固定用 700ℓ
鳴門市消防本部	685-2009	フォレックスパンＳ スーパーフォーム ラピタックⅢ プロフォーム ミラクルフォーム マルチエース	170ℓ 150ℓ 180ℓ 60ℓ 124ℓ 80ℓ	有	
共和ライフテクノ㈱	686-2155	フロロフォーム3%	60ℓ	有	
大塚ｱｸﾞﾘﾃｸﾉ㈱鳴門工場	684-0210	タンパク泡6%	2,200ℓ	無	固定用 タンク収納

油処理剤保有数

事業所名	連絡先	製品名	数量	輸送手段の有無	備考
鳴門市消防本部	685-2009	油処理剤	200ℓ	有	
㈱大塚製薬工場	昼：684-2354 (内線452) 夜：685-1154 汽缶課	メールクリーン	36ℓ	有	
鳴門塩業㈱	686-2131 原動課	メールクリーン	396ℓ	有	
大塚化学㈱鳴門工場	684-2266	メールクリーン アースクリーン	27ℓ 20ℓ	有	

オイルフェンス保有量

事業所名	連絡先	保有量（m）	特徴性 （材質、形状、製品名）	備考
鳴門塩業㈱	686-2131 原動課	20×15=300	クレモナ　　A型	
㈱大塚製薬工場	昼：684-2354 (内線457) 環境保安課 夜：685-1154 (内線452) 汽缶課	20×1=20	クレモナ　　A型	
鳴門市消防本部	685-2009	20×2=40	クレモナ　　A型	

市外局番は「088」です。

火災・災害等即報要領

昭和 59 年 10 月 15 日
消防災第 267 号消防庁長官

改正　平成 6 年 12 月消防災第 279 号、平成 7 年 4 月消防災第 83 号、平成 8 年 4 月消防災第 59 号、平成 9 年 3 月消防情第 51 号、平成 12 年 11 月消防災第 98 号・消防情第 125 号、平成 15 年 3 月消防災第 78 号・消防情第 56 号、平成 16 年 9 月消防震第 66 号、平成 20 年 5 月消防応第 69 号、平成 20 年 9 月消防応第 166 号、平成 24 年 5 月消防応第 111 号、平成 29 年 2 月消防応第 11 号、平成 31 年 4 月消防応第 28 号、令和元年 6 月消防応第 12 号、令和 3 年 5 月消防応第 29 号、令和 5 年 5 月消防応第 55 号、令和 7 年 4 月消防応第 44 号

第１　総則

１　趣旨

この要領は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 40 条の規定に基づき消防庁長官が求める消防関係報告のうち、火災・災害等に関する即報について、その形式及び方法を定めるものとする。

（参考）
消防組織法第 40 条
消防庁長官は、都道府県又は市町村に対し、消防庁長官の定める形式及び方法により消防統計及び消防情報に関する報告をすることを求めることができる。

２　火災・災害等の定義

「火災・災害等」とは、火災・災害及びその他の事故をいう。

なお、本要領における用語の定義については、本要領に特別の定めのない限り、「火災報告取扱要領（平成 6 年 4 月 21 日付け消防災第 100 号）」、「災害報告取扱要領（昭和 45 年 4 月 10 日付け消防防第 246 号）」、「救急事故等報告要領（平成 6 年 10 月 17 日付け消防救第 158 号）」の定めるところによる。

３　報告手続

(1)　「第２　即報基準」に該当する火災又は事故（(1)において「火災等」という。）が発生した場合には、当該火災等が発生した地域の属する市町村（当該市町村が消防の事務を処理する一部事務組合又は広域連合の構成市町村である場合は、当該一部事務組合又は広域連合を含む。以下第１から第３までにおいて同じ。）は、火災等に関する即報を都道府県を通じて行うものとする。

ただし、２以上の市町村にまたがって火災等が発生した場合又は火災等が発生した地域の属する市町村と当該火災等について主として応急措置（火災の防御、救急業務、救助活動、事故の処理等）を行った市町村が異なる場合には、当該火災等について主として応急措置を行った市町村又はこれらの火災等があったことについて報告を受けた市町村が都道府県を通じて行うものとする。

(2)　「第２　即報基準」に該当する災害が発生した場合（災害が発生するおそれが著しく大きい場合を含む。以下同じ。）には、当該災害が発生し、又はそのおそれがある地域の属する市町村は、災害に関する即報について都道府県に報告をするものとする。

(3)　「第２　即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、都道府県は、市町村からの報告及び自ら収集した情報等を整理して、火災・災害等に関する即報について消防庁に報告をするものとする。

(4)　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等が発生した場合には、市町村は、第１報を都道府県に加え、消防庁に対しても報告をするものとする。この場合において、消防庁長官から要請があった場合については、市町村は、第１報後の報告を引き続き消防庁に対しても行うものとする。

(5)　市町村は、報告すべき火災・災害等を覚知したときは、迅速性を最優先として可能な限り早く（原則として、覚知後３０分以内）、分かる範囲でその第１報の報告をするものとし、以後、各即報様式に定める事項について、判明したもののうちから逐次報告をするものとする。都道府県は、市町村からの報告を入手後速やかに消防庁に対して報告を行うとともに、市町村からの報告を待たずして情報を入手したときには、直ちに消防庁に対して報告を行うものとする。

４　報告方法及び様式

火災・災害等の即報に当たっては、原則として(1)の区分に応じた様式により、電子メールで報告をするものとする。

ただし、電子メールが使用不能になるなど当該方法による報告ができない場合には、迅速性を最優先とし、電話等通信可能な方法による報告に代えることができるものとする。

また、第１報後の報告については、各様式で報告が求められている項目が記載された既存資料（地方公共団体が独自に作成した資料や災害対策本部会議で使用された資料など）による報告に代えることができるものとする。

なお、画像情報を送信することができる地方公共団体は(2)により被害状況等の画像情報の送信を行うものとする。

(1)　様式

ア　火災等即報・・・・・第１号様式及び第２号様式

火災及び特定の事故（火災の発生を伴うものを含む。）を対象とする。

特定の事故とは、石油コンビナート等特別防災区域内の事故、危険物等に係る事

故、原子力災害及び可燃性ガス等の爆発、漏えい等の事故とする。

なお、火災（特定の事故を除く。）については第１号様式、特定の事故については第２号様式により報告をすること。

イ　救急・救助事故・武力攻撃災害等即報・・・・・第３号様式

救急事故及び救助事故並びに武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を対象とする。なお、火災等即報を行うべき火災及び特定の事故に起因して生じた救急事故等については、第３号様式による報告を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

ウ　災害即報・・・・・第４号様式

災害を対象とする。なお、災害に起因して生じた火災又は事故については、ア　火災等即報、イ　救急・救助事故等即報を省略することができる。ただし、消防庁長官から特に求められたものについては、この限りではない。

(2) 画像情報の送信

地域衛星通信ネットワーク等を活用して画像情報を送信することができる地方公共団体（応援団体を含む。）は、原則として次の基準に該当する火災・災害等が発生したときは、高所監視カメラ、ヘリコプターテレビ電送システム、衛星地球局等を用いて速やかに被害状況等の画像情報を送信するものとする。

ア　「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等

イ　被災地方公共団体の対応のみでは十分な対策を講じることが困難な火災・災害等

ウ　報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響が高い火災・災害等

（テレビのニュース速報のテロップ又はテレビ・新聞等のマスコミの全国版のニュースにて報道される火災・災害等をいう。以下同じ。）

エ　上記に定める火災・災害等に発展するおそれがあるもの

５　報告に際しての留意事項

(1) 都道府県又は市町村は、「第２　即報基準」又は「第３　直接即報基準」に該当する火災・災害等か判断に迷う場合には、できる限り広く報告をするものとする。

(2) 都道府県又は市町村は、自らの対応力のみでは十分な災害対策を講じることが困難な火災・災害等が発生したときは、速やかにその規模を把握するための概括的な情報の収集に特に配意し、迅速な報告に努めるものとする。

また、都道府県は、通信手段の途絶等が発生し、区域内の市町村が報告を行うことが十分にできないと判断する場合等にあっては、調査のための職員派遣、ヘリコプター等の機材や各種通信手段の効果的活用等、あらゆる手段を尽くして、被害情報等の把握に努めるものとする。

(3) 都道府県は、被害状況等の把握に当たって、当該都道府県の警察本部等関係機関と

密接な連携を保つものとする。

特に、人的被害の数（死者・行方不明者）については、都道府県が一元的に集約、調整を行うものとする。その際、都道府県は、関係機関が把握している人的被害の数について積極的に収集し、当該情報が得られた際は、関係機関と連携のもと、整理・突合・精査を行い、直ちに消防庁へ報告をするものとする。

(4) 市町村は、都道府県に報告をすることができない場合には、一時的に報告先を消防庁に変更するものとする。この場合において、都道府県と連絡がとれるようになった後は、都道府県に報告をするものとする。

(5) 上記(1)から(4)にかかわらず、災害等により消防機関への通報が殺到した場合には、市町村はその状況を直ちに消防庁及び都道府県に対し報告をするものとする。

第２　即報基準

火災・災害等即報を報告すべき火災・災害等は次のとおりとする。

１　火災等即報

(1) 一般基準

火災等即報については、次のような人的被害を生じた火災及び事故（該当するおそれがある場合を含む。）等について報告をすること。

ア　死者が３人以上生じたもの

イ　死者及び負傷者の合計が１０人以上生じたもの

ウ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の火災及び事故については、上記(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　火災

（ア）建物火災

ａ　特定防火対象物で死者の発生した火災

ｂ　高層建築物の１１階以上の階、地下街又は準地下街において発生した火災で利用者等が避難したもの

ｃ　大使館・領事館及び国指定重要文化財の火災

ｄ　特定違反対象物の火災

ｅ　建物焼損延べ面積３，０００平方メートル以上と推定される火災

ｆ　他の建築物への延焼が１０棟以上又は気象状況等から勘案して概ね１０棟以上になる見込みの火災

ｇ　損害額１億円以上と推定される火災

（イ）林野火災

ａ　焼損面積１０ヘクタール以上と推定されるもの
ｂ　空中消火を要請又は実施したもの
ｃ　住宅等へ延焼するおそれがあるもの

（ウ）交通機関の火災
ａ　航空機火災
ｂ　タンカー火災
ｃ　船舶火災であって社会的影響度が高いもの
ｄ　トンネル内車両火災
ｅ　列車火災

（エ）その他
以上に掲げるもののほか、特殊な原因による火災、特殊な態様の火災等
（例示）
・　消火活動を著しく妨げる毒性ガスの放出を伴う火災

イ　石油コンビナート等特別防災区域内の事故

（ア）危険物施設、高圧ガス施設等の火災又は爆発事故
（例示）
・　危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災又は爆発事故

（イ）危険物、高圧ガス、毒性ガス等の漏えいで応急措置を必要とするもの

（ウ）特定事業所内の火災（(ア)以外のもの。）

ウ　危険物等に係る事故

危険物、高圧ガス、可燃性ガス、毒物、劇物、火薬等（以下「危険物等」という。）を貯蔵し、又は取り扱う施設及び危険物等の運搬に係る事故で、次に掲げるもの（イの石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

（ア）死者（交通事故によるものを除く。）又は行方不明者が発生したもの

（イ）負傷者が５名以上発生したもの

（ウ）周辺地域の住民等が避難行動を起こしたもの又は爆発により周辺の建物等に被害を及ぼしたもの

（エ）５００キロリットル以上のタンクの火災、爆発又は漏えい事故

（オ）海上、河川への危険物等流出事故

（カ）高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う火災・危険物等の漏えい事故

エ　原子力災害等

（ア）原子力施設において、爆発又は火災の発生したもの及び放射性物質又は放射線の漏えいがあったもの

（イ）放射性物質を輸送する車両において、火災の発生したもの及び核燃料物質等

の運搬中に事故が発生した旨、原子力事業者等から消防機関に通報があったもの

（ウ）原子力災害対策特別措置法（平成11年法律第156号）第１０条の規定により、原子力事業者から基準以上の放射線が検出される等の事象の通報が市町村長にあったもの

（エ）放射性同位元素等取扱事業所に係る火災であって、放射性同位元素又は放射線の漏えいがあったもの

オ　その他特定の事故
可燃性ガス等の爆発、漏えい及び異臭等の事故であって、社会的に影響度が高いと認められるもの

カ　消防職員及び消防団員の消火活動等に伴う重大事故

(3) 社会的影響基準
(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない火災・事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

２　救急・救助事故即報

救急・救助事故については、次に該当する事故（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 死者５人以上の救急事故
(2) 死者及び負傷者の合計が１５人以上の救急事故
(3) 要救助者が５人以上の救助事故
(4) 覚知から救助完了までの所要時間が５時間以上の救助事故
(5) 消防防災ヘリコプター、消防用自動車等に係る重大事故
(6) 消防職員及び消防団員の救急・救助活動に伴う重大事故
(7) 自衛隊に災害派遣を要請したもの
(8) 上記(1)から(7)に該当しない救急・救助事故であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高い救急・救助事故（社会的影響度が高いことが判明した時点での報告を含む。）

（例示）
・　列車、航空機、船舶に係る救急・救助事故
・　バスの転落による救急・救助事故
・　ハイジャックによる救急・救助事故
・　不特定又は多数の者が利用する建築物及び遊戯施設における設備等において発生した救急・救助事故
・　全国的に流通している食品の摂取又は製品の利用による事故で、他の地域において同様の事案が発生する可能性があり、消費者安全の観点から把握されるべ

き救急・救助事故

3　武力攻撃災害等即報

武力攻撃災害等については、次の災害による火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号。以下「国民保護法」という。）第２条第４項に規定する災害、すなわち、武力攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

(2) 国民保護法第172条第１項に規定する緊急対処事態における災害、すなわち、武力攻撃に準ずる攻撃により直接又は間接に生ずる人の死亡又は負傷、火事、爆発、放射性物質の放出その他の人的又は物的災害

4　災害即報

災害即報については、次の基準に該当する災害（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

(1) 一般基準

ア　災害救助法の適用基準に合致するもの

イ　都道府県又は市町村が災害対策本部を設置したもの

ウ　災害が２都道府県以上にまたがるもので一の都道府県における被害は軽微であっても、全国的に見た場合に同一災害で大きな被害を生じているもの

エ　気象業務法第13条の２に規定する大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表されたもの

オ　自衛隊に災害派遣を要請したもの

(2) 個別基準

次の災害については(1)の一般基準に該当しないものにあっても、それぞれ各項に定める個別基準に該当するもの（該当するおそれがある場合を含む。）について報告をすること。

ア　地震

（ア）当該都道府県又は市町村の区域内で震度５弱以上を記録したもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

イ　津波

（ア）津波警報又は津波注意報が発表されたもの

（イ）人的被害又は住家被害を生じたもの

ウ　風水害

（ア）崖崩れ、地すべり、土石流等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）洪水、浸水、河川の溢水、堤防の決壊又は高潮等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（ウ）強風、竜巻などの突風等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

エ　雪害

（ア）積雪、雪崩等により、人的被害又は住家被害を生じたもの

（イ）積雪、道路の凍結、雪崩等により、孤立集落を生じたもの

オ　火山災害

（ア）噴火警報（火口周辺）が発表されたもの

（イ）火山の噴火により、人的被害又は住家被害を生じたもの

(3) 社会的影響基準

(1) 一般基準、(2) 個別基準に該当しない災害であっても、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いと認められる場合には報告をすること。

第３　直接即報基準

市町村は、特に迅速に消防庁に報告すべき次の基準に該当する火災・災害等（該当するおそれがある場合を含む。）については、直接消防庁に報告をするものとする。

1　火災等即報

(1) 交通機関の火災

第２の１の(2) のアの(ウ) に同じ。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域内の事故

第２の１の(2)のイの(ア)、(イ)に同じ。

(3) 危険物等に係る事故（(2)の石油コンビナート等特別防災区域内の事故を除く。）

ア　第２の１の (2) のウの(ア)、(イ)に同じ。

イ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設の火災・爆発事故で、当該工場等の施設内又は周辺で、５００平方メートル程度以上の区域に影響を与えたもの

ウ　危険物等を貯蔵し、又は取り扱う施設からの危険物等の漏えい事故で、次に該当するもの

（ア）海上、河川へ危険物等が流出し、防除・回収等の活動を要するもの

（イ）５００キロリットル以上のタンクからの危険物等の漏えい等

エ　市街地又は高速道路上等におけるタンクローリーの事故に伴う漏えいで、付近住民の避難、道路の全面通行禁止等の措置を要するもの

オ　市街地又は高速道路上において発生したタンクローリーの火災

(4) 原子力災害等

第２の１の(2)のエに同じ。

(5) ホテル、病院、映画館、百貨店において発生した火災

(6) 爆発、異臭等の事故であって、報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの（武力攻撃事態等又は緊急対処事態への発展の可能性があるものを含む。）

２　救急・救助事故即報

死者及び負傷者の合計が１５人以上発生した救急・救助事故で次に掲げるもの

(1) 列車、航空機、船舶の衝突、転覆等による救急・救助事故

(2) バスの転落等による救急・救助事故

(3) ハイジャックによる救急・救助事故

(4) 映画館、百貨店、駅構内等不特定多数の者が集まる場所における救急・救助事故

(5) その他報道機関に大きく取り上げられる等社会的影響度が高いもの

３　武力攻撃災害等即報

第２の３の(1)、(2)に同じ。

４　災害即報

(1) 地震が発生し、当該市町村の区域内で震度５強以上を記録したもの（被害の有無を問わない。）

(2) 第２の４の(2)のイからオまでのうち、死者又は行方不明者が生じたもの

第４　記入要領

第１号、第２号、第３号及び第４号様式の記入要領は、次に定めるもののほか、それぞれの報告要領（「火災報告取扱要領」、「災害報告取扱要領」、「救急事故等報告要領」）の定めるところによる。

＜火災等即報＞

１　第１号様式（火災）

(1) 火災種別

「火災種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 消防活動状況

当該火災の発生した地域の消防機関の活動状況のほか、他の消防機関への応援要請及び消防機関による応援活動の状況についても記入すること。

(3) 救急・救助活動状況

報告時現在の救助活動の状況、救助人員の有無、傷病者の搬送状況等について記入すること（消防機関等による応援活動の状況を含む。）。

(4) 災害対策本部等の設置状況

当該火災に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故

対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時を記入すること。

(5) その他参考事項

次の火災の場合には、「その他参考事項」欄に、各項に掲げる事項を併せ記入すること。

ア　死者３人以上生じた火災

（ア）死者を生じた建物等（建物、車両、船舶等をいう。アにおいて同じ。）の概要

a　建物等の用途、構造及び周囲の状況

b　建物等の消火設備、警報設備、避難設備、防火管理者の有無及びその管理状況並びに予防査察の経過

（イ）火災の状況

a　発見及び通報の状況

b　避難の状況

イ　建物火災で個別基準のｅ、ｆ又はｇのいずれかに該当する火災

（ア）発見及び通報の状況

（イ）延焼拡大の理由

a　消防事情

b　都市構成

c　気象条件

d　その他

（ウ）焼損地域名及び主な焼損建物の名称

（エ）り災者の避難保護の状況

（オ）都道府県及び市町村の応急対策の状況（他の地方公共団体の応援活動を含む。）

ウ　林野火災

（ア）火災概況（火勢、延焼の状況、住家への影響、避難の状況等）

※　必要に応じて図面を添付する。

（イ）林野の植生

（ウ）自衛隊の派遣要請、出動状況

（エ）空中消火の実施状況（出動要請日時、消火活動日時、機種（所属）、機数等）

エ　交通機関の火災

（ア）車両、船舶、航空機等の概要

（イ）焼損状況、焼損程度

第１号様式　（火災）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

※　特定の事故を除く。

火災種別	１　建物　２　林野　３　車両　４　船舶　５　航空機　６　その他		
出火場所			
出火日時 （覚知日時）	月　日　時　分 （　月　日　時　分）	（鎮圧日時） 鎮火日時	（　月　日　時　分） 月　日　時　分
火元の業態・用途		事業所名 （代表者氏名）	
出火箇所		出火原因	
死傷者	死者（性別・年齢）　人 負傷者　重症　人 中等症　人 軽症　人	死者の生じた理由	
建物の概要	構造 階層	建築面積　㎡ 延べ面積　㎡	
焼損程度	焼損棟数：全焼　棟／半焼　棟／部分焼　棟／ぼや　棟／計　棟	焼損面積	建物焼損床面積　㎡ 建物焼損表面積　㎡ 林野焼損面積　ha
り災世帯数	世帯	気象状況	
消防活動状況	消防本部（署）　台　人 消防団　台　人 その他（消防防災ヘリコプター等）　台・機　人		
救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

２　第２号様式（特定の事故）

(1) 事故名（表頭）及び事故種別

特定の事故のうち、「事故名」及び「事故種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事業所名

「事業所名」は、「○○（株）○○工場」のように、事業所の名称のすべてを記入すること。

(3) 特別防災区域

発災事業所が、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下この項において「法」という。）第２条第２号に規定する特別防災区域内に存する場合のみ、当該地区名を記入すること。また、法第２条第４号に規定する第一種事業所にあっては、「レイアウト第一種」、「第一種」のいずれかを、同条第５号に規定する第二種事業所は「第二種」を、その他の事業所は「その他」を○で囲むこと。

(4) 覚知日時及び発見日時

「覚知日時」は、消防機関が当該事故を覚知した日時を、「発見日時」は事業者が当該事故を発見した日時を記入すること。

(5) 物質の区分及び物質名

事故の発端となった物質で、欄中、該当するものの記号を○で囲み、物質の化学名を記入すること。なお、当該物質が消防法（昭和23年法律第186号）で定める危険物である場合には、危険物の類別及び品名について記入すること。

(6) 施設の区分

欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(7) 施設の概要

「○○と××を原料とし、触媒を用いて＊＊製品を作る△△製造装置」のように記入すること。なお、当該施設が危険物施設である場合には、危険物施設の区分（製造所等の別）についても記入すること。

(8) 事故の概要

事故発生に至る経緯、態様、被害の状況等を記入すること。

(9) 消防防災活動状況及び救急救助活動状況

防災本部、消防機関及び自衛防災組織等の活動状況並びに都道府県又は市町村の応急対策の状況を記入すること。また、他の消防機関等への応援要請及び消防機関等による応援活動の状況についても記入すること。

(10) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(11) その他参考事項

以上のほか、特記すべき事項があれば、記入すること。

（例）

・　自衛隊の派遣要請、出動状況

(12) 原子力災害等の場合

ア　原子力災害等が発生するおそれがある場合には、「発生」を「発生のおそれ」に読み替えること。

イ　原子力災害等による死傷者については、「負傷者」を「負傷者」、「被ばく者」、「汚染者」に区分して記入すること。

ウ　その他参考事項として、付近住民の避難、屋内避難及び安定ヨウ素剤服用の状況を記入するとともに、地域防災計画に「原子力発電所異常事態通報様式」等が定められている場合には、当該通報の内容を併せて報告すること。

第２号様式　（特定の事故）

第　　報

事故名
1　石油コンビナート等特別防災区域内の事故
2　危険物等に係る事故
3　原子力施設等に係る事故
4　その他特定の事故

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故種別	1　火災　2　爆発　3　漏えい　4　その他（　）		
発生場所			
事業所名		特別防災区域	（レイアウト第一種、第一種、第二種、その他）
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	発見日時	月　日　時　分
		鎮火日時（処理完了）	月　日　時　分（　月　日　時　分）
消防覚知方法		気象状況	
物質の区分	1 危険物　2 指定可燃物　3 高圧ガス　4 可燃性ガス　5 毒劇物　6 RI等　7 その他（　）	物質名	
施設の区分	1　危険物施設　2　高危混在施設　3　高圧ガス施設　4　その他（　）		
施設の概要		危険物施設の区分	
事故の概要			
死傷者	死者（性別・年齢）　人	負傷者等	人（　人）
		重症	人（　人）
		中等症	人（　人）
		軽症	人（　人）

		出場機関	出場人員	出場資機材
消防防災活動状況及び救急・救助活動状況		事業所　自衛防災組織	人	
		事業所　共同防災組織	人	
		事業所　その他	人	
		消防本部（署）	台　人	
		消防団	台　人	
		消防防災ヘリコプター	機　人	
		海上保安庁	人	
	警戒区域の設定　月　日　時　分	自衛隊	人	
	使用停止命令　月　日　時　分	その他	人	
災害対策本部等の設置状況				
その他参考事項				

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

＜救急・救助事故・武力攻撃災害等即報＞

３　第３号様式（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

(1) 事故災害種別

「事故災害種別」の欄中、該当するものの記号を○で囲むこと。

(2) 事故等の概要

「事故等の概要」は、発生した事故等の種別、概略、経過等を記入すること。

(3) 死傷者等

ア　「死傷者等」には、急病人等を含む。

イ　「不明」とは、行方不明等所在が判明しないものをいう。

(4) 救助活動の要否

救助活動を要する又は要した事故であるか否かを記入すること。

(5) 要救護者数（見込）

救助する必要がある者（行方不明者あるいは救助の要否が不明の者を含む。）で、未だ救助されていない者の数を記入すること。

また、「救助人員」は、報告時点で救助が完了した者の数を記入すること。

(6) 消防・救急・救助活動状況

出動した消防隊、救急隊、救助隊等（応援出動したものを含む。）について、所属消防本部名、隊の数、人員、出動車両数等を記入するとともに、傷病者の搬送状況等活動の状況について記入すること。

(7) 災害対策本部等の設置状況

当該事故に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

(8) その他参考事項

以上のほか、応急措置等について、特記すべき事項があれば記入すること。

（例）

- 都道府県、市町村、その他関係機関の活動状況
- 避難指示の発令状況
- 避難所の設置状況
- 自衛隊の派遣要請、出動状況
- ＮＢＣ検知結果（剤の種類、濃度等）
- 被害の要因（人為的なもの）

　不審物（爆発物）の有無

　立てこもりの状況（爆弾、銃器、人物等）

第３号様式　（救急・救助事故・武力攻撃災害等）

第　　報

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

事故災害種別	1　救急事故　2　救助事故　3　武力攻撃災害　4　緊急対処事態における災害		
発生場所			
発生日時（覚知日時）	月　日　時　分（　月　日　時　分）	覚知方法	
事故等の概要			
死傷者	死者（性別・年齢） 計　人 不明　人	負傷者等　人（　人） 重症　人（　人） 中等症　人（　人） 軽症　人（　人）	
救助活動の要否			
要救護者数（見込）		救助人員	
消防・救急・救助活動状況			
災害対策本部等の設置状況			
その他参考事項			

（注）　負傷者欄の（　）書きは、救急隊による搬送人員を内書きで記入すること。

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

＜災害即報＞

4　第４号様式

(1) 第４号様式（その１）（災害概況即報）

災害の具体的な状況、個別の災害現場の概況等を報告する場合や災害の当初の段階で被害状況が十分把握できていない場合（例えば、地震時の第１報で、死傷者の有無、火災、津波の発生の有無等を報告する場合）には、本様式を用いること。

ア　災害の概況

（ア）発生場所、発生日時

当該災害が発生した具体的地名（地域名）及び日時を記入すること。

（イ）災害種別概況

ａ　風水害については、降雨の状況及び河川のはん濫、溢水、崖崩れ、地すべり、土石流等の概況

ｂ　地震については、地震に起因して生ずる火災、津波、液状化、崖崩れ等の概況

ｃ　雪害については、降雪の状況並びに雪崩、溢水等の概況

ｄ　火山噴火については、噴火の状況及び溶岩流、泥流、火山弾、火山灰等の概況

ｅ　その他これらに類する災害の概況

イ　被害の状況

当該災害により生じた被害の状況について、判明している人的被害及び住家の被害に重点を置いて記入すること。

１１９番通報の件数を記入する欄については、第３　直接即報基準に該当する災害において、市町村から消防庁に直接報告をする際に記入すること。

なお、１１９番通報件数については、災害対応の初動段階において、災害の規模を推察する上で重要な情報となるため、集計が困難な場合は、入電の多寡について可能な限り報告をすること。

ウ　応急対策の状況

（ア）当該災害に対して、災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等（以下「災害対策本部等」という。）を設置した場合にはその設置及び廃止の日時を記入すること。

なお、複数の市町村で災害対策本部等を設置するなど、当該欄に記入できない場合には、任意の様式を用いて報告をすること。

また、庁舎被害等の発生に起因して、予定された場所以外に災害対策本部等が設置されるなど特記すべき事象がある場合は、その旨を併せて記入すること。

（イ）消防機関等の活動状況については、地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第 39 条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。

（ウ）自衛隊の災害派遣要請を行った場合には、その日時及び内容を記入すること。

（エ）その他都道府県又は市町村が講じた応急対策については、避難所の設置状況、他の地方公共団体への応援要請等について記入すること。

また、大雨、津波、火山噴火等に係る特別警報が発表された場合などにおいては、警報の伝達、避難指示等の発令状況等の警戒・避難対策について記入すること。なお、避難指示等の発令状況については、第４号様式（その１）別紙を用いて報告すること。

第４号様式（その１）

（災害概況即報）

報告日時	年　月　日　時　分
都道府県	
報告者氏名	
報告日時	年　月　日　時　分
都道府県市町村（消防本部）	
報告者氏名	

消防庁受信者氏名

災害名　　（第　報）

災害の概況	発生場所				発生日時	月　日　時　分							
被害の状況	人的被害	死者		人	重傷者		人	住家被害	全壊		棟	床上浸水	棟
		うち災害関連死者		人					半壊		棟	床下浸水	棟
		不明		人	軽傷者		人		一部破損		棟	未分類	棟
	119番通報の件数												
応急対策の状況	災害対策本部等の設置状況	（都道府県）			（市町村）								
	消防機関等の活動状況	（地元消防本部、消防団、消防防災ヘリコプター、消防組織法第39条に基づく応援消防本部等について、その出動規模、活動状況等をわかる範囲で記入すること。）											
	自衛隊派遣要請の状況												
	その他都道府県又は市町村が講じた応急対策												

（注）　第１報については、迅速性を最優先とし可能な限り早く（原則として、覚知後30分以内）分かる範囲で記載して報告すること。（確認がとれていない事項については、確認がとれていない旨（「未確認」等）を記入して報告すれば足りること。）

（注）　住家被害のうち、その程度が未確定のものについては、「未分類」の欄に計上すること。

第４号様式（その１）　別紙

都道府県名　　（　　）

（避難指示等の発令状況）

市町村名	緊急安全確保		発令日時	避難指示		発令日時	高齢者等避難		発令日時
	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時	対象世帯数(※)	対象人数(※)	解除日時

(2) 第４号様式（その２）（被害状況即報）

管内の被害状況や避難に関する状況等を把握できる段階に至った場合、本様式を用いること。

ア　各被害欄

原則として、報告の時点で判明している最新の数値を記入する。ただし、被害額については、省略することができる。

なお、「水道」、「電話」、「電気」及び「ガス」については、それぞれ報告時点における断水戸数、通話不能回線数、停電戸数及び供給停止戸数を記入すること。

また、市町村ごとの人的被害・住家被害については、第４号様式（その２）別紙を用いて報告をすること。

イ　災害対策本部等の設置状況

当該災害に対して、都道府県又は市町村が災害対策本部、現地災害対策本部、事故対策本部等を設置した場合には、その設置及び廃止の日時について記入すること。

ウ　災害救助法適用市町村名

市町村ごとに、適用日時を記入すること。

エ　災害の概況

災害の概況欄には次の事項を記入すること。

（ア）災害の発生場所

被害を生じた市町村名又は地域名

（イ）災害の発生日時

被害を生じた日時又は期間

（ウ）災害の種類、概況

台風、豪雨、豪雪、洪水、高潮、地震、津波等の種別、災害の経過、今後の見通し等

オ　応急対策の状況

消防機関等の活動状況について記入するとともに、自衛隊の災害派遣要請を行った場合にはその日時及び内容を記入すること。

また、その他の欄については、避難所の設置状況、災害ボランティアの活動状況等を記入すること。

第4号様式（その2）

（被害状況即報）

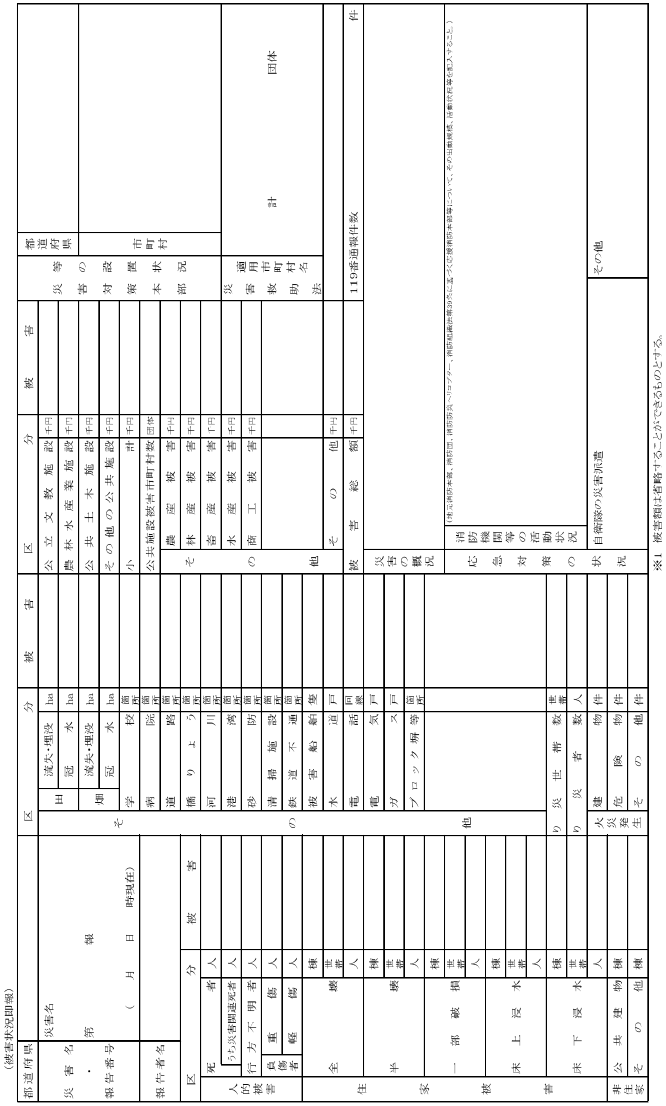

※1　被害額は省略することができるものとする。

※2　119番通報の件数は、10件単位で、例えば約10件、30件、50件(50件を超える場合は多数)と記入すること。

第４号様式（その2）　別紙

都道府県名（　　）

（市町村ごとの人的被害・住家被害）

市町村名	人的被害					住家被害				
	死者	うち災害関連死者	行方不明者	負傷者		全壊	半壊	一部破損	床上浸水	床下浸水
				重傷	軽傷					
	人	人	人	人	人	棟	棟	棟	棟	棟

指定各機関

(1)　指定行政機関

（災害対策基本法第 2 条第 3 号、令和 7 年 12 月 17 日内閣府告示第 136 号、26 団体）

1. 内閣府
2. 国家公安委員会
3. 警察庁
4. 金融庁
5. 消費者庁
6. こども家庭庁
7. デジタル庁
8. 総務省
9. 消防庁
10. 法務省
11. 外務省
12. 財務省
13. 文部科学省
14. 文化庁
15. 厚生労働省
16. 農林水産省
17. 経済産業省
18. 資源エネルギー庁
19. 中小企業庁
20. 国土交通省
21. 国土地理院
22. 気象庁
23. 海上保安庁
24. 環境省
25. 原子力規制委員会
26. 防衛省

(2)　指定地方行政機関

（災害対策基本法第 2 条第 4 号、令和 7 年 6 月 10 日内閣府告示第 97 号、25 団体）

1. 沖縄総合事務局
2. 管区警察局
3. 管区行政評価局
4. 沖縄行政評価事務所
5. 総合通信局
6. 沖縄総合通信事務所
7. 財務局
8. 地方厚生局
9. 都道府県労働局
10. 地方農政局
11. 北海道農政事務所
12. 森林管理局
13. 経済産業局
14. 産業保安監督部
15. 那覇産業保安監督事務所
16. 地方整備局
17. 北海道開発局
18. 地方運輸局
19. 地方航空局
20. 地方測量部及び沖縄支所
21. 管区気象台
22. 沖縄気象台
23. 管区海上保安本部
24. 地方環境事務所
25. 地方防衛局

(3)　指定公共機関

（災害対策基本法第 2 条第 5 号、令和 7 年 10 月 3 日内閣府告示第 93 号、106 団体）

1. 国立研究開発法人防災科学技術研究所
2. 国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構
3. 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構
4. 独立行政法人国立病院機構
5. 独立行政法人地域医療機能推進機構
6. 国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構
7. 国立研究開発法人森林研究・整備機構
8. 国立研究開発法人水産研究・教育機構
9. 国立研究開発法人土木研究所
10. 国立研究開発法人建築研究所
11. 国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所
12. 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
13. 独立行政法人水資源機構
14. 独立行政法人都市再生機構
15. 独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構
16. 日本銀行
17. 日本赤十字社
18. 日本放送協会
19. 電力広域的運営推進機関
20. 国立健康危機管理研究機構
21. 東日本高速道路株式会社
22. 首都高速道路株式会社
23. 中日本高速道路株式会社
24. 西日本高速道路株式会社
25. 阪神高速道路株式会社
26. 本州四国連絡高速道路株式会社
27. 成田国際空港株式会社
28. 新関西国際空港株式会社
29. 中部国際空港株式会社
30. 北海道旅客鉄道株式会社
31. 東日本旅客鉄道株式会社
32. 東海旅客鉄道株式会社
33. 西日本旅客鉄道株式会社
34. 四国旅客鉄道株式会社
35. 九州旅客鉄道株式会社
36. 日本貨物鉄道株式会社
37. ＮＴＴ株式会社
38. ＮＴＴ東日本株式会社
39. ＮＴＴ西日本株式会社
40. 日本郵便株式会社
41. 東京瓦斯株式会社
42. 東京ガスネットワーク株式会社
43. 大阪瓦斯株式会社
44. 大阪ガスネットワーク株式会社
45. 東邦瓦斯株式会社
46. 東邦ガスネットワーク株式会社
47. 西部瓦斯株式会社
48. 岩谷産業株式会社
49. アストモスエネルギー株式会社

50. 株式会社ジャパンガスエナジー
51. ＥＮＥＯＳグローブ株式会社
52. ジクシス株式会社
53. 出光興産株式会社
54. 太陽石油株式会社
55. コスモ石油株式会社
56. 富士石油株式会社
57. ＥＮＥＯＳ株式会社
58. 日本通運株式会社
59. 福山通運株式会社
60. 佐川急便株式会社
61. ヤマト運輸株式会社
62. 西濃運輸株式会社
63. 北海道電力株式会社
64. 北海道電力ネットワーク株式会社
65. 東北電力株式会社
66. 東北電力ネットワーク株式会社
67. 東京電力ホールディングス株式会社
68. 東京電力リニューアブルパワー株式会社
69. 東京電力パワーグリッド株式会社
70. 東京電力エナジーパートナー株式会社
71. 北陸電力株式会社
72. 北陸電力送配電株式会社
73. 中部電力株式会社
74. 中部電力パワーグリッド株式会社
75. 中部電力ミライズ株式会社
76. 関西電力株式会社
77. 関西電力送配電株式会社
78. 中国電力株式会社
79. 中国電力ネットワーク株式会社
80. 四国電力株式会社
81. 四国電力送配電株式会社
82. 九州電力株式会社
83. 九州電力送配電株式会社
84. 沖縄電力株式会社
85. 株式会社 JERA
86. 電源開発株式会社
87. 電源開発送変電ネットワーク株式会社
88. 日本原子力発電株式会社
89. KDDI 株式会社
90. 株式会社 NTT ドコモ
91. ＮＴＴドコモビジネス株式会社
92. ソフトバンク株式会社楽天モバイル株式会社
93. 楽天モバイル株式会社
94. 輸出入・港湾関連情報処理センター株式会社
95. 株式会社イトーヨーカ堂
96. イオン株式会社
97. ユニー株式会社
98. 株式会社セブン‐イレブン・ジャパン
99. 株式会社ローソン
100. 株式会社ファミリーマート
101. 株式会社セブン＆アイ・ホールディングス
102. 公益社団法人全日本トラック協会
103. 一般社団法人全国建設業協会
104. 公益社団法人日本医師会
105. 一般社団法人日本建設業連合会
106. 一般社団法人全国中小建設業協会
107. 一般社団法人ＡＺ－ＣＯＭネットワーク
108. 特定非営利活動法人全国災害ボランティア支援団体ネットワーク

(4) 指定地方公共機関

（災害対策基本法第 2 条第 5 号、平成 30 年 6 月 12 日徳島県告示第 418 号、18 団体）

1. 四国ガス株式会社徳島支店
2. ＮＸ徳通株式会社（旧徳島通運株式会社）
3. 四国放送株式会社
4. 社団法人徳島新聞社
5. 板名用水土地改良区
6. 吉野川土地改良区
7. 那賀川南岸土地改良区
8. 一般社団法人徳島県医師会
9. 株式会社エフエム徳島
10. 一般社団法人徳島県エルピーガス協会
11. 阿佐海岸鉄道株式会社
12. 社会福祉法人徳島県社会福祉協議会
13. 一般社団法人徳島県バス協会
14. 一般社団法人徳島県トラック協会
15. 公益社団法人徳島県看護協会
16. 一般社団法人徳島県助産師会
17. 一般社団法人徳島県歯科医師会
18. 一般社団法人徳島県建設業協会

自主防災組織一覧表

○各地区自主防災会一覧表

名　　称	結　成　年　月	名　　称	結　成　年　月
1. 桧自主防災会	平成13年4月	23. 木津野自主防災会	平成24年2月
2. 鳴門西地区自主防災会	平成15年6月	24. 徳長自主防災会	平成24年3月
3. 里浦北地区自主防災会	平成15年9月	25. 段関地区自主防災会	平成24年3月
4. 里浦仲地区自主防災会	平成15年9月	26. 島田地区自主防災会	平成24年3月
5. 里浦南地区自主防災会	平成15年9月	27. 大代自主防災会	平成24年4月
6. 黒崎地区自主防災会	平成17年5月	28. 備前島自主防災会	平成24年6月
7. 鳴門東地区自主防災会	平成17年10月	29. 小森自主防災会	平成24年8月
8. 中央地区自主防災会	平成18年5月	30. 姫田自主防災会	平成24年8月
9. 木津神地区自主防災会	平成18年6月	31. 大谷自主防災会	平成24年8月
10. 桑島地区自主防災会	平成18年7月	32. 池谷自主防災会	平成24年8月
11. 斎田地区自主防災会	平成19年5月	33. 高畑自主防災会	平成24年8月
12. 川東地区自主防災会	平成20年12月	34. 松村自主防災会	平成24年8月
13. 長江地区自主防災会	平成21年6月	35. 牛屋島自主防災会	平成24年8月
14. 吉永自主防災会	平成22年4月	36. 東馬詰自主防災会	平成24年8月
15. 北灘地区自主防災会	平成22年9月	37. 西馬詰自主防災会	平成24年8月
16. 明神地区自主防災会	平成22年11月	38. 中馬詰自主防災会	平成24年8月
17. 矢倉自主防災会	平成23年3月	39. 古田自主防災会	平成24年8月
18. 板東東部自主防災会	平成23年10月	40. 市場東自主防災会	平成24年8月
19. 板東中部自主防災会	平成23年10月	41. 市場自主防災会	平成24年8月
20. 板東北部自主防災会	平成23年10月	42. 瀬戸北地区自主防災会	平成24年9月
21. 板東南部自主防災会	平成23年10月	計42組織	
22. 大幸自主防災会	平成24年2月		

○女性防火クラブ

名　　称	クラブ数	女性防火クラブ員数
鳴門市女性防火クラブ	8	757人

○幼少年消防クラブ

名　　称	クラブ数	クラブ員数
幼年消防クラブ	8	407人
少年消防クラブ	4	72人

鳴門地区無線局一覧表

所在地等	免許人	識別信号・局名及び種別
徳島県庁	徳島県	ぼうさいとくしまほんぶ・固定局 県災害対策本部　*-9510 県水防本部（河川政策課）*-9570
徳島県 鳴門合同庁舎		ぼうさいとうぶしぶなると・固定局 東部県土整備局鳴門 *-088-684-9520 鳴門県民ｻｰﾋﾞｽｾﾝﾀｰ　*-088-684-4621 ぼうさいとくしま　562,563,565,759,760,761,762 移動局（車載3、携帯用4）
鳴門市役所		ぼうさいなるとし・固定局 危機管理局　351**2
企業局（競艇）	鳴門市	きょうていなると　基地局（1）　移動局（携帯用44）
企業局（水道）	〃	すいどうなると　基地局（1）　移動局（18）
鳴門警察署	警察庁	固定局（3）　移動局（10）
四国電力送配電徳島支社	四国電力送配電	基地局（4）　移動局（災害規模によって派遣数が変動）
鳴門市消防本部	鳴門市	なるとしょうぼうびざん 基地局(1) なるとしょうぼう　基地局（1） 移動局(車載用19･携帯用22)

アマチュア無線局名簿（個人局）

番号	氏名	コールサイン
1	宇佐美　正市	JG5-LMO
2	古林　庸策	JR5-HLX
3	半田　功雄	JH5-MDE
4	八木　隆史	JH5-EOJ
5	山中　雅夫	JI5-LKQ

アマチュア無線局名簿（クラブ局）

番号	氏名	コールサイン	クラブ名
1	八木　隆史	JA5-ZAY	徳島2mSSB愛好会

※個人局、クラブ局とも氏名の五十音順に記載

市内業者一覧表

本表は、鳴門市建設工事等一般競争入札（指名競争入札）参加資格業者名簿（有効期間：令和５年６月１日～令和７年５月３１日）に登録された業者の一覧である。

	地区	業者名	住所	電話番号
1	瀬戸町	小池建設	鳴門市瀬戸町堂浦字地廻り壱３１１－１	088-688-2377
2		鳴門造園(株)	鳴門市瀬戸町明神字下本城２０６－５	088-688-0615
3		(有) ツダ塗装	鳴門市瀬戸町明神字丸山２３３	088-688-1080
4		(株) マルイ	鳴門市瀬戸町明神字上本城１６０－１	088-688-0073
5		(株) 西野組	鳴門市瀬戸町明神字馬越１２－１３	088-688-0021
6		阿波道路 (株)	鳴門市瀬戸町明神字馬越２６－１	088-688-0370
7		桑野鉄工 (株)	鳴門市瀬戸町明神字板屋島２５－６	088-688-0220
8		ＦＦコーポレーション (株)	鳴門市瀬戸町明神字弐軒家４５－５	088-678-8890
9	大津町	藤真建材 (株)	鳴門市大津町吉永２５５－３	088-685-6553
10		田村設備工業 (株)	鳴門市大津町大幸字塩田３０－３	088-686-1025
11		(株) 片岡建工	鳴門市大津町大代１２６５－３	088-660-4714
12		(株) 新進電工	鳴門市大津町木津野字仲ノ越８５－６	088-685-9262
13		(株) 仲須工務店	鳴門市大津町矢倉字参の越２２－３１	088-685-6309
14		三浦電気 (有)	鳴門市大津町矢倉字参の越２２－５４	088-684-1044
15		(有) 前田工務店	鳴門市大津町矢倉字参ノ越５－２	088-685-2884
16		(有) 上原電業	鳴門市大津町矢倉字西の越１－３	088-685-4110
17		ワイズガーデン (株)	鳴門市大津町矢倉字東ノ越７	088-685-5751
18		松下興業 (株)	鳴門市大津町矢倉字東堤８３－１	088-685-2741
19		(株) 鳴鉄工務店	鳴門市大津町矢倉字弐ノ越２５	088-685-7741
20	大麻町	(株) 三木建設	鳴門市大麻町三俣字前野４－１	088-683-5558
21		宮﨑基礎建設 (株)	鳴門市大麻町三俣字津久田６１－１	088-689-1016
22		(株) 福井組	鳴門市大麻町市場字川縁３５－１	088-689-1055
23		(有) 福井建設工業	鳴門市大麻町市場字大西３－１	088-689-1413
24		丸井建設工業 (株)	鳴門市大麻町市場字東原６５－３	088-689-0892
25		斎藤忠建設 (株)	鳴門市大麻町松村字土井８０	088-689-3333
26		(有) 萩田組	鳴門市大麻町川崎４７１	088-689-2770
27		(有) 八木土建	鳴門市大麻町川崎４７８－２	088-689-1405
28		(有) 勅洋建設	鳴門市大麻町大谷字東山谷４２－６	088-689-1598
29		(株) 津久司工業	鳴門市大麻町大谷字椢原１－９	088-676-2945
30		斎藤工業 (有)	鳴門市大麻町津慈字宮の本１６３－１	088-689-0606
31		南海熱学工業 (株)	鳴門市大麻町東馬詰字寅開６１－１	088-677-7766
32	撫養町	小川組 (有)	鳴門市撫養町黒崎字松島３１６	088-686-4097
33		(株) 東條塗装工業	鳴門市撫養町斎田字西発７５－１	088-685-7665
34		秋山建設 (株)	鳴門市撫養町斎田字大池４３－１	088-686-4884
35		板東土建 (株)	鳴門市撫養町斎田字大堤１４８	088-686-9393
36		中岡建設 (株)	鳴門市撫養町斎田字東発１２－１	088-685-4082
37		井上建設 (株)	鳴門市撫養町小桑島字前組１６－１２	088-686-5145
38		浜口電機 (株)	鳴門市撫養町小桑島字前浜１０９－３	088-686-1828
39		吉成建設 (株)	鳴門市撫養町小桑島字前浜２５９－１	088-685-3101
40		(株) ソニック鳴門	鳴門市撫養町小桑島字前浜５９	088-685-1001

市内業者一覧表

本表は、鳴門市建設工事等一般競争入札（指名競争入札）参加資格業者名簿（有効期間：令和５年６月１日～令和７年５月３１日）に登録された業者の一覧である。

	地区	業者名	住所	電話番号
41	撫養町	東四国開発（株）	鳴門市撫養町小桑島字西４９－４	088-679-8313
42		（有）米田水道	鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜１２－５３	088-685-7365
43		（有）黒崎建設	鳴門市撫養町南浜字権現２８－１	088-686-4536
44		菊池産業（株）	鳴門市撫養町南浜字東浜２５４	088-685-3171
45		（株）シンコウ	鳴門市撫養町南浜字東浜３４－１３	088-686-9225
46		（株）鳴門機工	鳴門市撫養町南浜字東浜３４－３６	088-678-7677
47		（有）松下水道工業所	鳴門市撫養町南浜字蛭子前西１１９	088-686-3076
48		冨士庭園土木（株）	鳴門市撫養町木津１３３８－７３	088-685-8331
49		（有）芝山建設	鳴門市撫養町木津９０－５	088-685-6802
50		（株）トーヨー	鳴門市撫養町木津字小屋ヶ谷８４－１	088-686-5062
51		（株）伊達工務店	鳴門市撫養町立岩字芥原５１－１	088-686-0255
52		開発水道工業所（株）	鳴門市撫養町立岩字五枚１８０	088-685-8044
53		日進建設（株）	鳴門市撫養町立岩字四枚１０８セジュールはまゆう１０２号室	088-677-8252
54		岩朝建設（株）	鳴門市撫養町立岩字四枚６２	088-685-0283
55		（株）亀井組	鳴門市撫養町立岩字七枚１１４	088-685-4178
56		(有)ソリシターコンサルティング	鳴門市撫養町立岩字六枚１７７	088-678-8787
57		荒川建設（株）	鳴門市撫養町立岩字六枚１９０	088-685-0131
58	北灘町	北灘土建（株）	鳴門市北灘町櫛木字中末９３	088-686-1866
59	鳴門町	徳代建設（有）	鳴門市鳴門町高島字山路２６９－４	088-687-3063
60		（有）神田塗装	鳴門市鳴門町高島字山路３３６	088-687-2615
61		きわみ道路（株）	鳴門市鳴門町高島字竹島２５０	088-660-3605
62		北浜建設	鳴門市鳴門町高島字竹島２５４	088-687-3390
63		（有）粟田工務店	鳴門市鳴門町高島字中島９２－９	088-687-1160
64		（株）濱土建	鳴門市鳴門町高島字中島５６７	088-678-9331
65		（有）金沢水道	鳴門市鳴門町高島字北３５１	088-687-1166
66		（株）ウザワ	鳴門市鳴門町高島字北５８０	088-679-7516
67		（有）清水建設	鳴門市鳴門町三ッ石字南大手１４－２６	088-687-2633
68		太平建設（有）	鳴門市鳴門町三ツ石字芙蓉山下２５５	088-687-2122
69	里浦町	（有）三浦建設	鳴門市里浦町里浦字花面３５０－３５	088-686-2367
70		前川建設（株）	鳴門市里浦町里浦字花面３７９－１	088-685-5708
71		北洋建物解体センター（株）	鳴門市里浦町里浦字恵美寿６８３－４９	088-685-4647
72		（株）近藤	鳴門市里浦町里浦字坂田４３２－２８１	088-684-4515
73		（有）小川工業	鳴門市里浦町里浦字平松４３５－１	088-685-6317

医療施設一覧表

	所在地	病医院名	電話番号	診療科目
1	南浜	西條内科	686-1235	内・消・循・呼
2	南浜	佐藤整形外科医院	685-6555	整外・形外・リハ・リウ
3	南浜	元木医院	685-8282	内・消化器内科・循環器内科・小・呼内・糖尿病内科
4	南浜	レディースクリニック兼松産婦人科	685-1103	産婦・内・小
5	南浜	鳴門メンタルクリニックココロカル	624-7700	心内・精・内
6	斎田	小川病院	686-2322	内・神内・呼内・消化器内科・リハ・透析・糖尿病内科・腎臓内科
7	斎田	うがい医院	686-2307	内・胃・外・こう・皮
8	斎田	勝良医院	686-1216	内・小・消化器内科・呼内・循環器内科
9	斎田	兼松病院	685-4537	内・外・整外・肛門外科・眼・リハ・放・循環器内科・消化器内科・乳腺外科・脳外
10	斎田	高麗耳鼻咽喉科医院	685-1180	耳い・内・胃・小・外
11	斎田	谷医院	686-3569	内・胃・小・外・こう
12	斎田	浜田皮ふ泌尿器科	685-5101	ひ・皮・性
13	黒崎	今井メンタルクリニック	683-1552	精・内・神・心内
14	黒崎	高田内科医院	684-0031	内・消・循・小・呼
15	黒崎	たきファミリークリニック	683-1235	内・循環器内科・小・外・心外
16	黒崎	津田ブレインクリニック	684-3171	脳外・小
17	黒崎	徳島県鳴門病院 ※災害拠点病院	683-0011	救命・内・循環器内科・小・外・整外・皮・ひ・産婦・眼・耳い・放・麻・形外
18	大桑島	うずしお眼科	684-3311	眼
19	大桑島	だいとうレディースクリニック	683-1588	産婦・内
20	大桑島	なかがわ耳鼻咽喉科クリニック	684-3387	耳い
21	小桑島	いやしの社クリニック	676-2600	心内・精・神内
22	小桑島	斎藤整形外科	685-5811	整・リハ・リウ
23	北浜	さくら耳鼻咽喉科クリニック	685-7701	耳い・アレ
24	立岩	岩朝病院	685-8855	内・呼・胃・循・外・整外・ひ・リハ

市外局番は「088」です。

医療施設一覧表

	所在地	病医院名	電話番号	診療科目
25	立岩	あお内科クリニック	678-2381	内・呼内・アレ
26	立岩	福田医院	686-2561	外・内・胃・放・リハ
27	土佐泊浦	鳴門山上病院	687-1234	内・外・整外・リハ・脳外・放・眼・皮・耳い・ひ
28	土佐泊浦	凪の音ホスピタル	687-0311	心内・精・内・歯
29	高島	岡﨑内科循環器科	687-2720	内・循環・小
30	堂浦	鳴門シーガル病院	688-0011	精・神内・心内・内・歯
31	段関	鳴門川島クリニック	683-0810	内・透析
32	大代	田口小児科クリニック	683-1120	小・内・アレ
33	木津野	森本内科循環器科	686-8181	内・循環器内科
34	木津野	吉田整形外科	684-1550	整外・リハ・リウ
35	吉永	すがい眼科	685-4611	眼
36	吉永	橋本医院	685-5211	外・内・循環器内科・呼・消・整外・形外・こう・リハ・放
37	矢倉	原田内科	685-3351	内・消化器内科・糖尿病内分泌内科・循環器内科・小・リハ
38	大谷	原田医院	689-2108	内・循環器内科・呼内・アレ
39	池谷	大谷の里クリニック　木洩れ日	689-0910	外科（がん）・肛門外科・皮・ペインクリニック内科・ペインクリニック外科・内
40	牛屋島	斎藤医院	689-0151	内・外・麻・胃・呼
41	萩原	かしはら診療所	676-2655	リハ・脳外
42	板東	中西医院	689-1508	内・小・リハ・放
43	板東	板東診療所	689-1252	内・呼内・小・整外・リハ・アレ・消化器内科

市外局番は「088」です。

（注）この表は、河川氾濫浸水想定区域内にある、要配慮者が利用する施設を示しています。（水防法第15条第1項第4号）

要配慮者利用施設一覧表（水害）

【高齢者施設】

※浸水想定区域内…○、浸水想定区域外…－

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水想定区域	
				洪水	高潮
1	レジデント木津	撫養町木津445－1	683-1583	○	○
2	グループホーム鳴門	撫養町木津445-1	685-8688	○	○
3	鳴門小規模多機能センター	撫養町木津445-1	685-8077	○	○
4	平成デイサービスセンター鳴門	撫養町木津445-1	685-8688	○	○
5	ケアハウスなると	撫養町南浜字蛭子前東105	685-5566	○	○
6	むやデイサービスセンター	撫養町南浜字蛭子前東105	685-5575	○	○
7	こもれびの家・撫養	撫養町南浜字浜田130	686-6352	○	○
8	サービス付き高齢者向け住宅 たなごころ	撫養町斎田字西発47-10	679-4292	○	○
9	デイサービスセンターたなごころ	撫養町斎田字西発47－10	679-4292	○	○
10	あい愛・撫養	撫養町斎田字北浜98	686-2340	○	○
11	デイサービスハッピーズ	撫養町斎田字北浜46-1	686-1862	○	○
12	リハビリ型デイサービスヒューマニー	撫養町斎田字北浜37-5	685-7374	○	○
13	グループホーム撫養	撫養町斎田字浜端南106	676-3580	○	○
14	デイサービス斎田	撫養町斎田字浜端南106	676-3700	○	○
15	なぎの家	撫養町黒崎字松島200	679-6007	○	○
16	デイサービスなるとも	撫養町黒崎字松島200	679-6007	○	○
17	リハビリステーションネトレン撫養	撫養町黒崎字松島440	684-5501	○	○
18	デイサービスどんぐり	撫養町黒崎字八幡68-6	684-1371	○	○
19	デイサービス阿波裕	撫養町大桑島字北ノ浜66-1	686-9095	－	○
20	サービス付き高齢者向け住宅 しあわせ家族	撫養町小桑島字前浜197	685-1266	○	○
21	デイサービスセンター花雲	撫養町小桑島字前浜197	685-1266	○	○
22	いきいきライフ	撫養町小桑島字前浜58	679-7657	○	○
23	こぶしの家	撫養町小桑島字前浜78	686-1862	○	○
24	デイサービスぱんどらのはこ	撫養町弁財天字ハマ11-1	660-6901	－	○
25	サービス付き高齢者向け住宅ほほえみ	撫養町立岩字五枚220-1	679-4165	○	○
26	ショートステイほほえみ	撫養町立岩字五枚220-1	679-4165	○	○
27	デイサービスセンターほほえみ	撫養町立岩字五枚220-1	683-1022	○	○
28	貴洋会デイサービスセンター	撫養町立岩字五枚146	686-2181	－	○
29	特別養護老人ホーム春潮苑	撫養町立岩字五枚146	686-2080	－	○
30	緑会デイサービスセンター	鳴門町三ツ石字江尻山74	687-1136	－	○
31	介護老人保健施設みどりの里	鳴門町三ツ石字江尻山91	687-3355	－	○

※市外局番は「088」です。

（注）この表は、河川氾濫浸水想定区域内にある、要配慮者が利用する施設を示しています。（水防法第15条第1項第4号）

【高齢者施設】　※浸水想定区域内…○、浸水想定区域外…－

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水想定区域	
				洪水	高潮
32	特別養護老人ホーム鳴光荘	鳴門町三ツ石字江尻山85	687-1130	－	○
33	デイサービスセンター花雲　高島	鳴門町高島字浜中74	687-2022	－	○
34	サービス付き高齢者向け住宅 しあわせ家族高島	鳴門町高島字浜中74	687-2022	－	○
35	ヘルパーステーションこだぬき	鳴門町高島字南370	678-4530	－	○
36	グループホームそよかぜ	瀬戸町明神字鳴谷121	683-7888	－	○
37	デイサービスたぬき	瀬戸町明神字下本城262-1	688-0310	－	○
38	あかりデイサービス瀬戸	瀬戸町堂浦字地廻り壱26-5	688-2340	－	○
39	介護老人福祉施設おおつ苑	大津町大代472	684-3788	○	○
40	グループホームおおつ	大津町大代472	684-3788	○	○
41	デイサービスセンターおおつ	大津町大代472	684-3788	○	○
42	サービス付き高齢者向け住宅すみれ	大津町吉永777	683-1231	○	○
43	デイサービスすみれ	大津町吉永777	683-1251	○	○
44	グループホームこすもす	大津町吉永620-2	685-5157	○	○
45	グループホームひなたぼっこ	大津町矢倉字四ノ越3	685-3605	○	○
46	グループホームほのぼの	大津町矢倉字五ノ越32-1	686-3113	○	○
47	介護老人保健施設陽だまり苑	大津町矢倉字四ノ越5	686-1133	○	○
48	ＣｏＣｏデイサービス	大津町矢倉字裏15-9	686-5587	○	○
49	通所介護事業所たんぽぽはうす	大麻町姫田字久保ノ内26-18	686-0670	○	○
50	デイサービスセンターぽてと鳴門	大麻町池谷字柳の本81-3	679-6739	○	－

【障がい児・者施設等】　※浸水想定区域内…○、浸水想定区域外…－

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水想定区域	
				洪水	高潮
51	グループホーム南海住宅	撫養町南浜字東浜580-2	660-7771	○	○
52	グループホームファミリー6号館	撫養町南浜字浜田84-4	685-5115	○	○
53	きりん教室なると	撫養町南浜字蛭子前西140	686-1011	－	○
54	障害者就労センターたなごころ	撫養町斎田字西発47－10	679-4293	○	○
55	障害児通所支援センターたなごころ	撫養町斎田字西発47－10	679-4293	○	○
56	アトレくろさき	撫養町黒崎字清水52-1	660-6381	○	○
57	地域活動支援センター オリーブの木	撫養町大桑島字北の浜53	685-5524	○	○
58	就労継続A型事業所サスケ工房鳴門	撫養町大桑島字濘岩浜48-61	678-9988	○	○
59	サポートきらり	撫養町小桑島字前浜243	683-1977	○	○

※市外局番は「088」です。

（注）この表は、河川氾濫浸水想定区域内にある、要配慮者が利用する施設を示しています。（水防法第15条第1項第4号）

【障がい児・者施設等】　※浸水想定区域内…○、浸水想定区域外…－

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水想定区域	
				洪水	高潮
60	グループホームファミリー2号館	撫養町小桑島字前浜109-8	686-8505	○	○
61	多機能型支援事業所ジョイナス	撫養町小桑島字前浜179-9	685-8870	○	○
62	児童発達支援事業所 たけのこ鳴門	撫養町小桑島字前組60-1	679-9540	○	○
63	グループホームファミリー5号館	撫養町北浜字宮の西95-2	685-2230	－	○
64	デイサービスぱんどらのはこ	撫養町弁財天字ハマ11-1	660-6901	－	○
65	グループホームファミリー4号館	撫養町立岩字六枚67-6	684-1886	－	○
66	アトレ	鳴門町高島字北221	660-3088	－	○
67	グループホームファミリー3号館	鳴門町高島字浜中91	687-0338	－	○
68	グループホームぬくもり	瀬戸町明神字下本城159-16	661-6377	－	○
69	放課後等デイサービスStyle assist 「NARUTO」	瀬戸町室字中ケ谷68-6	635-8355	－	○
70	ぽてとくらぶ	大津町木津野字野神ノ越122-2	684-2651	○	○
71	ナチュラルキッズ　３ｒｄ	大津町吉永字西新5	678-8432	○	○
72	グループホーム　アベリアの庭	大津町吉永203-7	679-4153	○	○
73	いろはのさと	大麻町東馬詰字壱番越12	660-3196	○	○
74	グッドジョブセンター （ＧＪＣ）かのん	大麻町東馬詰字諏訪の元70-1	697-2121	○	○
75	福祉ホームありの実	大麻町東馬詰字諏訪の元71-12	698-0667	○	○

【こども家庭センター】　※浸水想定区域内…○、浸水想定区域外…－

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水想定区域	
				洪水	高潮
76	鳴門市健康福祉交流センター （鳴門ふれあい健康館）	撫養町南浜字東浜24-2	684-1561	○	○

【救護施設】　※浸水想定区域内…○、浸水想定区域外…－

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水想定区域	
				洪水	高潮
77	小鳴門荘	瀬戸町明神字上本城85	688-1011	－	○

【病院・診療所施設】

（有床に限る）　※浸水想定区域内…○、浸水想定区域外…－

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水想定区域	
				洪水	高潮
78	西條内科	撫養町南浜字東浜424	686-1235	○	○
79	元木医院	撫養町南浜字東浜592	685-8282	○	○
80	兼松病院	撫養町斎田字大堤54	685-4537	○	○
81	勝良医院	撫養町斎田字西発77-10	686-1216	○	○

※市外局番は「088」です。

（注）この表は、河川氾濫浸水想定区域内にある、要配慮者が利用する施設を示しています。（水防法第15条第1項第4号）

【病院・診療所施設】

（有床に限る）　※浸水想定区域内…○、浸水想定区域外…－

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水想定区域	
				洪水	高潮
82	小川病院	撫養町斎田字北浜99	686-2322	○	○
83	徳島県鳴門病院	撫養町黒崎字小谷32	683-0011	○	○
84	斎藤整形外科	撫養町小桑島字前浜217	685-5811	○	○
85	岩朝病院	撫養町立岩字元地280	685-8855	－	○
86	鳴門シーガル病院	瀬戸町堂浦字阿波井57	688-0011	－	○
87	橋本医院	大津町吉永471-6	685-5211	○	○
88	原田内科	大津町矢倉字六ノ越5-9	685-3351	○	○

【児童福祉施設等】（保育所・認定こども園）　※浸水想定区域内…○、浸水想定区域外…－

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水想定区域	
				洪水	高潮
89	鳴門市中央保育所	撫養町南浜字東浜30-7	686-2846	○	○
90	うずしお保育園	撫養町斎田字西発88-1	686-9227	○	○
91	正興寺保育園	撫養町斎田字岩崎144	686-1188	○	○
92	桑島保育所	撫養町大桑島字蛭子山134	685-7896	○	○
93	岡崎保育所	撫養町弁財天字派名26-9	686-4695	－	○
94	つくし保育所	撫養町立岩字芥原46-12	686-1214	－	○
95	認定こども園ちどり	里浦町里浦字西浜401	685-0249	－	○
96	公私連携幼保連携型認定こども園成稔	鳴門町高島字北221	687-1679	－	○
97	幼保連携型認定こども園IZUMI	鳴門町高島字南433-2	687-0616	－	○
98	明神善隣館保育所	瀬戸町明神字丸山83-16	688-0582	－	○
99	すみれ保育園	大津町大幸字塩田27-1	685-0055	○	○
100	矢倉保育園	大津町矢倉字弐の越34-2	686-9469	○	○

※市外局番は「088」です。

（注）この表は、河川氾濫浸水想定区域内にある、要配慮者が利用する施設を示しています。（水防法第15条第1項第4号）

【児童クラブ】　※浸水想定区域内…○、浸水想定区域外…－

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水想定区域	
				洪水	高潮
101	撫養児童クラブ	撫養町斎田字岩崎72	685-5260	○	○
102	黒崎児童クラブ	撫養町黒崎字宮津88-1	686-2347	○	○
103	桑島児童クラブ	撫養町大桑島字与三佐谷8	685-0065	○	○
104	林崎児童クラブ	撫養町立岩字内田73-1	685-0056	－	○
105	里浦児童クラブ	里浦町里浦字西浜401	686-0299	○	○
106	鳴門西児童クラブ	鳴門町高島字北86	687-1528	－	○
107	明神児童クラブ	瀬戸町明神字越浦38	688-0712	－	○
108	大津西児童クラブ	大津町大代1210	686-3534	○	○
109	木津児童クラブ	大津町木津野字内田11	686-3770	○	○

【児童福祉施設等】（児童厚生施設）　※浸水想定区域内…○、浸水想定区域外…－

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水想定区域	
				洪水	高潮
110	市場川崎児童館	大麻町三俣字前野18	689-3410	○	○

【児童福祉施設等】（児童養護施設）　※浸水想定区域内…○、浸水想定区域外…－

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水想定区域	
				洪水	高潮
111	鳴門子ども学園	里浦町里浦字坂田415-3	683-1201	－	○

【児童福祉施設等】（認可外保育施設）　※浸水想定区域内…○、浸水想定区域外…－

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水想定区域	
				洪水	高潮
112	地方独立行政法人 徳島県鳴門病院院内保育所おひさま	撫養町斎田字見白43看護宿舎1Ｆ	678-9399	－	○

※市外局番は「088」です。

（注）この表は、河川氾濫浸水想定区域内にある、要配慮者が利用する施設を示しています。（水防法第15条第1項第4号）

【幼稚園】　※浸水想定区域内…○、浸水想定区域外…－

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水想定区域	
				洪水	高潮
113	撫養幼稚園	撫養町斎田字岩崎135-3	686-4093	○	○
114	聖母幼稚園	撫養町黒崎字松島208	685-0079	○	○
115	桑島幼稚園	撫養町大桑島字与三左谷32	686-9479	○	○
116	精華幼稚園	撫養町立岩字内田73	686-4558	－	○
117	明神幼稚園	瀬戸町明神字越浦70	688-1244	－	○
118	第一幼稚園	大津町木津野字籔の内55-2	686-3453	○	○
119	堀江北幼稚園	大麻町大谷字中筋53	689-2220	○	－

【学校関係施設】（学校施設）　※浸水想定区域内…○、浸水想定区域外…－

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水想定区域	
				洪水	高潮
120	第一中学校	撫養町南浜字浜田37-1	685-2542	○	○
121	撫養小学校	撫養町斎田字岩崎72	685-1316	○	○
122	鳴門高等学校	撫養町斎田字岩崎135-1	685-3217	○	○
123	黒崎小学校	撫養町黒崎字宮津88-1	686-2243	○	○
124	桑島小学校	撫養町大桑島字与三左谷6	686-2239	○	○
125	林崎小学校	撫養町立岩字内田73-1	686-2469	－	○
126	第二中学校	撫養町立岩字内田150	685-7911	－	○
127	里浦小学校	里浦町里浦字西浜401	686-0236	○	○
128	鳴門中学校	鳴門町三ツ石字芙蓉山下251	687-1153	－	○
129	鳴門西小学校	鳴門町高島字北217	687-1152	－	○
130	明神小学校	瀬戸町明神字越浦70	688-0532	－	○
131	瀬戸中学校	瀬戸町堂浦字地廻り壱96-4	688-0033	－	○
132	大津西小学校	大津町大代1210	686-3509	○	○
133	第一小学校	大津町木津野字内田11	685-1301	○	○
134	鳴門渦潮高等学校	大津町吉永595	686-4577	○	○
135	堀江南小学校	大麻町西馬詰字橘ノ本7	689-0014	○	○

※市外局番は「088」です。

（注）この表は、河川氾濫浸水想定区域内にある、要配慮者が利用する施設を示しています。（水防法第15条第1項第4号）

【学校関係施設】（専修学校）　※浸水想定区域内…○、浸水想定区域外…－

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水想定区域	
				洪水	高潮
136	鳴門病院附属看護専門学校	撫養町斎田字見白36-1	686-4417	○	○

【その他災害時において配慮を要すると思われる施設】

※浸水想定区域内…○、浸水想定区域外…－

No.	施設名		連絡先	浸水想定区域	
				洪水	高潮
137	鳴門ファミリー・サポート・センター	撫養町南浜字東浜24-2	683-0788	○	○
138	にこにこひろば	撫養町斎田字浜端南125-1	678-7784	○	○
139	出張にこにこひろば	大麻町川崎394	689-2767	○	○

※市外局番は「088」です。

要配慮者利用施設一覧表（土砂災害）

・　本表は、土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内にある要配慮者利用施設を示したものです。（土砂災害防止法第８条第１項）

【障がい児・者施設等】

No.	施設名	所在地	連絡先
1	きりん教室なると	撫養町南浜字蛭子前西140-2	686-1011
2	児童発達支援事業所たけのこ鳴門	撫養町小桑島字前組60-1	679-9540
3	グループホームしおさい　高砂住宅	鳴門町土佐泊浦字高砂29-1	687-0067
4	板東の丘	大麻町板東字中谷8-4	689-2828

【病院・診療所施設】（有床に限る）

No.	施設名	所在地	連絡先
5	徳島県鳴門病院	撫養町黒崎字小谷32	683-0011
6	凪の音ホスピタル	鳴門町土佐泊浦字高砂5	687-0311
7	鳴門シーガル病院	瀬戸町堂浦字阿波井57	688-0011

【児童福祉施設等】（保育所・認定こども園）

No.	施設名	所在地	連絡先
8	認定こども園さら	撫養町南浜字蛭子前西92-1	685-3458
9	正興寺保育園	撫養町斎田字岩崎144	686-1188

【児童クラブ】

No.	施設名	所在地	連絡先
10	撫養児童クラブ	撫養町斎田字岩崎72	685-5260
11	黒崎児童クラブ	撫養町黒崎字宮津88-1	686-2347

【児童福祉施設】（児童自立支援施設）

No.	施設名	所在地	連絡先
12	徳島県立徳島学院	大麻町板東広塚35	689-1121

【幼稚園】

No.	施設名	所在地	連絡先
13	撫養幼稚園	撫養町斎田字岩崎135-3	686-4093
14	明神幼稚園	瀬戸町明神字越浦70	688-1244

【学校関係施設】（学校施設）

No.	施設名	所在地	連絡先
15	撫養小学校	撫養町斎田字岩崎72	685-1316
16	鳴門高等学校	撫養町斎田字岩崎135-1	685-3217
17	黒崎小学校	撫養町黒崎字宮津88-1	686-2243
18	桑島小学校	撫養町大桑島字与三左谷6	686-2239
19	第二中学校	撫養町立岩字内田150	685-7911
20	鳴門西小学校	鳴門町高島字北217	687-1152
21	明神小学校	瀬戸町明神字越浦70	688-0532
22	大麻中学校	大麻町池谷字長田105	689-0230
23	大麻中学校広塚分校	大麻町板東字広塚42	689-1219

市外局番は「088」です。

【高齢者施設】

No.	施設名	所在地	連絡先
24	デイサービスセンターおおあさ	大麻町桧字東山田57-10	689-3788
25	ケアハウス　フレンズ	大麻町桧字東山田58-6	689-2111

市外局番は「088」です。

避難促進施設一覧表（津波）

・ 本表は津波防災地域づくりに関する法律第54条第1項に基づき、社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設を示しています。

【高齢者施設】

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水深
1	レジデント木津	撫養町木津445-1	683-1583	0.3～1.0m
2	グループホーム鳴門	撫養町木津445-1	685-8688	0.3～1.0m
3	鳴門小規模多機能センター	撫養町木津445-1	685-8077	0.3～1.0m
4	平成デイサービスセンター鳴門	撫養町木津445-1	685-8688	0.3～1.0m
5	ケアハウスなると	撫養町南浜字蛭子前東105	685-5566	1.0～2.0m
6	むやデイサービスセンター	撫養町南浜字蛭子前東105	685-5575	1.0～2.0m
7	こもれびの家・撫養	撫養町南浜字浜田130	686-6352	1.0～2.0m
8	サービス付き高齢者向け 住宅たなごころ	撫養町斎田字西発47-10	679-4292	1.0～2.0m
9	デイサービスセンター たなごころ	撫養町斎田字西発47-10	679-4292	1.0～2.0m
10	あい愛・撫養	撫養町斎田字北浜98	686-2340	1.0～2.0m
11	デイサービスハッピーズ	撫養町斎田字北浜46-1	686-1862	1.0～2.0m
12	リハビリ型デイサービスヒューマニー	撫養町斎田字北浜37-5	685-7374	1.0～2.0m
13	グループホーム撫養	撫養町斎田字浜端南106	676-3580	1.0～2.0m
14	デイサービス斎田	撫養町斎田字浜端南106	676-3700	1.0～2.0m
15	なぎの家	撫養町黒崎字松島200	679-6007	1.0～2.0m
16	デイサービスなるとも	撫養町黒崎字松島200	679-6007	1.0～2.0m
17	リハビリステーション ネトレン撫養	撫養町黒崎字松島440	684-5501	1.0～2.0m
18	デイサービスどんぐり	撫養町黒崎字八幡68-6	684-1371	1.0～2.0m
19	デイサービス阿波裕	撫養町大桑島字北ノ浜66-1	686-9095	1.0～2.0m
20	サービス付き高齢者向け住宅しあわせ家族	撫養町小桑島字前浜197	685-1266	1.0～2.0m
21	デイサービスセンター花雲	撫養町小桑島字前浜197	685-1266	1.0～2.0m
22	いきいきライフ	撫養町小桑島字前浜58	679-7657	0.3～1.0m
23	こぶしの家	撫養町小桑島字前浜78	686-1862	0.3～1.0m
24	デイサービスぱんどらのはこ	撫養町弁財天字ハマ11-1	660-6901	2.0～3.0m
25	サービス付き高齢者向け 住宅ほほえみ	撫養町立岩字五枚220-1	679-4165	2.0～3.0m
26	ショートステイほほえみ	撫養町立岩字五枚220-1	679-4165	2.0～3.0m
27	デイサービスセンターほほえみ	撫養町立岩字五枚220-1	683-1022	2.0～3.0m
28	貴洋会デイサービスセンター	撫養町立岩字五枚146	686-2181	2.0～3.0m

市外局番は「088」です。

【高齢者施設】

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水深
29	特別養護老人ホーム春潮苑	撫養町立岩字五枚146	686-2080	2.0～3.0m
30	介護老人保健施設 いこいの家鳴山荘	鳴門町土佐泊浦字高砂205-29	687-1005	3.0～4.0m
31	特別養護老人ホーム鳴優荘	鳴門町土佐泊浦字黒山118-257	687-1007	3.0～4.0m
32	養護老人ホーム鳴愛荘	鳴門町土佐泊浦字黒山118-84	687-2555	3.0～4.0m
33	緑会デイサービスセンター	鳴門町三ツ石字江尻山74	687-1136	2.0～3.0m
34	介護老人保健施設みどりの里	鳴門町三ツ石字江尻山91	687-3355	2.0～3.0m
35	特別養護老人ホーム鳴光荘	鳴門町三ツ石字江尻山85	687-1130	1.0～2.0m
36	デイサービス花雲　高島	鳴門町高島字浜中74	687-2022	0.3～1.0m
37	サービス付き高齢者向け住宅 しあわせ家族高島	鳴門町高島字浜中74	687-2022	0.3～1.0m
38	ヘルパーステーションこだぬき	鳴門町高島字南370	678-4530	1.0～2.0m
39	グループホームそよかぜ	瀬戸町明神字鳴谷121	683-7888	0.3～1.0m
40	デイサービスたぬき	瀬戸町明神字下本城262	688-0310	0.3～1.0m
41	介護老人福祉施設　おおつ苑	大津町大代472	684-3788	0.3～1.0m
42	グループホームおおつ	大津町大代472	684-3788	0.3～1.0m
43	デイサービスセンターおおつ	大津町大代472	684-3788	0.3～1.0m
44	サービス付き高齢者向け住宅 すみれ	大津町吉永777	683-1231	1.0～2.0m
45	デイサービスすみれ	大津町吉永777	683-1251	1.0～2.0m
46	グループホームこすもす	大津町吉永620-2	685-5157	1.0～2.0m
47	グループホームひなたぼっこ	大津町矢倉字四ノ越3	685-3605	1.0～2.0m
48	グループホームほのぼの	大津町矢倉字五ノ越32-1	686-3113	1.0～2.0m
49	介護老人保健施設陽だまり苑	大津町矢倉字四ノ越5	686-1133	1.0～2.0m
50	ＣｏＣｏデイサービス	大津町矢倉字裏15-9	686-5587	2.0～3.0m
51	通所介護事業所たんぽぽはうす	大麻町姫田字久保ノ内26-18	686-0670	0.1～0.3m

【障がい児・者施設等】

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水深
52	グループホームしおさい 南海住宅	撫養町南浜字東浜580-2	660-7771	1.0～2.0m
53	グループホームファミリー6号館	撫養町南浜字浜田84-4	685-5115	1.0～2.0m

市外局番は「088」です。

【障がい児・者施設等】

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水深
54	障害者就労センターたなごころ	撫養町斎田字西発47-10	679-4293	1.0～2.0m
55	障害児通所支援センターたなごころ	撫養町斎田字西発47-10	679-4293	1.0～2.0m
56	地域活動支援センター オリーブの木	撫養町大桑島字北の浜53	685-5524	1.0～2.0m
57	就労継続支援A型事業所 サスケ工房鳴門	撫養町大桑島字濘岩浜48-61	678-9988	2.0～3.0m
58	サポートきらり	撫養町小桑島字前浜243	683-1977	1.0～2.0m
59	グループホームファミリー2号館	撫養町小桑島字前浜109-8	686-8505	0.3～1.0m
60	多機能型支援事業所ジョイナス	撫養町小桑島字前浜179-9	685-8870	1.0～2.0m
61	児童発達支援事業所 たけのこ鳴門	撫養町小桑島字前組60-1	679-9540	1.0～2.0m
62	グループホームファミリー5号館	撫養町北浜字宮の西95-2	685-2230	1.0～2.0m
63	グループホームファミリー4号館	撫養町立岩字六枚67-6	684-1886	1.0～2.0m
64	自立訓練（生活訓練）・宿泊型自立訓練事業所　なぎさ	鳴門町土佐泊浦字高砂14-2	687-0067	1.0～2.0m
65	短期入所事業所　なぎさ	鳴門町土佐泊浦字高砂14-2	687-0067	1.0～2.0m
66	グループホーム　しおさい	鳴門町土佐泊浦字高砂38-3-2	687-0067	0.3～1.0m
67	グループホームファミリー3号館	鳴門町高島字中島423	687-0338	1.0～2.0m
68	放課後等デイサービスStyle assist「NARUTO」	瀬戸町室字中ケ谷68-6	635-8355	1.0～2.0m
69	ぽてとくらぶ	大津町木津野字野神ノ越122-2	684-2651	1.0～2.0m
70	ナチュラルキッズ　３ｒｄ	大津町吉永字西新5	678-8432	1.0～2.0m
71	グループホーム　アベリアの庭	大津町吉永203-7	679-4153	1.0～2.0m
72	グッドジョブセンター(ＧＪＣ)かのん	大麻町東馬詰字諏訪の元70-1	697-2121	0.1～0.3m

【こども家庭センター】

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水深
73	鳴門市健康福祉交流センター （鳴門ふれあい健康館）	撫養町南浜字東浜24-2	684-1561	1.0～2.0m

【救護施設】

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水深
74	小鳴門荘	瀬戸町明神字上本城85	688-1011	0.3～1.0m

市外局番は「088」です。

【病院・診療所施設】（有床に限る）

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水深
75	西條内科	撫養町南浜字東浜424	686-1235	1.0～2.0m
76	元木医院	撫養町南浜字東浜592	685-8282	1.0～2.0m
77	兼松病院	撫養町斎田字大堤54	685-4537	1.0～2.0m
78	勝良医院	撫養町斎田字西発77-10	686-1216	1.0～2.0m
79	小川病院	撫養町斎田字北浜99	686-2322	1.0～2.0m
80	徳島県鳴門病院	撫養町黒崎字小谷32	683-0011	1.0～2.0m
81	斎藤整形外科	撫養町小桑島字前浜217	685-5811	1.0～2.0m
82	岩朝病院	撫養町立岩字元地280	685-8855	1.0～2.0m
83	鳴門山上病院	鳴門町土佐泊浦字高砂205-29	687-1234	3.0～4.0m
84	鳴門シーガル病院	瀬戸町堂浦字阿波井57	688-0011	1.0～2.0m
85	橋本医院	大津町吉永471-6	685-5211	1.0～2.0m

【児童福祉施設等】（保育所・認定こども園）

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水深
86	鳴門市中央保育所	撫養町南浜字東浜30-7	686-2846	1.0～2.0m
87	うずしお保育園	撫養町斎田字西発88-1	686-9227	2.0～3.0m
88	桑島保育所	撫養町大桑島字蛭子山134	685-7896	1.0～2.0m
89	岡崎保育所	撫養町弁財天字派名26-9	686-4695	2.0～3.0m
90	つくし保育所	撫養町立岩字芥原46-12	686-1214	3.0～4.0m
91	認定こども園ちどり	里浦町里浦字西浜401	685-0249	4.0～5.0m
92	公私連携幼保連携型認定こども園成稔	鳴門町高島字北221	687-1679	0.3～1.0m
93	幼保連携型認定こども園IZUMI	鳴門町高島字南433-2	687-0616	0.3～1.0m
94	明神善隣館保育所	瀬戸町明神字丸山83-16	688-0582	1.0～2.0m
95	すみれ保育園	大津町大幸字塩田27-1	685-0055	2.0～3.0m
96	矢倉保育園	大津町矢倉字弐の越34-2	686-9469	3.0～4.0m

市外局番は「088」です。

【児童クラブ】

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水深
97	撫養児童クラブ	撫養町斎田字岩崎72	685-5260	1.0～2.0m
98	黒崎児童クラブ	撫養町黒崎字宮津88-1	686-2347	2.0～3.0m
99	桑島児童クラブ	撫養町大桑島字与三佐谷8	685-0065	2.0～3.0m
100	林崎児童クラブ	撫養町立岩字内田73-1	685-0056	0.3～1.0m
101	里浦児童クラブ	里浦町里浦字西浜401	686-0299	3.0～4.0m
102	鳴門西児童クラブ	鳴門町高島字北86	687-1528	1.0～2.0m
103	明神児童クラブ	瀬戸町明神字越浦38	688-0712	2.0～3.0m

【児童福祉施設等】（児童養護施設）

104	鳴門子ども学園	里浦町里浦字坂田415－3	683-1201	0.3～1.0m

【児童福祉施設等】（認可外保育施設）

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水深
105	地方独立行政法人徳島県鳴門病院院内保育所おひさま	撫養町斎田字見白43　看護宿舎１Ｆ	678-9399	0.1～0.3m
106	鳴門山上病院 マーヤすだち保育園	鳴門町土佐泊浦字高砂205-29	672-7212	3.0～4.0m

【幼稚園】

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水深
107	撫養幼稚園	撫養町斎田字岩崎135-3	686-4093	1.0～2.0m
108	聖母幼稚園	撫養町黒崎字松島208	685-0079	1.0～2.0m
109	桑島幼稚園	撫養町大桑島字与三左谷32	686-9479	2.0～3.0m
110	精華幼稚園	撫養町立岩字内田73	686-4558	2.0～3.0m
111	明神幼稚園	瀬戸町明神字越浦70	688-1244	0.3～1.0m

市外局番は「088」です。

【幼稚園】

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水深
112	第一幼稚園	大津町木津野字籔の内55-2	686-3453	1.0～2.0m

【学校関係施設】（学校施設）

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水深
113	第一中学校	撫養町南浜字浜田37-1	685-2542	1.0～2.0m
114	撫養小学校	撫養町斎田字岩崎72	685-1316	1.0～2.0m
115	鳴門高等学校	撫養町斎田字岩崎135-1	685-3217	1.0～2.0m
116	黒崎小学校	撫養町黒崎字宮津88-1	686-2243	2.0～3.0m
117	桑島小学校	撫養町大桑島字与三左谷6	686-2239	2.0～3.0m
118	林崎小学校	撫養町立岩字内田73-1	686-2469	2.0～3.0m
119	第二中学校	撫養町立岩字内田150	685-7911	2.0～3.0m
120	里浦小学校	里浦町里浦字西浜401	686-0236	3.0～4.0m
121	鳴門中学校	鳴門町三ツ石字芙蓉山下251	687-1153	1.0～2.0m
122	鳴門西小学校	鳴門町高島字北217	687-1152	1.0～2.0m
123	瀬戸中学校	瀬戸町堂浦字地廻り壱96-4	688-0033	1.0～2.0m
124	第一小学校	大津町木津野字内田11	685-1301	1.0～2.0m
125	鳴門渦潮高等学校	大津町吉永595	686-4577	2.0～3.0m

【学校関係施設】（専修学校）

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水深
126	鳴門病院附属看護専門学校	撫養町斎田字見白36-1	686-4417	0.3～1.0m

【その他災害時において配慮を要すると思われる施設】

No.	施設名	所在地	連絡先	浸水深
127	鳴門ファミリー・サポート・センター	撫養町南浜字東浜24-2	683-0788	0.3～1.0m
128	にこにこひろば	撫養町斎田字浜端南125-1	678-7784	1.0～2.0m

市外局番は「088」です。

孤立化が予想される集落一覧表

No	町名	集落名	ふりがな	所在地
1	瀬戸町	北泊	きたどまり	鳴門市瀬戸町北泊
2	瀬戸町	堂浦日出	どうのうらひゅうで	鳴門市瀬戸町堂ノ浦日出
3	北灘町	櫛木上	くしきかみ	鳴門市北灘町櫛木
4	北灘町	粟田	あわた	鳴門市北灘町粟田
5	北灘町	粟田空	あわたそら	鳴門市北灘町粟田
6	北灘町	粟田浜	あわたはま	鳴門市北灘町粟田
7	北灘町	三ヶ谷西	さんがだににし	鳴門市北灘町宿毛谷
8	北灘町	大浦	おおうら	鳴門市北灘町大浦
9	北灘町	大浦	おおうら	鳴門市北灘町大浦
10	北灘町	折野東地	おりのひがしじ	鳴門市北灘町折野字東地
11	北灘町	折野屋敷	おりのやしき	鳴門市北灘町折野字屋敷
12	北灘町	折野三津	おりのみつ	鳴門市北灘町折野字三津
13	北灘町	折野三津	おりのみつ	鳴門市北灘町折野字三津
14	北灘町	折野上西条	おりのかみにしじょう	鳴門市北灘町折野字上西条
15	北灘町	折野川筋	おりのかわすじ	鳴門市北灘町折野字川筋
16	北灘町	大須	おおず	鳴門市北灘町大須
17	北灘町	大須	おおず	鳴門市北灘町大須

土砂災害警戒区域等　(1) 急傾斜地の崩壊

・　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に規定されている区域であり、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、住民へ危険を周知するとともに、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等により、土砂災害から住民の生命を保護することを目的として知事が指定する区域です。

	区域の名称	所在地	特別警戒区域指定の有無
1	大岸	北灘町粟田字大岸	有り
2	大岸西	北灘町粟田字山田、湊	有り
3	粟田	北灘町粟田字東傍示	有り
4	東傍示	北灘町粟田字東傍示	有り
5	西傍示(1)	北灘町粟田字西傍示	有り
6	西傍示(2)	北灘町粟田字西傍示	有り
7	西傍示(3)	北灘町粟田字西傍示	有り
8	ハシカ谷(1)	北灘町粟田字ハシカ谷	有り
9	ハシカ谷(2)	北灘町粟田字ハシカ谷	有り
10	池谷	北灘町粟田字池谷	有り
11	山田	北灘町粟田字山田	有り
12	湊	北灘町粟田字湊	有り
13	東浦	北灘町大浦字東浦	有り
14	東浦西	北灘町大浦字東浦	有り
15	東浦東	北灘町大浦字東浦	有り
16	粟谷口	北灘町大浦字粟谷口	有り
17	クロハエ東	北灘町大浦字東浦、宿毛谷字相ヶ谷	有り
18	クロハエ	北灘町宿毛谷字クロハエ	有り
19	宿毛谷西	北灘町宿毛谷字宿毛谷	有り
20	宿毛谷	北灘町宿毛谷字宿毛谷	有り
21	鳥ヶ丸	北灘町鳥ヶ丸字南谷	有り
22	トノムラ(1)	北灘町鳥ヶ丸字トノムラ	有り
23	トノムラ(2)	北灘町鳥ヶ丸字トノムラ	有り
24	西山	北灘町櫛木字西山	有り
25	屋敷	北灘町折野字屋敷、桜井	有り
26	折野西	北灘町折野字屋敷	有り
27	大川筋(2)	北灘町折野字大川筋、川筋	有り
28	大川筋(5)	北灘町折野字大川筋、川筋	有り
29	三津(1)	北灘町折野字三津、上三津	有り
30	三津(2)	北灘町折野字三津、上三津	有り
31	三津(3)	北灘町折野字三津、上三津、桜井	有り
32	三津(4)	北灘町折野字三津、上三津	有り
33	三津(5)	北灘町折野字三津、上三津	有り
34	東地	北灘町折野字東地	有り
35	東地(2)	北灘町折野字東地、上東地	有り
36	桜井(1)	北灘町折野字桜井	有り
37	桜井(2)	北灘町折野字桜井	有り
38	桜井(3)	北灘町折野字桜井	有り
39	大川筋(1)	北灘町折野字上田井、大川筋	有り
40	大川筋(3)	北灘町折野字川筋、大川筋	有り
41	大川筋(4)	北灘町折野字川筋、大川筋	有り
42	竹ノ下	北灘町折野字竹ノ下、柴折	有り
43	上田井	北灘町折野字上田井、藤ノ久保	有り
44	藤ノ久保	北灘町折野字上田井、藤ノ久保	有り
45	東地(3)	北灘町折野字東地、上東地	有り
46	東山(2)	北灘町櫛木字東山	有り
47	西添	北灘町大須字西添	有り
48	東山(1)	北灘町櫛木字岡谷、竹下、東山、小森	有り
49	観音面	北灘町櫛木字観音面、西山	有り
50	櫛木	北灘町櫛木字井ノ尻、西山	有り
51	櫛木西山	北灘町櫛木字井ノ尻、西山	有り
52	ハリ山	北灘町櫛木字ハリ山、トドロキ	有り
53	中田	北灘町櫛木字中田、ハリ山	有り

土砂災害

区域の名称	所在地	特別警戒区域指定の有無

土砂災害警戒区域等　(1) 急傾斜地の崩壊

・　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に規定されている区域であり、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、住民へ危険を周知するとともに、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等により、土砂災害から住民の生命を保護することを目的として知事が指定する区域です。

	区域の名称	所在地	特別警戒区域指定の有無
107	土佐泊	鳴門町土佐泊浦字土佐泊	有り
108	脇口(1)	鳴門町土佐泊浦字高砂、土佐泊、脇口	有り
109	脇口(2)	鳴門町土佐泊浦字脇口	有り
110	大毛(1)	鳴門町土佐泊浦字大毛	有り
111	大毛(2)	鳴門町土佐泊浦字大毛	有り
112	福池(1)	鳴門町土佐泊浦字福池	有り
113	福池(2)	鳴門町土佐泊浦字福池、大毛	有り
114	南大手	鳴門町三ツ石字南大手、芙蓉山下	有り
115	南大手(2)	鳴門町三ツ石字南大手	有り
116	江尻山	鳴門町三ツ石字江尻山	有り
117	三ツ石	鳴門町三ツ石字芙蓉山下	有り
118	芙蓉山下(1)	鳴門町三ツ石字芙蓉山下	有り
119	芙蓉山下(2)	鳴門町三ツ石字芙蓉山下	有り
120	南大手(3)	鳴門町三ツ石字南大手	有り
121	南大手(4)	鳴門町三ツ石字南大手	有り
122	黒山(1)	鳴門町土佐泊浦字黒山	有り
123	黒山(2)	鳴門町土佐泊浦字黒山	有り
124	大谷(1)	鳴門町土佐泊浦字大谷、高砂	有り
125	中島(2)	鳴門町高島字中島	有り
126	中島	鳴門町高島字中島	有り
127	中島(3)	鳴門町高島字中島	有り
128	中島(4)	鳴門町高島字中島	有り
129	中島(5)	鳴門町高島字中島	有り
130	山路	鳴門町高島字山路、北	有り
131	山路(2)	鳴門町高島字山路	有り
132	山路(3)	鳴門町高島字山路	有り
133	山路(4)	鳴門町高島字山路	無し
134	竹島(1)	鳴門町高島字竹島、浜中	有り
135	竹島(2)	鳴門町高島字竹島	有り
136	黒山(3)	鳴門町土佐泊浦字黒山	有り
137	土佐泊浦大谷	鳴門町土佐泊浦字大谷	有り
138	竹島(3)	鳴門町高島字竹島	有り
139	島田南	瀬戸町小島田字通り、馬越、船隠	有り
140	島田西	瀬戸町小島田字船隠／堂浦字阿波井	有り
141	島田北	瀬戸町小島田字上戸	有り
142	上戸	瀬戸町小島田字上戸	有り
143	阿波井(1)	瀬戸町堂浦字阿波井	有り
144	阿波井(2)	瀬戸町堂浦字阿波井	有り
145	阿波井(3)	瀬戸町堂浦字阿波井／小島田字馬越	有り
146	船隠	瀬戸町堂浦字阿波井	有り
147	地廻り壱(1)	瀬戸町堂浦字地廻り壱	有り
148	地廻り壱(2)	瀬戸町堂浦字地廻り壱	有り
149	地廻り壱(3)	瀬戸町堂浦字地廻り壱	有り
150	地廻り壱(4)	瀬戸町堂浦字地廻り壱／明神字馬越、上本城	有り
151	地廻り壱(5)	瀬戸町堂浦字地廻り壱／明神字馬越	有り
152	本浦下	瀬戸町堂浦字地廻り壱、本浦下／明神字馬越	有り
153	地廻り(1)	瀬戸町堂浦字地廻り壱、地廻り弐	有り
154	地廻り	瀬戸町堂浦字地廻り壱、地廻り弐	有り
155	地廻り参(3)	瀬戸町堂浦字地廻り弐	有り
156	堂ノ浦	瀬戸町堂浦地廻り弐、地廻り参	有り
157	堂ノ浦(2)	瀬戸町堂浦字地廻り参	有り
158	地廻り参(1)	瀬戸町堂浦字地廻り参	有り
159	地廻り参(2)	瀬戸町堂浦字地廻り参	有り

土砂災害警戒区域等　(1) 急傾斜地の崩壊

・　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に規定されている区域であり、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、住民へ危険を周知するとともに、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等により、土砂災害から住民の生命を保護することを目的として知事が指定する区域です。

	区域の名称	所在地	特別警戒区域指定の有無
160	板屋島(1)	瀬戸町明神字板屋島	有り
161	板屋島(2)	瀬戸町明神字板屋島	有り
162	板屋島(3)	瀬戸町明神字板屋島、水汲谷	有り
163	馬越	瀬戸町明神字馬越	有り
164	本浦中(1)	瀬戸町明神字馬越／堂浦字本浦下	有り
165	越浦	瀬戸町明神字越浦	有り
166	越浦(1)	瀬戸町明神字丸山、越浦	有り
167	丸山(3)	瀬戸町明神字丸山	有り
168	菅谷(1)	瀬戸町明神字菅谷／堂浦字本浦中	有り
169	菅谷(2)	瀬戸町明神字菅谷	有り
170	菅谷(3)	瀬戸町明神字丸山	有り
171	菅谷(4)	瀬戸町明神字菅谷	有り
172	鳴谷	瀬戸町明神字鳴谷	有り
173	中山(1)	瀬戸町明神字中山	有り
174	中山(2)	瀬戸町明神字中山	有り
175	瀬戸北泊	瀬戸町北泊字北泊	有り
176	北泊(2)	瀬戸町北泊字北泊	有り
177	一本松	瀬戸町北泊字北泊	有り
178	島向	瀬戸町北泊字北泊	有り
179	小海(1)	瀬戸町北泊字小海／堂浦字浦代	有り
180	小海(2)	瀬戸町北泊字小海／北灘町櫛木字東山	有り
181	丸山(1)	瀬戸町明神字丸山	有り
182	楠谷	瀬戸町明神字楠谷	有り
183	明神	瀬戸町明神字弐軒屋	無し
184	明神(2)	瀬戸町明神字弐軒屋／撫養町黒崎字磯崎	有り
185	室(1)	瀬戸町室字本村、在所谷	有り
186	田ノ浦	瀬戸町室字中ヶ谷	有り
187	中島田	瀬戸町中島田字北田、西山	有り
188	北田(2)	瀬戸町中島田字西山、飛越	有り
189	露谷	瀬戸町中島田字露谷、西山	有り
190	西田(1)	瀬戸町中島田字西田、西山	有り
191	西田(2)	瀬戸町中島田字西田、西山	有り
192	大畑	瀬戸町中島田字大畑、中山	有り
193	本村	瀬戸町撫佐字本村、前山	有り
194	口ノ谷(1)	瀬戸町撫佐字本村、口ノ谷	有り
195	口ノ谷(2)	瀬戸町撫佐字口ノ谷、本村	有り
196	大島田	瀬戸町大島田字下畑、延平、中ブケ	有り
197	下畑	瀬戸町大島田字下畑、浅谷	有り
198	田尻	瀬戸町大島田字田尻、前山	有り
199	中傍示	瀬戸町大島田字前山、中傍示、上傍示	有り
200	小池	瀬戸町大島田字小池	有り
201	張(1)	瀬戸町明神字張／北灘町櫛木字トドロキ	有り
202	大日出(1)	瀬戸町堂浦字大日出、日出	有り
203	大日出(2)	瀬戸町堂浦字大日出	有り
204	日出(1)	瀬戸町堂浦字日出	有り
205	日出(2)	瀬戸町堂浦字日出	有り
206	日出(3)	瀬戸町堂浦字日出	有り
207	日出	瀬戸町湊谷、堂浦字日出	有り
208	浦代(1)	瀬戸町堂浦字浦代、大日出	有り
209	浦代(2)	瀬戸町堂浦字浦代	有り
210	浦代(3)	瀬戸町堂浦字浦代	有り
211	浦代	瀬戸町堂浦字浦代、北泊字小海	有り
212	張(2)	瀬戸町明神字張、堂浦字本浦上	有り

土砂災害警戒区域等　(1) 急傾斜地の崩壊

・　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に規定されている区域であり、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、住民へ危険を周知するとともに、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等により、土砂災害から住民の生命を保護することを目的として知事が指定する区域です。

	区域の名称	所在地	特別警戒区域指定の有無
213	本浦中(2)	瀬戸町堂浦字本浦中、明神字菅谷	有り
214	中山(3)	瀬戸町明神字中山	有り
215	奥中山	瀬戸町明神字中山／撫養町木津	有り
216	大代(1)	大津町大代	有り
217	大代(2)	大津町大代	有り
218	大代(3)	大津町大代	有り
219	樋殿谷(1)	大麻町板東字樋殿谷	有り
220	樋殿谷(2)	大麻町板東字樋殿谷	有り
221	中谷	大麻町板東字中谷	有り
222	中谷(2)	大麻町板東字中谷、広塚	有り
223	中谷(3)	大麻町板東字中谷	有り
224	桧	大麻町桧字六反田、笠籠谷、西谷山、ダンノ上	有り
225	椎尾谷(1)	大麻町桧字椎尾谷	有り
226	椎尾谷(2)	大麻町桧字椎尾谷	有り
227	桧丸山(1)	大麻町桧字丸山	有り
228	桧丸山(2)	大麻町桧字丸山、尾山谷、高麗、中山田	有り
229	谷口	大麻町桧字谷口、西谷山	有り
230	大麻池谷	大麻町池谷字長田、助ヶ谷、勝明寺、谷、東谷、大石、東中谷	有り
231	西谷	大麻町池谷字西谷	有り
232	山ノ下(1)	大麻町萩原字山ノ下	有り
233	大谷	大麻町大谷字西山谷、山田／池谷字大石、東中谷	有り
234	椢原(1)	大麻町大谷字椢原、西山谷	有り
235	東山谷(1)	大麻町大谷字東山谷、東山田	有り
236	東山谷(2)	大麻町大谷字東山谷	有り
237	姫田	大麻町姫田字久原、川鍋／大谷字東山谷	有り
238	寺内	大麻町姫田字寺内	有り
239	小森山路	大麻町姫田字小森山路、久保ノ内、タキケ谷	有り
240	タキケ谷	大麻町姫田字タキケ谷、小森山路、半丈	有り
241	半丈	大麻町姫田字半丈、大森、タキケ谷、三ツカ谷	有り
242	姫田(1)	大麻町姫田字久原、大谷字久原、東山谷	有り
243	東山田	大麻町桧字東山田、丸山	有り
244	広塚	大麻町板東字広塚、西平草、中谷	有り
245	椢原	大麻町大谷字椢原、西山谷	有り
246	犬ヶ谷	大麻町大谷字椢原、東山谷、犬ヶ谷、伊代助、マナケ谷	有り
247	上折木谷	大麻町大谷字下田、上折木谷、ムナケエ谷、伊屋ヶ谷、さぶ風谷	有り
248	伊屋ヶ谷(1)	大麻町大谷字伊屋ヶ谷	有り
249	伊屋ヶ谷(2)	大麻町大谷字伊屋ヶ谷、ムナケエ谷	有り
250	東山谷(3)	大麻町大谷字東山谷、伊屋ヶ谷、牛頭谷	有り
計250箇所			

土砂災害警戒区域等　(2) 土石流

・　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に規定されている区域であり、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、住民へ危険を周知するとともに、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等により、土砂災害から住民の生命を保護することを目的として知事が指定する区域です。

	区域の名称	所在地	特別警戒区域指定の有無
1	猪ノ谷	北灘町折野字東地	有り
2	鳥ヶ丸谷川	北灘町鳥ヶ丸	有り
3	西大浦谷	北灘町宿毛谷字クロハエ	無し
4	宿毛谷	北灘町宿毛谷字宿毛谷	有り
5	東大浦谷	北灘町宿毛谷字相ヶ谷	有り
6	小谷	北灘町大浦	有り
7	葛城谷	北灘町粟田	無し
8	助ヶ谷	北灘町粟田	有り
9	山田谷	北灘町粟田	有り
10	大岸谷	北灘町粟田	無し
11	ハシカ谷	北灘町粟田	有り
12	西大岸谷	北灘町粟田、櫛木	有り
13	湊谷	北灘町粟田字湊、東傍示	無し
14	東大岸谷	北灘町櫛木	有り
15	東添谷	北灘町大須	有り
16	川筋谷	北灘町折野	有り
17	屋敷谷	北灘町折野	有り
18	椢原谷	北灘町折野	有り
19	上三津谷	北灘町折野	有り
20	西山谷	北灘町折野	有り
21	西桜井谷	北灘町折野	無し
22	中桜井谷	北灘町折野	有り
23	東桜井谷	北灘町折野	有り
24	白谷	撫養町南浜	無し
25	見白谷	撫養町斎田、黒崎	無し
26	宮津谷	撫養町黒崎	有り
27	八幡谷	撫養町黒崎	有り
28	口小屋ヶ谷	撫養町木津	無し
29	三ツ石谷	鳴門町三ツ石	無し
30	とうの下谷	瀬戸町北泊	有り
31	いどり谷	瀬戸町北泊	有り
32	澄ヶ谷	瀬戸町北泊	無し
33	一本谷	瀬戸町北泊	有り
34	島向谷	瀬戸町北泊	無し
35	中島谷	瀬戸町北泊	無し
36	小海谷	瀬戸町北泊	無し
37	小路浦谷	瀬戸町北泊字北泊	有り
38	大江谷	瀬戸町堂浦字地廻り参	有り
39	地廻谷	瀬戸町堂浦字地廻り壱	無し
40	浅谷	瀬戸町大島田字下畑	有り
41	阿波井谷	瀬戸町堂浦字阿波井	有り
42	堂ノ浦谷	瀬戸町堂浦	無し
43	南本浦下谷	瀬戸町堂浦	有り
44	馬越谷	瀬戸町堂浦	有り
45	中本浦下谷	瀬戸町堂浦、明神	無し
46	丸山谷	瀬戸町明神	有り
47	飛越谷	瀬戸町中島田	無し
48	中島田谷	瀬戸町中島田	有り
49	橋本谷	瀬戸町中島田	有り
50	田尻谷	瀬戸町大島田	無し
51	大石谷	瀬戸町撫佐	有り

土砂災害警戒区域等　(2) 土石流

・　土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域については、「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」に規定されている区域であり、土砂災害のおそれのある区域を明らかにし、住民へ危険を周知するとともに、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制等により、土砂災害から住民の生命を保護することを目的として知事が指定する区域です。

	区域の名称	所在地	特別警戒区域指定の有無
52	口ノ谷	瀬戸町撫佐	無し
53	山ノ谷	大津町大代	無し
54	田村谷	大津町大代	有り
55	広塚谷	大麻町板東	有り
56	東平草谷	大麻町板東	有り
57	東中内谷	大麻町池谷	有り
58	東中内谷(1)	大麻町池谷、大谷	無し
59	釜焼谷川	大麻町大谷	無し
60	久原谷	大麻町大谷	無し
61	伊屋ヶ谷	大麻町大谷	有り
62	バラ谷	大麻町大谷	有り
63	寒風谷	大麻町大谷	有り
64	中末谷	北灘町櫛木	有り
65	長倉谷	北灘町櫛木	無し
66	北長倉谷	北灘町櫛木	有り
67	西井ノ尻谷	北灘町櫛木	有り
68	保ヶ谷	北灘町櫛木	有り
69	本浦上谷	北灘町瀬戸町明神／北灘町櫛木	有り
70	日出谷	瀬戸町堂浦	有り
71	北浦代谷	瀬戸町堂浦	有り
72	中山谷	撫養町木津	有り
計72箇所			

土砂災害警戒区域等　(3) 地すべり

	区域の名称	所在地	特別警戒区域指定の有無
1	粟田西	北灘町粟田	無し
2	粟田	北灘町粟田	無し
3	折野	北灘町折野	無し
4	木津	撫養町斉田	無し
5	北泊	瀬戸町北泊	無し
計5箇所			

急傾斜地崩壊危険区域

※急傾斜地崩壊危険区域とは、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」の規定に基づいて指定されている区域です。急傾斜地の崩壊から住民の生命を保護するため、傾斜度が30度以上かつ斜面の高さが5メートル以上の箇所のうち、保全対象人家が5戸以上、または5戸未満でも官公署、学校、病院、旅館等に危害が生じるおそれのある地区で、一定の行為を制限する必要がある地区を知事が指定するものです。
※本表は、徳島県地域防災計画から抜粋したもので、令和5年5月1日現在の情報です。

	区域名	市町村名	告示年月日	告示番号	水平面積（ha）	斜面積（ha）
1	妙見山	鳴門市	S46.08.27	644	3.36	4.21
2	棒杭山	鳴門市	S46.09.10	694	8.40	9.35
3	瀬戸北泊	鳴門市	S46.11.26	893	2.10	2.76
4	堂の浦	鳴門市	S47.10.03	709	3.31	4.28
5	黒崎	鳴門市	S48.03.09	155	1.35	1.58
6	一本松	鳴門市	S49.03.26	172	1.30	1.36
7	地廻り	鳴門市	S49.03.26	172	1.60	1.78
8	丸山	鳴門市	S49.03.26	172	1.13	1.26
9	中島	鳴門市	S49.03.26	172	2.56	2.84
10	山路	鳴門市	S49.03.26	172	2.81	3.19
11	辻岩	鳴門市	S49.03.26	172	1.45	1.65
12	土佐泊(1)	鳴門市	S49.03.26	172	2.46	2.98
13	土佐泊(2)	鳴門市	S49.03.26	172	1.55	1.76
14	木津	鳴門市	S50.04.11	249	2.87	3.80
15	木津(追加)	鳴門市	S63.11.08	755	2.20	2.49
16	立岩	鳴門市	S53.03.17	222	2.27	2.77
17	江尻山	鳴門市	S53.03.17	222	2.03	2.32
18	桜井(1)	鳴門市	S53.03.17	222	2.25	2.67
19	桜井(2)	鳴門市	S53.03.17	222	0.90	1.10
20	宿毛谷西	鳴門市	S53.03.17	222	1.60	1.84
21	屋敷	鳴門市	S53.03.17	222	2.18	2.74
22	三ツ石	鳴門市	S53.11.10	1000	1.61	1.71
23	三ツ石（追加）	鳴門市	H05.09.17	731	0.45	0.50
24	木津(2)	鳴門市	S53.11.10	1000	2.68	3.19
25	土佐泊	鳴門市	S55.04.30	349	1.33	1.53
26	島向	鳴門市	S55.04.30	349	2.24	2.70
27	丸山(2)	鳴門市	S55.04.30	349	0.59	0.68
28	地廻り(1)	鳴門市	S55.04.30	349	0.58	0.64
29	土佐泊(3)	鳴門市	S58.03.25	264	2.15	2.63
30	クロハエ	鳴門市	S59.08.24	550	0.22	0.25
31	中島(2)	鳴門市	S59.08.24	550	1.53	1.64
32	櫛木	鳴門市	S60.10.04	796	2.35	2.79
33	丸山(3)	鳴門市	S60.10.04	796	1.16	1.37
34	楠谷	鳴門市	S60.10.04	796	0.67	0.81
35	中の組	鳴門市	S60.10.04	796	0.40	0.48
36	大岸西	鳴門市	S61.09.26	683	0.54	0.67
37	南大手	鳴門市	S62.08.21	678	1.34	1.52
38	明神	鳴門市	S63.11.08	755	0.69	0.80
39	地廻り(2)	鳴門市	H01.03.14	218	0.81	0.84
40	磯崎	鳴門市	H01.11.28	894	2.18	2.31
41	粟田	鳴門市	H02.02.06	98	1.41	1.65
42	東地	鳴門市	H03.01.14	19	0.73	0.86
43	明神(2)	鳴門市	H04.03.31	235	0.93	1.06
44	日出	鳴門市	H05.09.17	731	1.02	1.27
45	見白	鳴門市	H17.08.16	722	1.00	1.20
合計		45箇所	総面積		78.29	91.83

地すべり防止区域

・　地すべり防止区域は、「地すべり等防止法」に基づき指定された区域です。地すべりによる崩壊を防止するため、必要な施設（排水施設、擁壁等）を設置するとともに、一定の行為を制限する必要がある土地を、国土交通大臣又は農林水産大臣が指定した区域です。

区域名	所在地			告示年月日	告示番号	指定地面積(ha)
	市町村名	町名	字名			
櫛木	鳴門市	北灘	櫛木	S38.2.16	276	90.7
北泊	鳴門市	瀬戸	北泊	S40.10.5	2908	9.2
木津	鳴門市	撫養	木津	S42.3.31	1173	50.9
粟田	鳴門市	北灘	粟田	S42.3.31	1279	35.1
計	4箇所			総面積		185.9

※徳島県地域防災計画資料編より抜粋

地すべり危険箇所

箇所名	河川名			位置			面積(ha)
	水系名	幹川名	渓流名	市町村名	町名	字名	
粟田西	粟田川	粟田川	粟田川	鳴門市	北灘	粟田	7.8
折野	折野川	折野川	折野川	鳴門市	北灘	折野	35.9
計	2箇所			総面積			43.7

※徳島県地域防災計画資料編より抜粋

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

・　急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰとは、傾斜角度30°以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満でも官公署，学校，病院，社会福祉施設等の災害弱者施設等がある場合を含む）ある箇所をいいます。（計123箇所）
・　本表は徳島県地域防災計画から抜粋したもので、平成26年1月1日現在の情報です。

	箇所名	斜面区分	位置		
			市町村名	町・大字名	小字名
1	桧	自然斜面	鳴門市	大麻町桧	六反田
2	大谷	自然斜面	鳴門市	大麻町池谷	大石
3	池谷	自然斜面	鳴門市	大麻町池谷	長田
4	伊屋ケ谷	自然斜面	鳴門市	大麻町大谷	伊屋ケ谷
5	姫田	自然斜面	鳴門市	大麻町姫田	久原
6	大代	自然斜面	鳴門市	大津町大代	山田
7	大代山路	自然斜面	鳴門市	大津町大代	的場
8	的場	自然斜面	鳴門市	大津町大代	的場
9	城山(1)	自然斜面	鳴門市	撫養町木津	城山
10	孫右門山	自然斜面	鳴門市	撫養町木津	孫右ヱ門山
11	芦谷・北谷	自然斜面	鳴門市	撫養町木津	芦谷
12	木津(2)	自然斜面	鳴門市	撫養町木津	居屋敷・前山
13	木津	自然斜面	鳴門市	撫養町木津	居屋敷・前山
14	棒杭山	自然斜面	鳴門市	撫養町南浜	蛭子前西
15	斎田	自然斜面	鳴門市	撫養町斎田	岩崎
16	見白	自然斜面	鳴門市	撫養町斎田	見白
17	桑島南	自然斜面	鳴門市	撫養町小桑島	日向谷
18	前組	自然斜面	鳴門市	撫養町小桑島	前組
19	中の組	自然斜面	鳴門市	撫養町大桑島	濘岩・中之組
20	大桑島	自然斜面	鳴門市	撫養町大桑島	濘岩
21	濘岩	自然斜面	鳴門市	撫養町大桑島	辷岩
22	大谷(1)	自然斜面	鳴門市	撫養町大桑島	大谷
23	大谷(2)	自然斜面	鳴門市	撫養町大桑島	大谷
24	妙見山	自然斜面	鳴門市	撫養町林崎・弁財天	北殿町・本丁・三ツ井丁
25	立岩	自然斜面	鳴門市	撫養町立岩	内田
26	内田	自然斜面	鳴門市	撫養町立岩	内田
27	二等道路東(1)	自然斜面	鳴門市	撫養町岡崎	二等道路東
28	磯崎(2)	自然斜面	鳴門市	撫養町黒崎	磯崎
29	磯崎	自然斜面	鳴門市	撫養町黒崎	磯崎
30	磯崎(4)	自然斜面	鳴門市	撫養町黒崎	弐軒家・磯崎
31	黒崎南(1)	自然斜面	鳴門市	撫養町黒崎	宮津
32	清水(1)	自然斜面	鳴門市	撫養町黒崎	清水
33	里浦東	自然斜面	鳴門市	里浦町里浦	花面
34	花面(1)	自然斜面	鳴門市	里浦町里浦	花面
35	坂田(4)	自然斜面	鳴門市	里浦町里浦	坂田
36	坂田(1)	自然斜面	鳴門市	里浦町里浦	坂田
37	土佐泊(3)	自然斜面	鳴門市	鳴門町土佐泊浦	土佐泊
38	土佐泊(2)	自然斜面	鳴門市	鳴門町土佐泊浦	土佐泊
39	土佐泊(1)	自然斜面	鳴門市	鳴門町土佐泊浦	土佐泊
40	土佐泊	自然斜面	鳴門市	鳴門町土佐泊浦	土佐泊
41	黒山(1)	自然斜面	鳴門市	鳴門町土佐泊浦	黒山
42	黒山(2)	自然斜面	鳴門市	鳴門町土佐泊浦	黒山
43	大毛(1)	自然斜面	鳴門市	鳴門町土佐泊浦	大毛
44	大毛(2)	自然斜面	鳴門市	鳴門町土佐泊浦	大毛
45	福池(1)	自然斜面	鳴門市	鳴門町土佐泊浦	福池
46	大谷(1)	自然斜面	鳴門市	鳴門町土佐泊浦	大谷
47	脇口(1)	自然斜面	鳴門市	鳴門町土佐泊浦	脇口
48	高砂(1)	自然斜面	鳴門市	鳴門町土佐泊浦	高砂
49	南大手	自然斜面	鳴門市	鳴門町三ツ石	南大手
50	南大手(2)	自然斜面	鳴門市	鳴門町三ツ石	南大手
51	江尻山	自然斜面	鳴門市	鳴門町三ツ石	江尻山
52	三ツ石	自然斜面	鳴門市	鳴門町三ツ石	芙蓉山下
53	芙蓉山下(1)	自然斜面	鳴門市	鳴門町三ツ石	芙蓉山下
54	芙蓉山下(2)	自然斜面	鳴門市	鳴門町三ツ石	芙蓉山下
55	中島(2)	自然斜面	鳴門市	鳴門町高島	中島
56	中島	自然斜面	鳴門市	鳴門町高島	中島
57	中島(3)	自然斜面	鳴門市	鳴門町高島	中島
58	中島(4)	自然斜面	鳴門市	鳴門町高島	中島
59	山路	自然斜面	鳴門市	鳴門町高島	山路
60	竹島(1)	自然斜面	鳴門市	鳴門町高島	竹島

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰ

・　急傾斜地崩壊危険箇所Ⅰとは、傾斜角度30°以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が5戸以上（5戸未満でも官公署，学校，病院，社会福祉施設等の災害弱者施設等がある場合を含む）ある箇所をいいます。（計123箇所）
・　本表は徳島県地域防災計画から抜粋したもので、平成26年1月1日現在の情報です。

	箇所名	斜面区分	位置		
			市町村名	町・大字名	小字名
61	室(1)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町室	本村
62	大島田	自然斜面	鳴門市	瀬戸町大島田	―
63	中島田	自然斜面	鳴門市	瀬戸町中島田	北田
64	島田南	自然斜面	鳴門市	瀬戸町小島田	船隠
65	島田西	自然斜面	鳴門市	瀬戸町小島田	船隠
66	船隠	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	阿波井
67	島田北	自然斜面	鳴門市	瀬戸町小島田	上戸
68	阿波井(1)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	阿波井
69	堂の浦(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り参
70	堂の浦	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り参
71	地廻り(1)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り壱
72	地廻り	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り壱
73	地廻り(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り壱
74	本浦下	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	本浦下
75	本浦中(1)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	本浦下
76	日出	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	日出
77	丸山(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	丸山
78	丸山(3)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	丸山
79	丸山	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	丸山
80	丸山(4)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	丸山
81	鳴谷	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	鳴谷
82	板屋島(1)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	板屋島
83	板屋島(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	板屋島
84	楠谷	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	楠谷
85	明神	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	弐軒家
86	明神(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	弐軒家
87	張(1)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	張
88	菅谷(1)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	菅谷
89	菅谷(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	菅谷
90	島向	自然斜面	鳴門市	瀬戸町北泊	北泊
91	瀬戸北泊	自然斜面	鳴門市	瀬戸町北泊	北泊
92	北泊(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町北泊	北泊
93	一本松	自然斜面	鳴門市	瀬戸町北泊	北泊
94	小海	自然斜面	鳴門市	瀬戸町北泊	小海
95	本村	自然斜面	鳴門市	瀬戸町撫佐	本村
96	東山(1)	自然斜面	鳴門市	北灘町櫛木	東山・岡谷
97	小森	自然斜面	鳴門市	北灘町櫛木	観音面
98	櫛木	自然斜面	鳴門市	北灘町櫛木	井ノ尻・西山
99	浜田	自然斜面	鳴門市	北灘町櫛木	浜田
100	大岸	自然斜面	鳴門市	北灘町粟田	大岸
101	大岸西	自然斜面	鳴門市	北灘町粟田	山田・湊
102	粟田	自然斜面	鳴門市	北灘町粟田	東傍示
103	東傍示	自然斜面	鳴門市	北灘町粟田	東傍示
104	西傍示(1)	自然斜面	鳴門市	北灘町粟田	西傍示
105	西傍示(2)	自然斜面	鳴門市	北灘町粟田	西傍示
106	東浦西	自然斜面	鳴門市	北灘町大浦	東浦
107	東浦東	自然斜面	鳴門市	北灘町大浦	東浦
108	クロハエ東	自然斜面	鳴門市	北灘町宿毛谷	相ケ谷
109	クロハエ	自然斜面	鳴門市	北灘町宿毛谷	クロハエ
110	宿毛谷西	自然斜面	鳴門市	北灘町宿毛谷	宿毛谷
111	宿毛谷	自然斜面	鳴門市	北灘町宿毛谷	宿毛谷
112	鳥ケ丸	自然斜面	鳴門市	北灘町鳥ケ丸	南谷
113	東地	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	東地
114	東地(2)	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	東地
115	屋敷	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	屋敷・桜井
116	桜井(1)	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	桜井
117	桜井(2)	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	桜井
118	三津(1)	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	三津
119	三津(2)	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	三津
120	東山(2)	人工斜面	鳴門市	北灘町櫛木	東山
121	濘岩(2)	人工斜面	鳴門市	撫養町大桑島	濘岩
122	春日山	人工斜面	鳴門市	撫養町木津	春日山
123	馬越	人工斜面	鳴門市	瀬戸町明神	馬越

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

・　急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱとは、傾斜角度30°以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所をいいます。（計117箇所）
・　本表は徳島県地域防災計画から抜粋したもので、平成26年1月1日現在の情報です。

	箇所名	斜面区分	位置		
			市町村名	町・大字名	小字名
1	寺内	自然斜面	鳴門市	大麻町姫田	寺内
2	小森山路	自然斜面	鳴門市	大麻町姫田	小森山路
3	タキゲ谷	自然斜面	鳴門市	大麻町姫田	タキゲ谷
4	半丈	自然斜面	鳴門市	大麻町姫田	半丈
5	東山谷(1)	自然斜面	鳴門市	大麻町大谷	東山谷
6	東山谷(2)	自然斜面	鳴門市	大麻町大谷	東山谷
7	椎尾谷(1)	自然斜面	鳴門市	大麻町桧	椎尾谷
8	椎尾谷(2)	自然斜面	鳴門市	大麻町桧	椎尾谷
9	桧丸山(1)	自然斜面	鳴門市	大麻町桧	丸山
10	谷口	自然斜面	鳴門市	大麻町桧	谷口
11	西谷	自然斜面	鳴門市	大麻町池谷	西谷
12	山ノ下(1)	自然斜面	鳴門市	大麻町萩原	山ノ下
13	樋殿谷(1)	自然斜面	鳴門市	大麻町板東	樋殿谷
14	樋殿谷(2)	自然斜面	鳴門市	大麻町板東	樋殿谷
15	中谷	自然斜面	鳴門市	大麻町板東	中谷
16	城山(2)	自然斜面	鳴門市	撫養町木津	城山
17	原山	自然斜面	鳴門市	撫養町木津	原山
18	原見谷	自然斜面	鳴門市	撫養町木津	見城
19	見山(1)	自然斜面	鳴門市	撫養町木津	見山
20	濘岩(3)	自然斜面	鳴門市	撫養町大桑島	濘岩
21	大谷(3)	自然斜面	鳴門市	撫養町大桑島	大谷
22	大谷(4)	自然斜面	鳴門市	撫養町大桑島	大谷
23	磯崎(3)	自然斜面	鳴門市	撫養町黒崎	磯崎
24	清水(2)	自然斜面	鳴門市	撫養町黒崎	清水
25	八幡	自然斜面	鳴門市	撫養町黒崎	八幡
26	小谷	自然斜面	鳴門市	撫養町黒崎	小谷
27	原田(1)	自然斜面	鳴門市	撫養町立岩	原田
28	原田(2)	自然斜面	鳴門市	撫養町立岩	原田
29	二等道路東(2)	自然斜面	鳴門市	撫養町岡崎	二等道路東
30	坂田(2)	自然斜面	鳴門市	里浦町里浦	坂田
31	花面(2)	自然斜面	鳴門市	里浦町里浦	花面
32	花面(3)	自然斜面	鳴門市	里浦町里浦	花面
33	福池(2)	自然斜面	鳴門市	鳴門町土佐泊浦	福池
34	黒山(3)	自然斜面	鳴門市	鳴門町土佐泊浦	黒山
35	脇口(2)	自然斜面	鳴門市	鳴門町土佐泊浦	脇口
36	大谷(2)	自然斜面	鳴門市	鳴門町土佐泊浦	大谷
37	南大手(3)	自然斜面	鳴門市	鳴門町三ツ石	南大手
38	南大手(4)	自然斜面	鳴門市	鳴門町三ツ石	南大手
39	山路(2)	自然斜面	鳴門市	鳴門町高島	山路
40	山路(3)	自然斜面	鳴門市	鳴門町高島	山路
41	山路(4)	自然斜面	鳴門市	鳴門町高島	山路
42	中島(5)	自然斜面	鳴門市	鳴門町高島	中島
43	竹島(2)	自然斜面	鳴門市	鳴門町高島	竹島
44	大日出(1)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	大日出
45	大日出(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	大日出
46	大日出(3)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	大日出
47	日出(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	日出
48	地廻り壱(1)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り壱
49	地廻り壱(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り壱
50	地廻り壱(3)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り壱
51	地廻り壱(4)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り壱
52	地廻り壱(5)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り壱
53	地廻り参(1)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り参
54	地廻り参(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り参
55	地廻り参(3)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	地廻り弐
56	阿波井(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	阿波井
57	阿波井(3)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	阿波井
58	浦代(1)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	浦代
59	浦代(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	浦代
60	浦代(3)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	浦代

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱ

・　急傾斜地崩壊危険箇所Ⅱとは、傾斜角度30°以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家が1～4戸ある箇所をいいます。（計117箇所）
・　本表は徳島県地域防災計画から抜粋したもので、平成26年1月1日現在の情報です。

	箇所名	斜面区分	位置		
			市町村名	町・大字名	小字名
61	上戸	自然斜面	鳴門市	瀬戸町小島田	上戸
62	露谷	自然斜面	鳴門市	瀬戸町中島田	露谷
63	西田(1)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町中島田	西田
64	西田(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町中島田	西田
65	北田(1)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町中島田	北田
66	北田(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町中島田	西山
67	根木谷	自然斜面	鳴門市	瀬戸町中島田	根木谷
68	前山	自然斜面	鳴門市	瀬戸町大島田	前山
69	田尻	自然斜面	鳴門市	瀬戸町大島田	田尻
70	中傍示	自然斜面	鳴門市	瀬戸町大島田	中傍示
71	小池	自然斜面	鳴門市	瀬戸町大島田	小池
72	穴明	自然斜面	鳴門市	瀬戸町撫佐	穴明
73	口ノ谷	自然斜面	鳴門市	瀬戸町撫佐	口ノ谷
74	田ノ浦	自然斜面	鳴門市	瀬戸町室	中ヶ谷
75	板屋島(3)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	板屋島
76	越浦	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	越浦
77	丸山(5)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	丸山
78	丸山(6)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	丸山
79	菅谷(3)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	丸山
80	菅谷(4)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	菅谷
81	中山(1)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	中山
82	中山(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	中山
83	張(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	張
84	三津(3)	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	三津
85	桜井(3)	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	桜井
86	折野西	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	屋敷
87	大川筋(1)	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	大川筋
88	大川筋(2)	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	大川筋
89	大川筋(3)	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	大川筋
90	大川筋(4)	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	大川筋
91	大川筋(5)	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	大川筋
92	竹ノ下	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	竹ノ下
93	上田井	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	上田井
94	藤ノ久保	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	藤ノ久保
95	東地(3)	自然斜面	鳴門市	北灘町折野	東地
96	西添	自然斜面	鳴門市	北灘町大須	西添
97	トノムラ(1)	自然斜面	鳴門市	北灘町鳥ケ丸	トノムラ
98	トノムラ(2)	自然斜面	鳴門市	北灘町鳥ケ丸	トノムラ
99	栗谷口	自然斜面	鳴門市	北灘町大浦	栗谷口
100	東浦	自然斜面	鳴門市	北灘町大浦	東浦
101	ハシカ谷(1)	自然斜面	鳴門市	北灘町粟田	ハシカ谷
102	ハシカ谷(2)	自然斜面	鳴門市	北灘町粟田	ハシカ谷
103	西傍示(3)	自然斜面	鳴門市	北灘町粟田	西傍示
104	池谷	自然斜面	鳴門市	北灘町粟田	池谷
105	山田	自然斜面	鳴門市	北灘町粟田	山田
106	湊	自然斜面	鳴門市	北灘町粟田	湊
107	西山	自然斜面	鳴門市	北灘町櫛木	西山
108	井の尻	自然斜面	鳴門市	北灘町櫛木	井の尻
109	ハリ山	自然斜面	鳴門市	北灘町櫛木	ハリ山
110	中田	自然斜面	鳴門市	北灘町櫛木	中田
111	トドロキ	自然斜面	鳴門市	北灘町櫛木	トドロキ
112	小森	自然斜面	鳴門市	北灘町櫛木	小森
113	黒山(4)	人工斜面	鳴門市	鳴門町土佐泊浦	黒山
114	本浦中(2)	人工斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	本浦中
115	餘庄須	人工斜面	鳴門市	撫養町木津	小屋ヶ谷
116	見山(2)	人工斜面	鳴門市	撫養町木津	見山
117	桧丸山(2)	人工斜面	鳴門市	大麻町桧	丸山

急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲ

・　急傾斜地崩壊危険箇所Ⅲとは、傾斜角度30°以上、かつ、高さ5メートル以上の急傾斜地で、被害想定区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる箇所を言います。（計24箇所）
・　本表は徳島県地域防災計画から抜粋したもので、平成26年1月1日現在の情報です。

	箇所名	斜面区分	位置		
			市町村名	町・大字名	小字名
1	椎尾谷(3)	自然斜面	鳴門市	大麻町桧	椎尾谷
2	広塚	自然斜面	鳴門市	大麻町板東	広塚
3	中谷(2)	自然斜面	鳴門市	大麻町板東	中谷、広塚
4	中谷(3)	自然斜面	鳴門市	大麻町板東	中谷、広塚
5	椢原	自然斜面	鳴門市	大麻町大谷	椢原
6	伊予明	自然斜面	鳴門市	大麻町大谷	伊予明
7	上折木谷	自然斜面	鳴門市	大麻町大谷	上折木谷
8	伊屋ヶ谷(2)	自然斜面	鳴門市	大麻町大谷	伊屋ヶ谷、下田
9	下田	自然斜面	鳴門市	大麻町大谷	下田
10	東山谷(3)	自然斜面	鳴門市	大麻町大谷	東山谷
11	東山田	自然斜面	鳴門市	大麻町大谷・姫田	東山田、久原
12	三庄谷	自然斜面	鳴門市	撫養町木津	三庄谷、奥中山
13	延谷	自然斜面	鳴門市	撫養町木津	延谷
14	奥中山	自然斜面	鳴門市	撫養町木津	奥中山
15	栗木谷	自然斜面	鳴門市	撫養町木津	栗木谷
16	小谷(2)	自然斜面	鳴門市	撫養町黒崎	小谷
17	中山(3)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	中山
18	板屋島(4)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	板屋島・鳴谷
19	楠谷(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町明神	楠谷
20	小海(2)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町北泊	小海
21	日出(3)	自然斜面	鳴門市	瀬戸町堂浦	日出
22	竹島(3)	自然斜面	鳴門市	鳴門町高島	竹島
23	平松	自然斜面	鳴門市	里浦町里浦	平松
24	坂田(3)	自然斜面	鳴門市	里浦町里浦	坂田

土石流危険渓流Ⅰ

・　土石流危険渓流Ⅰとは、土石流発生の危険性があり、5戸以上の人家に被害を生ずるおそれがある渓流、
　又は、人家5戸未満であっても官公署、学校、病院、駅、旅館、発電所等に被害を生ずるおそれがあるもの。
・　本表は、徳島県地域防災計画資料編より抜粋したものです。

	渓流名			渓流所在地			渓流概要	
	水系名	河川名	渓流名	市町村名	町名	字名	渓流長(km)	流域面積(㎢)
1	吉野川	板東谷川	広塚谷	鳴門市	大麻町	板東	0.25	0.05
2	吉野川	第2大谷川	東中内谷	鳴門市	大麻町	池谷	0.23	0.05
3	吉野川	大谷川	西山谷	鳴門市	大麻町	大谷	0.21	0.04
4	吉野川	大谷川	バラ谷	鳴門市	大麻町	大谷	0.67	0.10
5	吉野川	大谷川	久原谷	鳴門市	大麻町	久原	0.20	0.03
6	吉野川	大代谷川	山ノ谷	鳴門市	大津町	大代	0.36	0.06
7	吉野川	中山谷川	口小谷ヶ谷	鳴門市	撫養町	木津	0.39	0.13
8	吉野川	新池川	白谷	鳴門市	撫養町	南浜	0.33	0.15
9	吉野川	－	見白谷	鳴門市	撫養町	黒崎	0.32	0.18
10	吉野川	－	宮津谷	鳴門市	撫養町	黒崎	0.19	0.02
11	－	－	上三津谷	鳴門市	北灘町	折野	0.44	0.06
12	－	－	西桜井谷	鳴門市	北灘町	折野	0.17	0.03
13	－	－	中桜井谷	鳴門市	北灘町	折野	0.16	0.03
14	－	－	東桜井谷	鳴門市	北灘町	折野	0.16	0.02
15	折野川	折野川	猪ノ谷	鳴門市	北灘町	折野	0.94	0.37
16	－	－	鳥ヶ丸谷	鳴門市	北灘町	鳥ヶ丸	1.35	0.89
17	－	－	宿毛谷	鳴門市	北灘町	宿毛谷	0.92	0.27
18	－	－	西大浦谷	鳴門市	北灘町	宿毛谷	0.99	0.30
19	－	－	東大浦谷	鳴門市	北灘町	宿毛谷	0.18	0.02
20	－	－	小谷	鳴門市	北灘町	大浦	0.12	0.03
21	粟田川	粟田川	葛城谷	鳴門市	北灘町	粟田	0.15	0.02
22	粟田川	粟田川	助ヶ谷	鳴門市	北灘町	粟田	0.34	0.09
23	粟田川	粟田川	山田谷	鳴門市	北灘町	粟田	0.23	0.05
24	－	－	湊谷	鳴門市	北灘町	粟田	0.46	0.12
25	－	－	大岸谷	鳴門市	北灘町	粟田	0.38	0.05
26	－	－	西大岸谷	鳴門市	北灘町	粟田・櫛木	0.36	0.15
27	櫛木川	櫛木川	中末谷	鳴門市	北灘町	櫛木	0.23	0.03
28	櫛木川	櫛木川	長倉谷	鳴門市	北灘町	櫛木	0.36	0.14
29	櫛木川	櫛木川	北長倉谷	鳴門市	北灘町	櫛木	0.18	0.02
30	櫛木川	櫛木川	西井ノ尻谷	鳴門市	北灘町	櫛木	0.26	0.03
31	－	－	とうの下谷	鳴門市	瀬戸町	北泊	0.10	0.03
32	－	－	いどり谷	鳴門市	瀬戸町	北泊	0.27	0.02
33	－	－	澄ヶ谷	鳴門市	瀬戸町	北泊	0.12	0.02
34	－	－	一本谷	鳴門市	瀬戸町	北泊	0.15	0.02
35	－	－	山路の浦谷	鳴門市	瀬戸町	北泊	0.19	0.06
36	－	－	小路浦谷	鳴門市	瀬戸町	堂浦	0.26	0.03
37	－	－	堂ノ浦谷	鳴門市	瀬戸町	堂浦	0.30	0.12
38	－	－	地廻谷	鳴門市	瀬戸町	堂浦	0.37	0.16
39	－	－	浅谷	鳴門市	瀬戸町	大島田	0.22	0.04
40	－	－	中島田谷	鳴門市	瀬戸町	中島田	0.23	0.04
41	－	－	島向谷	鳴門市	瀬戸町	北泊	0.12	0.01
42	－	－	阿波井谷	鳴門市	瀬戸町	堂浦	0.17	0.02
43	－	－	三ツ石谷	鳴門市	鳴門町	三ツ石	0.14	0.02
44	吉野川	－	八幡谷	鳴門市	撫養町	黒崎	0.30	0.06
45	折野川	折野川	川筋谷	鳴門市	北灘町	折野	0.06	0.01
46	明神川	明神川	南本浦下谷	鳴門市	瀬戸町	堂浦	0.12	0.02
47	－	－	小海谷	鳴門市	瀬戸町	北泊	0.22	0.09
計		47箇所			延長・流域面積		14.87	4.30

土石流危険渓流Ⅱ

・　土石流危険渓流Ⅱとは、土石流発生の危険性があり、1戸以上5戸未満の人家に被害を生ずるおそれがある渓流をいいます。
・　本表は、徳島県地域防災計画資料編より抜粋したものです。

	渓流名			渓流所在地			渓流概要	
	水系名	河川名	渓流名	市町村名	町名	字名	渓流長(km)	流域面積(㎢)
1	吉野川	大谷川	東中内	鳴門市	大麻町	池谷	0.12	0.01
2	吉野川	大谷川	伊屋ヶ谷	鳴門市	大麻町	大谷	0.44	0.14
3	－	－	大石谷	鳴門市	瀬戸町	湊谷	0.25	0.04
4	吉野川	樋殿谷川	東平草谷	鳴門市	大麻町	板東	0.41	0.06
5	吉野川	大谷川	寒風谷	鳴門市	大麻町	大谷	0.50	0.06
6	吉野川	－	田村谷	鳴門市	大津町	大代	0.14	0.02
7	大須川	平尾谷川	東添谷	鳴門市	北灘町	大須	0.38	0.13
8	－	－	西山谷	鳴門市	北灘町	折野	0.91	0.28
9	－	－	屋敷谷	鳴門市	北灘町	折野	0.11	0.04
10	－	－	椢原谷	鳴門市	北灘町	折野	0.06	0.01
11	－	－	ハシカ谷	鳴門市	北灘町	粟田	0.18	0.05
12	－	－	東大岸谷	鳴門市	北灘町	櫛木	0.16	0.04
13	櫛木川	櫛木川	保ヶ谷	鳴門市	北灘町	櫛木	0.46	0.14
14	－	－	日出谷	鳴門市	瀬戸町	堂浦	0.19	0.01
15	－	－	北浦代谷	鳴門市	瀬戸町	堂浦	0.28	0.05
16	明神川	明神川	本浦上谷	鳴門市	瀬戸町	張	0.46	0.14
17	明神川	明神川	中本浦下谷	鳴門市	瀬戸町	堂浦	0.11	0.02
18	－	－	上本城谷	鳴門市	瀬戸町	堂浦	0.08	0.01
19	－	－	北越浦谷	鳴門市	瀬戸町	明神	0.18	0.03
20	－	－	田尻谷	鳴門市	瀬戸町	大島田	0.06	0.01
21	－	－	飛越谷	鳴門市	瀬戸町	中島田	0.06	0.01
22	－	－	橋本谷	鳴門市	瀬戸町	中島田	0.12	0.01
23	－	－	中島谷	鳴門市	瀬戸町	北泊	0.19	0.04
24	－	－	口ノ谷	鳴門市	瀬戸町	撫佐	0.21	0.06
計		24箇所			延長・流域面積		6.06	1.41

土石流危険渓流に準ずる渓流

・　土石流危険渓流に準ずる渓流とは、土石流発生の危険性があり、土石流危険区域内に人家がない場合でも、都市計画区域内であること等一定の要件を満たし、住宅等が新規に立地する可能性があると考えられる場合の当該区域に流入する渓流をいいます。
・　本表は、徳島県地域防災計画資料編より抜粋したものです。

	渓流名			渓流所在地			渓流概要	
	水系名	河川名	渓流名	市町村名	町名	字名	渓流長(km)	流域面積(㎢)
1	吉野川	中山谷川	中山谷	鳴門市	撫養町	木津	－	0.12
計		1箇所			延長・流域面積		－	0.12

山地に起因する災害危険箇所

・　「山地災害危険箇所」とは、林野庁の調査要領に基づいて徳島県が調査し、山地災害のおそれのある危険な箇所として把握しているものです。

(1) 山腹崩壊危険地区

	箇所名	所在地		面積(ha)
		市町村名	町名又は字名	
1	三津	鳴門市	北灘町 上三津	5.00
2	桜井西	鳴門市	桜井	8.00
3	桜井東	鳴門市	桜井	1.00
4	大川筋1	鳴門市	大川筋	7.00
5	折野1	鳴門市	川筋	10.00
6	大川筋2	鳴門市	大川筋	15.00
7	大川筋3	鳴門市	大川筋	19.00
8	折野2	鳴門市	川筋	11.00
9	東地1	鳴門市	東地	13.00
10	東地上	鳴門市	折野上東地	3.00
11	東地下	鳴門市	折野上東地	3.00
12	東地2	鳴門市	東地	10.00
13	上東地	鳴門市	上東地	40.00
14	堂床	鳴門市	堂床	24.00
15	宿毛谷西	鳴門市	宿毛谷	2.00
16	宿毛谷東	鳴門市	宿毛谷	1.00
17	クロハエ	鳴門市	宿毛谷	4.00
18	相ヶ谷	鳴門市	相ヶ谷	3.00
19	大浦ロク地	鳴門市	ロク地	4.00
20	西傍示1	鳴門市	西傍示	7.00
21	東傍示	鳴門市	東傍示	3.00
22	西傍示2	鳴門市	西傍示	8.00
23	ハシカ谷	鳴門市	ハシカ谷	2.00
24	音谷	鳴門市	大岸	2.00
25	樋殿	鳴門市	大麻町 樋殿谷25-1	5.00
26	山ノ下	鳴門市	山ノ下	56.00
27	貝ヶ谷	鳴門市	貝ヶ谷	6.00
28	桧	鳴門市	西谷山6	1.00
29	勝明寺谷	鳴門市	勝明寺谷	5.00
30	東中谷	鳴門市	東中谷	4.00
31	山田	鳴門市	山田	2.00
32	椢原	鳴門市	椢原	4.00
33	下田	鳴門市	下田	12.00
34	東山谷1	鳴門市	東山谷	4.00
35	東山谷2	鳴門市	東山谷	11.00
36	タケキ谷	鳴門市	タケキ谷	14.00
37	寺内	鳴門市	寺内	2.00
38	西口	鳴門市	西口	3.00
39	櫛木上	鳴門市	北灘町 中山	4.00
40	櫛木	鳴門市	西山	6.00
41	櫛木下	鳴門市	中山	2.00
42	東山上	鳴門市	東山	8.00
43	東山下	鳴門市	東山	1.00
44	小海	鳴門市	瀬戸町 小海	1.00
45	湊谷	鳴門市	-	3.00
46	明神西	鳴門市	張	2.00
47	張	鳴門市	張	7.00
48	明神北	鳴門市	馬越	6.00
49	明神南	鳴門市	丸山	4.00
50	丸山	鳴門市	丸山	7.00
51	越浦1	鳴門市	越浦	7.00
52	越浦2	鳴門市	越浦	12.00
53	地廻南	鳴門市	地廻り弐	4.00
54	地廻北	鳴門市	地廻り参	8.00

	箇所名	所在地		面積(ha)
		市町村名	町名又は字名	
55	上戸	鳴門市	上戸	5.00
56	西山	鳴門市	西山	7.00
57	中山	鳴門市	中山	2.00
58	東山	鳴門市	東山	9.00
59	大島田	鳴門市	-	7.00
60	大毛	鳴門市	鳴門町 大毛249-1	2.00
61	大谷	鳴門市	大谷	7.00
62	三ツ石	鳴門市	芙蓉山下	6.00
63	南大手	鳴門市	南大手	7.00
64	土佐泊	鳴門市	土佐泊	1.00
65	脇口	鳴門市	脇口	2.00
66	見白	鳴門市	撫養町 見白	2.00
67	八幡	鳴門市	八幡	5.00
68	北殿町	鳴門市	北殿町	2.00
計		68箇所	総面積	480.00

(2) 崩壊土砂流出危険地区

	箇所名	所在地		面積(ha)
		市町村名	町名又は字名	
1	真谷	鳴門市	北灘町 真谷	0.45
2	東添	鳴門市	東添	1.25
3	上三津1	鳴門市	上三津	1.05
4	上三津2	鳴門市	上三津	0.45
5	大川筋1	鳴門市	大川筋133	0.60
6	ベタ谷1	鳴門市	大川筋	0.60
7	ベタ谷2	鳴門市	大川筋	0.36
8	ベタ谷3	鳴門市	大川筋	0.90
9	ベタ谷4	鳴門市	大川筋	1.08
10	折野谷	鳴門市	大川筋	0.72
11	菖蒲谷	鳴門市	大川筋	0.90
12	大川筋2	鳴門市	大川筋	1.20
13	大川筋3	鳴門市	大川筋	2.88
14	大川筋4	鳴門市	大川筋52	0.27
15	大川筋5	鳴門市	大川筋33	0.18
16	大川筋6	鳴門市	大川筋	4.50
17	柴折	鳴門市	柴折1	3.90
18	東地	鳴門市	東地	1.05
19	上東地	鳴門市	上東地	0.30
20	鳥ケ丸	鳴門市	ツエガ谷	1.35
21	板東谷	鳴門市	下板ケ谷73	0.63
22	蔭ヶ谷1	鳴門市	大麻町 蔭ヶ谷	4.20
23	蔭ヶ谷2	鳴門市	蔭ヶ谷	5.70
24	中谷	鳴門市	中谷	0.75
25	笠籠谷	鳴門市	笠籠谷	1.50
26	桧1	鳴門市	-	3.00
27	桧2	鳴門市	-	3.30
28	中谷西	鳴門市	中谷	2.52
29	中谷奥	鳴門市	中谷	0.60
30	樋殿谷	鳴門市	樋殿谷	1.20
31	宿毛谷	鳴門市	北灘町 宿毛谷	1.50
32	クロハエ	鳴門市	クロハエ	1.35
33	大浦	鳴門市	ロク地	1.50
34	元内	鳴門市	元内10-22	0.27
35	牛の鼻	鳴門市	ハシカ谷51	0.45
36	池谷	鳴門市	池谷17-1	0.18

	箇所名	所在地		面積(ha)
		市町村名	町名又は字名	
37	山神	鳴門市	山神	0.90
38	助ノ谷1	鳴門市	助ノ谷	0.45
39	助ケ谷南	鳴門市	助ノ谷	0.45
40	助ノ谷2	鳴門市	助ノ谷	0.60
41	山田谷	鳴門市	山田10	0.45
42	湊	鳴門市	湊44-1	1.20
43	大岸西	鳴門市	大岸8	0.60
44	大岸	鳴門市	大岸	1.05
45	王山	鳴門市	王山	1.80
46	西山	鳴門市	西山	1.20
47	上折木谷	鳴門市	大麻町 上折木谷	1.62
48	ふか谷	鳴門市	ふか谷	0.30
49	ムナケエ谷1	鳴門市	ムナケエ谷	0.45
50	ムナケエ谷2	鳴門市	ムナケエ谷	1.50
51	クキ谷1	鳴門市	クキ谷	0.90
52	クキ谷2	鳴門市	クキ谷	0.45
53	西山谷北	鳴門市	西山谷	0.45
54	西山谷南	鳴門市	西山谷	0.45
55	日開谷	鳴門市	日開谷	1.50
56	滝ヶ谷1	鳴門市	滝ヶ谷	1.20
57	滝ヶ谷2	鳴門市	-	2.10
58	三ツカ谷西	鳴門市	三ツカ谷	0.60
59	三ツカ谷東	鳴門市	三ツカ谷	0.90
60	大代谷	鳴門市	大津町 東奥	1.05
61	ハリ山東	鳴門市	北灘町 ハリ山	0.45
62	ハリ山西	鳴門市	ハリ山	0.60
63	張	鳴門市	瀬戸町 張	0.54
64	堂浦	鳴門市	地廻り壱	0.30
65	浅谷	鳴門市	浅谷	0.30
計		65箇所	総面積	77.00

※徳島県地域防災計画資料編より抜粋

砂防指定地

	渓流名	所在地 (市町村名)	水系名	幹川名	告示年月日	告示 番号	指定地面積 (ha)
1	樋殿谷	鳴門市	吉野川	樋殿谷	S11.7.24	426	7.9100
2	樋殿谷	鳴門市	吉野川	樋殿谷	S11.10.22	563	0.2700
3	板東谷	鳴門市	吉野川	板東谷川	S12.9.15	552	250.5700
4	折野川	鳴門市	折野川	折野川	S14.9.26	475	9.8700
5	折野川	鳴門市	折野川	折野川	S26.2.12	64	9.7900
6	大谷川	鳴門市	吉野川	大谷川	S26.2.12	64	12.7200
7	樋殿谷川	鳴門市	吉野川	樋殿谷	S26.2.12	64	2.4400
8	大谷川	鳴門市	吉野川	大谷川	S27.8.8	1,112	38.4200
9	櫛木谷川	鳴門市	櫛木川	櫛木川	S28.12.26	1,534	1.2600
10	折野川	鳴門市	折野川	折野川	S38.2.26	277	4.4300
11	長倉谷	鳴門市	櫛木川	長倉谷	S38.2.26	277	0.9700
12	粟田川	鳴門市	粟田川	粟田川	S41.7.26	2,350	4.9800
13	中内谷	鳴門市	吉野川	樋殿谷	S41.7.26	2,350	5.4100
14	大代谷	鳴門市	吉野川	新池川	S42.3.31	1,181	3.6100
15	堂浦川	鳴門市	堂の浦	堂の浦谷	S42.3.31	1,181	0.4500
16	櫛木川	鳴門市	櫛木川	櫛木川	S42.12.28	4,605	5.9200
17	櫛木川および支川	鳴門市	櫛木川	櫛木川	S44.6.6	3,029	1.6000
18	大谷川	鳴門市	吉野川	大谷川	S44.6.6	3,029	3.3000
19	粟田川	鳴門市	粟田川	粟田川	S45.9.14	1,390	19.0400
20	鳥ケ丸谷	鳴門市	鳥ケ丸	鳥ケ丸谷	S46.5.28	957	2.8000
21	おかち谷	鳴門市	折野川	おかち谷	S47.4.17	815	5.3500
22	大代谷	鳴門市	吉野川	新池川	S47.8.2	1,335	11.4000
23	中の谷	鳴門市	吉野川	板東谷川	S47.8.2	1,335	15.0000
24	菖蒲谷	鳴門市	折野川	菖蒲谷	S49.4.22	613	5.4000
25	湊谷	鳴門市	湊谷	湊谷	S50.3.24	467	3.2000
26	西谷	鳴門市	吉野川	大谷川	S52.6.18	929	0.9000
27	東谷	鳴門市	吉野川	大谷川	S53.1.23	50	2.3800
28	ハリ山谷	鳴門市	明神川	ハリ山谷	S54.1.27	95	4.8000
29	白谷	鳴門市	吉野川	新池川	S54.1.27	95	2.8000
30	コノ谷	鳴門市	明神川	明神川	S56.4.30	959	1.7500
31	マナケ谷	鳴門市	吉野川	大谷川	S56.4.30	959	3.2000
32	伊代肋谷	鳴門市	吉野川	大谷川	S56.4.30	959	3.6000
33	智恵ケ谷	鳴門市	折野川	折野川	S56.4.30	959	4.0000
34	山ノ谷	鳴門市	吉野川	中山谷川	S61.12.26	2,004	0.6800
35	北谷及び同右支川	鳴門市	吉野川	中山谷川	S62.10.26	1,838	0.5300
36	日開谷	鳴門市	吉野川	中山谷川	H1.1.21	83	0.9200
37	桜井谷	鳴門市	—	桜井谷川	H8.3.21	728	3.5400
38	見白谷	鳴門市	吉野川	撫養川	H16.3.10	244	0.5342
39	宿毛谷	鳴門市	宿毛谷川	宿毛谷川	H17.9.5	981	1.6807
40	宿毛谷	鳴門市	宿毛谷川	宿毛谷川	H19.5.21	647	1.4997
41	鳥ヶ丸谷	鳴門市	鳥ヶ丸谷	鳥ヶ丸谷	H24.4.9	424	0.7943
計		41箇所			総面積		459.7189

※徳島県地域防災計画資料編より抜粋

災害の一般的豆知識

気　　圧

気圧とは、地球をとりまく空気が地表面で押しつけている圧力のことで、一般に海面にかかる気圧を平均すると 1,013hPa（水銀柱は 760 ㎜の数値を示す）これを 1 気圧としている。平地においては 1 ㎠当り 1 ㎏程度の強さである。

高　気　圧

高さ（気圧）の同じ面で、周囲より気圧（高度）の高い範囲。つまり高い低いとは相対的なもので、標準気圧 1,013hPa より低い場合でも周囲に比べて高ければ高気圧と呼ぶ。

また、高気圧からの風の吹き出しは、北半球では時計の回り方と同じで比較的晴天の場合が多い。

低　気　圧

高気圧とは反対に高さ（気圧）の同じ面で、周囲より気圧（高度）の低い範囲で標準気圧、1,013hPa よりも高くても、周囲より低ければこれを低気圧と呼ぶ。

低気圧への風の吹き込みは、北半球では時計の回り方と逆で、中心付近では上昇気流となり、雲を作り、雨を降らせ、天気は悪い場合が多い。

台　　風

熱帯または亜熱帯地方に発生する低気圧を「熱帯低気圧」と呼びますが、このうち北西太平洋（赤道より北で東経 180 度より西の領域）または南シナ海に存在し、なおかつ低気圧域内の最大風速（10 分間平均）がおよそ 17m/s（34 ノット、風力８）以上のものを「台風」と呼びます。

●熱帯低気圧と台風の区別

階級	最大風速
熱帯低気圧	17m/s未満
台風	17m/s以上

●大きさの階級分け

階級	風速15m/s以上の半径
表現なし	500km未満
大型（大きい）	500km以上800km未満
超大型（非常に大きい）	800km以上

●強さの階級分け

階級	最大風速
表現なし	17m/s以上33m/s未満
強い	33m/s以上44m/s未満
非常に強い	44m/s以上54m/s未満
猛烈な	54m/s以上

風　　速

風の強さと吹き方（平成 29 年 9 月気象庁資料による）

風の強さ（予報用語）	平均風速（m/s）	おおよその時速	速さの目安	人への影響	屋外・樹木の様子	走行中の車	建造物	おおよその瞬間風速（m/s）
やや強い風	10以上15未満	~50km	一般道路の自動車	風に向かって歩きにくくなる。傘がさせない。	樹木全体が揺れ始める。電線が揺れ始める。	道路の吹流しの角度が水平になり、高速運転中では横風に流されると感覚を受ける。	樹(とい)が揺れ始める。	20
強い風	15以上20未満	~70km	一般道路の自動車	風に向かって歩けなくなり、転倒する人も出る。高所での作業はきわめて危険。	電線が鳴り始める。看板やトタン板が外れ始める。	高速運転中では、横風に流される感覚が大きくなる。	屋根瓦・屋根葺材がはがれるものがある。雨戸やシャッターが揺れる。	30
非常に強い風	20以上25未満	~90km	高速道路の自動車	何かにつかまっていないと立っていられない。飛来物によって負傷するおそれがある。	細い木の幹が折れたり、根の張っていない木が倒れ始める。看板が落下・飛散する。道路標識が傾く。	通常の速度で運転するのが困難になる。	屋根瓦・屋根葺材が飛散するものがある。固定されていないプレハブ小屋が移動、転倒する。ビニールハウスのフィルム(被覆材)が広範囲に破れる。	40
	25以上30未満	~110km						
猛烈な風	30以上35未満	~125km	特急電車	屋外での行動は極めて危険。	多くの樹木が倒れる。電柱や街灯で倒れるものがある。ブロック塀で倒壊するものがある。	走行中のトラックが横転する。	固定の不十分な金属製機の目材がめくれる。建生の不十分な仮設足場が崩落する。	50
	35以上40未満	~140km					外装材が広範囲にわたって飛散し、下地材が露出するものがある。	60
	40以上	140km~					住家で倒壊するものがある。鉄骨構造物で変形するものがある。	

（注 1）強風によって災害が起こるおそれのあるときは強風注意報を、暴風によって重大な災害が発生するおそれのあるときは暴風警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは暴風特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

（注 2）平均風速は 10 分間の平均、瞬間風速は 3 秒間の平均です。風の吹き方は絶えず強弱の変動があり、瞬間風速は平均風速の 1.5 倍程度になることが多いですが、大気の状態が不安定な場合等は 3 倍以上になることがあります。

（注 3）この表を使用される際は、以下の点にご注意ください。

1　風速は地形や周りの建物などに影響されますので、その場所での風速は近くにある観測所の値と大きく異なることがあります。

2　風速が同じであっても、対象となる建物、構造物の状態や風の吹き方によって被害が異なる場合があります。この表では、ある風速が観測された際に、通常発生する現象や被害を記述していますので、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。

3　人や物への影響は、日本風工学会の「瞬間風速と人や街の様子との関係」を参考に作成しています。今後、表現など実状と合わなくなった場合には内容を変更することがあります。

降　水　量

降水量は、降った雨がどこにも流れ去らずにそのまま溜まった場合の水の深さで、㎜（ミリメートル）で表しています。

日本における降水量の極値は、1時間雨量で153㎜(昭和57年7月豪雨、長崎県長浦岳1982.7.23)・(平成11年10月豪雨、千葉県香取1999.10.27)　1日雨量では、851.5㎜（台風6号、高知県魚梁瀬2011.7.19）である。

雨の強さと降り方（平成29年9月気象庁資料による）

1時間雨量(mm)	予報用語	人の受けるイメージ	人への影響	屋内(木造住宅を想定)	屋外の様子	車に乗っていて
10以上～20未満	やや強い雨	ザーザーと降る	地面からの跳ね返りで足元が濡れる	雨の音で話し声が良く聞き取れない	地面一面に水たまりができる	
20以上～30未満	強い雨	どしゃ降り	傘をさしていてもぬれる	寝ている人の半数くらいが雨に気がつく		ワイパーを速くしても見づらい
30以上～50未満	激しい雨	バケツをひっくり返したように降る			道路が川のようになる	高速走行時、車輪と路面の間に水膜が生じブレーキが効かなくなる（ハイドロプレーニング現象）
50以上～80未満	非常に激しい雨	滝のように降る（ゴーゴーと降り続く）	傘は全く役に立たなくなる		水しぶきであたり一面が白っぽくなり、視界が悪くなる	車の運転は危険
80以上～	猛烈な雨	息苦しくなるような圧迫感がある。恐怖を感ずる				

（注1）大雨によって災害が起こるおそれのあるときは大雨注意報や洪水注意報を、重大な災害が起こるおそれのあるときは大雨警報や洪水警報を、さらに重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは大雨特別警報を発表して警戒や注意を呼びかけます。なお、警報や注意報の基準は地域によって異なります。

（注2）数年に一度程度しか発生しないような短時間の大雨を観測・解析したときには記録的短時間大雨情報を発表します。この情報が発表されたときは、お住まいの地域で、土砂災害や浸水害、中小河川の洪水害の発生につながるような猛烈な雨が降っていることを意味しています。なお、情報の基準は地域によって異なります。

高　　潮

海面の高さは常に変動しており、1日1～2回の割合で周期的に満潮と干潮を繰り返しています。

これは主として、地球の周りを回っている月の引力によって起こるものである。

台風など強い気象じょう乱に伴う気圧降下による海面の吸い上げ効果と風による海水の吹き寄せ効果のため、海面が異常に上昇する現象。これを「高潮」という。

台風が接近して、この高潮が満潮時にぶつかると、潮が非常に高くなり、さらに暴風によってできた大きな波浪も加わり、堤防をこわし、海岸の低地等にものすごい勢いで潮が流れ込み、大きな被害を起こす。

日本の太平洋岸の湾では、台風が西側を通過すると南よりの風が海水を海岸に吹き寄せるため、一層大きな高潮が起こる。台風の通過点と満潮の時刻には、十分注意が必要である。

災害の一般的豆知識

徳島県に影響を及ぼした（上陸・通過）台風の経路図（期間：2017年から2021年まで）

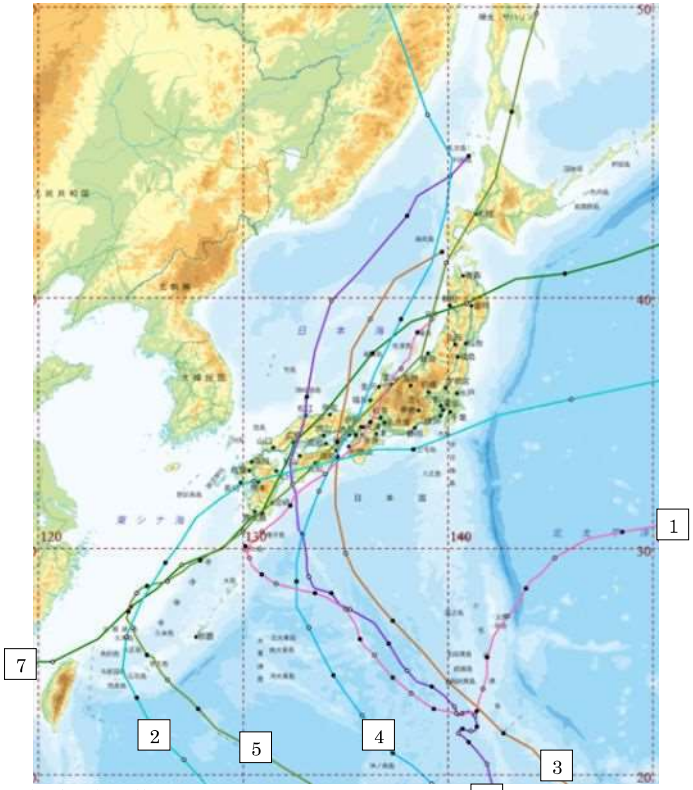

①　2017（平成29）年第03号台風
②　2017（平成29）年第05号台風
③　2017（平成29）年第18号台風
④　2018（平成30）年第20号台風
⑤　2018（平成30）年第21号台風
⑥　2019（令和元）年第10号台風
⑦　2021（令和3）年第09号台風　　徳島地方気象台 提供

主な台風の経路図（徳島地方気象台提供）

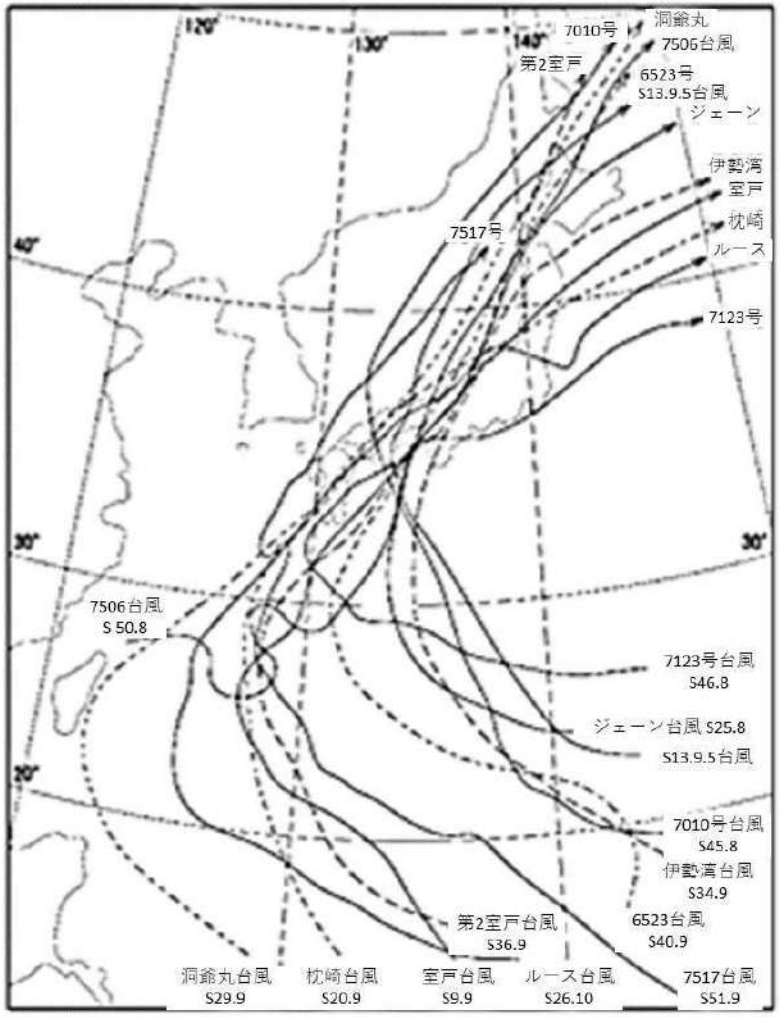

月別の台風主要経路傾向（徳島地方気象台提供）

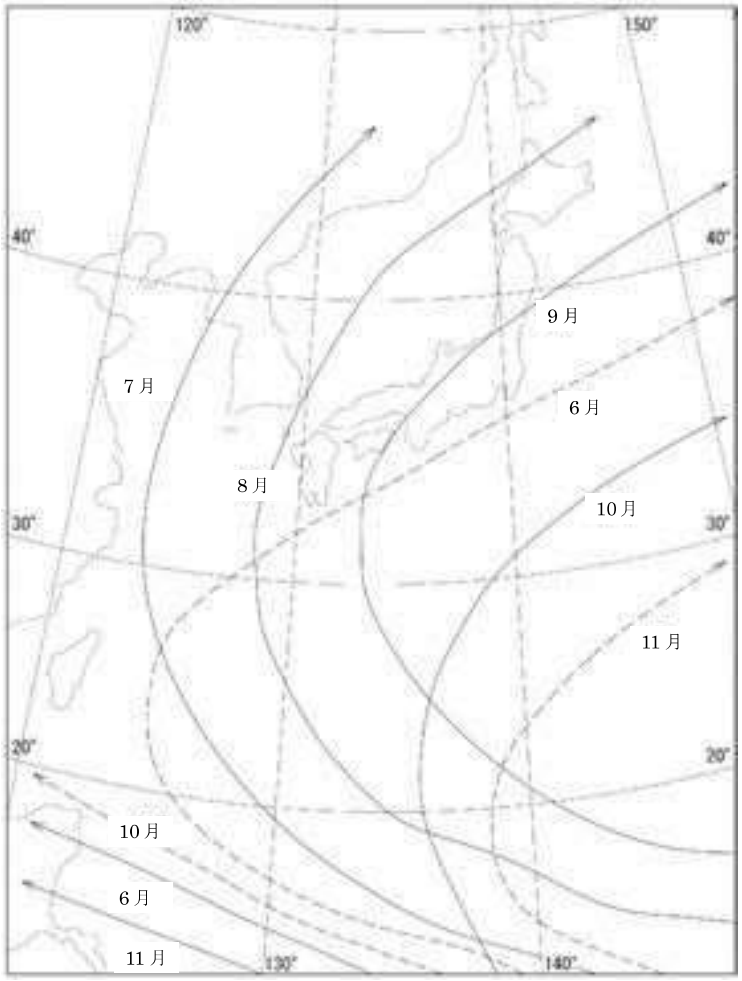

実線の矢印：月別の主な台風の経路
破線の矢印：実線に次いで、とりやすい経路

気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

（1）気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。

（2）地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。

（3）震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。

（4）この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。

（5）この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。

（6）この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※　気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	－	－
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	－	－
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	－
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらないと歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが多くなる。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。 揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが多くなる。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が多くなる。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7		固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに多くなる。補強されているブロック塀も破損するものがある。

●　木造建物（住宅）の状況

震度階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	―	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	―	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1） 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

●　鉄筋コンクリート造建物の状況

震度階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	―	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

●　地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5弱	亀裂※1や液状化※2が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5強		
6弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※3。
7		

※1　亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※2　地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※3　大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

●　ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度５弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度５弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度４程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度６弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度５弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※　震度６強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

●　大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いＯＡ機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらないと、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※　規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

災害記録

1. 地震

発生年月日	日本歴	規模（M）	地域	概要
684 11.11	天武 13	M8.4	土佐その他南海・東海・西海諸道	山くずれ、河湧き家屋社寺等の破壊、人畜の死傷多く、津波襲来、土佐の船多数沈没。土佐で田園 12m海中に沈む。
887 8.26	仁和 3	M8.6	五畿・七道	京都の民家官庁の倒壊多く、圧死者多数。津波襲来し、摂津で被害最大、余震が８月末まで続いた。
1099 2.22	承徳 3	M8.4	畿内	山城、摂津より紀州熊野に至る講堂倒壊破損多かった。津波被害は、摂津、土佐、阿波で多く、阿波雪港で流出 1,700 戸、溺死 60 人余、余震多数。
1605 2.3	慶長 9	M7.9	東海、南海、西海諸道 （慶長地震）	震害の記録としては、淡路島、安坂村、千光寺で講堂倒れ仏像が飛散る。津波は、犬吠岬より九州に至り、八丈島で死 57 人、三崎で溺者 153 人、浜名湖付近の橋本で 100 戸中 80 戸流出し、死多く、紀州西岸広村で 1,700 戸中 700 戸流出。阿波の鞆浦で波高 10 丈、死 100 人余、宍喰で波高２丈、死 1,500 人、土佐甲浦で死 350 人余、崎浜で 50 人余、室戸岬付近で 400 人余、九州では、東目（大隅）より西目（薩摩）に大波が寄せ、死者があった。
1707 12.28	宝永 4	M8.4	五畿・七道 （宝永地震）	全体で潰家 29,000、死 4,900 人、家屋倒壊範囲は、東海道から中国、九州に及ぶ。震害は、東海道、伊勢湾、紀伊半島で最もひどく袋井全壊、田辺で、431 戸中 158 戸もつぶれ、大阪潰家 1,061、死 734 人、徳島で 630 戸倒壊。津波は紀伊半島から九州に至る沿岸を襲い、瀬戸内海にも達した。土佐で潰家 11,170、死 1,844 人、尾鷲で死 1,000 人余。波高は室戸、種崎 23m（溺死 700 余）、久礼 25.7m。室戸で 1.5m、串本で 1.2m、御前崎で 1～2m 隆起し、高知市の東 20km が最大 2m 以下、海水に侵された。遠州灘沖および紀伊半島沖の２つの地震とも考えられる。
1854 12.23	嘉永 7	M8.4	東海、東山、南海諸道 （安政地震）	家屋倒壊範囲は伊豆から伊勢に至る沿岸と、甲斐、信濃、近江、越前、加賀に及ぶ。津波は、房総から土佐に至る沿岸を襲い、下田で 875 戸中 841 戸流出、碇泊中のロシア軍艦ディアナ号大破、27 日沈没。波高は甲賀 10m、鳥羽 5～6m、錦浦で 6m 余、仁木島 9m、尾鷲 6m、御前崎で 80～100cm 隆起、浜名湖北端、渥美湾沿岸は沈下した。全体で倒壊流出 8,300 余、消失 600、圧死 300 人、流死 300 人。

発生年月日	日本歴	規模（M）	地域	概要
1854 12.24	嘉永 7 安政 1	M8.4	畿内、東海、東山、北陸、南海、山陰、山陽道 （安政南海地震）	前の地震の32時間後。被害は、近畿、中国、四国全部と九州、中部地方の一部に及び、津波は房総から九州に至る海岸を襲った。全壊 20,000、半壊 40,000、焼失 6,000、流出 15,000、死者約3,000人、波高は久礼 16.1m、種崎 11m、室戸3.3m、宍喰5～6m。室戸、串本で1.2m隆起、甲浦、加太で約1m沈下、浸水。
1855 11.11	安政 2	M6.9	江戸および付近 （江戸地震）	江戸とその東、径20kmの範囲に被害大。山手で被害少なく、下町被害大。江戸の被害、壊家焼失14,364、町人の死4,000人余。有感半径500kmに達した。出火30余ヵ所。焼失面積2.3㎢。
1891 10.28	明治 24	M8.4 （7.9）	岐阜、愛知 （濃尾地震）	仙台以南で地震を感じた。建物全壊142,177、半壊80,184、死7,273人、山くずれ1万余。根尾谷を通る大断層を生じ、水鳥（みどり）で、上下に6m、水平に2mずれた。25年1月3日、9月7日、27年1月10日の余震で家屋損壊など被害があった。
1896 6.15	明治 29	M7.9	三陸沖 （三陸沖地震津波）	震害はない。津波は北海道より牡鹿半島に至る海岸に襲来し、死者27,122人、家屋流出全半壊8,891、船の被害7,032、波高は吉浜24.9m、田老14.6mなど、津波はハワイ、カルフォルニアに達した。
1923 9.1	大正 12	M7.9	関東南部 （関東大震災）	東京で観測した最大振幅14～20cm。地震後火災が発生し、被害を増大した。死99,331人、行方不明43,476人、家屋全壊128,266、半壊126,233、焼失447,128。山くずれ、崖くずれが多い、房総方面（木更津32cm、北条157cm）神奈川南部（大磯182cm、藤沢75センチ）は隆起し、東京付近以西は隆起、神奈川北方は沈下した。また、相模湾、小田原ー布良線以北は隆起、南は沈下した。関東沿岸に津波が襲来し、波高は三崎で6m、洲の崎で8.1m。
1927 3.7	昭和 2	M7.3	京都府北西部 （北丹後地震）	被害は淡路、福井、岡山、米子、徳島、三重、香川、大阪に及ぶ。死2,925人、家屋全壊12,584、焼失3,711。郷村断層（長さ18km、水平ずれ最大2.7m）と、それに直行する山田断層（長さ7m）を生じた。
1930 5.11	昭和 5	M7.3	伊豆北部 （北伊豆地震）	2～5月伊藤地震群。11日より地震があった。余震多く、死272人、家屋全壊2,165、山くずれ、崖くずれが多く、丹都断層（長さ35km、横ずれ最大2～3m）と、直行する姫之湯断層を生じた。
1933 3.3	昭和 8	M8.1	三陸沖 （三陸地震津波）	震害はなかった。津波が太平洋を襲い、三陸沿岸で被害は甚大。死3,008人、家屋流失4,034、倒壊1,817、浸水4,018、船舶流出7,303。波高は、田老10.1m、白浜23.0m、綾里25.0m、銚子0.2m。
1943 9.1	昭和 18	M7.2	鳥取市付近 （鳥取地震）	死1,083人、家屋全壊7,485、半壊6,158、鹿野断層（長さ8km、横ずれ最大150cm）吉野断層（長さ4.5km）を生じた。地割れ、地変が多かった。
1944 12.7	昭和 19	M7.9	東海道沖 （東南海地震）	静岡、愛知、三重、岐阜、奈良、滋賀各県、特に名古屋重工業地区に被害が多かった。死998人、住家全壊26,130、半壊46,950、流出3,059。津波が各地に襲来した。波高は熊野灘沿岸8～10m、木の本、新宮間3m、御前崎、下田2m、紀伊半島東岸で30～40cm。地盤沈降。
1946 12.21	昭和 21	M8.0	南海道沖 （南海地震）	被害は、中部以西西日本各地にわたり、死1,330人、行方不明2,349、津波は静岡県より九州に至る海岸に襲来し、高知、三重、徳島沿岸で4～6mに達した。室戸、紀伊半島は南上がりの傾動を示し、室戸で1.27m、潮ノ岬で0.7m上昇、須崎、甲浦で1.0m沈下。高知付近で田園15k㎡が海面下に没した。
1948 6.28	昭和 23	M7.1	福井平野 （福井地震）	被害は、福井平野およびその付近に限られ、死3,848人、不明10人、家屋倒壊36,184、半壊11,816、焼失3,851。南北に地割の連続としての断層（延長約25km）が生じた。
1952 3.4	昭和 27	M8.2	十勝沖 （十勝沖地震）	北海道南部、東北地方北部に被害あり、津波が関東平野に及ぶ。波高は厚岸湾3～4m、八戸2m。死28人、不明5人、家屋全壊815、半壊1,324、流出91。
1960 5.23	昭和 35	M8.5	チリ沖 （チリ地震津波）	24日2時頃から津波日本沿岸各地に襲来。波高は三陸沿岸5～6m、その他で3～4m。北海道南岸、三陸沿岸、志摩半島付近で被害大。死119人、行方不明20人、家屋全壊1,571、半壊2,183、流出1,259。
1964 6.16	昭和 39	M7.5	新潟県沖 （新潟地震）	新潟、秋田、山形の各県に被害があり、死者26人、家屋全壊1,960、半壊6,640、浸水15,298、船舶、道路の被害が多かった。新潟市内で地盤の流動、不同沈下による震害が著しかった。津波が日本海沿岸一帯を襲い波高大島崎で5m、両津3m、栗島で0.8～1.5m隆起。

発生年月日	日本歴	規模（M）	地域	概要
1968 2.21	昭和 43	M6.1	霧島山北麓 （えびの地震）	同日再震、翌日再再震、死者3人、傷42人、建物全壊368、半壊636、山くずれが多かった。3月25日に2回地震、建物半壊18、半壊147。
1974 5.9	昭和 49	M6.9	伊豆半島南端 （1974年伊豆半島沖地震）	伊豆半島南端に被害。死・不明30人、傷102人、家屋全壊134、同半壊240、同一部損壊711、同全半壊7。御前崎に最大波高22cmの津波。
1978 1.14	昭和 53	M7.0	伊豆大島近海 （1978年伊豆大島近海地震）	死25人、傷139人、家屋全壊96、同半壊616戸、道路損壊1,141ヵ所、崖くずれ211ヵ所。持越鉱山の鉱さい堆積場のえん堤損壊、シアンを含む泥流狩野川へ流入。
※1978 6.12	昭和 53	M7.4	宮城県沖 （1978年宮城県沖地震）	被害は宮城県に多く、全体で死28人、傷11,028人、建物全壊1,383、同半壊6,238、道路損壊2,350ヵ所、山崖くずれ476ヵ所、新興開発地に被害が集中した。
※1983 5.26	昭和 58	M7.7	秋田県沖 （昭和58年[1983年]日本海中部地震）	被害は秋田県に最も多く、青森、北海道がこれに次ぐ。死者104(100)人、傷324人、住家全壊1,584、同半壊3,515、同一部損壊5,962、で括弧内は、津波による死者である。津波は早い所では津波警報発令以前に沿岸に到達した。石川・京都・島根の遠方の府県にも津波による被害が発生した。
※1984 9.14	昭和 59	M6.8	長野県西部 （昭和59年[1984年]長野県西部地震）	大滝村に大きな被害をもたらした。死・不明29人、傷10人、建物全壊・流出14、同半壊73、同一部破損565、道路損壊258、他。死者および建物流出は、主として大滝川、濁川などの地域で発生した大規模な崖くずれと土石流によるものである。
※1993 1.15	平成 5	M7.8	釧路沖（平成5年[1993年]釧路沖地震）	死2人、傷967人、住家全壊53、同半壊255、同一部破損5,313など。北海道の下に沈む太平洋プレートの内部で発生した深さ約100kmの地震で、この型の地震としては例外的に大きかった。
※1993 7.12	平成 5	M7.8	北海道南西沖 （平成5年[1993年]北海道南西沖地震）	死202人、不明28人、傷323人。住家全壊601、同半壊408、同一部破損5,490など。特に地震後間もなく津波に襲われた奥尻島の被害は甚大で、島南端の青苗地区は火災もあって壊滅状態。夜10時すぎの闇のなかで多くの人命、家屋等が失われた。津波の高さは青苗の市街地で10mを越えたところがある。

発生年月日	日本歴	規模（M）	地域	概要
※1994 10.4	平成 6	M8.1	北海道東方沖地震（平成6年[1994年]北海道東方沖地震）	傷437人、家屋全壊61、同半壊348、同一部破損7,095など。幸い死者はなく、先の釧路沖地震の経験から家具等の固定を行っていること等により、人的被害は比較的少なかった。しかし、ライフライン特に水道施設に大きな被害が生じた。
※1994 12.28	平成 6	M7.5	三陸はるか沖（平成6年[1994年]三陸はるか沖地震）	死3人、傷788人、家屋全壊72、同半壊429、同一部半壊9,021等。青森県八戸市を中心とした地域において水道施設等のライフライン及び鉄道に大きな被害が出て、住民の生活に支障をきたした。
※1995 1.17	平成 7	M7.2	淡路島（平成7年[1995年]兵庫県南部地震）	死6,430人、不明3人、傷43,773人、住家全壊104,900、同半壊144,256、同一部半壊263,690など。このほか、ライフラインの寸断、交通システムの麻痺など戦後最悪の被害をもたらす典型的な都市型災害となった。（平成9年12月24日現在）
※2000 10.6	平成 12	M7.3	鳥取県西部（平成12年[2000年]鳥取県西部地震）	傷147人、住家全壊410、同半壊2,904、同一部破損16,235などの被害を出した。
※2001 3.24	平成 13	M6.4	安芸灘（平成13年[2001年]芸予地震）	死2人、傷262人、住家全壊46、同半壊233、同一部破損31,180など。広島県、愛媛県の瀬戸内海側を中心とした地域において水道施設等のライフラインに大きな被害が出て、住民の生活に支障をきたした。
※2003 5.26	平成 15	M7.1	宮城県沖	傷174人、住宅全壊2、同半壊21、同一部破損2,404、床下浸水1などの被害を出した。 被害は宮城・岩手・山形・秋田・福島・青森の東北6県に及んだ。
※2003 7.26	平成 15	M5.6 M6.4 M5.5	宮城県北部	傷677人、住宅全壊1,276、同半壊3,809、同一部破損10,976などの被害を出した。 一日に震度6弱以上を観測する地震が3回発生し、被害は宮城・岩手・山形・福島の東北4県に及んだ。
※2003 9.26	平成 15	M8.0 M7.1	釧路沖 十勝沖 （平成15年[2003年]十勝沖地震）	行方不明2人、傷849人、住宅全壊116、同半壊368、同一部破損1,580、床下浸水9などの被害を出した。北海道苫小牧市内の製油所において、大規模な石油タンク火災が発生するなど、被害は北海道・青森・宮城・岩手の4道県に及んだ。

発生年月日	日本歴	規模（M）	地域	概要
2004 10.23	平成 16	M6.8	新潟県中越地方 （新潟県中越地震）	死49人、傷4,804人、住家全壊3,185、半壊13,703、火災9などの被害を出した。（平成17年9月16日現在）。内陸の活褶曲帯で発生した逆活断層型地震「新潟ー神戸歪み集中型」に属するが、既知の活断層とは直接対応しなかった。規模の大きな余震が多数発生(M6以上4余震)して被害を助長した。川口町で震度7、2余震で最大震度6強、別の2余震で6弱。震源域の地質を反映して地すべりの被害が目立った。
2005 3.20	平成 17	M7.0	福岡県西方沖 （福岡県西方沖地震）	死1人、傷1,087人、住家全壊133、半壊244の被害を出した。（平成17年5月12日現在） 福岡県沿岸海域の左横ずれ断層型地殻内地震。観測された最大震度は九州本土の6弱。しかしアスペリティ直上の玄界島では大きな被害があり、それ以上の震度の可能性があるが、揺れだけでなく急傾斜地での地盤崩壊による被害を含む。
2005 8.16	平成 17	M7.2	宮城県沖	日本海溝沿いやや陸寄り（深さ 42km)のプレート境界地震で、1978年の震源域の南半分で発生。傷100、全壊1、半壊0、最大計測震度6弱（宮城県川崎町）東北地方太平洋沿岸で最大13cm（石巻市）の津波
2007 3.25	平成 19	M6.9	能登半島沖（平成19年能登半島地震）	海陸境界域の横ずれ成分を含む逆断層型地殻内地震。死1、傷359、住家全壊638、半壊1,563(平成19年6月14日)最大計測震度6強（石川県内3市町）珠洲と金沢で0.2mの津波。
※2007 7.16	平成 19	M6.8	新潟県上中越沖 （平成19年新潟県中越沖地震）	新潟県沿岸海域の逆断層型地殻内地震2004年中越地震の近くで発生したが余震活動は不活発。震源域に原子力発電所があった初めての例。死11、傷2,343、住家全壊1,244、半壊5,241、火災3（平成19年10月9日現在）最大計測震度6強（新潟県内3市村、長野県1町）地盤変状・液状化などが目立った。日本海沿岸で最大35cm（柏崎）の津波。
※2008 6.14	平成 20	M7.2	岩手県内陸南部 （平成20年岩手・宮城内陸地震）	死13人、傷451人、住家全壊30、同半壊143、同 一部破損2,380などの被害を出した。 岩手県奥州市及び宮城県栗原市で最大震度6強を観測したほか、震度5弱を観測する余震が発生するなど活発な余震活動を伴い、被害は岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県の5県に及んだ。（平成21年1月13日現在）
※2008 7.24	平成 20	M6.8	岩手県沿岸北部	死1人、傷211人、住家全壊1、同一部破損379などの被害を出した。青森県八戸市、五戸長、階上町及び岩手県野田村で最大震度6弱を観測した。（平成21年1月13日現在）
2011 3.11 14：46頃	平成 23	M9.0	三陸沖 （東北地方太平洋沖地震） （東北大震災）	日本海沿いの沈み込みの大部分、三陸沖中部から茨城県沖までのプレート境界を震源域とする逆断層型超巨大地震（深さ24km)。3月9日にM7.3の前震。震源域内や付近の余震・誘発地震はM7.0以上が6回、M6.0以上が97回、死19,689、不明2,563、傷6,233、住家全壊121,995、半壊282,939（余震・誘発地震を一部含む：2019年3月現在)。死者の90%以上が水死で原発事故を含む被害の多くは巨大津波（現地調査によれば最大40m）によるもの。最大震度7（宮城県栗原市）6強が宮城県13市町村、福島県11市町村、茨城県8市、栃木県5市町だが、揺れによる被害は津波に比べて大きくなかった。この領域では未知の規模で869年貞観の三陸沖地震と1896年三陸沖地震級の津波地震が合わせて襲来したと考えられる。
2016 4.14 4.16	平成 28	M6.5 M7.3	熊本県熊本地方 （熊本地震）	右横ずれ断層型地殻内地震（深さ12km)。布田川および日奈久断層で発生。長さ30km以上の領域で地表地震断層が現れた。死50（ほかに関連死223）傷2,809、住家全壊8,667、半壊34,719（2019年4月現在)。最大震度7（熊本県益城町（2回）・西原村）
2018 6.18	平成 30	M6.1	大阪府北部	初動は逆断層、CMTでは横ずれのメカニズム（深さ13km)。都市直下の浅い地震でMに比べ被害大。死6、傷462、住家全壊21、半壊483（2019年8月現在)。最大震度6弱（大阪府大阪市北区、高槻市、茨木市、箕面市、枚方市）
2018 9.6	平成 30	M6.7	北海道胆振地方中東部（北海道胆振東部地震）	逆断層型の深い地殻内地震（深さ37km)。浅い所から出た強い地震動による地すべりと火力発電所停止（全道停電)。死43、傷782、住家全壊469、半壊1,660（2019年8月現在)。最大震度7（北海道厚真町)。

（注）1.以上理科年表（国立天文台編）より抜粋。

2.大正12年関東大震災以降の地震については、人的被害の生じた地震のうち主なものを掲げている。

3.大正13年から昭和43年までの地震のマグニチュードについては、気象庁において再計算が行われた数値を掲げている。

4.※の被害状況については、消防庁調べのデータである。

2．台風

区分 / 災害の名称	発生年月日	県内最大の総降水量（mm）		県下損害額（千万円）	備考
6118号 第2室戸台風	S36.9.16	木頭	1,158.5	1,125	
集中豪雨 （低気圧）	S36.10.27	福原旭	623.0	897	
6420号 （台風）	S36.9.24～25	剣山	473.5	183	
6523号 （台風）	S40.9.8～10	剣山	458.0	計 1,637	災害救助法適用
6524号 （台風）	S40.9.13～17	木頭	1,345.0		
昭和42年7月 （豪雨）	S42.7.8～9	祖谷一宇	479.0	91	
7009号 （台風）	S45.8.13～15	小見野野	694.0	227	
7010号 （台風）	S45.8.20～21	日早	713.0	564	
7123号 （台風）	S46.8.30	日早（四電）	727.0	423	
秋雨前線 （熱低）	S47.9.9	坂州	1,038.0	118	災害救助法適用
7220号 （台風、秋雨前線）	S47.9.16	日和佐	614.0	254	
7408号 （台風、前線）	S49.7.6～7	小見野野	1,065.0	935	
7416号 （台風）	S49.8.26	日早	379.0	146	
7418号 （台風）	S49.9.8～9	福原旭	445.0	479	
7505号 （台風）	S50.8.17	福原旭	834.0	247	
7506号 （台風）	S50.8.23	福原旭	813.0	2,772	
7617号 （台風）	S51.9.8～13	日早	2,781.0	4,631	災害救助法適用
集中豪雨 （前線）	S51.10.18	牟岐	414.0	142	
7916号 （台風）	S54.9.30	福原旭	509.0	1,954	災害救助法適用
7920号 （台風）	S54.10.18	福原旭	457.0	505	
8013号 （台風）	S55.9.11	日早	530.0	868	
8310号 （台風）	S58.9.25～28	木屋平	530.0	868	
8719号 （台風）	S62.10.16	旭丸	484.0	1,553	
9019号 （台風）	H2.9.16～20	福原旭	960.0	1,772	
9305号 （台風）	H5.7.26～28	旭丸	801.0	計 1,092	
9306号 （台風）	H5.7.29～30	旭丸	165.0		
9307号 （台風）	H5.8.8～10	木頭	595.0	1,065	
9426号 （台風）	H6.9.28～30	旭丸	435.0	520	
9719号 （台風）	H9.9.14～17	福原旭	563.0	－	
0410号 （台風）	H16.7.30～8.2	旭丸	1,243.0	－	
0416号 （台風）	H16.8.28～31	旭丸	485.0	－	
0418号 （台風）	H16.9.4～7	木頭	543.0	－	
0423号 （台風）	H16.10.18～20	福原旭	550.0	－	災害救助法適用
1412号、1411号 （台風、前線）	H26.7.30～8.11	福原旭	1,514.0	－	

注：台風番号は、はじめの数字2字は西暦年、後の数字2字はその年の台風発生順の番号である。

例えば、7123号は1971年の第23号台風であることを示している。

3．火災

火災種別	出火年月日	場所	備考
爆発	S26.1.29	撫養町大桑島	全壊46棟、半壊98棟、その他3,460棟
建物	S29.12.20	鳴門町土佐泊浦	全焼1棟、死者3名
建物	S31.2.26	撫養町岡崎	全焼4棟
山林	S33.3.26～27	瀬戸町北泊	24時間延焼、64ha焼失
爆発	S32.7.3	撫養町木津	全焼2棟、部分焼1棟、死者3名、傷者1名
建物	S44.11.11	撫養町大桑島	全焼13棟
建物	S46.12.2	瀬戸町堂浦	全焼5棟、半焼2棟
建物	S47.3.18	撫養町立岩	全焼8棟、半焼4棟、部分焼1棟
山林	S53.11.21～26	大麻町大谷	127時間延焼、40ha焼失
山林	S56.1.21～22	瀬戸町明神	26時間延焼、22.6ha焼失
建物	S56.11.12	大麻町大谷	全焼3棟、半焼1棟
山林	S57.9.4～11	大津町大代	162.5時間延焼、121ha焼失
山林	S59.3.4～6	鳴門町高島	48時間延焼、建物1棟、14.8ha焼失
山林	S60.4.25～26	大麻町大谷	25時間延焼、19.2ha焼失
山林	S61.8.15～16	大麻町板東	29時間延焼、4.5ha焼失
山林	S61.11.4～9	瀬戸町明神	112時間延焼、37.2ha焼失
爆発	S62.12.1	瀬戸町堂浦	1棟全壊及び半焼、一部損壊6棟、重傷者1名
山林	H12.12.11～17	北灘町大浦	138時間延焼、40ha焼失

4．その他の災害

災害種別	発生年月日	場所	備考
強風	S39.3.8		最大風速WNW14m/s　鳴門海峡機帆船転覆死者4名
強風	S47.1.11		最大風速SE11.7m/s　養殖わかめに多大被害
強風	S47.2.26		最大風速SE12.3m/s　養殖わかめに多大被害
強風	S50.3.20		最大風速WNW24.6m/s　養殖わかめに多大被害　6億2千2百万円
強風	S53.3.9		最大風速SSE23.2m/s　養殖わかめに多大被害
大雪	S43.2.14～15		
高潮	S40.11.9 6:00	小松島潮位302cm	鳴門市内470戸床下浸水
高潮	S41.8.13～21	小松島潮位322cm	18日満潮時鳴門市内72戸床下浸水
高潮	S46.9.3～中旬	平常時より25cmH	5日床下浸水5、道路冠水5
流出油	S43.12.25 19:33	鳴門海峡（座礁）	ハイオクガソリン500kℓ
流出油	S49.12.28 20:40	倉敷市三菱石油（株）	水島製油所　7,500kℓ～9,500kℓ
強風	H22.4.27	里浦町沖	最大風速SSE25.7m/s 養殖わかめに多大被害　約1億3千万円

5.鳴門市の災害

災害種別	発生年月日	和暦年	災害名	特記事項
地震 津波	1946/12/21	昭和２１	南海道大地震	（旧）罹災救助法 ※災害救助法（昭22.10.20施行）
台風	1950/09/03	昭和２５	ジェーン台風	災害救助法 鳴門地方（北灘村、大津村、堀江町、板東町含む）
爆発	1951/01/29	昭和２６	鳴門爆災事件	災害救助法（谷信サルベージ㈱）
火災	1956/02/26	昭和３１	清風荘火事	撫養町岡崎
海難	1958/01/26	昭和３３	南海丸沈没	沼島沖
台風	1959/09/26	昭和３４	伊勢湾台風	災害救助法
台風	1961/09/16	昭和３６	第二室戸台風	災害救助法
海難	1963/02/26	昭和３８	ときわ丸沈没	神戸沖
台風	1965/09/10	昭和４０	台風２３号	災害救助法
台風	1965/09/13	昭和４０	台風２４号	豪雨
火災	1969/01/06	昭和４４	学校火災	瀬戸小学校
台風	1970/08/14	昭和４５	台風９号	北灘町、大麻町
大雨	1972/09/06	昭和４７	集中豪雨	災害救助法
火災	1974/10/14	昭和４９	競艇場火災	撫養町大桑島
重油流出	1974/12/18	昭和４９	三菱石油	北灘、瀬戸町沿岸
台風	1976/09/12	昭和５１	台風１７号	災害救助法
赤潮	1977/08/28	昭和５２	ハマチ死	北灘、瀬戸町沿岸
台風	1979/09/30	昭和５４	台風１６号	災害救助法
火災	1982/09/04	昭和５７	山火事	大津町大代
山崩れ	1990/10/08	平成２	観光バス落石	北灘町、大阪府議後援会
地震	1995/01/17	平成７	阪神淡路大震災	震源：淡路島北部、深さ１６ｋｍ、M7.3 神戸市震度７、鳴門市震度５
台風	2004/09/29	平成１６	台風２１号	避難勧告発令（29日20:40）
台風	2004/10/20	平成１６	台風２３号	災害救助法 避難勧告発令（20日14:35）
台風	2014/8/8 ～8/10	平成２６	台風１１号	避難準備情報発令（9日12:00） 避難勧告発令（9日17:00、10日6:40、10日8:00）
台風	2015/7/16 ～7/17	平成２７	台風１１号	避難準備情報発令（16日17:20避難準備情報発令）
台風	2016/09/20	平成２８	台風１６号	避難準備情報発令（20日10:43、12:40、13:30）
台風	2017/9/17 ～9/18	平成２９	台風１８号	避難準備・高齢者等避難開始発令（17日12:00） 避難勧告発令（17日16:30）
台風	2017/10/21 ～10/23	平成２９	台風２１号	避難準備・高齢者等避難開始発令（22日17:15）
台風	2018/8/23 ～8/24	平成30	台風２０号	避難準備・高齢者等避難開始発令（23日14:00） 避難勧告発令（23日16:00）
台風	2018/9/3 ～9/4	平成30	台風２１号	避難準備・高齢者等避難開始発令（4日5:30） 避難勧告発令（4日13:00）
台風	2018/9/24 ～9/24	平成30	台風２４号	避難準備・高齢者等避難開始発令（24日10:00） 避難勧告発令（24日13:45）
台風	2021/9/17 ～9/18	令和3	台風１４号	高齢者等避難発令（17日16:00）
台風	2022/9/18 ～9/19	令和4	台風１４号	高齢者等避難発令（18日15:00）

令和７年度災害救助基準

令和７年４月現在

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
避難所の設置 （法第４条第１項）	災害により現に被害を受け、又は受けるおそれのある者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	災害発生の日から７日以内	1　費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物等の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費　並びに仮設便所等の設置費を含む。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上 3　避難所での避難生活が長期にわたる場合等においては、避難所で避難生活している者への健康上の配慮等により、ホテル・旅館など宿泊施設を借上げて実施することが可能。（ホテル・旅館の利用額は@10,000円（税込）／泊・人以内とするが、これにより難い場合は内閣府と事前に調整を行うこと。）
避難所の設置 （法第４条第２項）	災害が発生するおそれのある場合において、被害を受けるおそれがあり、現に救助を要する者に供与する。	（基本額） 避難所設置費 １人　１日当たり 360円以内 「福祉避難所」を設置した場合、当該地域における通常の実費を支出でき、上記を超える額を加算できる。	法第２条第２項による救助を開始した日から、災害が発生しなかったと判明し、現に救助の必要がなくなった日までの期間（災害が発生し、継続して避難所の供与を行う必要が生じた場合は、法第２条第２項に定める救助を終了する旨を公示した日までの期間）	1　費用は、災害が発生するおそれがある場合において必要となる建物の使用謝金や光熱水費とする。なお、夏期のエアコンや冬期のストーブ、避難者が多数の場合の仮設トイレの設置費や、避難所の警備等のための賃金職員等雇上費など、やむを得ずその他の費用が必要となる場合は、内閣府と協議すること。 2　避難に当たっての輸送費は別途計上
応急仮設住宅の供与	住家が全壊、全焼又は流失し、居住する住家がない者であって、自らの資力では住宅を得ることができない者	○ 建設型応急住宅 1　規模 応急救助の趣旨を踏まえ、実施主体が地域の実情、世帯構成等に応じて設定 2　基本額　１戸当たり 7,089,000円以内 3　建設型応急住宅の供与終了に伴う解体撤去及び土地の原状回復のために支出できる費用は、当該地域における実費。	災害発生の日から 20 日以内着工	1　費用は設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として7,089,000円以内であればよい。 2　同一敷地内等に概ね50戸以上設置した場合は、集会等に利用するための施設を設置できる。（50戸未満であっても小規模な施設を設置できる） 3　高齢者等の要援護者等を数人以上収容する「福祉仮設住宅」を設置できる。 4　供与期間は２年以内
		○ 賃貸型応急住宅 1　規模　建設型仮設住宅に準じる 2　基本額 地域の実情に応じた額	災害発生の日から速やかに借上げ、提供	1　費用は、家賃、共益費、敷金、礼金、仲介手数料、火災保険等、民間賃貸住宅の賃主、仲介業者との契約に不可欠なものとして、地域の実情に応じた額とすること。 2　供与期間は建設型仮設住宅と同様。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
炊き出しその他による食品の給与	1　避難所に収容された者 2　住家に被害を受け、若しくは災害により現に炊事のできない者	1人1日当たり 1,390円以内	災害発生の日から7日以内	食品給与のための経経費を延給食日数で除した金額が限度額以内であればよい。 （1食は 1/3 日）
飲料水の供給	現に飲料水を得ることができない者（飲料水及び炊事のための水であること。）	当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	輸送費、人件費は別途計上
被服、寝具その他生活必需品の給与又は貸与	全半壊（焼）、流失、床上浸水等により、生活上必要な被服、寝具、その他生活必需品を喪失、若しくは毀損等により使用することができず、直ちに日常生活を営むことが困難な者	1　夏季（4月～9月）冬季（10月～3月）の季別は災害発生の日をもって決定する。 2　下記金額の範囲内	災害発生の日から10日以内	1　備蓄物資の価格は年度当初の評価額 2　現物給付に限ること

区分		1人世帯	2人世帯	3人世帯	4人世帯	5人世帯	6人以上 1人増すごとに加算
全壊 全焼 流失	夏	20,300	26,100	38,700	46,200	58,500	8,500
	冬	33,700	43,500	60,600	70,900	89,300	12,300
半壊 半焼 床上浸水	夏	6,700	8,900	13,400	16,300	20,500	2,900
	冬	10,700	14,000	19,900	23,600	29,800	3,900

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
医療	医療の途を失った者（応急的処置）	1　救護班 … 使用した薬剤、治療材料、医療器具破損等の実費 2　病院又は診療所 … 国民健康保険診療報酬の額以内 3　施術者 協定料金の額以内	災害発生の日から14日以内	患者等の移送費は、別途計上
助産	災害発生の日以前又は以後7日以内に分べんした者であって災害のため助産の途を失った者（出産のみならず、死産及び流産を含み現に助産を要する状態にある者）	1　救護班等による場合は、使用した衛生材料等の実費 2　助産師による場合は、慣行料金の100分の80以内の額	分べんした日から7日以内	妊婦等の移送費は、別途計上

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
被災者の救出	1　現に生命、身体が危険な状態にある者 2　生死不明或いは行方不明な状態にある者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から3日以内	輸送費、人件費は、別途計上
福祉サービスの提供	避難生活において配慮を必要とする高齢者、障害者、乳幼児その他の者	1　左記の者からの相談対応等 消耗器材費又は器物の使用謝金、借上費若しくは購入費（工事費を含む。）として当該地域における通常の実費 2　福祉避難所の設置 消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費若しくは購入費、光熱水費、仮設便所等の設置費として当該地域における通常の実費	災害発生の日から7日以内	令和7年7月1日から施行 輸送費、人件費は、別途計上
住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理	災害のため住家が半壊（焼）又はこれに準ずる程度の損傷を受け、雨水の浸入等を放置すれば住家の被害が拡大するおそれがある者	住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対して、 1世帯当たり　53,900円以内	災害発生の日から10日以内	
日常生活に必要な最小限度の部分の修理	1　住家が半壊（焼）若しくはこれらに準ずる程度の損傷を受け、自らの資力により応急修理をすることができない者 2　大規模な補修を行わなければ居住することが困難である程度に住家が半壊（焼）した者	居室、炊事場及び便所等日常生活に必要最小限度の部分1世帯当り ①人規模半壊、中規模半壊又は半壊若しくは半焼の被害を受けた世帯 739,000円以内 ②半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 358,000円以内	災害発生の日から3か月以内 （災害対策基本法第23条の3第1項に規定する特定災害対策本部、同法第24条第1項に規定する非常災害対策本部又は同法第28条の2第1項に規定する緊急災害対策本部が設置された災害にあっては、6か月以内）	
学用品の給与	住家の全壊（焼）流失半壊（焼）又は床上浸水により学用品を喪失又は毀損等により使用することができず、就学上支障のある小学校児童、中学校生徒、義務教育学校生徒及び高等学校等生徒。	1　教科書及び教科書以外の教材で教育委員会に届出又はその承認を受けて使用している教材、又は正規の授業で使用している教材実費 2　文房具及び通学用品は、1人当たり次の金額以内 小学生児童　5,500円 中学生生徒　5,800円 高等学校等生徒 6,300円	災害発生の日から （教科書） 1か月以内 （文房具及び通学用品） 15日以内	1　備蓄物資は評価額 2　入進学時の場合は個々の実情に応じて支給する。

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
埋葬	災害の際死亡した者を対象にして実際に埋葬を実施する者に支給	1体当たり 大人（12歳以上） 232,200円以内 小人（12歳未満） 185,700円以内	災害発生の日から10日以内	災害発生の日以前に死亡した者であっても対象となる。
死体の捜索	行方不明の状態にあり、かつ、四囲の事情によりすでに死亡していると推定される者	当該地域における通常の実費	災害発生の日から10日以内	輸送費、人件費は、別途計上
死体の処理	災害の際死亡した者について、死体に関する処理（埋葬を除く。）をする。	（洗浄、消毒等） 1体当たり、3,700円以内 一時保存： ○既存建物借上費：通常の実費 ○既存建物以外：1体当たり 5,900円以内 検案、救護班以外は慣行料金	災害発生の日から10日以内	1　検案は原則として救護班 2　輸送費、人件費は、別途計上 3　死体の一時保存にドライアイスの購入費等が必要な場合は当該地域における通常の実費を加算できる。
障害物の除去	居室、炊事場、玄関等に障害物が運びこまれているため生活に支障をきたしている場合で自力では除去することのできない者	市町村内において障害物の除去を行った一世帯当たりの平均 143,900円以内	災害発生の日から10日以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第1項）	1　被災者の避難に係る支援 2　医療及び助産 3　被災者の救出 4　福祉サービスの提供 5　食金の供与及び飲料水の供給 6　死体の捜索 7　死体の処理 8　救済用物資の整理配分	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	
輸送費及び賃金 職員等雇上費 （法第4条第2項）	避難者の避難に係る支援	当該地域における通常の実費	救助の実施が認められる期間以内	災害が発生するおそれ段階の救助は、高齢者・障害者等で避難行動が困難な要配慮者の方の輸送であり、以下の費用を対象とする。 ・避難所へ輸送するためのバス借上げ等に係る費用 ・避難者がバス等に乗降するための補助員など、避難支援のために必要となる賃金職員等雇上費

救助の種類	対象	費用の限度額	期間	備考
実費弁償	災害救助法施行令第4条第1号から第4号までに規定する者	災害救助法第7条第1項の規定により救助に関する業務に従事させた都道府県知事等（法第3条に規定する都道府県知事等をいう。）の総括する都道府県等（法第17条第1号に規定する都道府県等をいう。）の常勤の職員で当該業務に従事した者に相当するものの給与を考慮して定める	救助の実施が認められる期間以内	時間外勤務手当及び旅費は別途に定める額
救助の事務を行うのに必要な費用	1　時間外勤務手当 2　賃金職員等雇上費 3　旅費 4　需用費（消耗品費、燃料費、食糧費、印刷製本費、光熱水費、修繕料） 5　使用料及び賃借料 6　通信運搬費 7　委託費	救助事務費に支出できる費用は、法第21条に定める国庫負担を行う年度（以下「国庫負担対象年度」という。）における各災害に係る左記1から7までに掲げる費用について、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第143条に定める会計年度所属区分により当該年度の歳出に区分される額を合算し、各災害の当該合算した額の合計額が、国庫負担対象年度に支出した救助事務費以外の費用の額の合算額に、次のイからトまでに掲げる区分に応じ、それぞれイからトまでに定める割合を乗じて得た額の合計額以内とすること。 イ　3千万円以下の部分の金額については100分の10 ロ　3千万円を超え6千万円以下の部分の金額については100分の9 ハ　6千万円を超え1億円以下の部分の金額については100分の8 ニ　1億円を超え2億円以下の部分の金額については100分の7 ホ　2億円を超え3億円以下の部分の金額については100分の6 ヘ　3億円を超え5億円以下の部分の金額については100分の5 ト　5億円を超える部分の金額については100分の4	救助の実施が認められる期間及び災害救助費の精算する事務を行う期間以内	災害救助費の精算事務を行うのに要した経費も含む。

※　この基準によっては救助の適切な実施が困難な場合には、都道府県知事等は、内閣総理大臣に協議し、その同意を得た上で、救助の程度、方法及び期間を定めることができる。

徳島県津波浸水想定（鳴門市域）

「徳島県津波浸水想定」（令和７年９月 12 日公表）より

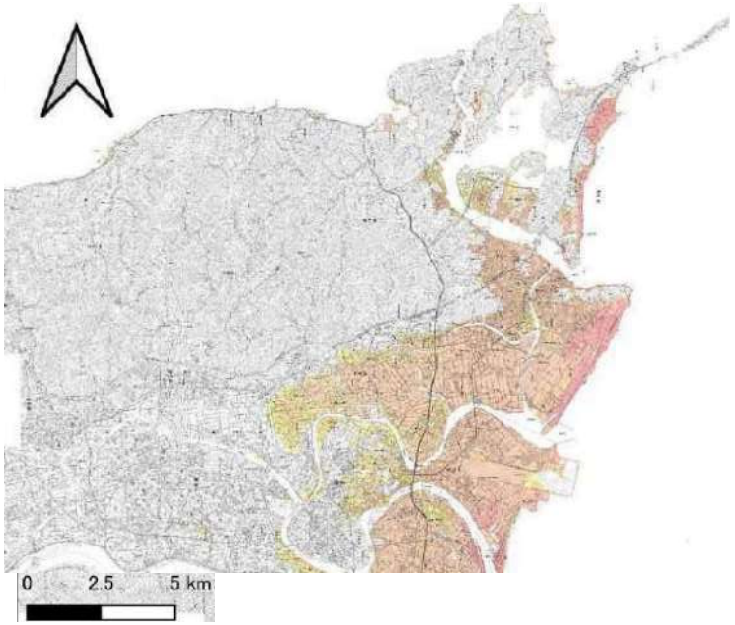

南海トラフ巨大地震による震度分布図【徳島県想定】

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」（令和８年２月４日公表）より

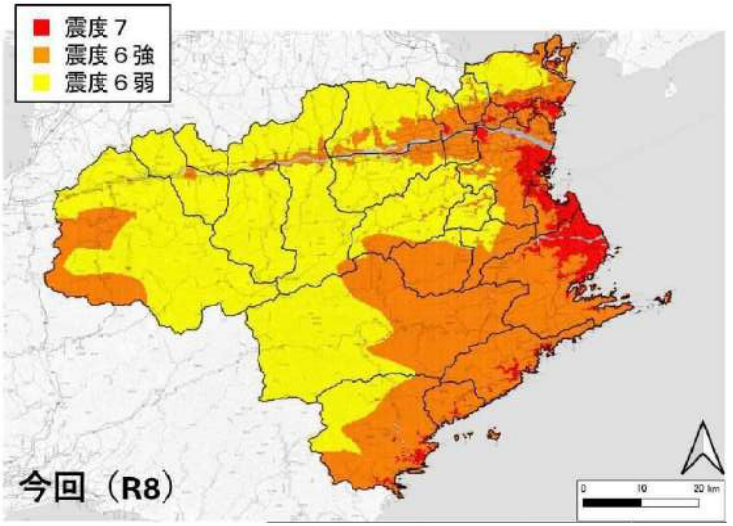

南海トラフ巨大地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】

「徳島県南海トラフ巨大地震被害想定」（令和８年２月４日公表）より

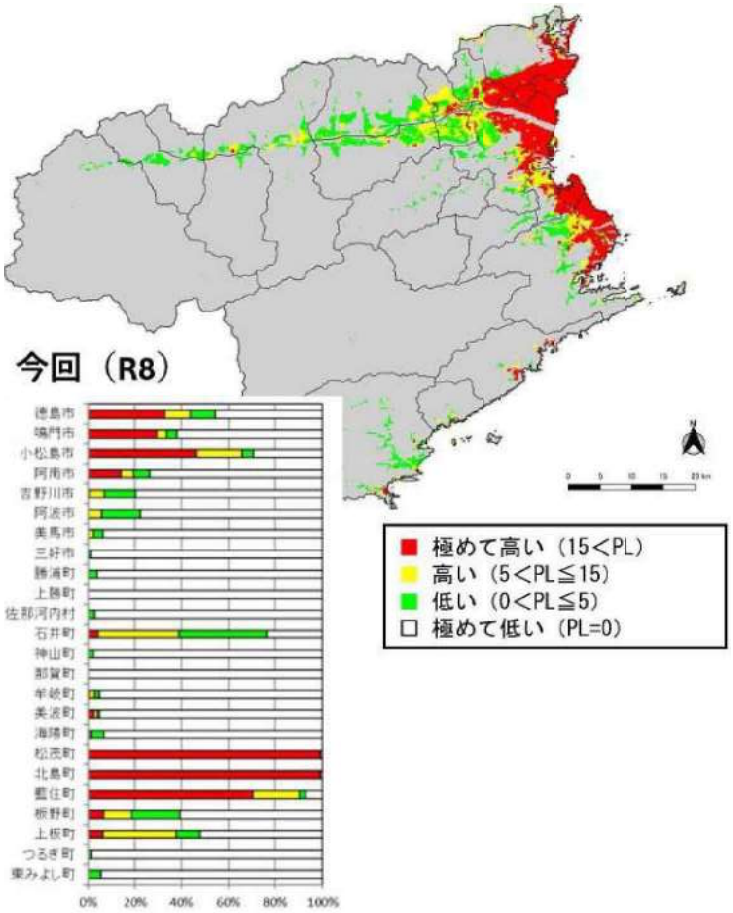

中央構造線・活断層地震による震度分布図【徳島県想定】

（平成 29 年 3 月 30 日公表）

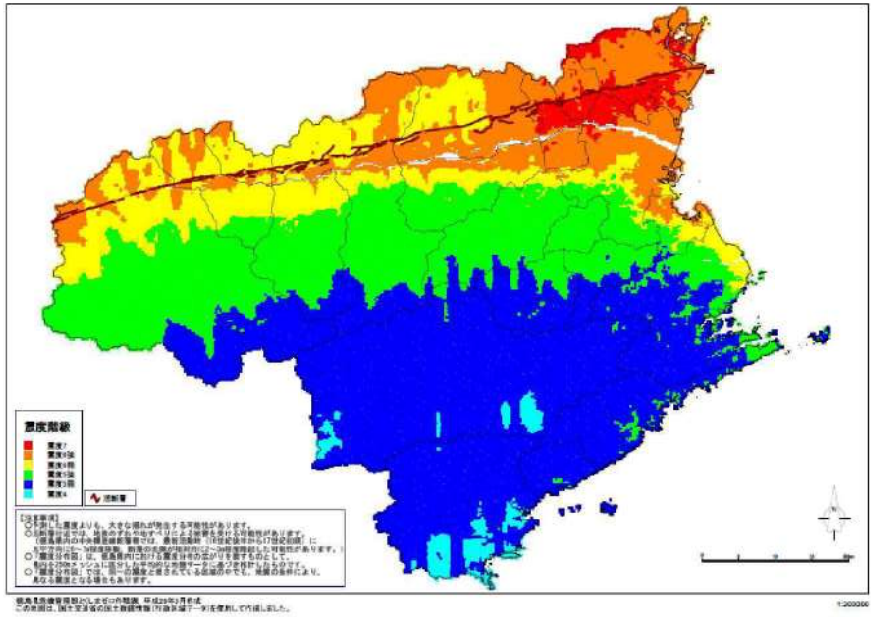

中央構造線・活断層地震による液状化危険度分布図【徳島県想定】

（平成 29 年 3 月 30 日公表）

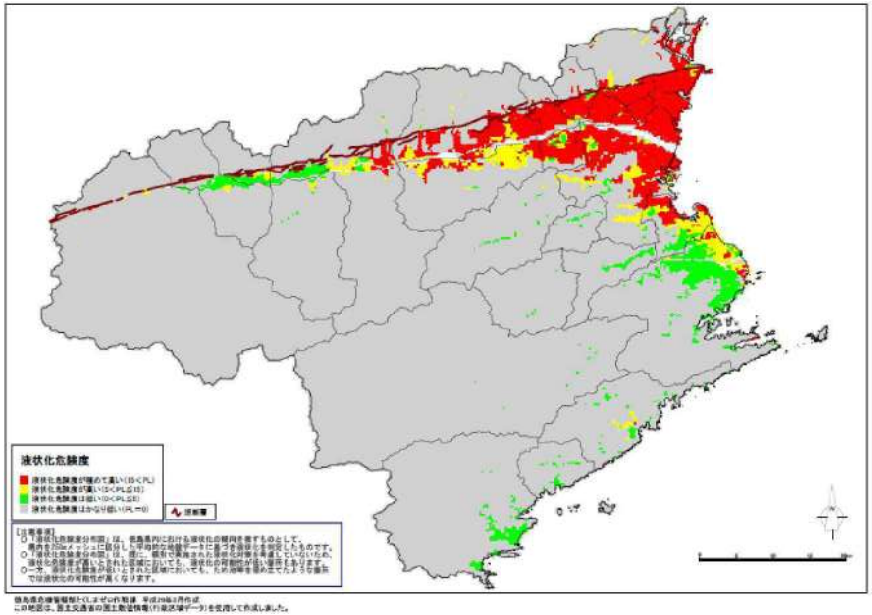

徳島県市長会を構成する各市の
災害時相互応援に関する協定書

（趣　　旨）
第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第８条第２項第１２号の規定に基づき、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、津波その他の異常な自然現象又は大規模な火事若しくは爆発等の災害時における応急対策の一層の充実及び強化を図ることを目的として、徳島県市長会を構成する各市（以下「協定市」という。）が相互に協力して被災した協定市（以下「被災協定市」という。）に対し、物資、労力等の応援を行うことについて定める。
（応援の種類）
第２条　応援の種類は次のとおりとする。
（１）　食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにその供給に必要な資機材の提供
（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な資機材及び物資の提供
（３）　救護活動に必要な車両等の提供
（４）　被災者を一時収容するための施設の提供
（５）　被災児童、被災生徒等の一時受入れ
（６）　救護、応急復旧、重要な市役所業務の継続等に必要な職員の派遣
（７）　前各号に定めるもののほか特に要請があった事項
（応援要請の手続等）
第３条　応援を受けようとする被災協定市は、原則として、次の事項を明らかにして、電話等による要請を行い、後日速やかに文書を提出するものとする。
（１）　災害の状況
（２）　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、物資の品名、物資の数量等
（３）　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、収容を要する被災者の状況及び人数
（４）　前条第５号に掲げる応援を要請する場合にあっては、被災児童、被災生徒等の学年、人数等
（５）　前条第６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、派遣職員の職種別人員
（６）　応援場所及び応援場所への経路
（７）　応援を必要とする期間
（８）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項
（実　　施）
第４条　応援を要請された協定市は、当該協定市が管轄する区域に係る災害対策業務に重大な支障がある場合等を除き、極力その要請に応じるものとする。
２　前条の規定にかかわらず、被災協定市以外の協定市は、災害の実態に照らし、特に緊急を要し被災協定市が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは、被災協定市からの応援要請を待たず、必要な応援を行うことができるものとする。
（経費の負担）
第５条　応援に要した経費は、原則として、被災協定市の負担とする。
２　被災協定市が前項に規定する経費を支弁するいとまがなく、かつ、被災協定市から要請があった場合は、応援する協定市が支弁し、応援終了後、被災協定市に請求するものとする。

（平常時における協力体制）
第６条　協定市は、災害発生時において適切な情報の提供を行うことができる体制の構築及び応援が行われる際の活動環境の整備を促進するものとする。
２　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるよう、職員の相互交流及び共同研究等に努めるとともに、相互の防災訓練等への参加、協力を行うものとする。
（連絡責任者）
第７条　この協定の確実かつ円滑な実施を図るため、各協定市の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め、災害が発生したときは、速やかに情報を相互に連絡するものとする。
（その他）
第８条　この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は、各協定市が協議して定めるものとする。

この協定を証するため、本書８通を作成し、各協定市は記名押印の上、各１通を保有する。

平成２４年１０月５日

徳 島 市
徳島市長　　原　　秀樹

吉野川市
吉野川市長　　川真田　哲哉

鳴 門 市
鳴門市長　　泉　　理彦

美 馬 市
美馬市長　　牧田　　久

小松島市
小松島市長　　稲田　米昭

阿 波 市
阿波市長　　野崎　國勝

阿 南 市
阿南市長　　岩浅　嘉仁

三 好 市
三好市長　　俵　徹太郎

大規模災害時の相互応援に関する協定

（趣　　旨）

第１条　この協定は、災害対策基本法（昭和 36 年法律第 223 号）第８条第２項第 12 号の規定に基づき、伊丹市、青梅市、大竹市、岡崎市、唐津市、蒲郡市、桐生市、倉敷市、津市、周南市、常滑市、戸田市、鳴門市、府中市、丸亀市、坂井市及箕面市（以下「協定市」という。）において、地震等による大規模災害が発生し、被災した協定市では十分に被災者の救援等の災害応急措置が実施できない場合に、協定市間の応援を迅速に遂行するため、必要な事項を定めるものとする。

（連絡担当部局）

第２条　協定市は、大規模災害に備えて連絡を円滑に行うため、常に連絡担当部局、担当責任者、電話番号その他連絡に必要な事項を相互に明らかにしておくものとする。

（応援の要請）

第３条　協定市は、大規模災害が発生して応援を求めようとするときは、連絡担当部局を通じ、大規模災害の概要を明らかにして、次の各号に掲げる応援を要請するものとする。

(1)　食料、飲料水及び生活必需品の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫等に必要な資機材及び物資の提供

(3)　施設等の応急復旧に必要な資機材及び物資の提供

(4)　災害応急活動に必要な職員（以下「応援職員」という。）の派遣及び車両の提供

(5)　前各号に掲げるもののほか、特に必要とする事項

（応援の実施）

第４条　応援を要請された協定市は、応援を的確かつ円滑に行うよう努めるものとする。

（応援の経費）

第５条　応援に要した経費は、原則として応援を要請した協定市の負担とする。

（災害補償等）

第６条　応援職員に係る公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和 42 年法律第 121 号）の定めるところによる。

２　応援職員が第三者に損害を与えた場合は、その損害が災害応急活動中に生じたものについては　応援を要請した協定市が賠償の責めを負い、応援を要請した協定市への往復経路の途中に生じたものについては、応援を行う協定市が賠償の責めを負うものとする。

（資料の交換）

第７条　協定市は、この協定に基づく応援が円滑に行われるように毎年１回地域防災計画その他参考資料を相互に交換するものとする。

（協　　議）

第８条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、協定市が協議の上別に定めるものとする。

附　則

この協定は、平成 19 年４月２日から施行する。

この協定の成立を証するため、この協定書を 17 通作成し、協定市は、記名押印のうえ各自その１通を保有する。

平成 19 年４月２日

伊丹市長　藤　原　保　幸

青梅市長　竹　内　俊　夫

大竹市長　入　山　欣　郎

岡崎市長　柴　田　紘　一

唐津市長　坂　井　俊　之

蒲郡市長　金　原　久　雄

桐生市長　大　澤　善　隆

倉敷市長　古　市　健　三

周南市長　河　村　和　登

津　市長　松　田　直　久

常滑市長　石　橋　誠　晃

戸田市長　神　保　国　男

鳴門市長　亀　井　俊　明

府中市長　野　口　忠　直

丸亀市長　新　井　哲　二

坂井市長　坂　本　憲　男

箕面市長　藤　沢　純　一

板野郡５町並びに鳴門市相互間の災害時応援協定書

災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）に基づく災害時の応援に関し、板野郡５町並びに鳴門市（以下「６市町」という。）は、次のとおり「板野郡５町並びに鳴門市相互間の災害時応援協定」（以下「協定」という。）を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、法第６７条第１項の規定による応援が迅速かつ円滑に実施されるよう、必要な事項を定めるものとする。

（応援の内容）

第２条　この協定に基づく応援は、次により行うものとする。

(1) 災害応急措置及び被災市町の業務の継続等に必要な職員の派遣
(2) 食料、飲料水及びその他の生活必需品の提供
(3) 被災者の一時避難及び収容のための施設の提供
(4) 救護、医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供
(5) 救助及び救援活動に必要な車輌及びその他の資機材の提供
(6) 被災児童、生徒等の一時受入れ
(7) その他被災市町の長から特に要請のあったもの

（応援要請の手続き）

第３条　被災市町の長は、被災市町以外の長に対し、次の各号に掲げる事項を明らかにし、応援を要請するものとする。

(1) 災害の状況
(2) 応援の内容
(3) 応援の期間
(4) 応援の場所及び応援場所への経路
(5) その他必要な事項

２　前項の規定による要請は、電話、ＦＡＸ等（以下「電話等」という。）により行い、後日速やかに文書を提出するものとする。

（応援の実施）

第４条　前条第１項の規定により要請された協定市町は、当該協定市町が管轄する区域に係る災害対策業務に重大な支障がある場合等を除き、その要請に応じるものとする。

（自主応援）

第５条　被災市町以外の長は、災害の状況に鑑み、特に緊急を要し、かつ被災市町の長が第３条に規定する要請を行うことができない状況にあると判断されるときは、同条の要請を待たず第２条に規定する応援を実施することができるものとする。この場合には、同条の要請があったものとみなす。

（応援費用の負担区分）

第６条　応援に要した費用は、被災市町が負担するものとする。

２　前項の費用は、被災市町の長の求めがあったときは、応援を実施した被災地以外の市町が一時繰り替え支弁するものとする。

３　前２項の規定によりがたい場合は、被災市町と応援を実施した被災地以外の市町の間で協議して定めるものとする。

（他の協定との関係）

第７条　この協定は、災害対策基本法及び消防組織法（昭和２２年法律第２２６号）等に基づき締結している、他の相互応援協定を排除するものではない。

（その他）

第８条　この協定の実施に関し、必要な事項については、６市町が協議して別に定めるものとする。

（適用）

第９条　この協定は平成２５年１月３０日から適用する。

この協定の締結を証するため、協定書には６市町の長が記名、押印して、本書６通を作成し、各１通を保有するものとする。

平成２５年１月３０日

鳴門市長

松茂町長

北島町長

藍住町長

板野町長

上板町長

鳴門市及び境港市の災害時相互応援協定書

鳴門市及び境港市（以下「協定市」という。）は、協定市の行政区域において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生した場合に、被災した市が応急対策及び復旧活動を円滑に実施できるよう、法第８条第２項第１２号の規定により、次のとおり協定を締結する。

（応援の種類）

第１条　応援の種類は、次のとおりとする。

(1)　食糧、飲料水及び生活必需物資の供給並びにそれらの供給に必要な資機材の提供

(2)　被災者の救出、医療、防疫及び施設の応急復旧等に必要な資機材並びに物資の提供

(3)　救援及び救助活動に必要な車両等の提供

(4)　救援、防疫及び応急復旧等に必要な職員の派遣

(5)　被災者の一時受入れ及びその受入れに必要な施設の提供

(6)　被災した児童及び生徒等の教育機関への一時受入れ

(7)　前各号に掲げるもののほか、特に要請があった事項

（応援要請の手続）

第２条　応援を要請する市（以下「要請市」という。）は、原則として、次に掲げる事項を明らかにした上、電話その他の方法により応援を要請し、後日、速やかに当該事項を記載した文書により提出するものとする。

(1)　災害の状況

(2)　前条第１号から第３号までに掲げる応援を要請する場合にあっては、当該供給又は提供を必要とする物資、資機材及び車両等の品名、規模並びに数量その他必要な事項

(3)　前条第４号に掲げる応援を要請する場合にあっては、当該派遣を必要とする職員の職種、人員及び業務内容

(4)　前条第５号及び６号に掲げる応援を要請する場合にあっては、受入人数その他必要な事項

(5)　応援場所及び応援場所への経路

(6)　応援を必要とする期間

(7)　前各号に掲げるもののほか、応援を受けるために必要な事項

（応援の実施）

第３条　前条の規定により応援の要請を受けた市（以下「応援市」という。）は、これに速やかに応じるものとする。

２　協定市は、前条の規定による要請がない場合であっても、協定市及びその周辺市町村の被災状況等から応援の必要があると認めた場合は、自らの判断により自主応援活動を実施することができるものとする。この場合において、当該自主応援活動は、前条の規定による要請を受けて行ったものとみなす。

（費用の負担）

第４条　応援に要した費用は、原則として、要請市の負担とする。

２　要請市が前項の費用を支弁するいとまがないため、法第９２条第２項の規定により当該費用の一時繰替え支弁の要請を行ったときは、応援市は、当該費用の一時繰替え支弁を行い、応援終了後、要請市に請求するものとする。

（実施細目）

第５条　この協定を実施するために必要な細目については、協定市が協議のうえ、別に定めるものとする。

（その他）

第６条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項については、協定市が協議して定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、各自署名押印の上、１通ずつを保有する。

平成２５年　２月１４日

徳島県鳴門市

鳴門市長　　泉　　理彦　　印

鳥取県境港市

境港市長　　中村　勝彦　　印

徳島県及び市町村の災害時相互応援協定

（趣　　旨）

第１条　この協定は，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。以下「法」という。）第６７条第１項及び第６８条第１項の規定に基づき，県内で災害が発生し，被災した市町村のみでは十分な対策を講じることが出来ない場合に，徳島県（以下「県」という。）及び県内市町村が応援を迅速かつ円滑に実施するため，必要な事項を定めるものとする。

（応援の種類）

第２条　応援の種類は次のとおりとする。

（１）　応急対策等に必要な職員の派遣

（２）　食料，飲料水及び生活必需物資の提供

（３）　避難及び収容のための施設の提供

（４）　救護，医療及び防疫に必要な資機材及び物資の提供

（５）　救助及び救援活動に必要な車両等の提供及びその他資機材の提供

（６）　被災児童，被災生徒等の一時受入れ

（７）　ごみ及びし尿の処理のための装備及び施設の提供

（８）　遺体の火葬のための施設の提供

（９）　その他被災市町村から特に要請があった事項

（応援要請の手続等）

第３条　応援を受けようとする被災市町村（以下「受援市町村」という。）は，原則として，次の事項を明らかにして，他の市町村に電話等による要請を行い，後日速やかに文書を提出するものとする。

（１）　被害の状況

（２）　応援を要請する内容（人員の派遣については職種・人数，物資・資機材等の搬入については物資等の品目・数量）

（３）　応援場所及び応援場所への経路

（４）　応援を必要とする期間

（５）　前各号に掲げるもののほか，必要な事項

２　受援市町村において，前項の規定による個別の要請をするいとまがないときは，前項各号に掲げる事項を明確にして，県に対して応援を要請することができるものとする。この場合，県は速やかに他の市町村と調整を行うものとする。

（応援の実施）

第４条　応援を要請された市町村は，応援の内容を要請した受援市町村及び県に連絡し，応援を実施する。ただし，特別な事情により応援できない場合は，その旨を直ちに連絡する。

２　応援を行う市町村（以下「応援市町村」という。）は，応援状況等について，適宜，県に対して情報を提供するものとする。

（自主応援の実施）

第５条　県及び市町村は，通信の断絶等により被災市町村と連絡が不可能であり，かつ災害の実態に照らし特に緊急を要し被災市町村が応援の要請を行ういとまがないと認められるときは，被災市町村からの応援要請を待たず，必要な応援を行うことができるものとする。

この場合，第３条第１項の応援の要請があったものとみなす。

２　前項の規定により市町村が応援を行う場合は，県にその旨通知するものとする。

（経費の負担）

第６条　応援に要した経費は，原則として，受援市町村の負担とする。

２　受援市町村において費用を支弁するいとまがない場合等やむを得ない事情があるときには，応援を行った県又は応援市町村は，当該費用を一時繰替支弁するものとする。

（連絡責任者）

第７条　この協定の確実かつ円滑な実施を図るため，県及び各市町村の防災担当課長等をあらかじめ連絡責任者として定め，災害が発生したときは，速やかに情報を相互に連絡するものとする。

（連絡協議会の設置）

第８条　県及び市町村は，この協定に基づいて応援が円滑に行われるよう，徳島県災害時相互応援連絡協議会を設置し，定期的に研究・協議するものとする。

（県の役割）

第９条　県は，この協定が円滑に実施できるよう，市町村を応援し，又は必要な調整を行うものとする。

２　県は，災害の規模が激甚などの理由により，被災市町村が十分な災害応急対策活動を行うことができないと判断した場合，県職員を派遣し，市町村災害対策本部の運営等の支援を行うものとする。

３　県は，災害の規模，場所又は受援市町村からの応援要請内容に照らし，必要と認めた場合，速やかに法第７４条の２第１項の規定に基づき国に応援を求めるものとする。

（他の協定との関係）

第10条　この協定は県又は市町村で既に締結されている協定，及び個別に締結する災害時の応援協定を妨げるものではない。

（その他）

第11条　この協定に関し必要な事項及び協定に定めのない事項は，県及び各市町村が協議して定めるものとする。

この協定を証するため，本書２５通を作成し，各自１通を保有する。

平成２５年４月５日

徳 島 県
　徳島県知事　　飯泉　嘉門

徳 島 市
　徳島市長　　原　　秀樹

鳴 門 市
　鳴門市長　　泉　　理彦

小松島市
　小松島市長　　濱田　保徳

阿 南 市
　阿南市長　　岩浅　　嘉仁

吉野川市
　吉野川市長　　川真田　哲哉

阿 波 市
　阿波市長　　野崎　國勝

美 馬 市
　美馬市長　　牧田　　久

三 好 市
　三好市長　　俵　徹太郎

勝 浦 町
　勝浦町長　　中田　丑五郎

上 勝 町
　上勝町長　　笠松　和市

佐那河内村
　佐那河内村長　原　仁志

石 井 町
　石井町長　　河野　俊明

神 山 町
　神山町長　　後藤　正和

那 賀 町
　那賀町長　　坂口　　博文

牟 岐 町
　牟岐町長　　福井　　雅彦

美 波 町
　美波町長　　影治　　信良

海 陽 町
　海陽町長　　五軒家　憲次

松 茂 町
　松茂町長　　広瀬　　憲発

北 島 町
　北島町長　　古川　　保博

藍 住 町
　藍住町長　　石川　　智能

板 野 町
　板野町長　　玉井　孝治

上 板 町
　上板町長　　納田　伸春

つるぎ町
　つるぎ町長　　兼西　　茂

東みよし町
　東みよし町長　　川原　義朗

会津若松市交流市町災害時相互支援に関する協定書

会津若松市及び会津若松市交流市町のうち、災害時における相互支援の主旨に賛同する市町（以下「市町」という。）は、市町において地震、風水害、原子力発電所の事故等の災害が発生し、被災市町の住民生活に多大な被害が生起した場合に、友愛精神に基づき相互に支援し、被災市町の住民生活の復旧に役立てるため、次のとおり協定する。

（支援の種類）

第１条　支援の種類は、次のとおりとする。

（１）　食料、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材の提供

（２）　被災者の救出、医療、防疫、施設の応急復旧等に必要な物資及び資機材の提供

（３）　救援及び応急復旧等に必要な職員の派遣

（４）　被災者を一時収容するための施設の提供

（５）　ボランティアの斡旋

（６）　前各号に定めるもののほか、特に要請のあった事項

（支援要請の手続）

第２条　市町が被災したと見込まれる際には、事務局である会津若松市は被災市町に次の各号に定める事項を確認し、市町へ支援の要請を行うものとする。ただし、会津若松市が被災した場合は、むつ市または横須賀市が行うものとする。

（１）　被害状況

（２）　前条第１号及び第２号に掲げる支援を要する品名、数量等

（３）　前条第３号に掲げる職員の特性及び人員数

（４）　支援隊の集結場所及びその経路

（５）　支援の期間

（６）　前各号に掲げるもののほか、必要な事項

（支援の実施）

第３条　支援の要請を受けた市町は、業務に支障のない限り、これを実施するものとする。

（維持管理）

第４条　支援のために要請した資機材等の維持管理については、支援を要請した市町が行うものとする。

（経費の負担）

第５条　支援に要する経費の負担は、法令その他特別に定めがあるものを除くほか、原則として支援を要請した市町の負担とする。

２　前項の規定によりがたいときは、その都度、当事者間において協議の上定めるものとする。

（災害補償等）

第６条　派遣職員の支援活動中の公務災害補償については、地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の定めるところによる。

２　派遣職員が業務上第三者に損害を与えた場合において、その損害が支援業務に従事中に生じたものについては支援を要請した市町が、被災地への往復の途中で生じたものについては支援の要請を受けた市町が賠償の責めを負うものとする。

（災害支援本部及び業務）

第７条　市町において大規模な災害が発生した場合は、協定を締結した市町は各々災害支援本部（以下「本部」という。）を設置し、事務局から被災市町の情報を得て、支援を行うものとする。

２　本部は、相互の情報の共有化を図り、円滑な支援の実施を図るものとする。

３　前２項に関する事務を行うため、市町は毎年度４月中に窓口となる連絡先を相互に交換するものとする。

（他の協定との関係）

第８条　この協定は、市町が別に締結した災害時相互応援協定を排除するものではない。

（その他）

第９条　この協定の実施に関し必要な事項及びこの協定に定めのない事項は、市町が協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、令和７年７月９日から２年間とする。ただし、市町から期間満了の１年前までに別段の意思表示がないときは、この協定をさらに２年間有効とし、以後この例による。

この協定の締結を証するため、本書１２通を作成し、市町の長が記名押印の上、各自１通を保有する。

令和７年７月９日

福島県会津若松市長	室　井　照　平	青森県むつ市長	山　本　知　也
徳島県鳴門市長	泉　　理　彦	長野県伊那市長	白　鳥　　孝
神奈川県横須賀市長	上　地　克　明	北海道余市町長	齊　藤　啓　輔
滋賀県日野町長	堀　江　和　博	北海道稚内市長	工　藤　　広
北海道利尻町長	上遠野　浩志	北海道利尻富士町長	田　村　祥　三
山形県米沢市長	近　藤　洋　介	青森県三戸町長	沼　沢　修　二

第　　号
年　月　日

市町長　様

市 町 名
市町長名　　印

災害発生による支援要請について

会津若松市交流市町災害時相互支援に関する協定に基づき、支援を要請します。

項　目	内　　容
1．被害状況	
2．支援を要する品名、数量等	
3．支援を要する職員の特性及び人員数	
4．支援隊の集結場所及びその経路	
5．支援の期間	
6．その他支援に必要な事項	

災害時における避難施設の
被災建築物応急危険度判定の協力に関する協定書

（趣旨）
第１条　この協定は、災害時における避難施設の被災建築物応急危険度判定に関し、鳴門市（以下「甲」という。）が公益社団法人徳島県建築士会鳴門地域会（以下「乙」という。）に協力を求めるに当たって必要な事項を定めるものとする。

（定義）
第２条　この協定において、「判定士」とは、徳島県地震被災建築物応急危険度判定士資格認定制度要綱（平成７年１１月１日施行）第１に定める徳島県地震被災建築物応急危険度判定士をいう。

（協力要請）
第３条　この協定による協力要請手続は、原則として、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等によって協力を要請し、事後に文書を提出するものとする。
２　鳴門市で震度６弱以上の地震が発生した場合は、甲から乙に対して協力要請を行ったとみなすものとする。

（協力の実施）
第４条　乙は、前条の規定による協力要請があったときは、速やかにその要請に応えるものとする。

（報告）
第５条　乙は、この協定に基づく応急危険度判定を実施したときは、次に掲げる事項について、甲に文書で報告するものとする。
(1) 応急危険度判定の結果
(2) 応急危険度判定に従事した人員ごとの従事時間
(3) 応急危険度判定従事中に知り得た災害情報
(4) その他必要な事項

（協力のための準備）
第６条　乙は、平常時において、判定士に該当する会員に対して甲からの要請内容を円滑に伝達させるための連絡系統（以下「連絡網」という。）の整備を行い、地震災害時に備えるものとする。
２　乙は、甲の求めに応じて、前項の規定による連絡網を提出するものとする。
３　乙は、あらかじめ、この協定に基づく応急危険度判定に従事する判定士の登録番号、氏名、連絡先（住所、電話番号）等を記載した名簿を作成し、甲に提出するものとする。

（支援体制の整備）
第７条　公益社団法人徳島県建築士会（以下「丙」という。）は、乙を支援し、乙が甲の要請に応じられるよう支援体制の整備に努めるものとする。

（訓練への協力）
第８条　甲が、訓練のために判定士に連絡を行う必要があるときは、乙及び丙は可能な限りこれに協力するものとする。
２　乙及び丙が訓練を行うときは、甲は可能な限りこれに協力するものとする。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、期間満了の日の１ヶ月前までに甲又は乙から解約の申し出がないときは自動的に１年延長され、以降同様とする。

（協議）
第１０条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度甲乙協議の上、定めるものとする。

（適用）
第１１条　この協定は、協定締結の日から発効する。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各自その１通を保有する。

平成２６年１２月２６日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170
鳴門市長　　泉　理　彦

乙　鳴門市撫養町斎田字西発６の３
友枝建築事務所内
公益社団法人　徳島県建築士会鳴門地域会
地域会長　　友　枝　幹　雄

丙　徳島県徳島市富田浜２丁目 10 番地
公益社団法人徳島県建築士会
会　　長　　佐　藤　幸　好

災害発生時における鳴門市と鳴門市内等郵便局の協力に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と鳴門市内等郵便局（別表に掲げる郵便局、以下「乙」という。）は、鳴門市内に発生した地震その他による災害時において、甲及び乙が相互に協力し、必要な対応を円滑に遂行するために次のとおり協定を締結する。

（定義）
第１条　この協定において、「災害」とは、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定めるものをいう。

（協力要請）
第２条　甲及び乙は、鳴門市内に災害が発生し、次の事項について必要が生じた場合は、相互に協力を要請することができる。
(1) 緊急車両等としての車両の提供（車両を所有する場合に限る。ただし、郵便配達用車両は除く。）
(2) 甲又は乙が収集した被災者の避難所開設状況及び被災者の同意の上で作成した避難先リスト等の情報の相互提供
(3) 郵便局ネットワークを活用した広報活動
(4) 災害救助法適用時における郵便業務に係る災害特別事務取扱及び援護対策
ア　災害地の被災者に対する郵便葉書等の無償交付
イ　被災者が差し出す郵便物の料金免除
ウ　被災地宛て救助用郵便物等の料金免除
エ　被災地宛て寄付金を内容とする郵便物の料金免除
(5) 乙が郵便物の配達等の業務中に発見した道路等の損傷状況の甲への情報提供
(6) 避難所における臨時の郵便差出箱の設置及び郵便局社員による郵便物の取集・交付等並びにこれらを確実に行うための必要な事項（避難者情報確認シート（別記様式）又は転居届の配布・回収を含む。）
(7) 株式会社ゆうちょ銀行の非常払及び株式会社かんぽ生命保険の非常取扱い
(8) 前各号に掲げるもののほか、要請のあったもののうち協力できる事項

（協力の実施）
第３条　甲及び乙は、前条の規定により要請を受けたときは、その緊急性に鑑み、業務に支障のない範囲内において協力するものとする。

（経費の負担）
第４条　第２条に規定する協力要請に対して、協力した者が要した経費については、法令その他に別段の定めがあるものを除くほか、適正な方法により算出し、甲乙協議の上、決定した金額を、要請した者が負担する。

（災害情報連絡体制の整備）
第５条　甲及び乙は、安否情報等の連絡体制を整備するため、その方策について協議するものとする。

（情報の交換）
第６条　甲及び乙は、相互の防災計画の状況、協力要請事項に関し、必要に応じて情報交換を行う。

（連絡責任者）
第７条　この協定に関する連絡責任者は、それぞれ次のとおりとする。
甲　鳴門市危機管理局長
乙　日本郵便株式会社　鳴門郵便局長

（協議）
第８条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じた場合は、両者で協議し決定する。

（有効期間）
第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれからも相手方に対し書面による協定解消の申出がないときは、当該有効期間満了日の翌日から１年間延長するものとし、その後においても同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が押印の上、各自１通を保有する。

平成２７年７月１３日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
　　鳴門市長

乙　徳島県鳴門市撫養町斎田字大堤２０９番地
　　鳴門市内等郵便局
　　代表　日本郵便株式会社　鳴門郵便局長

別記様式（第２条関係）

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

年　月　日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、当役所の業務のみに使用し、厳正に管理します。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、郵便配達業務のために郵便局に開示します。

☐ 本紙に記載した情報の郵便局への開示を承諾します。
（※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】　鳴門市役所　電話：088－684－1711

届出者氏名	

◇　これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）
〒　　－

◎　郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）
・ご自宅への配達
・現在避難している場所
〒　　－
・その他への配達　⇒　郵便局へ転居届を提出してください。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ			
	氏名		（姓）	（名）
ご家族・同居人様	フリガナ			
	氏名①		（姓）	（名）
	フリガナ			
	氏名②		（姓）	（名）
	フリガナ			
	氏名③		（姓）	（名）
	フリガナ			
	氏名④		（姓）	（名）
	フリガナ			
	氏名⑤		（姓）	（名）
事業所名				

備考
１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。
２　この様式は、鳴門市が使用する。

別記様式（第２条関係）

No.

避難者情報確認シート（避難先届）

年　月　日現在

※ ご記入いただきました個人情報に関しては、日本郵便において厳正に管理し、配達業務以外の目的には使用いたしません。ただし、下記にご承諾をいただいた場合は、行政機関からの開示要請を受けて開示します。

☐ 本紙に記載した情報の行政機関への開示を承諾します。

（※承諾の場合は、□内に「レ」を付してください。）

【お問合せ先】　鳴門郵便局　　電話：088－686－3668

届出者氏名	

◇　これまでのご住所（アパート等集合住宅の場合は部屋番号までご記入ください）

〒　　－

◎　郵便物の配達について（いずれかを○でお囲みください）

・ご自宅への配達

・現在避難している場所

〒　　－

・その他への配達　⇒　一般のとおり転居届の提出をお願いします。

◇ご氏名等

世帯主様	フリガナ		
	氏名	（姓）	（名）
ご家族・同居人様	フリガナ		
	氏名①	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名②	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名③	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名④	（姓）	（名）
	フリガナ		
	氏名⑤	（姓）	（名）
事業所名			

備考

１　用紙の大きさは、日本工業規格Ａ列４番とする。

２　この様式は、郵便局が使用する。

大規模災害時における相談業務の支援に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と徳島弁護士会（以下「乙」という。）は、鳴門市内に大規模な地震等の災害又は事故（以下「大規模災害等」という。）が発生した場合において、住民等に対する相談業務の支援等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鳴門市内で大規模災害等が発生した場合において、乙が甲から要請を受けるなどして乙が実施する相談業務等の支援等に関し必要な事項を定める。

（相談業務従事者の派遣要請）

第２条　甲が乙に対し、大規模災害等が発生した際、相談の実施を要請したときは、乙は、速やかにこれを応諾し、相談業務従事者（以下「従事者」という。）を選定し、必要事項を甲に報告するとともに、甲が指定する場所に該当従事者を派遣するものとする。

（相談その他の活動内容）

第３条　相談の内容については、大規模災害等に起因して法的知見を要する事項全般についての助言とし、その他の活動については、甲乙が別途協議する。

（相談等の実施方法）

第４条　乙が、第３条に規定する業務を実施するに際し、相談の場所・時間等の方法については、甲乙が別途協議の上、定めるとともに、甲は、その広報に協力するものとする。

（連絡調整及び情報提供）

第５条　乙が、第３条に規定する業務を実施するに際し、関係機関との連絡調整が必要となった場合、甲乙協議の上、分担するものとする。

２　乙が、第３条に規定する業務を実施するに際し、行政機関等が有する被災者に対する支援情報等の情報が必要となった場合、甲乙協議の上、甲は、これを乙に提供するものとする。

（報告）

第６条　乙は、第３条に規定する業務を実施した場合は、甲の定める期限までに報告を行うものとする。

（平常時からの連携）

第７条　甲及び乙は、平常時から、災害時の相談のための情報交換や研鑽、模擬訓練、講演を実施するなど、相互に連携強化に努めるものとする。

（相談料）
第８条　相談者の相談料は無料とする。ただし、法テラスの法律相談援助等の公的な支援制度を利用することを妨げない。
（費用負担）
第９条　第３条及び第７条に基づく甲の乙又は従事者に対する費用負担の有無及び金額については、甲乙協議のうえ、定めるものとする。
（乙独自の相談活動への協力）
第１０条　乙が、大規模災害等の状況に照らし、第２条に定める甲からの要請を受けずに相談業務等を実施する場合であっても、甲は、第４条及び第５条第２項に定める協力をするものとする。
２　前項に基づき乙が相談業務等を実施した場合であって、後に、甲からの要請があった場合、乙が相談業務等を実施した当初から甲からの要請があったものとみなす。
（車両の通行）
第１１条　甲は、乙が第２条（第１０条第２項により事後に甲から要請があった場合を含む。）に基づき従事者の派遣に供する車両について、必要があるときは、これを緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。
（協定の期間）
第１２条　この協定の期間は、協定締結の日から平成３０年３月３１日までとし、その後期間満了の日から１か月前までに甲乙から何らの申し出のないときは、さらに１年間延長し、以後はこの例によるものとする。
（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定する。

上記協定の締結の証として本書２通を作成し、双方記名押印の上各１通を保有する。

平成３０年１月１０日

甲　鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　徳島市新蔵町１丁目３１番地
徳島弁護士会
会長　山本　啓司

鳴門市災害ボランティアセンターの設置及び運営等に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と社会福祉法人鳴門市社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、鳴門市災害ボランティアセンター（以下、「センター」という。）の設置及び運営等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、鳴門市地域防災計画に基づき、災害応急対策として行うセンターの設置及び災害ボランティア活動を円滑に実施するための支援体制等について、甲及び乙の果たすべき役割と協力事項、費用負担等を定め、被災者の生活支援に寄与することを目的とする。

（連携・協力）
第２条　甲及び乙は、災害発生時の被災地域において、ボランティア活動による救援及び被災者支援のため、被害状況等の必要な情報を速やかに共有し、相互に協力して措置を講じるものとする。

（センターの設置等）
第３条　甲及び乙は、センターの設置が必要と認めたときは、甲乙協議の上、乙はセンターを設置するものとする。

（センターの設置場所）
第４条　センターの本部事務所は、甲乙協議の上、支援活動を実施するために最適な場所に設置するものとする。ただし、最適な場所がない場合には、乙は甲に協力を求め、甲は最適となる代替場所を確保し、乙に提供するものとする。
２　著しい被害を受けた地域や地理的な条件等によりセンターのサテライトを設置するときは、甲乙協議の上、設置場所を決定するものとする。

（センターの運営）
第５条　センターの運営は、乙が行うものとする。
２　乙は、必要に応じて、外部からのボランティア、社会福祉協議会、ボランティアコーディネーターのほか、地域の関係機関・団体等の協力を得て、運営を行うものとする。
３　甲は、乙がセンターを設置した場合、速やかに乙との連携体制を整えるものとする。

（協力の要請）
第６条　乙は、センターの円滑な運営に支障があると認めるときは、甲に対し、必要な人員の派遣その他の協力を要請することができる。
２　甲は、前項による要請を受けた場合には、乙に対し、必要な人員の派遣等の対応を、可能な限りするものとする。

（センターの業務）
第７条　センターは、次に掲げる業務を行うものとする。
（１）被災住民のボランティアニーズの把握
（２）ボランティアの募集
（３）ボランティアの受付、登録及びボランティア活動保険の加入手続き
（４）災害ボランティア活動の情報発信
（５）センター及び災害ボランティア活動に関する相談、問合せへの対応
（６）災害ボランティア活動に必要な資機材・活動物資等の調達、貸出、管理
（７）災害ボランティア活動場所への移動手段の支援
（８）ボランティアの健康管理及び安全確保
（９）鳴門市災害対策本部等との次に掲げる情報の提供
①被災状況・避難情報
②インフラ等の復旧計画・復旧情報
③災害ボランティア活動の状況
④特に支援が必要な者の情報。ただし、その内容・範囲等は別に定める。
⑤その他、災害ボランティア活動のために必要と認める情報
（10）地域の関係機関・団体等との間の連絡調整
（11）その他、センターの運営に必要な業務

（資機材等の確保）
第８条　甲及び乙は、災害時におけるボランティア活動に必要な資機材等を、相互に協力して確保するものとする。

（費用負担）
第９条　センターの設置費、運営費、運営に係る人件費、応援職員の旅費は、原則甲が負担する。ただし、乙に当該災害ボランティア活動に係る支援金、助成金等の収入があるときは、これらの収入を当該費用に充てるものとする。
２　乙は、前項の費用の内訳について、甲が説明を求めたときは、これに応じなければならない。

（請求及び支払）
第10条　乙は、前条の規定により、甲が負担すべき費用が確定したときは、経費明細書等必要書類を添えて、甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは、その費用を乙に支払うものとする。

（センターの設置期間）
第11条　センターの設置期間は、災害の復旧状況等を考慮し、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害補償）
第12条　災害時における応急・復旧活動に関し、ボランティアが被った損害に対する補償は、ボランティア活動保険により対応するものとする。

（報告）
第13条　甲は、乙にセンターの運営状況について報告を求めることができる。

（平常時における体制整備）
第14条　乙は平常時から災害時に備えたセンター機能の整備及び保持に努めるものとし、甲は必要な協力を行うものとする。
２　甲及び乙は、平常時から相互に連携し、ボランティア団体、地域住民、関係機関・団体等との良好な関係の維持に努め、センターの運営など災害時における連携・協力体制の確立を図るものとする。

（協議）
第15条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関する疑義については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）
第16条　この協定の有効期間は、締結の日から１年間とする。ただし、期間満了の日の３か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、１年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

令和４年５月２３日

甲　鳴門市撫養町南浜字東浜170
鳴門市長　泉　理彦　印

乙　鳴門市撫養町南浜字東浜24番地２
社会福祉法人 鳴門市社会福祉協議会
会長　藤村　松男　印

鳴門市と株式会社テレビ鳴門との防災に関する包括的連携協定書

平成２７年１２月　１日

鳴門市（以下「甲」という。）と株式会社テレビ鳴門（以下「乙」という。）とは、防災に関する連携協力について協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲の区域において発生する自然災害等に関し、甲及び乙が住民の安全・安心の確保に寄与するために取り組むことが可能な案件について、相互に連携し協力することを目的とする。

（連携事項）

第２条　甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携して取り組むこととする。

（１）住民に提供する防災・避難情報に関すること。

（２）その他本協定の目的に沿うこと。

（個別案件）

第３条　甲及び乙は、本協定に基づき、個別の案件について連携して取り組むことに合意したときは、双方の役割など必要となる事項を協議のうえ、別に定めるものとする。

（協定の有効期間）

第４条　この協定書の有効期間は、協定締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲及び乙のいずれからも協定の延長をしない旨の意思表示がない場合には、この協定の有効期間は１年間延長されたものとし、以後もまた同様とする。

（その他）

第５条　本協定に定めのない事項又は本協定に定める事項について疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

本協定の締結の証として、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

甲　　鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地

鳴門市

鳴 門 市 長　　泉　理 彦

乙　　鳴門市撫養町立岩字四枚７４番地

株式会社テレビ鳴門

代表取締役社長　井 川　哲

鳴門市と株式会社テレビ鳴門との防災に関する包括的連携協定書実施事項（災害等における緊急放送）

（目的）
第１条　この実施事項は、「鳴門市と株式会社テレビ鳴門との防災に関する包括的連携協定書」第３条の規定に基づき、鳴門市（以下「甲」という。）と株式会社テレビ鳴門（以下「乙」という。）が実施する災害等における緊急放送について、必要な事項を定めるものとする。

（緊急放送）
第２条　甲は、台風等による自然災害その他市民の安全・安心の確保に重大な影響をもたらす事象により、住民の避難行動が必要となる事案が発生した場合又はその発生が予想される場合、避難情報等の緊急情報を乙に提供することにより、乙は、当該情報を自社の放送設備を使用し、Ｌ字型画面と呼ばれる画像手法を用いてテレビ鳴門番組視聴者へ提供するものとする。

（要請の手続き）
第３条　甲は、前条に基づく緊急放送の実施を電話等により乙に要請するものとする。ただし、緊急を要するとき、又は全国瞬時警報システム（Ｊアラート）で配信される緊急情報の放送についてはこの限りでない。

（提供する情報）
第４条　甲から乙に提供する緊急情報の種類は、別表１のとおりとする。

（協力体制）
第５条　甲及び乙は、この実施事項が円滑に行われるよう、必要に応じ情報交換を行うものとする。

（費用負担）
第６条　乙の放送設備の維持及び甲が要請した緊急情報の放送にかかる費用は、乙の負担とする。

（改正）
第７条　この実施事項は、甲及び乙の発議により、双方協議のうえ改正することができる。

（有効期間）
第８条　この実施事項の有効期間は、実施事項締結の日から平成２８年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに甲及び乙のいずれからも実施事項の延長をしない旨の意思表示がない場合には、この実施事項の有効期間は１年間延長されたものとし、以後もまた同様とする。

（協議）
第９条　この実施事項に定めのない事項が生じた場合又は内容に解釈の疑義が生じた場合は、甲及び乙が誠意をもって協議し、これを定めるものとする。

本実施事項の締結の証として、本書を２通作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２７年１２月　１日

甲　鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　鳴門市撫養町立岩字四枚７４番地
株式会社テレビ鳴門
代表取締役社長　井川　哲

別表１（第４条関係）

甲が乙に対して提供する緊急情報
①　大津波警報 ②　津波警報 ③　国民保護に関する情報 ・弾道ミサイル情報 ・ゲリラ・特殊部隊攻撃情報 ・航空攻撃情報 ・大規模テロ情報 ④　特別警報 ⑤　避難指示に関すること ⑥　避難勧告に関すること ⑦　避難準備情報に関すること ⑧　その他緊急に送信する必要があると判断される緊急情報

ボートレース鳴門に関連する災害等の協力に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と松茂町ほか二町競艇事業組合（以下「乙」という。）は、ボートレース鳴門に関連して甲及び乙並びに乙を構成する三町（以下「構成団体等」という。）が行う風水害、地震、感染症その他の災害（以下「災害等」という。）の協力に関して次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、ボートレース鳴門に関連して構成団体等が行う災害等への備え及び災害等が発生した場合等における相互協力等が円滑に実施され、ボートレース鳴門の入場者及び構成団体等の住民の安全・安心を確保することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（協力事項）

第２条　甲及び乙は、必要に応じ次に掲げる事項について相互協力等を行うものとする。

⑴ 構成団体等が確保する災害等のための飲料水、食料その他必要な物資の保管及び提供

⑵ 構成団体等が行う災害等に備えるための活動

⑶ 構成団体等が被災した場合の必要な応急活動

⑷ 構成団体等が行う災害応援及び被災地支援

⑸ 前各号に掲げるもののほか、災害等に必要な事項

２　前項の規定により要した費用の負担は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（守秘義務）

第３条　甲及び乙は、既に公知となっている情報を除き、この協定により知り得た情報の守秘義務を負うものとする。

２　甲及び乙は、相手方の同意を得ることなくこの協定により知り得た情報を第三者に開示、提供、漏洩等してはならない。

（協定の変更）

第４条　甲又は乙が、この協定の変更を申し出たときは、甲乙協議の上、この協定を変更することができるものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了の日までに甲又は乙から何らかの意思表示が無いときは、この協定は更に１年間延長するものとし、以後もまた同様とする。

２　甲又は乙は、この協定の有効期間満了前にこの協定を解除しようとするときは、３０日前までに相手方に解除の申入れをしなければならない。

（その他）

第６条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定を証するため本書２通を作成し、甲乙両者が記名押印のうえ各自１通を保有するものとする。

令和４年４月５日

甲　　鳴門市
　　鳴門市長　　泉　　理　彦

乙　　松茂町ほか二町競艇事業組合
　　管理者　　吉　田　　直　人

徳島県広域消防相互応援協定書

徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長と那賀町長(以下それぞれ「管理者」という。)とは、消防組織法(昭和 22 年法律第 226 号以下「法」という。)第 39 条の規定に基づき、広域消防相互応援について、次のとおり協定を締結する。

(目　　的)

第１条　この協定は、徳島県下の市町、消防の一部事務組合及び消防を含む一部事務組合（以下「消防機関」という。）相互の消防広域応援体制を確立し、もって大規模又は特殊な災害に対処することを目的とする。

(協定区域)

第２条　この協定の実施区域は、徳島県下の消防機関が管轄する地域（以下「協定区域」という。）とする。

(地域区分)

第３条　協定区域を次のブロックに区分する。

⑴　第１ブロック
小松島市消防本部、阿南市消防本部、海部消防組合消防本部、那賀町消防本部

⑵　第２ブロック
徳島市消防局、鳴門市消防本部、板野東部消防組合消防本部、板野西部消防組合消防本部、名西消防組合消防本部

⑶　第３ブロック
美馬西部消防組合消防本部、徳島中央広域連合消防本部、美馬市消防本部、みよし広域連合消防本部

(災 害 等)

第４条　この協定において「災害等」とは、次の各号に定めるもので消防の相互応援を必要とするものをいう。

⑴　大規模火災、爆発その他の特殊な災害であって、次に掲げるもの。
ア　林野、ビル、危険物施設及び高圧ガス施設等で発生した大規模又は特殊な火災
イ　航空機又は列車事故等で大規模又は特殊な救急・救助事案
ウ　地震、風水害その他大規模な自然災害
エ　毒性物質、核物質、生物剤及び化学剤に起因する災害
オ　上記のほか特に社会的影響が大きいと考えられる災害

⑵　協定区域内において消防機関相互の境界付近で発生した火災又は救急・救助事案等

⑶　管轄外の区域において、遭遇した火災又は救急・救助事案等

(応 援)

第５条　協定区域内において災害等が発生した場合、被災地を管轄する消防本部(以下「被災地消防本部」という。）の管理者又はその委任を受けた消防長（以下「管理者等」という。）は他の消防本部の管理者等に応援消防隊、救助隊又は救急隊（以下「応援隊」という。）の派遣を要請することができる。

２　応援要請を受けた消防本部の管理者等は、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、要請に基づき必要な応援を迅速に行わなければならない。

３　応援を行う消防本部（以下「応援消防本部」という。）の管理者等が、災害等を覚知し、第１項に定める要請がない場合であっても、緊急のため応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなす。

(応援の種別)

第６条　応援の種別は、次の各号に掲げるものとする。

⑴　ブロック内広域応援
被災地消防本部が属するブロック内の消防本部が行う応援

⑵　県内広域応援
県内全域の協定消防本部で行う応援

⑶　その他の広域応援
第４条第２項及び第３項に定めるものに対する応援、又は特殊な消防力を必要とする応援

(応援要請の方法)

第７条　被災地消防本部の管理者等は、応援消防本部の管理者等に対し次の事項を明らかにして、応援を要請しなければならない。

⑴　災害等の種別、概要

⑵　災害等の発生日時、場所

⑶　応援消防力

⑷　応援隊の受入れ場所

⑸　その他必要な事項

２　被災地消防本部の管理者等は、応援要請後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を応援消防本部の管理者等に提出しなければならない。

３　被災地消防本部の管理者等は、第７条第１項各号と応援内容を徳島県消防保安課に通報するものとする。

(応援派遣の方法)

第８条　応援消防本部の管理者等は、被災地消防本部の管理者等に対し次の事項を明らかにして、応援隊を派遣しなければならない。

⑴　応援隊の出発時刻

⑵　応援隊の到着（予定）時刻

⑶　応援隊の隊長名
⑷　応援隊の消防力
⑸　その他必要な事項
2　応援消防本部の管理者等は、応援隊派遣後、速やかに前項各号を明記した文書を被災地消防本部の管理者等に提出しなければならない。
（経費の負担）
第９条　この協定を実施するために要した経費は、次により負担するものとする。
⑴　人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償費は、応援隊を派遣した管理者等の負担とする。
⑵　前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、応援を要請した管理者等の負担とする。
⑶　その他多額の経費を要する場合は、その都度関係管理者等が協議の上、定める。
（改 廃 等）
第 10 条　この協定を改正し、又は廃止する場合は、すべての管理者が協議の上、定める。
（運　　用）
第 11 条　この協定に定めるもののほか、応援の範囲及び応援消防力等必要な事項については、徳島県消防長会において協議の上、別途定める。
（施 行 日）
第 12 条　この協定は、平成 27 年 12 月１日から施行する。

附　則（昭和 55 年３月 31 日協定）
この協定は、昭和 55 年４月１日から施行する。
昭和 51 年３月 31 日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定及び当該協定に係る運用細目協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附　則（昭和 59 年 12 月 18 日協定）
この協定は、昭和 60 年１月１日から施行する。
昭和 55 年３月 31 日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附　則（平成６年２月 21 日協定）
この協定は、平成６年２月 28 日から施行する。

昭和 59 年 12 月 18 日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附　則（平成９年３月 31 日協定）
この協定は、平成９年４月１日から施行する。
平成６年２月 21 日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附　則（平成 14 年４月 30 日協定）
この協定は、平成 14 年５月１日から施行する。
平成９年３月 31 日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附　則（平成 19 年３月 31 日協定）
この協定は、平成 19 年４月１日から施行する。
平成 14 年４月 30 日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南消防組合管理者と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と阿北消防組合管理者と美馬東部消防組合管理者と美馬西部消防組合管理者と三好郡行政組合管理者とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附　則（平成 26 年４月１日協定）
この協定は、平成 26 年４月１日から施行する。
平成 19 年３月 31 日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

附　則（平成27年12月1日協定）

この協定は、平成27年12月1日から施行する。

平成26年4月1日徳島市長と鳴門市長と小松島市長と阿南市長と名西消防組合管理者と海部消防組合管理者と板野東部消防組合管理者と板野西部消防組合管理者と徳島中央広域連合連合長と美馬市長と美馬西部消防組合管理者とみよし広域連合連合長と那賀町長とが締結した徳島県広域消防相互応援協定は、この協定の施行と同時に廃止する。

この協定の締結を証するため、本書13通を作成し、管理者が記名押印の上、各自1通を保有する。

徳島市長		原　秀樹
鳴門市長		泉　理彦
小松島市長		濱田保徳
阿南市長		岩浅嘉仁
みよし広域連合連合長		川原義朗
美馬西部消防組合管理者		兼西　茂
徳島中央広域連合連合長		川真田哲哉
美馬市長		牧田　久
板野東部消防組合管理者		石川智能
板野西部消防組合管理者		玉井孝治
名西消防組合管理者	石井町長	小林智仁
海部消防組合管理者		影治信良
那賀町長		坂口博文

徳島県広域消防相互応援協定に基づく高速自動車道に関する覚書

徳島県広域消防相互応援協定（以下「協定」という。）第１１条に基づき、徳島市消防局、鳴門市消防本部、板野東部消防組合消防本部、板野西部消防組合消防本部、徳島中央広域連合消防本部、美馬市消防本部、美馬西部消防組合消防本部、みよし広域連合消防本部（以下「協定消防本部」という。）は、高速自動車道の鳴門ジャンクションから井川池田インターチェンジ、鳴門インターチェンジから板野インターチェンジ及び徳島ジャンクションから徳島津田インターチェンジまでの間における消防の相互応援に関し、次のとおり覚書を交換する。

（目　的）

1　この覚書は、協定の運用に必要な事項を定めることを目的とする。

（出動消防隊等）

2　協定に基づき出動する消防隊及び救急隊（以下「消防隊等」という。）は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

（出動区間）

3 (1) 出動する消防隊等の出動区間は、別表のとおりとする。

(2) 火災、救急及び救助（以下「災害等」という。）で発災地点が不明確な場合は、前項の規定にかかわらず、第１次担当及び第２次担当消防機関が同時に出動するものとする。

(3) 火災が発生した場合は、別表にかかわらず発災地を管轄する協定消防本部は、出動するものとする。

(4) 災害等の規模もしくはその他の理由により必要があるときは、別表にかかわらず相互に応援を要請することができる。

（消防業務の処理）

4 (1) 消防業務の事務処理は、発災地を管轄する協定消防本部が行う。ただし、救急事故の事務処理は、その救急事故を取り扱った協定消防本部が行うものとする。

(2) 災害等を覚知し出動した時は、直ちにその状況を相互に通報連絡するものとする。

(3) (1)による事務処理を行う場合において、一連の事務処理の一部を出動した協定消防本部へ依頼することができる。

(4) 出動した消防隊等の消防長は、その消防活動を別記様式により速やかに管轄消防長に報告するものとする。

（医療機関）
5 ⑴ 協定消防本部は、管轄区域内の医療機関の所在地等について、その状況を相互に連絡し、救急搬送業務の円滑化を図るものとする。
⑵ 救急出動に伴う受け入れ医療機関への連絡は、出動消防本部が行うものとする。ただし、状況により出口インターチェンジ所在の消防本部に依頼することができる。
（情報の交換）
6 この覚書の適正な運用を期するために消防情報を相互に交換するものとする。
（疑義等）
7 この覚書に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度協定消防本部の消防長が協議して定めるものとする。
（実施期日）
8 この覚書は、令和４年３月２１日から実施する。
（附 則）
9 平成２７年３月１０日付けで徳島市消防局、鳴門市消防本部、板野東部消防組合消防本部、板野西部消防組合消防本部、徳島中央広域連合消防本部、美馬市消防本部、美馬西部消防組合消防本部及びみよし広域連合消防本部の間で締結した「徳島県広域消防相互応援協定に基づく高速自動車道に関する覚書」は廃止する。

この覚書の成立を証するため、本書８通を作成し、関係者記名押印の上、各自１通を保有する。

令和４年３月１５日

徳島市消防局長　亀井　香

鳴門市消防本部消防長　山下浩史

板野東部消防組合消防本部消防長　川脇　稔

板野西部消防組合消防本部消防長　高橋朋明

徳島中央広域連合消防本部消防長　明石　充

美馬市消防本部消防長　武田浩一

美馬西部消防組合消防本部消防長　兼本英夫

みよし広域連合消防本部消防長　笹川政裕

別表

出動区間	担当消防機関 第1次担当	担当消防機関 第2次担当
徳島インターチェンジから藍住インターチェンジまでの下り車線	徳島市消防局	徳島市消防局
徳島インターチェンジから鳴門ジャンクションまでの上り車線	徳島市消防局	徳島市消防局
徳島インターチェンジから徳島津田インターチェンジまでの上下車線	徳島市消防局	鳴門市消防本部
鳴門ジャンクションから徳島ジャンクションまでの下り車線	鳴門市消防本部	鳴門市消防本部
鳴門インターチェンジから板野インターチェンジまでの下り車線	鳴門市消防本部	板野東部消防組合消防本部
藍住インターチェンジから土成インターチェンジまでの下り車線	板野東部消防組合消防本部	板野東部消防組合消防本部
藍住インターチェンジから徳島インターチェンジまでの上り車線	板野東部消防組合消防本部	板野西部消防組合消防本部
板野インターチェンジから鳴門インターチェンジまでの上り車線	板野西部消防組合消防本部	板野西部消防組合消防本部
土成インターチェンジから脇町インターチェンジまでの下り車線	徳島中央広域連合消防本部	徳島中央広域連合消防本部
土成インターチェンジから藍住インターチェンジまでの上り車線	徳島中央広域連合消防本部	徳島中央広域連合消防本部
脇町インターチェンジから美馬インターチェンジまでの下り車線	美馬市消防本部	美馬市消防本部
脇町インターチェンジから土成インターチェンジまでの上り車線	美馬市消防本部	美馬市消防本部
美馬インターチェンジから井川池田インターチェンジまでの下り車線	美馬西部消防組合消防本部	美馬西部消防組合消防本部
美馬インターチェンジから脇町インターチェンジまでの上り車線	美馬西部消防組合消防本部	美馬西部消防組合消防本部
井川池田インターチェンジから美馬インターチェンジまでの上り車線	みよし広域連合消防本部	みよし広域連合消防本部

注1　表左欄に掲げる区間内に発生した災害等を覚知した時は、当該区間に対応する第1次担当消防機関から消防隊等を出動させるものとする。

2　表左欄に掲げる区間内に発生した災害等が、第1次担当消防機関のみで処理できない災害等であることを覚知した時は、当該区間に対応する第2次担当消防機関から消防隊等を出動させるものとする。

別記様式

消防隊等活動報告書

管轄消防本部　消防長　殿

出動消防本部　消防長

徳島県広域消防相互応援協定に基づく高速自動車道に関する覚書第4項第4号に基づき、次のとおり報告します。

災害種別	火災・救急・救助・その他	発生日時	令和　年　月　日　時　分頃		
発生場所	自動車道（上り・下り）　キロポスト付近				
要請者		応援要請受報日時	令和　年　月　日　時　分		
事故種別	ア火災　イ自然災害　ウ水害　エ交通　オ労働災害　カ運動競技　キ一般負傷　ク加害　ケ自損事故　コ急病　サその他（　　）				
事故概要					
出場隊の状況	はしご車　台	救助工作車　台	台		
	ポンプ車　台	救急車　台	台		
	タンク車　台	支援車　台	台		
	化学車　台	指揮車　台	台		

消防隊等の行動経過	隊名車両等の種別	人員	出動時分	現着時分	活動時間 開始	活動時間 終了	活動時間 計	引揚時分	帰署時分

救出人員	人				
救急搬送人員	軽症　人	中等症　人	重症　人	死亡　人	

傷病者	氏名	性別	年齢	傷病程度	傷病名・応急処置等	搬送先病院

消防隊等活動概要	
応援消防資機材	

高松自動車道（鳴門 IC～引田 IC）における
火災及び救急業務等に関する覚書

鳴門市消防本部、板野西部消防組合消防本部、大川広域消防本部（以下「消防本部」という。）及び日本道路公団四国支社（以下「公団」という。）は、高松自動車道鳴門インターチェンジから引田インターチェンジまでの区間のうち、消防本部が担当する区間（以下「高速道路」という。）における火災及び救急業務（以下「救急業務等」という。）を迅速かつ適切に実施するため、下記のとおり覚書を交換する。

記

1　消防本部は、高速道路において発生した救急業務等を行うものとする。

2　公団は、消防本部に出動を要請するにあたって事故の状況、現場の位置等消火又は救急活動に必要な情報を提供するものとする。

3　公団は、消防本部の消防隊又は救急隊が出動する場合、高速道路の通行施設の利用について積極的に協力するものとする。

また、事故現場において交通の整理、消防隊又は救急隊の誘導等を行い、消火、救急活動に協力するものとし、二次災害の防止に努めるものとする。

4　消防本部及び公団は、高速道路における救急業務等の実施について、必要な情報の交換を相互に行うものとする。

5　この覚書によるほか、高速道路における救急業務等の実施について必要のあるときは、その都度協議のうえ決定するものとする。

6　この覚書は、平成 14 年 7 月 21 日から実施する。

7　なお、平成 13 年 1 月 29 日付けで締結した「高松自動車道（板野 IC～引田 IC）における火災及び救急業務等に関する覚書」は廃止する。

この覚書を証するため、本書 4 通を作成し、関係者記名押印のうえ、各自 1 通を保有する。

平成 14 年 6 月 21 日

鳴門市消防本部消防長　　矢　野　正　夫

板野西部消防組合消防本部消防長　毛登山　秀　幸

大川広域消防本部消防長　　古　市　忠　夫

日本道路公団四国支社営業部長　亀　田　　博

徳島自動車道(鳴門 JCT～徳島 IC)及び
徳島南部自動車道(徳島 JCT～徳島沖洲 IC)
における消防及び救急業務等に関する覚書

徳島市消防局、鳴門市消防本部、板野西部消防組合消防本部、板野東部消防組合消防本部(以下「消防本部」という。)と西日本高速道路株式会社四国支社(以下「四国支社」という。)とに、徳島自動車道鳴門ジャンクションから徳島インターチェンジ及び徳島南部自動車道徳島ジャンクションから徳島沖洲インターチェンジまでの区間のうち、消防本部が担当する区間(以下「高速道路」という。)における消防及び救急業務(以下「救急業務等」という。)を迅速かつ適切に実施するため、次のとおり覚書を交換する。

記

1. 救急業務等の担当区分については別添のとおりとする。
2. 消防本部は、高速道路において発生した救急業務等を行うものとする。
3. 四国支社は、消防本部に出動を要請するにあたって、事故の状況、現場の位置等救急業務等に必要な情報を提供するものとする。
4. 四国支社は、消防本部の消防隊又は救急隊が出動する場合、高速道路の施設の利用について積極的に協力するとともに、事故現場において迅速的確な交通規制、交通整理に努め、消防隊又は救急隊の誘導を行い、救急業務等に協力するものとする。
5. 消防本部及び四国支社は、高速道路における救急業務等の実施について必要な情報の交換を相互に行うものとする。
6. この覚書によるほか、高速道路における救急業務等の実施について必要のある時は、その都度協議のうえ決定するものとする。
7. この覚書は、令和 4 年 3 月 21 日から効力を発生するものとする。
8. なお、平成 27 年 3 月 3 日付けで締結した「徳島自動車道（鳴門 JCT～徳島 IC）における消防及び救急業務等に関する覚書」は廃止する。

この覚書の締結を証するため、本書 5 通を作成し、記名押印のうえ各自 1 通を保有する。

令和4年 8 月 4 日

徳島市消防局長　　亀井　香

鳴門市消防本部消防長　　山下　浩史

板野西部消防組合消防本部消防長　　高橋　朋昭

板野東部消防組合消防本部消防長　　川脇　稔

西日本高速道路株式会社
四国支社保全サービス事業部長　　森山　慶一

救急業務等担当区分

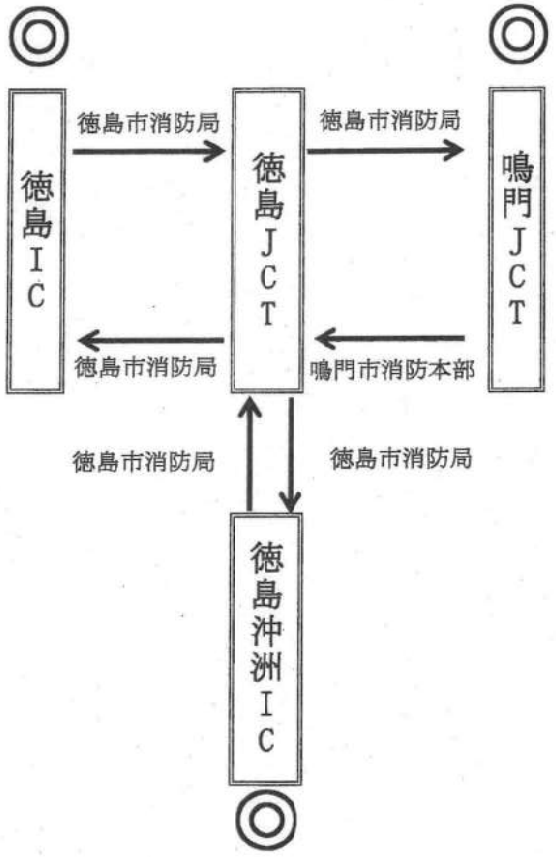

徳島県消防防災ヘリコプター応援協定

（目　　的）

第１条　この協定は、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）が、災害による被害を最小限に防止するため、徳島県が所有する消防防災ヘリコプター（以下「航空機」という。）の応援を求めることについて、必要な事項を定めるものとする。

（協 定 区 域）

第２条　この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定の対象とする災害は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第１条に規定する水火災又は地震等の災害をいう。

（応 援 要 請）

第４条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する活動のため、航空機の応援を必要と判断した場合に、徳島県知事（以下「知事」という。）に対して行うものとする。

(1)　災害が他の市町村等に拡大し又は影響を与えるおそれがあると認める場合

(2)　要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

(3)　その他救急救助活動等において、緊急性があり、かつ、航空機による活動が最も有効な場合

２　応援要請は、徳島県消防防災航空隊事務所に、電話等により次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1)　災害の種別及び被害の状況

(2)　災害の発生日時及び場所

(3)　災害現場の気象状況

(4)　災害現場の最高指揮者の職・氏名及び連絡方法

(5)　飛行場外離着陸場の所在地及び地上支援体制

(6)　応援に要する資機材の品物及び数量等

(7)　その他必要な事項

（消防防災航空隊の派遣）

第５条　知事は、前条の規定により応援要請を受けたときは、災害現場の気象状況等を確認の上、消防防災航空隊を派遣するものとする。

２　前条の規定による要請に応じることができない場合は、知事は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

（消防防災航空隊の隊員の指導）

第６条　前条１項の規定により、第４条第１項各号に定める活動（以下「消防活動」という。）を応援する場合において、災害現場における消防防災航空隊の隊員（以下「隊員」という。）の指揮は、要請市町村等の長の定める災害現場の最高指揮者が行うものとする。

　この場合において、航空機に搭乗している指揮者が航空機の運航に重大な支障があると認めたときは、その旨、最高指揮者に通告するものとする。

（消防活動に従事する場合の特例）

第７条　応援要請に基づき隊員が消防活動に従事する場合には、要請市町村等の長から隊員を派遣している市町村等の長に対し、徳島県市町村消防相互応援協定（以下「相互応援協定」という。）第５条に規定する応援要請があったものとみなす。

（経 費 負 担）

第８条　この協定に基づく応援に要する運航経費は、徳島県（以下「県」という。）が負担するものとする。

２　前条に該当する活動に従事する場合においても、応援に要する運航経費は、相互応援協定第 11 条規定にかかわらず、県が負担するものとする。

（そ　の　他）

第９条　この規定に定めのない事項は、県及び市町村等が協議して定めるものとする。

（適　　用）

第 10 条 この協定は、平成 10 年４月１日から適用する。

　この協定の締結を証するため、本書 60 通を作成し、知事及び市町村等の長が記名押印の上、それぞれ１通を保有する。

平成 10 年４月１日

徳島県知事	圓藤寿穂	印
徳島市長	小池正勝	印
鳴門市長	山本幸男	印
小松島市長	西川政善	印
阿南市長	野村　靖	印
勝浦町長	川口幸一	印
上勝町長	山田良男	印
佐那河内村長	楠　崇宏	印
石井町長	坂東忠之	印

神山町長　高橋宏輔　印
那賀川町長　小泉隆一　印
羽ノ浦町長　生野善章　印
鷲敷町長　助岡克則　印
相生町長　久龍直通　印
上那賀町長　和田淳二　印
木沢村長　中東利延　印
木頭村長　藤田惠　印
由岐町長　松村靜夫　印
日和佐町長　近藤和義　印
牟岐町長　皆谷又男　印
海南町長　五軒家憲次　印
海部町長　三浦治　印
宍喰町長　多田保政　印
松茂町長　広瀬憲発　印
北島町長　齋藤武尚　印
藍住町長　堀江長男　印
板野町長　犬伏正昭　印
上板町長　吉岡義人　印
吉野町長　竹重敦美　印
土成町長　板東正　印
市場町長　水田文夫　印
阿波町長　安友清　印
鴨島町長　戸田稔　印
川島町長　内田昇　印
山川町長　山内正晴　印
美郷村長　伊井昇　印
脇町長　佐藤淨　印
美馬町長　藤田利胤　印
半田町長　逢坂亘　印
貞光町長　南豊　印
一宇村長　立道里見　印
穴吹町長　佐藤宏史　印

木屋平村長　西正二　印
三野町長　竹重義博　印
三好町長　真鍋晃　印
池田町長　丸岡敬幸　印
山城町長　西徹　印
井川町長　中瀧清文　印
三加茂町長　檜惠一　印
東祖谷山村長　出口操　印
西祖谷山村長　尾茂光男　印
阿南消防組合管理者　野村靖　印
名西消防組合管理者　坂東忠之　印
海部消防組合管理者　近藤和義　印
板野東部消防組合管理者　堀江長男　印
板野西部消防組合管理者　犬伏正昭　印
阿北消防組合管理者　戸田稔　印
美馬東部消防組合管理者　佐藤淨　印
美馬西部消防組合管理者　藤田利胤　印
三好郡行政組合管理者　丸岡敬幸　印

徳島県市町村消防相互応援協定

（目的）

第１条　この協定は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）第 21 条の規定に基づき、徳島県内において災害が発生した場合に、徳島県内の市町村及び消防の一部事務組合（以下「市町村等」という。）がそれぞれの消防力を活用して、消防の相互応援を行うことにより、災害による被害を最小限に防止することを目的とする。

（協定の区域）

第２条　この協定の実施区域は、徳島県全域とする。

（災害の範囲）

第３条　この協定の対象とする災害は、消防組織法第１条に規定する水火災又は地震等の災害（以下「災害」という。）で、他の市町村等の応援を必要とするものとする。

（他の応援協定との関係）

第４条　この協定は、市町村等の長が別に消防組織法第 21 条により締結している消防の相互応援に関する他の協定を排除するものではない。

（応援要請）

第５条　この協定に基づく応援要請は、災害が発生した市町村等（以下「要請市町村等」という。）の長が、次の各号のいずれかに該当する場合に、他の市町村等の長に対して行うものとする。

(1)　災害が他の市町村等に拡大し、又は影響を与えるおそれがあると認める場合

(2)　要請市町村等の消防力のみによっては、災害防御が著しく困難であると認める場合

２　前項に規定する応援要請は、次に掲げる事項を明らかにして行うものとする。

(1)　災害の種別及び被害の状況

(2)　災害の発生日時及び場所

(3)　必要とする車両、資機材等の種別及び数量並びに人員

(4)　応援隊の到着希望日時及び集結場所

(5)　その他必要な事項

３　要請市町村の長は、事後、速やかに前項各号の事項を明記した文書を、応援要請をした市町村等の長に提出するものとする。

（応援隊の派遣）

第６条　前条の規定により応援要請を受けた市町村等（以下「応援市町村等」という。）の長は、特別の理由がない限り、その管轄する地域の消防の任務に重大な支障を及ぼさない範囲において、応援を行うものとする。

２　応援市町村等の長は、応援隊を派遣するときは、出発日時等必要事項を遅滞なく要請市町村等の長に通報するものとする。

３　応援市町村等の長は、応援要請に応ずることができない場合は、その旨を速やかに要請市町村等の長に通報するものとする。

（応援の特例）

第７条　応援要請がない場合であっても、次のいずれかに該当するときは、市町村等の長は応援隊を派遣して応援することができる。

(1)　市町村等が、当該市町村等の区域外において、当該市町村等に接する地域及び当該地域周辺部において発生した災害で、その状況から判断して緊急に応援の必要があると認めた場合

(2)　通信網の途絶等によって、災害が発生した市町村等との連絡が取れない場合で、応援の必要があると認めた場合

２　前項に規定する応援は、第５条の規定に基づく応援要請があったものとみなす。

また、応援市町村等の長は、できる限り速やかに災害が発生した市町村等の長に連絡するものとする。

（応援隊の指揮）

第８条　応援隊の指揮は、要請市町村等の長が応援隊の長を通じて行うものとする。

２　前項の規定にかかわらず、前条第１項第２号の場合において連絡が復旧するまでの間は、応援隊の長は、災害が発生した市町村等の長の指示を待たず応援隊を指揮し、活動することができる。

（報告）

第９条　応援市町村等の長は、応援活動の結果を速やかに要請市町村等の長に報告するものとする。

２　要請市町村等の長は、災害活動終了後速やかに災害の概要を応援市町村等の長に報告するものとする。

（連絡会議）

第 10 条　この協定に係る事務の円滑な推進を図るため、必要の都度、市町村等間における連絡会議を開催するものとする。

（経費負担）

第 11 条　応援に要した経費については、次により負担するものとする。

(1)　人件費、消費燃料等の経常的経費、公務災害補償は、原則として応援市町村等の負担とする。

(2)　前号以外の消火薬剤、食料費等の経費は、原則として要請市町村等の負担とする。

(3)　その他多額の経費を要する場合は、その都度関係市町村等の長が協議の上、定める。

（疑義の協議）

第 12 条　この協定について疑義を生じたときは、市町村等の長が協議の上、定めるものとする。

（実施細目）

第 13 条　この協定の実施について必要な事項は、市町村等の長が協議の上、別に定めることができるものとする。

（改廃）

第 14 条　この協定の改廃は、市町村等の長が協議の上、行うものとする。

（適用）

第 15 条　この協定は、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

この協定の締結を証するため、本書 53 通を作成し、市町村等の長が記名押印の上、それぞれ 1 通を保有する。

平成 10 年 4 月 1 日

徳島市長	小池正勝	印
鳴門市長	山本幸男	印
小松島市長	西川政善	印
阿南市長	野村靖	印
勝浦町長	川口幸一	印
上勝町長	山田良男	印
佐那河内村長	楠崇宏	印
石井町長	坂東忠之	印
神山町長	高橋宏輔	印
那賀川町長	小泉隆一	印
羽ノ浦町長	生野善章	印
鷲敷町長	助岡克則	印
相生町長	久龍直通	印
上那賀町長	和田淳二	印
木沢村長	中東利延	印
木頭村長	藤田惠	印
由岐町長	松村靜夫	印
日和佐町長	近藤和義	印
牟岐町長	皆谷又男	印
海南町長	五軒家憲次	印
海部町長	三浦治	印
宍喰町長	多田保政	印
板野町長	犬伏正昭	印
上板町長	吉岡義人	印
吉野町長	竹重敦美	印
土成町長	板東正	印
市場町長	水田文夫	印
阿波町長	安友清	印
鴨島町長	戸田稔	印
川島町長	内田昇	印
山川町長	山内正晴	印
美郷村長	伊井昇	印
脇町長	佐藤淨	印
一宇村長	立道里見	印
穴吹町長	佐藤宏史	印
木屋平村長	西正二	印
三野町長	竹重義博	印
三好町長	真鍋晃	印
池田町長	丸岡敬幸	印
山城町長	西徹	印
井川町長	中瀧清文	印
三加茂町長	檜惠一	印
東祖谷山村長	出口操	印
西祖谷山村長	尾茂光男	印
阿南消防組合管理者	野村靖	印
名西消防組合管理者	坂東忠之	印
海部消防組合管理者	近藤和義	印
板野東部消防組合管理者	堀江長男	印
板野西部消防組合管理者	犬伏正昭	印
阿北消防組合管理者	戸田稔	印
美馬東部消防組合管理者	佐藤淨	印
美馬西部消防組合管理者	藤田利胤	印
三好郡行政組合管理者	丸岡敬幸	印

神戸淡路鳴門自動車道消防相互応援協定

消防組織法（昭和22年法律第226号）第39条の規定に基づき、神戸淡路鳴門自動車道のうち垂水ジャンクションから鳴門インターチェンジまでの間（以下「協定区域」という。）における消防及び救急業務（以下「消防業務等」という。）の実施とその処理について、神戸市、淡路広域消防事務組合及び鳴門市（以下「協定市等」という。）の相互間において、次のとおり消防相互応援協定を締結する。

（目的）

第1条　この協定は、協定区域における消防業務等の円滑化を図るため、協定市等が相互に応援することを目的とする。

（管轄境界）

第2条　この協定による神戸市と淡路広域消防事務組合との境界は、明石海峡大橋中央径間の中央部とし、淡路広域消防事務組合と鳴門市との境界は、大鳴門橋中央径間の中央部とする。（以下「管轄境界」という。）

（応援の種別及び方法）

第3条　応援の種別及び方法は、次のとおりとする。

(1)　通常応援

協定市等が、別表応援市等名の欄の区分に従い、同表応援区域の欄に掲げる区域内で発生した火災又は救急事故等を覚知した場合（当該災害発生地を管轄する市等からの応援要請があった場合を含む）に、消防隊又は救急隊（以下「消防隊等」という。）を出動させる応援

(2)　特別応援

協定市等が、協定区域において前号に規定する通常応援では対処することができない災害が発生した場合に、当該災害発生地を管轄する消防長又は前号の規定により応援出動した協定市等の消防長の要請により消防隊等を出動させる応援

（応援の出動隊）

第4条　前条各号の規定により応援出動する消防隊等は、原則として常備消防機関の消防隊等とする。

（特別応援の要請）

第5条　第3条第2号に規定する特別応援の要請は、協定市等の消防本部を通じて行うものとする。

（応援隊の指揮）

第6条　応援出動した消防隊等の指揮は、災害発生地を管轄する協定市等の長の委任を受けた消防長が当たるものとする。

（災害（救急事故を除く。）対応後の事務処理）

第7条　災害（救急事故を除く。）の事務処理は、当該災害が発生した区域を管轄する消防本部が行うものとする。

（救急事故の事務処理）

第8条　救急事故の事務処理は、原則として当該救急事故を取り扱った消防本部が行うものとする。ただし、大規模な多重衝突事故、社会的に影響が大きな事故等については、当該救急事故の発生した区域を管轄する消防本部が事務処理の一部を行うものとする。

（応援に要する経費の負担）

第9条　この協定に基づく応援経費の負担は、次の各号に掲げるところによる。

(1)　消防職員の公務災害補償

地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）の規定に基づき応援を行った協定市等（以下「応援市等」という。）が負担する。

(2)　車両及び機械器具等の燃料費等

車両及び機械器具等の燃料費並びに現場活動中における故障又は小破損の修理費は、応援市等が負担する。

(3)　旅費及び出動手当

消防職員の旅費及び出動手当に要する費用は、応援市等が負担する。

(4)　化学消火薬剤

化学消火薬剤費等の資機材費は、応援を要請した協定市等（以下「受援市等」という。）が負担する。

(5)　現場活動中において第三者に生じた損失補償

現場において応援業務従事中に生じた第三者に対する損失の補償は、受援市等が負担する。

(6)　交通事故による損害賠償等

応援のため受援市等への往復途上における交通事故により自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の賠償等については、応援市等が負担する。

2　前項に定めるもののほか、必要な経費の負担については、応援市等と受援市等が協議するものとする。

（協議）

第10条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度協定市等が協議のうえ定めるものとする。

（委任）

第11条　この協定の実施要領その他必要な事項については、協定市等の消防長が協議して定めるものとする。

附　則

（実施期日）

1　この協定は、平成19年3月22日から実施する。

（旧協定の廃止）

2　本州四国連絡道路消防相互応援協定書（平成10年3月1日締結）は廃止する。

（旧協定の廃止）

3　この協定の締結前に廃止前の本州四国連絡道路消防相互応援協定書（以下「旧協定」という。）に基づいて行った応援の経費の負担については、旧協定の例による。

4　この協定の成立を証するため、協定書3通を作成し、協定市等の長が記名押印のうえ、各1通を保有する。

平成19年3月22日

神　戸　市　長　　矢田　立郎　印

淡路広域消防事務組合管理者　中田　勝久　印

鳴　門　市　長　　亀井　俊明　印

別表（第3条関係）

通常応援出動区分表

応援市等名	応援区域
神　戸　市	協定区域のうち、神戸市と淡路広域消防事務組合との管轄境界から淡路インターチェンジまでの区間の下り線の区域
淡路広域消防事務組合	協定区域のうち、淡路広域消防事務組合と神戸市との管轄境界から垂水ジャンクションまでの区間（ランプ出口料金所までを含む。）の上り線の区域及び淡路広域消防事務組合と鳴門市の管轄境界から鳴門北インターチェンジまでの区間の下り線の区域
鳴　門　市	協定区域のうち、鳴門市と淡路広域消防事務組合との管轄境界から淡路島南インターチェンジまでの区間の上り線の区域

広域消防相互応援協定書

消防組織法(昭和22年法律第226号)第３９条の規定に基づき、消防に関する相互応援について、次のとおり協定する。

（目　的）

第１条　この協定書は、消防業務の円滑を図るため消防相互の協力体制を確立し、不測の事態に対処することを目的とする。

（協定市等）

第２条　この協定は、次に掲げる市及び広域行政組合（以下「協定市等」という。）の相互間において行うものとする。

(1)　鳴門市

(2)　東かがわ市

(3)　大川広域行政組合

（災害の範囲）

第３条　この協定において、災害とは、大規模又は特殊火災、救急事故その他の突発的災害で応援活動を必要とするものをいう。

（応援出場の範囲）

第４条　この協定による応援は、次に掲げるものとする。

(1)　協定市等の区域内に災害が発生した場合に発生地の市長及び行政組合管理者（以下「受援側の長」という。）から要請を受けた場合。

(2)　協定市等相互間の境界地域及び当該地域周辺で災害が発生し、消防業務の応援の必要があると判断した場合。

（応援要請の方法）

第５条　応援の要請は、受援側の長から電話その他の方法により、次の事項を明確にして応援市長及び行政組合管理者（以下「応援側の長」という。）に対して行なうものとする。

(1)　災害の種別

(2)　災害の発生場所

(3)　所要人員及び機械器具・消火薬剤等の種別員数

(4)　応援隊受領（誘導員配置）場所

(5)　その他必要事項

（応援隊の派遣）

第６条　前条の規定により、応援要請を受けた応援側の長は、当該区域内の消防業務に支障を生じない範囲において要請事項に基づき応援隊を派遣するものとする。

ただし、特に緊急のため、要請を待ついとまがないと認め応援隊を派遣した場合は、これを要請に基づく応援とみなすものとする。

（応援隊の指揮）

第７条　応援隊は、受援側の指揮下にはいるものとする。

（費用負担）

第８条　応援出場に要した費用は、原則として応援側の負担とする。ただし、多額の負担を必要とする等これによりがたい場合は、当事者間において協議のうえ決定する。

（改　廃）

第９条　この協定の改廃は、協定者協議のうえ行なうものとする。

（疑義等の決定）

第 10 条　この協定で定めた事項について疑義があるとき、又はこの協定で定めのない事項で特に必要のあるときは、協定市町等協議のうえ決定する。

附　則

1　引田町鳴門市相互応援協定書（昭和 34 年 12 月 1 日締結）は廃止する。

2　広域消防相互応援協定書（昭和 62 年 8 月 1 日締結）は廃止する。

3　この協定は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

4　この協定の締結を証するため、本書 3 通を作成し、協定市町等の長が記名押印のうえ各 1 通を保有する。

平成 22 年 4 月 1 日

鳴　門　市　長　　泉　理　彦　印

東 か が わ 市 長　　藤 井 秀 城　印

大川広域行政組合管理者　　大 山 茂 樹　印

徳島飛行場、小松島飛行場周辺における航空事故の連絡、調整体制に関する協定

徳島県知事、徳島県警察本部長、徳島市長、鳴門市長、小松島市長、阿南市長、那賀川町長、羽ノ浦町長、松茂町長、北島町長、藍住町長、阿南消防組合管理者、板野東部消防組合管理者、小松島海上保安部長、徳島空港事務所長、高松防衛施設事務局長、徳島教育航空群司令及び小松島航空隊司令は、徳島飛行場、小松島飛行場周辺において航空事故並びに航空事故に伴う災害が発生した場合の連絡調整体制について次のとおり協定する。

第1章　総　　則

（目　　的）

第1条　この協定は、徳島飛行場、小松島飛行場周辺において、航空事故並びに航空事故に伴う災害（以下「航空災害」という。）が発生した場合における関係機関相互の連絡、調整体制について必要な事項を定め、もって応急救助活動等を適切かつ迅速に実施することを目的とする。

第2章　連絡、調整体制

（関係機関及び連絡先）

第2条　この協定における関係機関とは、徳島県、徳島県警察、徳島市、鳴門市、小松島市、阿南市、那賀川町、羽ノ浦町、松茂町、北島町、藍住町、阿南消防組合、板野東部消防組合、小松島海上保安部、徳島空港事務所、高松防衛施設事務所、徳島教育航空群及び小松島航空隊をいうものとする。

2　関係機関総合の連絡、調整先は、別表第1のとおりとする。

3　関係機関総合の連絡、調整は、連絡責任者を通じて行うものとする。

4　関係機関は、連絡責任者に移動（変更）があった場合、速やかに徳島教育航空群連絡責任者へ通知するものとする。

5　徳島教育航空群連絡責任者は、前項の通知があった場合、各関係機関に通知するものとする。

（航空災害等発生通報）

第3条　航空災害が発生した場合、徳島教育航空群及び小松島航空隊の連絡責任者は、直ちに災害発生地を管轄する警察、消防又は海上保安部関係機関の連絡責任者に対して通報するものとする。

2　警察、消防又は海上保安部関係機関の連絡責任者は、航空災害に関する情報を入手した場合は直ちに、徳島教育航空群及び小松島航空隊の連絡責任者に対し通報するものとする。

3　航空災害発生通報の連絡系統は、別図・連絡、通報系統図のとおりとする。

（通報の内容）

第4条　前条の通報を行う場合には、次のうち判明した事項について通報するものとする。

(1)　航空機災害の種類（墜落、不時着、器物落下等）

(2)　航空災害の発生時刻及び位置

(3)　当該航空機の特徴（種類、機番号、塗装等）

(4)　当該航空機の搭載物件の状況（燃焼、弾薬等）

(5)　乗員及び乗客の状況

(6)　その他判明している事項

（現場連絡所の設置）

第5条　関係機関は、協議のうえ必要に応じ、災害現場における応急救助活動等を調整するため、現場連絡所を設置するものとする。

（応急救助活動等の分担区分）

第6条　関係機関は、応急救助活動等の実施に際して、相互の保有機能を効果的に発揮するため別表第2に掲げる分担区分を標準として、調整を図りつつ活動するものとする。

第3章　雑　　則

（そ　の　他）

第7条　この協定に定める以外の事項及びこの協定により難しい事項に関しては、その都度、関係機関の調整により処理するものとする。

2　前項にかかわる連携、調整、及び庶務は、徳島教育航空群が行うものとする。

附　則

1　この協定は、昭和54年9月1日から施行する。

2　この協定書は、協定当事者が各1通を保持する。

徳島県知事

徳島県警察本部長

徳島市長

鳴門市長

小松島市長

阿南市長

那賀川町長

羽ノ浦町長

松茂町長

北島町長

藍住町長

阿南消防組合管理者

板野東部消防組合管理者

小松島海上保安部長

徳島空港事務所長

高松防衛施設事務局長

徳島教育航空群司令

小松島航空隊司令

別表第１

連絡・調整先一覧表

機関名	連絡責任者等	県ネットワーク無線電話 （上段：地上デジタル無線） （下段：衛星IP電話）
徳島県	とくしまゼロ作戦課長	*-9500 7036100
徳島県警察本部		*-9560 －
徳島市		161 7036351
鳴門市		351 7036361
小松島市		393**1 7036371
阿南市		421 7036380
松茂町		352 7036520
北島町		384 7036530
藍住町		385 7036540
板野東部消防組合		351 7036630
徳島海上保安部		396 7036710
徳島教育航空群		355 7036730
第２４航空隊		397**1 7036740
第１４施設隊		425 7036720

別表第２

応急救助活動等分担区分

応急救助活動等 ＼ 関係機関	人命救助			消火活動	財産保護	
	救助活動	応急手当	入院（輸送、庶務）		立入制限交通規制	警備
県	○	○	○			
市・町	○	○	○			
警察	◎	◎	○	○	◎	◎
消防	◎	◎	◎	◎	○	
海上保安部	◎	◎	◎	◎	◎	◎
空港事務所	○	○	○			
防衛施設事務所	○	○	○			
海上自衛隊	○	○	○	○	○	○

注：1　◎印は、主務機関を示す。

2　○印は、協力機関を示す。

3　海上保安部は、海上における活動に限る。

別図　連絡、通報系統図

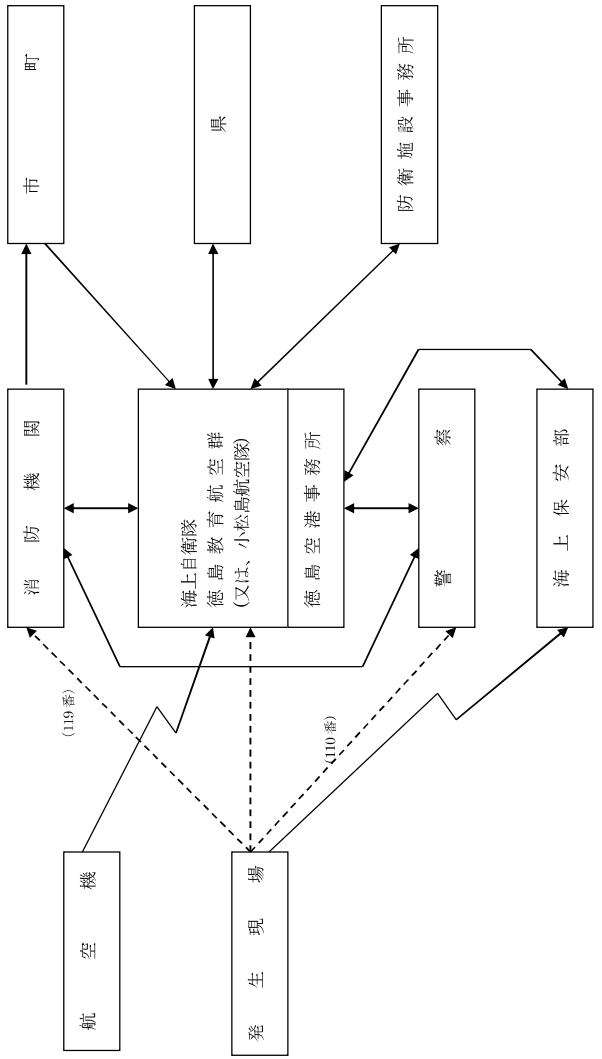

徳島空港及びその周辺における
消火救難活動に関する協定

徳島空港事務所及び鳴門市長は、徳島空港（以下「空港」という。）及びその周辺における消火救援活動について、次のとおり協定する。

（目　　的）

第１条　この協定は、空港及びその周辺における航空機に関する火災若しくは空港におけるその他の火災又はそれらの発生のおそれのある事態（以下「緊急事態」という。）に際し、徳島空港事務所（以下「甲」という。）と鳴門市消防本部（以下「乙」という。）が緊密な協力のもとに一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

（区　　分）

第２条　空港における緊急事態の消火救難活動は、甲が第１次的にこれにあたり、乙は必要に応じて出動するものとする。

２　空港周辺における緊急事態の消火救難活動は、乙が第１次的にこれにあたり、甲は必要に応じて出動するものとする。

（緊急事態の通報）

第３条　空港に緊急事態が発生した場合には、甲は乙に対して速やかに通報するものとし、空港周辺に緊急事態が発生した場合には、乙は甲に対して速やかに通報するものとする。

２　前項の通報は、次の事項について電話その他の方法により行う。

(1)　緊急事態の種類

(2)　航空機の機種及び搭乗人員

(3)　緊急事態発生の場所及び時刻

(4)　消防隊及び救急隊の到着すべき場所

(5)　その他必要な事項

３　通報に応じて出動した機関は、現場に到着したときは、速やかに通報した機関に連絡するものとする。

（費用の負担）

第４条　消火救難活動のために要する費用の負担については、別に両者協議して定めるものとする。

（調査に対する協力）

第５条　甲及び乙が消火救難活動を実施するにあたっては、当該航空機の状態、現場に於ける痕跡その他火災事故等の調査に必要な資料の保存に留意するものとする。

（通　　報）

第６条　甲又は乙が単独で消火救難活動に従事したときは、速やかにそのてん末を相互に通報するものとする。

（訓　　練）

第７条　甲及び乙は、協議して緊急事態における消火救難活動に対する計画を立案し、総合訓練を定期的に実施するものとする。

（資料の交換）

第８条　甲及び乙は、空港に発着する航空機、空港における諸施設、相互の消防機器人員等、消火救難活動に必要な資料を交換するものとする。

（そ　の　他）

第９条　この協定に定めるもののほか必要な事項は、甲及び乙が協議して定める。

昭和 45 年 12 月 1 日

徳島空港事務所
空　港　長

鳴　門　市　長

災害時等における災害救助犬の出動に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と一般社団法人ジャパンケネルクラブ（以下「乙」という。）は、災害時等における乙の甲に対する協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、鳴門市内（以下「市内」という。）において地震、風水害その他の災害が発生した場合において、乙に対し、被災者の捜索活動（以下「捜索活動」）を要請することができる。

（出動）

第２条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、特別の理由がない限り、速やかに災害救助犬を出動させるものとする。

２　乙は、出動体制が整ったときは、速やかに出動部隊の構成及び現場到着予定時刻等、必要な事項を甲に連絡するものとする。この場合において、災害救助犬の出動頭数は、災害の種別及び規模等を考慮し、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（要請手続き）

第３条　第１条の要請は、要請書（様式第１号）によるものとする。 ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（捜索活動の実施等）

第４条　乙に属する災害救助犬チーム構成員（以下「構成員」という。）は、出動した災害現場において、第１条に定める出動の要請時に甲が連絡する現場指揮者（以下「現場指揮者」という。）の指示に従い捜索活動を実施するものとする。

２　乙は、第２条に基づく捜索活動を行った場合は、甲に対して活動報告書（様式第２号）により速やかに報告するものとする。

３　この協定に基づく業務の終了は、現場指揮者が捜索活動の終了を告げたとき、又は乙の都合により捜索活動の続行が不可能になったときとする。

（経費負担）

第５条　第２条第１項の規定に基づく出動に関する経費は、甲の負担とする。

（損害補償）

第６条　この協定に基づく出動または捜索活動に伴って構成員及び災害救助犬に生じた損害の補償（第三者に対する損害を含む。）は、次のとおりとする。

（１）　甲が負担するもの

甲は、乙の構成員が救助活動中に死亡若しくは負傷し、又は救助活動に起因した疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合は、「鳴門市消防団員等公務災害補償条例（昭和４１年鳴門市条例第２９号）」の規定に準じてその損害を補償する。

（２）　乙が負担するもの

ア　乙の構成員が出動時の往復途上における交通事故等により、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

イ　乙の災害救助犬が出動時の往復途上又は救助活動中に、自ら損害を被り、又は第三者に損害を与えた場合の損害を補償する。

（防災啓発活動）

第７条　乙は、次に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

（１）　甲が実施する防災啓発事業。

（２）　甲が実施する防災訓練への参加。

（有効期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成３１年３月３１日とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（実施細目）

第９条　この協定の実施に必要な事項は、甲乙協議のうえ別に定める。

（その他）

第１０条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成３０年１２月１８日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市
鳴門市長　　泉　　理彦

乙　東京都千代田区神田須田町１丁目５番地
一般社団法人　ジャパンケネルクラブ
理事長　　別所　訓

（様式第１号）

年　　月　　日

一般社団法人　ジャパンケネルクラブ　　様

鳴　門　市　長

災害時等における災害救助犬の出動要請書

災害時等における災害救助犬の出動に関する協定書第１条に基づき、次のとおり災害救助犬による捜索活動を要請します。

捜索場所	備　考

担当者欄	鳴門市災害対策本部 （　　部　　課） （担当者） 氏　名　　印

（様式第２号）

年　　月　　日

(宛先)
鳴　門　市　長

一般社団法人　ジャパンケネルクラブ
（担当者）
氏　名　　印

活　動　報　告　書

年　　月　　日付、災害時等における災害救助犬の出動要請書により、次のとおり活動したので報告します。

活動日時	構成員又はチーム名	活動救助犬数	活動隊員数	検索場所	備　考

確認欄	上記、確認いたしました。	鳴門市災害対策本部 （　　部　　課） （担当者） 氏　名　　印

災害時における無人航空機を活用した支援活動に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）、有限会社ファイブセキュリティシステム（以下「乙」という。）は、災害時等における次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、鳴門市内において自然災害、大規模事故等その他市民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ又は生じるおそれのある緊急の事態が発生した場合（以下「災害時等」という。）において、乙が保有するドローンを活用した支援活動について、必要な事項を定める。

（支援の内容）
第２条　甲が乙に支援活動を要請する内容は次のとおりとする。
（１）ドローンを活用して、災害時等における現地の被災状況等の確認・情報収集活動並びに被災者の捜索又は救助を支援すること。
（２）ドローンを活用して、甲が要請する各種調査業務等を支援すること
（３）その他防災活動上、特にドローンの活用が有効と認められる事項

第３条　甲は、必要と認めるときは、乙に対し書面により支援活動を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等により要請することができるものとし、後日速やかに当該書面を提出するものとする。
２　乙は、甲から要請を受けた場合は、必要な人員、ドローン及び資機材等を調達し、支援活動の要請に可能な範囲で応ずるものとする。この場合において、ドローンの台数、派遣人数、活動期間及び活動場所については、要請時に甲乙が協議して定めるものとする。

（支援活動の実施）
第４条　乙は、要請に基づく支援活動にあたっては、甲の指定する職員の指示に従うものとする。

（報告）
第５条　乙は、第２条の規定に基づく支援活動を実施したときは、当該活動の完了後速やかに、その実施した活動内容等を甲に報告するものとする。
２　乙の支援活動により撮影した成果品の所有権は、前項の規定による報告の際に甲に帰属するものとする。

（著作権の譲渡）
第６条　乙は、甲に対し前条第２項の成果品に関する著作権（著作権法（昭和４５年法律第４８号。）第１７条第１項に規定する「著作権」をいう。）を譲渡する。
２　前項の著作権は、前条第１項の規定による報告の際に、乙から甲に移転するものとする。
３　乙は、甲又は甲が指定する第三者に対し、著作権人格権（著作権法第１７条第１項に規定する「著作権人格権」をいう。）を行使しないものとする。

（秘密の保持）
第７条　乙は、この協定の実施にあたり、個人情報の保護に配慮するとともに、活動上知り得た情報を関係機関以外の外部に漏らさないようにしなければならない。支援終了後も同様とする。

（訓練等への参加）
第８条　乙は、この協定による支援活動が円滑に行われるよう、甲の行う訓練等への参加に努めるものとする。その際に必要となる航空法（昭和２７年法律第２３１号）における許可申請等は、乙が手続きを行うものとする。
２　訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

（費用の負担）
第９条　第３条に規定する支援活動に費用が発生したときは、甲乙協議のうえ決定する。

（損害の負担）
第１０条　この協定による乙の支援活動又は訓練に伴って生じた損害の賠償（第三者に対する損害を含む。）は、乙の責任において行うものとする。ただし、損害のうち、甲の責に帰すべき事由により生じたものについては、甲が負担するものとする。
２　この協定に基づき実施した支援活動に伴って、相互の責に帰さない理由により、第三者に損害を及ぼした場合、又は業務に必要な資機材に損害が生じた場合は、その事実後遅滞なくその状況を報告し、その処理について協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月31日までとする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の２か月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効とし、以後も同様とする。

（協議）
第１２条　この協定について疑義が生じた事項又はこの協定に定めのない事項については、必要に応じて甲乙協議してこれを定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和４年２月４日

甲　住所：鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　住所：鳴門市大麻町大谷字椢原41-10
有限会社　ファイブセキュリティシステム
代表取締役　五島　薫

災害時救急緊急出動における
市医師会協力要請等の要領について

この要領は、救急規程並びに特殊救急業務に関する計画に定める事故が発生し、医師会の協力を得なければ、その対抗策が困難と判断した時の協力要請手続き及び救急活動等について定める。

1　要　　請

消防長は、災害の状況等から合理的に判断し必要ある場合は、次により医師会長に対し、口頭又は電話で医師及び看護師の派遣を要請するものとする。

(1)　事故発生場所
(2)　事故の状況
(3)　事故による死傷者の状況
(4)　医師及び看護師の人員
(5)　その他

2　医師会の対応

医師会は、前項の要請を受けたときは、速やかに消防に協力し、救急活動に当たるものとする。

3　車両等手配

消防長は、医師会に協力要請したとき、事故現場への医師及び看護師派遣のための車両等を手配するものとする。

4　指　　揮

消防長及び医師会長は、次の分類により指揮をとるものとする。

(1)　救急処置現場における指揮は、消防長
(2)　医師及び看護師の行う活動の指揮は、医師会長
(3)　負傷者の応急手当及び傷病に応じた搬送先については、医師会長と消防長が協議し、消防長が決定する。

5　記録及び連絡場所

(1)　救急業務終了後、消防長は、その記録を医師会に送付する。
(2)　医師会出動時における救急業務の連絡場所は、医師会長宅及び消防署通信指令室とする。

6　そ　の　他

救急活動等必要な事項は、消防長と医師会長が協議し定める。

上記のとおり、確認する。

昭和61年9月1日

鳴門市消防長

鳴門市医師会会長

災害・事故等時の医療救護に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と社団法人鳴門市医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）時における医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鳴門市地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して必要な事項を定める。

（計画）

第２条　乙は、医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、医療救護班の編成、派遣その他医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、毎年これに検討を加え、必要に応じてこれを修正するものとする。

２　乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

３　第１項に規定する医療救護班の構成は、１班当たり原則として次のとおりとする。

（１）医　師　　１名
（２）看護師　　２名
（３）連絡要員　　１名

（医療救護活動）

第３条　甲は、鳴門市地域防災計画に基づき医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、甲からの要請を受けた場合は、直ちに医療救護班を編成、派遣し、医療救護活動を実施するものとする。

３　乙は、前項の規定によるほか、大規模災害時等において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあっては、自らの判断により医療救護班を派遣することができる。

４　乙は、前項の規定により医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（医療救護班の活動場所）

第４条　医療救護班は、甲が災害現場等に設置する医療救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第５条　医療救護班の業務は次のとおりとする。

（１）傷病者の傷病の程度判定（傷病者の振り分け業務）
（２）後方医療救護機関への転送の要否及び転送順位の決定
（３）重症者の応急処置及び中等症者に対する処置
（４）転送困難な傷病者及び避難所等における軽症者に対する医療
（５）助産
（６）死亡の確認及び遺体の検案への協力
（７）その他医療救護に関すること

（指揮命令）

第６条　医療救護班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）

第７条　甲は、医薬品及び衛生材料の補給、医療救護班の輸送、通信の確保等、医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

（医療費等）

第８条　医療救護所等、第４条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療・助産費は無料とする。

２　後方支援施設における医療・助産費は、原則として患者（被災者）負担とする。

（費用弁償等）

第９条　甲の要請に基づき、乙が医療救護等を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。

（１）医療救護班の編成及び派遣に要する経費

（２）医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費

（３）医療救護班の医師等が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金

２　前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

（調整）

第１０条　乙は、鳴門市地域防災計画に基づき、甲が行う医療助産対策が円滑に実施されるよう、会員に対し必要な調整を行うものとする。

２　乙は、会員が自主的に各地域における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。

（求償権）

第１１条　第８条及び第９条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。

（細則）

第１２条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）

第１３条　前各条に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

（期間）

第１４条　この協定の有効期間は、平成２５年２月１日から平成３０年１月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、いずれも相手方に対し当協定の破棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう５年間更新するものとし、以後満了のときも同様とする。

この協定の締結を証するため本協定書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上各自その１通を保有するものとする。

平成２５年２月１日

甲　鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　鳴門市撫養町南浜字東浜４３５番地
社団法人　鳴門市医師会
会長　福田　徹夫

災害時等の妊産婦・乳児救護所の提供に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と地方独立行政法人徳島県鳴門病院（以下「乙」という。）とは、災害・事故時等（以下「災害時等」という。）における妊産婦及び乳児のための救護所（以下「妊産婦・乳児救護所」という。）の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鳴門市地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に提供する妊産婦・乳児救護所に関して必要な事項を定める。

（協力内容）

第２条　甲と乙の協力の内容は、次のとおりとする。

（１）　乙は、災害時等に市内の妊産婦及び乳児の安全確保のため、甲の要請により、乙の施設の一部を妊産婦・乳児救護所として、甲に提供するものとする。この場合において、甲と乙は、乙の提供する施設の範囲をあらかじめ定めておくものとする。

（２）　災害時等において、妊産婦・乳児救護所の物資等が不足した場合は、乙は甲に対し可能な範囲内でその提供に協力するものとする。

（３）　前号に定めるもののほか、乙は、甲が災害対策上必要があると認めた場合は、甲の要請に協力するよう努めるものとする。

（協力要請）

第３条　甲は災害・事故が発生し、妊産婦・乳児救護所を開設する必要がある場合は、乙に対して協力要請するものとし、妊産婦・乳児救護所提供要請通知書（様式第１号）により通知するものとする。ただし、緊急かつやむを得ないときは、この限りでない。

（妊産婦・乳児救護所の開設等）

第４条　甲は、乙が提供した妊産婦・乳児救護所を開設し、管理及び運営を行う。この場合において、甲が別途協定を締結している一般社団法人鳴門市医師会は、妊産婦・乳児救護所において、医療救護活動を実施することができるものとする。

２　甲は、妊産婦・乳児救護所として利用する必要がなくなった場合は、速やかに当該妊産婦・乳児救護所を閉鎖するものとする。

（費用負担）

第５条　甲は、妊産婦・乳児救護所の管理及び運営に係る費用を負担するものとする。

（開設期間）

第６条　妊産婦・乳児救護所の開設期間は、受入れの日から起算して７日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、開設期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議の上、開設期間の延長を行うことができるものとする。

（物資の調達、備蓄等）
第７条　甲は、日常生活用品、食糧、育児必需品及び医薬材料等の妊産婦・乳児救護所の管理及び運営に必要な物資の調達に努めるものとする。
２　甲は、前項の物資の一部について、乙の了解を得て、第２条第１号の乙が提供する施設内において備蓄しておくものとする。

（費用弁償等）
第８条　甲は、妊産婦・乳児救護所の管理及び運営にあたり生じた次の費用を負担するものとする。
（１）第２条第２号の乙が保有する物資の提供を受けた場合は、その実費
（２）乙の提供する施設を破損した場合は、その修復にかかる経費

（細則）
第９条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。

（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、決定するものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、平成２９年５月１５日から平成３０年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、いずれも相手方に対し当協定の破棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう１年間更新するものとし、以後満了のときも同様とする。

この協定の締結を証するため本協定書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２９年５月１５日

甲　鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　鳴門市撫養町黒崎字小谷３２番
地方独立行政法人　徳島県鳴門病院
理事長　犬伏秀之

災害時等の妊産婦・乳児救護所の提供に関する協定書に付随する覚書

鳴門市（以下、「甲」という。）と地方独立行政法人徳島県鳴門病院（以下「乙」という。）とは、災害・事故時等（以下「災害時等」という。）における妊産婦・乳児救護所の提供に関し、災害時等の妊産婦・乳児救護所の提供に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結した。これに基づき、双方が連携・協力のうえ、災害時等に妊産婦・乳児救護所の設置を行うこととなるが、協定書第９条に基づき、細則を協議の上、下記のように定め、覚書きとして取り交わすこととする。

記

１．　災害時等に妊産婦・乳児救護所として、乙は甲に対して、地方独立行政法人徳島県鳴門病院附属看護専門学校４階部分を指定して提供する。ただし、災害等の規模により、指定した範囲だけでの対応が困難と判断した場合または指定した範囲の破損等が著しく使用に耐えない場合には、甲乙協議の上、施設の範囲を再度、定めるものとする。（協定書第２条第１号関係）

２．　妊産婦・乳児救護所の最大収容人員は５組とする。ただし、医療救護活動のため、やむを得ないときはこの限りではない。

３．　甲は、妊産婦・乳児救護所の管理及び運営に必要な物資の一部をあらかじめ乙の施設内に備蓄した場合に、その備蓄した物資の定期的な点検及び補給については、甲の責任において実施するものとする。
なお、備蓄する場所は、妊産婦・乳児救護所として指定して提供する４階部分の教材室の一部を活用するものとする。（協定書第７条第２項関係）

４．　妊産婦・乳児救護所の管理及び運営に伴い、甲は乙の附属看護専門学校が有する個人情報等には十分な配慮を行う。

この覚書を証するために本覚書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上各自その１通を保有するものとする。

平成２９年５月１５日

甲　鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　鳴門市撫養町黒崎字小谷３２番
地方独立行政法人　徳島県鳴門病院
理事長　犬伏秀之

災害時における薬剤師の医療救護活動に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県薬剤師会鳴門支部（以下「乙」という。）は災害発生時における薬剤師の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、鳴門市地域防災計画に基づく医療救護活動に係る乙の協力に関し、必要な事項を定める。

（派遣要請）
第２条　甲は、医療救護活動に伴う服薬指導及び医薬品の管理等を実施する必要が生じた場合は、乙に対し薬剤師の派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、直ちに薬剤師で構成する班（以下「薬剤師班」という。）を編成し、災害現場等に設置する救護所及び医薬品の集積場所等に派遣するものとする。
３　第１項の規定による要請は原則として文書をもって行うものとする。ただし、災害状況により緊急を要する場合は、口頭をもって行うことができる。

（薬剤師班の業務）
第３条　薬剤師班は甲が設置する救護所及び医薬品等の集積場所等において医療救護活動を行うものとする。
２　薬剤師班の業務は、次のとおりとする。
（１）　救護所における服薬指導及び調剤
（２）　救護所及び医薬品の集積場所等における医薬品等の仕分け及び管理

（指揮命令）
第４条　薬剤師班に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の備蓄）
第５条　薬剤師班は、原則として甲より医薬品供給要請がある場合に薬局の在庫医薬品を使用するものとする。ただし、緊急を要する場合は救護所の責任者からも要請できる。

（費用弁償等）
第６条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
（１）　薬剤師班の編成及び派遣に要する経費
（２）　災害処方箋に基づく調剤等に要する費用
（３）　薬剤師班の薬剤師が医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
２　前項の規定による費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

（訓練）
第７条　乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

（細則）
第８条　この協定を実施するための必要事項については、別に定めるものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、平成３０年３月２９日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する１か月までに、甲又は乙から何らかの申出がない場合は、有効期間は更に１年間更新されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３０年　３月２９日

甲　鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　徳島県徳島市中州町１丁目58番地
一般社団法人徳島県薬剤師会
鳴門支部
支部長　川根　正則

災害時における助産師の医療救護活動に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県助産師会（以下「乙」という。）は災害時における助産師の医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、鳴門市地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する医療救護活動に関して、必要な事項を定める。

（派遣要請）
第２条　甲は、災害に伴う妊産婦・乳児医療救護所での助産等を実施する必要が生じた場合は、乙に対し助産師の派遣を要請するものとする。
２　乙は、前項の規定により甲から要請を受けた場合には、直ちに助産師を妊産婦・乳児医療救護所に派遣するものとする。
３　第１項の規定による要請は原則として文書をもって行うものとする。ただし、災害状況により緊急を要する場合は、口頭をもって行うことができる。

（助産師の業務）
第３条　助産師は甲が設置する妊産婦・乳児医療救護所において医療救護活動を行うものとする。
２　助産師の業務は、次のとおりとする。
（１）医師による診察の介助
（２）妊産婦への保健指導業務
（３）妊産婦・新生児・乳児へのケアの提供
（４）助産に係る業務

（指揮命令）
第４条　助産師に係る指揮命令及び医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品等の補給）
第５条　甲は、救護所での診察や助産・ケアに必要な物品や医薬品及び衛生材料等の準備と補給、助産師の輸送及び宿泊、通信の確保等、医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。

（費用弁償等）
第６条　甲の要請に基づき、乙が医療救護活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。
（１）助産師の編成及び派遣に要する経費
（２）助産師が携行した衛生材料等を使用した場合は、その実費
（３）助産師が医療救護活動において負傷し、疾病に罹り、又は死亡した場合の扶助金
２　前項の規定による費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。

（訓練）
第７条　乙は甲から要請があった場合は、甲が実施する訓練に参加するものとする。

（細則）
第８条　この協定を実施するための必要事項については、別に定めるものとする。

（協議）
第９条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、平成３１年２月１８日から平成３１年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間の終了する１か月前までに、甲又は乙から何らかの申出がない場合は、有効期間は更に１年間更新されるものとし、以降もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３１年　２月１８日

甲　鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　徳島県徳島市沖浜東３丁目７１
ニューＤＫハイツ１０９号室
一般社団法人徳島県助産師会
会長　船戸　豊子

災害時における助産師の医療救護活動に関する協定書に付随する覚書

鳴門市（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県助産師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故時等（以下「災害時」という。）における助産師の医療救護活動に関し、災害時における助産師の医療救護活動に関する協定書（以下「協定書」という。）を締結した。これに基づき、双方が連携・協力のうえ、災害時に医療救護活動を行うこととなるが、協定書第９条に基づき、細則を協議の上、下記のように定め、覚書きとして取り交わすこととする。

記

１．　乙が派遣する助産師の数は、１回につき２名以内とし、災害の規模や乙の会員の被災状況等を勘案し、甲乙協議の上、定めるものとする。（協定書第２条第２項関係）

２．　助産師の派遣は、原則として妊産婦・乳児医療救護所の開設日から実施する。派遣は１回につき２泊３日とし、期間は災害規模や被災状況に応じて、甲乙協議の上、決定することとする。

３．　助産師の派遣については、妊産婦・乳児医療救護所への現地参集を原則とする。ただし、災害規模や被災状況に応じて交通手段の確保が困難な場合もあることから、甲は、助産師の派遣要請の際に、参集場所として輸送の措置が可能な地点等の情報を乙に連絡し、乙は必要に応じて参集場所を甲へ連絡するものとする。
　なお、甲が輸送する限度は、徳島駅とする。（協定書第５条関係）

４．　派遣された助産師の宿泊については、原則として妊産婦・乳児医療救護所の開設場所の一部を使用するものとする。ただし、災害の規模や施設の破損等によりスペースの確保が困難な場合には、甲が指定する場所を使用するものとする。（協定書第５条関係）

この覚書を証するために本覚書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上各自その１通を保有するものとする。

平成３１年　２月１８日

甲　鳴門市
　　鳴門市長　　泉　　理　彦

乙　徳島県徳島市沖浜東３丁目７１
　　ニューＤＫハイツ１０９号室
　　一般社団法人徳島県助産師会
　　会長　　舩　戸　豊　子

災害・事故等時における歯科医療救護活動に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と鳴門市歯科医師会（以下「乙」という。）とは、災害・事故等（以下「災害等」という。）時における歯科医療救護活動に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鳴門市地域防災計画に基づき、甲の要請により乙が甲に協力して実施する歯科医療救護活動に関して必要な事項を定める。

（計画）

第２条　乙は、歯科医療救護活動を円滑に実施するため、甲と協議し、歯科医療救護班の編成、派遣その他歯科医療救護活動の実施に関する災害時医療救護計画を作成し、必要に応じてこれを修正するものとする。

２　乙は、前項の規定により災害時医療救護計画を作成し、又は修正したときは、これを甲に提出するものとする。

３　第１項に規定する歯科医療救護班の構成は、１班あたり原則として次のとおりとする。

(1)　歯科医師
(2)　歯科衛生士又は歯科技工士等
(3)　連絡要員

（歯科医療救護活動）

第３条　甲は、鳴門市地域防災計画に基づき歯科医療救護活動を実施する必要があると認めた場合は、乙に対し歯科医療救護班の派遣を要請するものとする。

２　乙は、甲から要請を受けた場合は、直ちに歯科医療救護班を編成、派遣し、歯科医療救護活動を実施するものとする。

３　乙は、前項の規定によるほか、大規模災害時等において情報、通信等の途絶により甲からの派遣要請がない場合にあっては、自らの判断により歯科医療救護班を派遣することができる。

４　乙は、前項の規定により歯科医療救護班を派遣した場合には、速やかに甲にその旨を報告するものとする。

（歯科医療救護班の活動場所）

第４条　歯科医療救護班は、甲が災害現場等に設置する救護所又は避難所その他甲が指示する場所において、歯科医療救護活動を実施するものとする。

（業務）

第５条　歯科医療救護班の業務は次のとおりとする。

(1)　歯科医療を要する傷病者に対する応急処置
(2)　後方医療施設への転送の要否及び転送順位の決定
(3)　避難所内における転送困難な患者及び軽易な患者に対する歯科治療・衛生指導
(4)　検視・検案に際しての法歯学上の協力
(5)　その他医療救護に関すること

（指揮命令）

第６条　歯科医療救護班に係る指揮命令及び歯科医療救護活動の連絡調整は、甲が指定する者が行うものとする。

（医薬品の補給等）
第７条　甲は、医薬品及び衛生材料の補給、歯科医療救護班の輸送、通信の確保等、歯科医療救護活動が円滑にできる必要な措置を講ずるものとする。
（医療費等）
第８条　救護所等、第４条に規定する活動場所における患者（被災者）の医療費は無料とする。
２　後方支援施設における医療費は、原則として患者（被災者）負担とする。
（費用弁償等）
第９条　甲の要請に基づき、乙が歯科医療救護活動を実施した場合に要する次の費用は、甲が負担するものとする。
(1)　歯科医療救護班の編成及び派遣に要する経費
(2)　歯科医療救護班が携行した医薬品等を使用した場合は、その実費
(3)　歯科医療救護班の歯科医師等が歯科医療救護活動において負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の扶助金
２　前項に規定する費用弁償等の額については、災害救助法に基づく政令・規則の例による。
（調整）
第１０条　乙は、鳴門市地域防災計画に基づき、甲が行う歯科医療救護活動が円滑に実施されるよう、会員に対し必要な調整を行うものとする。
２　乙は、会員が自主的に各地域における防災訓練等に参加するよう、指導するものとする。
（求償権）
第１１条　第８条及び第９条の規定は、災害等の発生に係る責任者（債務者）に対する求償権を放棄するものではない。
（細則）
第１２条　この協定を実施するために必要な事項については、別に定めるものとする。
（協議）
第１３条　この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。
（期間）
第１４条　この協定の有効期間は、平成３１年３月１４日から平成３２年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１か月前までに、いずれも相手方に対し当協定の破棄の通知がなされないときは、期間満了翌日から向こう５年間更新するものとし、以後満了のときも同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成３１年３月１４日

甲　　鳴門市
　　鳴門市長　　泉　　理　彦

乙　　鳴門市撫養町斎田字大堤５２
　　一般社団法人徳島県歯科医師会鳴門市歯科医師会
　　会長　　秋　田　豊　仁

災害時等における協力に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と株式会社コスモス薬品（以下「乙」という。）は、災害時等における乙の甲に対する協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）
第１条　甲は、鳴門市内（以下「市内」という。）において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し協力を要請することができる。

（協力）
第２条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、次に掲げる内容について可能な範囲で物資を調達し甲に提供を行うものとする。
（１）別表に掲げる物資を提供すること。
（２）甲が指定する物資のうち、乙が保有している物資又は調達することができる物資を提供すること。

（要請手続き）
第３条　第１条の要請は、要請書（様式第１号）によるものとする。 ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の引渡・撤去）
第４条　物資の引渡場所は、甲乙協議のうえ定めるものとし、甲は、当該引渡場所に職員等を派遣し、乙の提出する納品書（様式第２号）に基づき確認のうえ、物資を引き取るものとする。

（経費負担）
第５条　甲の要請に応じて乙が行った協力に要する物資の経費及び物資の運搬に要した経費は、甲の負担とし、乙は協力の終了後に当該経費を書面により甲に請求するものとする。
２　前項に規定する経費負担の額は、災害の発生直前における適正な価格を基準として算出する。

（防災啓発活動）

第６条　乙は、次に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

（１）　甲が実施する防災啓発事業。

（２）　甲が実施する防災訓練への参加。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、平成３１年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成３０年１１月１３日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
　　鳴門市

　　鳴門市長　　○○○○

乙　福岡市博多区博多駅東二丁目１０番１号
　　第一福岡ビルＳ館４階
　　株式会社　コスモス薬品

　　代表取締役社長　　○○○○

（様式第１号）

年　　月　　日

株式会社　コスモス薬品　　様

鳴　門　市　長

災害時等における物資等の供給要請書

災害時等における協力に関する協定書第２条に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

品　目	数　量	引渡し場所	備　考

担当者欄	鳴門市災害対策本部 （　　部　　課） （担当者） 氏　名　　印

（様式第２号）

年　　月　　日

(宛先)
鳴　門　市　長

株式会社　コスモス薬品
(担当者)
氏　名　　印

物　資　納　品　書

　　年　　月　　日付、災害時等における物資等の供給要請書により、次の物資を納品いたします。

品　目	数　量	引渡し場所	備　考

確認欄	上記、確認いたしました。	鳴門市災害対策本部 (　　部　　課) (担当者) 氏　名　　印

別表

医薬品　　第一類医薬品

医療雑貨

健康食品

化粧品

日用品

食料品・飲料水

災害時における福祉用具等物資の供給に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と一般社団法人 日本福祉用具供給協会（以下「乙」という。）は、災害時における福祉用具等物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、甲の区域内で災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害が発生した場合（以下「災害時」という。）において、甲が避難所等において必要とする介護用品、衛生用品等（以下「福祉用具等物資」という。）の供給を、乙から受けることに関して必要な事項を定めるものとする。

（福祉用具等物資の内容）
第２条　甲が乙に要請する災害時の福祉用具等物資の内容は、別表のとおりとする。
２　乙は、甲の要請があったときは、別表に掲げる福祉用具等物資以外の物資の供給についても可能な範囲で協力するものとする。

（福祉用具等物資供給の要請手続）
第３条　甲の乙に対する要請手続きは、別紙様式「福祉用具等物資供給要請書（以下「要請書」という。）」をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭・電話等をもって要請し、事後要請書を提出するものとする。

（引渡し）
第４条　福祉用具等物資の引き渡し場所は、甲乙協議の上決定するものとし、当該場所において甲が確認して引き取るものとする。

（福祉用具等物資の適合確認）
第５条　福祉用具等物資の適合確認は甲の要請に対し必要に応じて、乙の福祉用具専門相談員が、現地の状況や災害時要配慮者の状態に合わせて福祉用具等の適合を確認するものとする。

（福祉用具等物資の運搬）
第６条　福祉用具等物資の運搬は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

（車両の通行）
第７条　甲は、乙の指定する者が物資を運搬又は供給する際には、警察等の関係機関への連絡を行い、乙の車両を緊急通行車両として通行できるように支援するものとする。

また、甲は、乙が燃料・車両等の輸送手段の確保が困難な場合には、協力を行うものとする。

（損害の負担）
第８条　本協定に基づく協力の実施にあたり損害（物資の紛失、福祉用具等が原因となる事故等）が生じたときは、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

（費用）
第９条　乙が供給した福祉用具等物資及び乙の指定する者が行った運搬等の費用については甲が負担するものとする。
２　前項に規定する費用は、災害時直前の平常時における適正な価格を基準とし、甲乙協議の上決定するものとする。
３　甲は、前２項の規定に基づき、乙から支払請求書を受理したときは、速やかに支払うものとする。ただし、甲が予算措置を必要とする場合は、予算措置後速やかに支払うものとする。

（情報連絡体制の確認）
第１０条　甲及び乙は、災害時における円滑な協力を図るため、毎年４月３０日までに同月１日の担当者を文書で報告するものとする。

（平常時の防災活動への協力）
第１１条　乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。
(1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加
(2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

（有効期間）
第１２条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかから申出がないときは、この協定は期間満了日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（疑義の決定）
第１３条　本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成２７年１１月１３日

甲 徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市長　　泉　　理彦

乙 東京都港区浜松町２丁目７番15号
一般社団法人　日本福祉用具供給協会　　理事長　小野木　孝二

別表（第２条関係）

福祉用具等 物資の内容	介護用品、衛生用品、食事用品、トイレ・おむつ用品、 特殊寝台及び付属品、車椅子及び付属品、床ずれ防止用具、 体位変換器、手すり、スロープ、歩行器、歩行補助杖、 移動用リフト、医療関連用品　等

別記様式（第３条関係）

福祉用具等物資供給要請書（第　　回）

年　　月　　日

一般社団法人　日本福祉用具供給協会
理事長　　様

鳴門市長　　印

災害時における福祉用具等物資の供給等協力に関する協定第６条に基づき、下記のとおり物資の供給を要請します。

記

1　緊急に物資供給の必要が生じた理由

2　供給を必要とする物資の内容

必要とする物資の内容	数量	備考

3　引渡し場所

4　連絡先

災害発生時における福祉避難所の指定及び開設等に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と……（以下「乙」という。）とは、災害時における福祉避難所の指定及び開設等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、甲が乙の運営する施設を福祉避難所としてあらかじめ指定し、鳴門市内に災害が発生し災害時要援護者が避難生活を余儀なくされた際に、乙に対し、福祉避難所の開設・運営に関する協力を要請するにあたり必要な事項を定めることを目的とする。

（利用対象者）

第２条　この協定における避難生活の支援対象となる者（以下「対象者」という。）は、原則として、福祉施設や医療機関に入所又は入院するに至らない在宅の要援護者（介護を要する者にあっては、その家族等の介護者１名を含む。）で、一般の避難生活において何らかの特別な配慮を必要とする者をいう。

（指定する施設）

第３条　甲が福祉避難所として指定する施設は、次に掲げる施設とする。

施　設　名	所　　在

（福祉避難所の開設要請）

第４条　甲は、災害が発生し、福祉避難所を開設する必要がある場合は、乙に対して福祉避難所の開設を要請するものとする。

２　甲は、前項の規定により福祉避難所の開設を要請する場合は、乙に対して福祉避難所開設要請通知書（様式第１号）で通知するものとする。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

（福祉避難所の開設）

第５条　乙は、前条の要請を受けたときは、当該施設の職員の参集状況及び被災状況に応じて、福祉避難所を開設するものとする。

（対象者の移送）

第６条　甲の要請に基づき、乙が受入れを了承した場合、福祉避難所への要援護者の移送は、原則として当該対象者の家族等の介護者と避難支援者が行うものとする。

（福祉避難所の運営）

第７条　乙は、福祉避難所の運営にあたっては、次に掲げる業務を履行するものとする。

（１）要援護者への相談等に応じる介助員等の配置及び要援護者の日常生活上の支援

（２）要援護者の状況の急変等に対応できる体制の確保

（福祉避難所の開設期間）

第８条　福祉避難所の開設期間は、原則として災害発生の日から７日以内とする。ただし、災害規模や被災状況に応じ、開設期間を延長する必要がある場合は、甲乙協議のうえ、開設期間の延長を行うことができるものとする。

２　甲は、前項の規定により福祉避難所の延長を依頼する場合は、その旨を福祉避難所使用許可期限延長申請書（様式第２号）又は口頭で通知するものとする。

（費用の負担）

第９条　甲は、乙に対し、福祉避難所の管理運営に要した費用であって、次に掲げるものに

ついて費用負担をするものとする。
（１）施設職員等に要する人件費（夜勤、宿直等に要する費用を含む。）
（２）施設にて管理している生活必需品等の物品の費用
（３）その他、甲乙協議の上で必要と認められる経費

（物資の調達等）

第１０条　甲は、日常生活用品、食料、介護必需品及び医薬材料等の福祉避難所の運営に必要な物資の調達に努めるものとする。ただし、甲の供給体制が確立するまでの期間においては、乙が保有するこれらの物資の提供について協力を要請することができる。

２　甲は、乙が対象者を適切に介護できるよう看護師、介護員、ボランティア等の介助者の確保に努めるものとする。

（早期閉鎖への努力）

第１１条　甲は、乙が早期に本来目的の活動を再開できるよう配慮するとともに、福祉避難所の早期閉鎖に努めるものとする。

（福祉避難所の閉鎖）

第１２条　甲は、災害対応等が収束した場合は、速やかに福祉避難所を閉鎖する。

２　甲は、前項に基づき福祉避難所を閉鎖する場合は、乙に対し福祉避難所使用終了届（様式第３号）を提出するとともに、その施設を現状に復し、乙の確認を受けるものとする。

（個人情報の保護）

第１３条　甲及び乙は、福祉避難所の管理運営にあたり業務上知り得た要援護者等またはその家族等の固有の情報を漏らしてはならない。

２　前項に規定する個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を尊守しなければならない。

（疑義の解決）

第１４条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じた場合は、甲、乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第１５条　この協定の有効期間は、協定を締結した日から　　年　　月　　日までとする。ただし、有効期間満了の２月前までに甲または乙から何らの意思表示がないときは、この協定は、なお、１年間効力を有するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙記名押印の上、各１通を保有するものとする。

年　　月　　日

（甲）鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市
鳴門市長　　泉　　理　彦

（乙）……
……
……

別記　個人情報取扱特記事項

（基本的事項）

第１　乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による業務を処理するための個人情報の取り扱いに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適切に取り扱わなければならない。

（個人情報の漏えい防止及び事故防止）

第２　乙は、この契約による業務に係る個人情報の漏えい、滅失、改ざん及びき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（再委託の禁止）

第３　乙は、この契約による業務を処理するための個人情報を自ら取扱うものとし、甲の承諾があるときを除き、第三者に取り扱わせてはならない。

（目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第４　乙は、甲の指示または承諾があるときを除き、この契約による業務に関して知り得た個人情報を当該業務を処理するため以外に利用し、または第三者に提供してはならない。

（複写及び複製の禁止）

第５　乙は、甲の指示または承諾があるときを除き、この契約による業務を処理するために甲から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、または複製してはならない。

（事故発生時におこる報告義務）

第６　乙は、この個人情報取扱事項に違反する事態が生じ、または生ずるおそれがあることを知ったときは、直ちに甲に報告し、甲の指示に従うものとする。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（立入検査等）

第７　甲は、乙がこの契約による業務を行うに当たり、取り扱っている個人情報の状況について必要があると認めるときは、立入検査または随時調査をすることができる。

（提供資料の返還義務）

第８　乙は、この契約による業務を処理するため甲から貸与され、または乙が収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を、この契約の終了後直ちに甲に返還し、または引き渡すものとする。ただし、甲が別に指示したときは、当該指示に従うものとする。

（秘密の保持）

第９　乙は、この契約による業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または不当な目的に使用してはならない。この契約が終了し、または解除された後においても同様とする。

（従事者への周知）

第１０　乙は、この契約による業務をしている者に対して、在職中及び退職後においても当該業務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、または目的以外に使用してはならないこと等、個人情報の保護に関し必要な事項を周知させなければならない。

（契約の解除及び損害保険）

第１１　乙がこの個人情報取扱特記事項に違反したことにより甲が損害を被ったときは、甲は直ちにこの契約を解除するものとする。

様式第１号

鳴　　第　　号
年　月　日

鳴門市長

福祉避難所開設要請通知書

災害発生時における福祉避難所の指定及び開設等に関する協定書第４条の規定により、災害時における福祉避難所として、下記のとおり開設することを要請します。

記

開　設　日　時	年　月　日　時から 年　月　日　時まで
利用対象者人数	合計　名（要援護者　名・介助者　名） 災害時要援護者情報は、別紙のとおり
そ　の　他	

連絡先
部　課
担当：
電話：

様式第２号

鳴　　第　　号
年　月　日

鳴門市長

福祉避難所使用許可期限延長申請書

このことについて、災害発生時における福祉避難所の指定及び開設等に関する協定書第８条の規定により、下記のとおり福祉避難所開設使用許可期限の延長をお願いします。

記

延長日時の予定	年　月　日　時から 年　月　日　時まで
利用対象者人数	合計　名（要援護者　名・介助者　名）
延長の理由	
そ　の　他	

連絡先
部　課
担当：
電話：

様式第３号

鳴　　第　　号
年　　月　　日

鳴門市長

福祉避難所使用終了届

災害発生時における福祉避難所の指定及び開設等に関する協定書第１２条の規定により災害時における福祉避難所の使用について、下記のとおり終了したことを届け出ます。

なお、福祉避難所として使用していた施設については、現状に復します。

記

１　終了日時

年　　月　　日　　時まで

２　連絡先

部　　課　　担当　　電話

徳島県排出油等防除協議会会則

（目　的）

第１条　この協議会は，海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和４５年法律第１３６号）第４３条の６第１項の協議会として，主として徳島県沿岸海域において大量の油又は有害液体物質が排出した場合の防除活動に必要な事項を協議し，事故に関する情報を共有しつつ，会員がそれぞれの立場で行う防除活動の調整を実施し，もって排出された油又は有害液体物質による被害の極限化を図ることを目的とする。

（協議会の名称）

第２条　この協議会の名称を「徳島県排出油等防除協議会」（以下「協議会」という。）とする。

（協議会の業務）

第３条　協議会は，次の業務を行う。

(1)　排出油等の防除計画の策定

イ　情報の共有化

ロ　人員，船艇及び防除資機材等の動員に関する調整

ハ　出動船艇相互間の通信連絡

ニ　その他必要事項

(2)　排出油等の防除に必要な設備及び防除資機材等の整備の推進

(3)　排出油等の防除活動の連携の推進

(4)　排出油等の防除に関する技術の調査及び研究

(5)　排出油等の防除に関する研修及び訓練の実施

(6)　その他排出油等の防除に関する重要事項の協議

(7)　その他排出油等の防除に必要な事項

（組　織）

第４条　協議会は，会長，副会長及び会員をもって構成する。

２　会長は，徳島海上保安部長をもってあて，会務を総理する。

３　副会長は，徳島県危機管理局長をもってあて，会長を補佐する。

４　会員は，徳島県沿岸海域において排出油等の防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員とする。

（会　議）

第５条　協議会の会議は，定例会議及び臨時会議とし，会長が招集する。

２　定例会議は年１回開催し，臨時会議は必要がある場合開催する。

（地区協議会）

第６条　協議会の円滑かつ実効ある活動を確保するため，鳴門，徳島，小松島，阿南及び海部の５地区に地区協議会を置く。

２　地区協議会は，原則として各地区において排出油等防除に関係ある別表に掲げる機関の長又はその指定する職員によって構成する。

３　地区協議会に，地区会長及び地区副会長を置く。

４　地区会長及び地区副会長は，地区内の市，町又は消防機関の中から会長が指名する。

５　地区協議会に必要な細則は，別に定める。

（資料の提出等）

第７条　会員は，排出油等の防除に必要な次の資料を年１回（４月１日現在）会長へ提出する。

ただし，防除能力に大幅な変更又は連絡系統に変更等があった場合には，その都度，会長へ報告する。

①　設備及び資機材の整備並びに保有状況

②　情報連絡体制（連絡担当者，昼夜間時の連絡先）

③　その他必要な事項

２　会長は，資料を取りまとめ，会員へ配付するとともに，協議会と地理的に隣接する協議会（以下「隣接協議会」という。）にも配付する。

（訓　練）

第８条　排出油等の事故発生時における会員の防除活動を演練するため，毎年１回以上訓練を実施する。

（情報提供）

第９条　会長は，大量の油又は有害液体物質の排出があったとき，若しくはそのおそれがあるときは，別に定める連絡系統により会員に対し，すみやかに事故に関する情報を提供するものとする。

（防除活動等）

第１０条　会員は，それぞれの立場に応じて，事前に調整された排出油等の防除活動，二次災害防止等の対策を実施するものとする。

（隣接協議会等との協力）
第１１条　協議会は，隣接協議会等との「排出油等防除の相互応援に関する協定書」に基づき，排出油等防除活動に関し相互に協力するものとする。

（総合調整本部の設置及び活動の調整）
第１２条　会長は，会員による排出油等防除活動が行われる場合，必要に応じて，総合調整本部を設け，情報の共有化を図るとともに，防除活動の調整を行うものとする。
２　会長は，必要に応じて，原因者，ＰＩ等の保険機関担当者（保険査定人を含む。），独立行政法人海上災害防止センターの職員及びその他防除措置を講ずるために有効であると認められる者等協議会会員以外の関係者も総合調整本部に参加させることができる。

（活動状況の連絡）
第１３条　会長は，会員及び隣接協議会の会員が出動している場合，その状況に応じて活動状況について各会員に連絡する。

（災害対策本部等との連携）
第１４条　前条の総合調整本部は，災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２３条第１項に基づく「災害対策本部」又は石油コンビナート等災害防止法（昭和５０年法律第８４号）第２９条第１項に基づく「石油コンビナート等現地防災本部」等が設置された場合には，当該本部と密接な連携のもとに活動を行う。

（経費の求償）
第１５条　排出油等の防除活動に要した経費の求償は，それぞれの会員が行うものとし，協議会は必要に応じて事務が円滑に行われるよう調整を図るものとする。

（災害補償）
第１６条　排出油等防除活動に出動した者が，そのために死亡し，負傷し若しくは疾病し，又は著しい障害を有することとなった場合における災害補償については，法令に別段の定めがあるもののほか，当該被災した者が所属する会員（機関）があたるものとする。

（排出油防除計画に係る意見の提出）
第１７条　協議会は，海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律第４３条の６第２項の規定に基づき，会員の協議により必要と認める場合は，徳島県沿岸海域に係る同法第４３条の５第１項の排出油防除計画について，海上保安庁長官に対し意見を述べることができるものとする。

（経　費）
第１８条　協議会の運営に必要な経費は，会員である徳島海上保安部，徳島県及び市町が負担する。
ただし，会議において定めるところにより，他の会員にも負担させることができる。

（会　計）
第１９条　会長は，協議会における毎年度の経費の歳入歳出予算を，その年度の定例会議に提出し，承認を受けなければならない。
２　会長は，経費の歳入歳出の収支計算書，金銭出納簿等を備え，協議会の出納の一切をこれに登録し，収入支出証拠を保存しなければならない。
３　会長は，毎年度末における歳入歳出の収支決算書を調整して，定例会議に提出し，会員の承認を受けなければならない。
（庶　務）
第２０条　協議会の庶務は，徳島海上保安部において行う。

（協　議）
第２１条　この会則に疑義が生じた場合又はこの会則に定めのない事項について協議の必要がある場合は，その都度協議し決定する。

付　　則
この会則は，平成９年７月１４日から施行する。
改　　正
平成１０年９月１日
平成１２年３月１日
平成１３年４月１日
平成１６年６月２８日
平成１７年５月３０日
平成１９年５月２２日
平成２０年６月１３日

徳島県排出油等防除協議会　運営要領

1　防除活動の範囲について（第１条関連）

防除活動の範囲は，原則として徳島県沿岸海域とするが，その海域以外で発生した排出油等についても，徳島県沿岸海域に重大な影響を及ぼすおそれがあると認められる場合及びその排出油等が発生している隣接協議会等から資機材の動員要請があった場合，会長は，副会長及び地区会長と協議し対応する。

2　地区協議会について（第６条関連）

会則第６条第５項に基づく細則は，別添１のとおりとする。

3　資料の提出について（第７条関連）

(1)　排出油等防除に必要な施設及び資機材の整備並びに保有状況等に関する資料は，別添２により整理するものとし，会員はこの様式により資料の提出を行う。

(2)　会長は，その他排出油等の防除に関する資料が必要と認める場合には，その都度会員に対し，必要事項の調査及び資料の提出を要請する。

(3)　会長は，協議会の業務に資するため，隣接協議会から配付された資料についても，これを会員に配付する。

4　訓練について（第８条関連）

(1)　訓練は，会議の承認を得て実施する。

(2)　訓練は，原則として２～３年間に各地区が参加できる訓練とする。

(3)　訓練に要する経費については，原則として訓練に参加する機関が個々に負担する。

5　情報提供について（第９条関係）

(1) 会長は，大量の油若しくは有害液体物質が排出され，又は排出のおそれがある場合には，その量（予想量），排出場所等を関係会員に対し通知する。

(2) 情報の通知手段は，別途各地区排出油等防除計画に定めるものとする。

6　排出油等防除活動の実施について（第 10 条関連）

(1) 会員がそれぞれの立場で行う排出油等防除活動等は，各会員の能力，権限に応じて，おおむね次のとおりとする。なお，各会員の実施可能な標準的活動等の内容は，次に参考掲載する。

① 情報の収集及び伝達

イ　事故に関すること。

ロ　付近海域及び地域に関すること。

ハ　原因者の措置等に関すること。

ニ　その他排出油等防除活動に必要なこと。

②　警戒区域の安全対策

イ　警戒区域の設定

ロ　火気使用の制限

ハ　航行の制限，管制，立入禁止

ニ　移動命令，避難命令

③　広報活動

イ　沿岸住民，漁業関係者及び船舶等への広報

ロ　報道機関への広報

④　排出油等防除資材の提供及び輸送

オイルフェンス，油処理剤，油吸着材等の提供及び輸送

⑤ 排出油等防除作業

イ　排出源の油等瀬取り等排出防止作業

ロ　オイルフェンス等の展張作業

ハ　油処理剤，油吸着材等による排出油等の除去作業

ニ　油回収船等による排出油等の回収作業

ホ　砂浜，構造物等の沿岸及び海岸施設の清掃作業

⑥　廃棄物等の処理

イ　使用済み吸着材等の処理

ロ　回収油等の処理

⑦　人命救助及び救護作業

(2)　防除活動等を行う会員は，使用する資機材の量，出動人員及び船艇名，出動予定時間，現場到着時間，現場責任者及び連絡手段（携帯電話等）等，排出油等防除活動勢力の把握に必要な事項を総合調整本部に連絡する。なお，出動勢力等に変更を生じた場合も同様とする。

(3) 防除活動等を行う会員の現場責任者は，総合調整本部と逐次連絡をとり，現場の状況及び作業の進捗状況を報告するとともに，必要な情報を入手して排出油等防除活動を実施する。

なお，会長は，通信手段を有しない船艇等に対しては，海上保安官等無線機を保有する者を同乗させること等により，連絡手段の確保を図る。

7　総合調整本部の設置等について（第１２条関連）

(1)　設置場所は，徳島海上保安部又は事故現場に近い適当な事務所等とする。

(2)　構成は，原則として出動機関の職員及び原因者（防除費用負担義務者）の代表者によるが，必要に応じ，会員以外の者を参画させることができる。

(3)　総合調整本部では，次の業務を行う。

①　事故実態の把握及び防除活動に必要な情報の収集・分析・整理

②　排出油等防除活動計画に関する調整

③　排出油等防除活動の把握，調整，推進及び記録

④　会員以外の機関等との調整

⑤　広報に関する事項

⑥　その他必要な事項

(4)　会長は，総合調整本部を設置したとき，若しくは設置するときは，関係会員等に対し通知するものとする。

情報の通報手段は，別途「各地区排出油等防除計画」に定めるものとする。

8　経費の求償について（第１５条関連）

(1)　防除活動を行った会員は，それぞれ当該活動に要した経費を積算し，その算出基礎となる資料を添えて原因者（防除費用負担義務者）へ求償する。

(2)　会長は，防除活動等を行った会員が行う経費求償について問題が生じた場合，その事務が円滑に行われるよう調整を図る。

この際，会長は，前項に定める積算資料等を当該会員に提出させることができる。

9　会計について（第１９条関連）

(1)　協議会の経費の会計庶務は，協議会会則第１９条の規定に準じて，徳島海上保安部が行う。

(2)　上記会計の監査については，小松島地区会長が行い，会長は，収支決算書に同監査の結果報告書を添えて，定例会議に提出する。

別添１

徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則

１　地区協議会の名称は，次のとおりとする。
　徳島県排出油等防除協議会鳴門地区協議会
　　〃　　徳島地区協議会
　　〃　　小松島地区協議会
　　〃　　阿南地区協議会
　　〃　　海部地区協議会

２　各地区の区域は，次のとおりとする。
(1) 徳島県排出油等防除協議会鳴門地区協議会
　鳴門市消防本部及び板野東部消防組合消防本部の活動区域とする。
(2) 徳島県排出油等防除協議会徳島地区協議会
　徳島市消防局の活動区域とする。
(3) 徳島県排出油等防除協議会小松島地区協議会
　小松島市消防本部の活動区域とする。
(4) 徳島県排出油等防除協議会阿南地区協議会
　阿南市消防本部の活動区域とする。
(5) 徳島県排出油等防除協議会海部地区協議会
　海部消防組合消防本部の活動区域とする。

３　地区協議会は，次の業務を行う。
(1) 地区の実態に即した排出油等防除計画の策定
(2) 排出油等防除に必要な設備及び資機材の整備・促進
(3) 排出油等防除に関する訓練の立案及び実施
(4) 排出油等防除の実施
(5) 総合調整本部が事故発生時に策定する排出油等防除活動計画に対する助言
(6) その他排出油等防除に必要な事項

４　地区会長は地区協議会の業務を統括し，地区副会長はこれを補佐する。

５　地区協議会の会議は，必要に応じ，地区会長が招集し開催する。

６　地区協議会の庶務は，主として徳島海上保安部警備救難課で行うが，地区会長となる市町又は消防機関はこれに協力する。

徳島県排出油等防除協議会

鳴門地区排出油等防除計画

1　目　　的

この防除計画は、徳島県排出油等防除協議会地区協議会細則第３条第１項に基づき策定するもので、鳴門地区協議会活動海域において大量の油又は有害液体物が排出した場合の防除活動並びに他の地区協議会活動海域等で大量の油又は有害液体物質が排出した場合の応援活動を円滑かつ実効あるものとし、もって排出油等による被害の局限を図ることを目的とする。

2　組織及び指揮

(1)　組織の編成

イ　組　織

鳴門地区協議会に鳴門地区協議会排出油等防除組織図（図１）のとおり、「総合調整本部」、「情報収集班」、「資機材調達班」、「海上防除班」、「沿岸防除班」及び「庶務班」設置する。

ロ　総合調整本部

「総合調整本部」は、次の業務を行う。

a．排出油等防除活動計画の策定

b．排出油等防除活動の総合調整

c．隣接地区協議会への応援等の調整

d．その他

ハ　「情報収集班」は、排出油等の状況に関する情報の収集・分析を行う。

ニ　「資機材調達班」は、防除資機材等の確保及び積込み等を行う。

ホ　「海上防除班」は、海域における排出油等防除作業を行う。

ヘ　「沿岸防除班」は、沿岸漂着油の除去作業を行う。

ト　「庶務班」は、広報及び回収油等保管場所の確保等各班業務の支援を行う。

(2)　情報提供

イ　協議会会長は、地区協議会を通じて会員へ情報提供するものとする。

ロ　地区会長は、協議会会長から情報提供があった場合、その情報に基づき、速やかに総合調整本部を開催し、各班班長を通じて、会員はそれぞれの立場に応じて事前に調整された排出油等の防除活動を実施する。

3　連絡系統等

情報の伝達

排出油等に関する情報の伝達は、徳島海上保安部から関係する機関に対し、Ｆネット（ｉファックス）による一斉同時通信により行うものとする。

なお、必要に応じ、この通報に併せて出動可能な人員及び拠出可能な油防除資機材等の調査【注】を行う。

但し、Ｆネットによる一斉同時通報が不可能となった場合の情報伝達は、図２（＊「徳島県排出油等防除協議会情報伝達図」参照）の情報伝達系統によるものとする。

【注】・・・出動可能な人員、拠出可能な油防除資機材等の回答様式は、別紙１のとおりとする。

4　排出油等防除活動要領

(1)　初動体制

イ　大量の油又は有害液体物質の排出を生じさせた船舶の船長又は油保管施設の管理者は、法律により速やかに、次の事項を徳島海上保安部へ通報しなければならないこととなっているが、同事故を認めた会員も、同じく確認できる範囲で通報を行う。

a．排出油等の排出のあった日時及び場所

b．排出した油等の量及び拡散の状況

c．当該船舶の船名、船種、総トン数、船籍港並びに船長及び船舶所有者の氏名・住所又は当該施設の名称、所在地及び設置者の氏名等。

d．当該船舶又は施設の破損状況等

e．その他参考事項

ロ　通報を受けた徳島海上保安部は、必要に応じ協議会会員に対し、その旨を図２の連絡系統に従い連絡を行うとともに、速やかに巡視船艇及び航空機等により調査・確認を実施する。

ハ　排出油等の状況調査等の結果に基づき、協議会会長から地区会長へ事故に関する情報の提供があった場合地区会長は速やかに総合調整本部を開催し、防除体制を整える。

(2)　防除体制

イ　防除資機材の確保

①　総合調整本部の調整により出動することとなった会員は、出来る限り速やかに、表１（＊「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照）に掲げる防除資機材の内、提供依頼のあった資機材等を提供搬送するとともに、搬送数量、搬送先及び搬送完了時刻等を「資機材調達班」へ報告する。

②　報告を受けた「資機材調達班」は、前記報告内容等を表２へ記録する。

ロ　防除資機材の運搬

防除資機材の運搬は、原則として表１（＊「徳島県排出油等防除協議会会員油防除資機材等保有量及び供給計画表」参照）に掲げる手段により搬送するが、防除資機材の種類によって搬送手段を有しない会員については、速やかに「資機材調達班」へ連絡を行い、「資機材調達班」の手配する輸送手段により搬送する。

なお、搬送先は、別紙２－１記載の各地区の搬送先又は資機材調達班班長が指定する場所とする。

ハ　防除活動

排出油等防除活動計画は、別添「排出油防除技法」（省略）等を参考に策定するが、概ね、次のとおりとする。

①　拡散防止

排出油等の拡散防止は、漁船又は作業船等によりオイルフェンスを展張し行う。

なお、オイルフェンスの展張方法については、地形及び気象・海象状況等により決定する。

②　排出油等の回収及び処理

排出油等の回収は、海域にあっては巡視船艇、漁船及び作業船等、沿岸部にあっては人海戦術等により、次の手法をもって行う。

a. 油回収船及び回収機器等による回収
b. 吸着マットによる回収
c. 高粘度油回収装置による回収
d. ひしゃく等による回収
e. 油処理剤による処理
f. 油ゲル化剤による処理
g. 航走攪拌による処理
h. その他

③その他

a. 排出油等の防除作業に従事する機関は、「海上防除班」又は「沿岸防除班」に対し、随時、活動状況等を報告する。
b. 報告を受けた「海上防除班」及び「沿岸防除班」は、防除活動の状況を表３へ記録する。

４　そ　の　他

(1)　排出油等防除作業に従事する機関は、現場で防除活動を実施する責任者の連絡先（携帯電話の番号等）を「海上防除班」又は「沿岸防除班」へ事前に連絡する。

(2)　別紙２－２記載の各地区の通信手段保有機関は、排出油等防除作業に従事する機関のうち通信手段を保有していない機関に対しては、極力、通信手段を有する職員を同行させる等の措置を講じる。

別紙1

出動可能な人員、拠出可能な油防除資機材等の回答様式

徳島県排出油等防除協議会事務局　あて

（ FAX　0885－33－2245 ）

機関名＿＿＿＿＿＿＿＿

出動可能な人員、拠出可能な油防除資機材等

1　出動可能人数（　　名）

（1）代表者

（2）通信手段

①　携帯電話　　（電話番号）＿＿＿＿＿＿

②　無線機　　（周波数）＿＿＿＿＿＿

2　拠出可能資機材等

（1）トラック　＿＿台　（　トン積み）＿台　（　トン積み）

（2）船舶　＿＿隻　（用途）＿＿＿＿

（3）資機材等

①　オイルフェンス　＿＿＿＿型　＿＿＿＿M
②　吸着マット　＿＿＿＿＿＿＿＿枚
③　油処理剤　＿＿＿＿＿＿＿＿L
④　ひしゃく　＿＿＿＿＿＿＿＿本
⑤　その他　＿＿＿＿＿＿＿＿

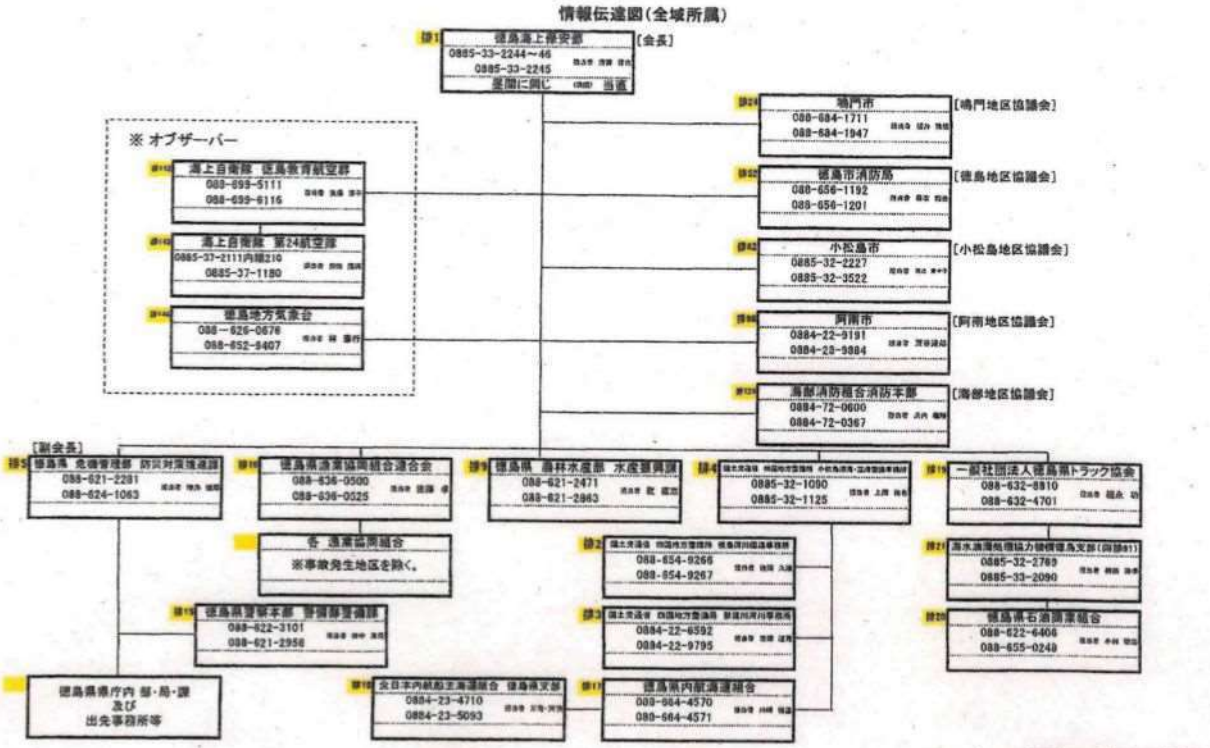

図2[全域]

＜徳島県排出油等防除協議会　令和７年７月４日現在　情報伝達図より抜粋＞

別紙 2

各地区の搬送先等

1 各地区の搬送先

地区名	搬送先部揮入文章
鳴門地区	亀浦港公共岸壁，撫養港公共岸壁，粟津港大津岸壁，今切港長原地区物揚場，今切港老門地区物揚場
徳島地区	末広公共埠頭，川内地区物揚場，今切港老門地区物揚場
小松島地区	小松島港新港１万トン岸壁
阿南地区	橘港西浜公共岸壁
海部地区	由岐漁港，日和佐港，牟岐漁港，浅川港，鞆奥漁港，宍喰漁港

2 各地区の通信手段保有機関

地区名	通信手段保有機関部揮入文章
鳴門地区	徳島海上保安部，鳴門市消防本部又は板野東部消防組合消防本部
徳島地区	徳島海上保安部，徳島市消防局
小松島地区	徳島海上保安部，小松島市消防本部
阿南地区	徳島海上保安部，阿南市消防本部
海部地区	徳島海上保安部，海部消防組合消防本部

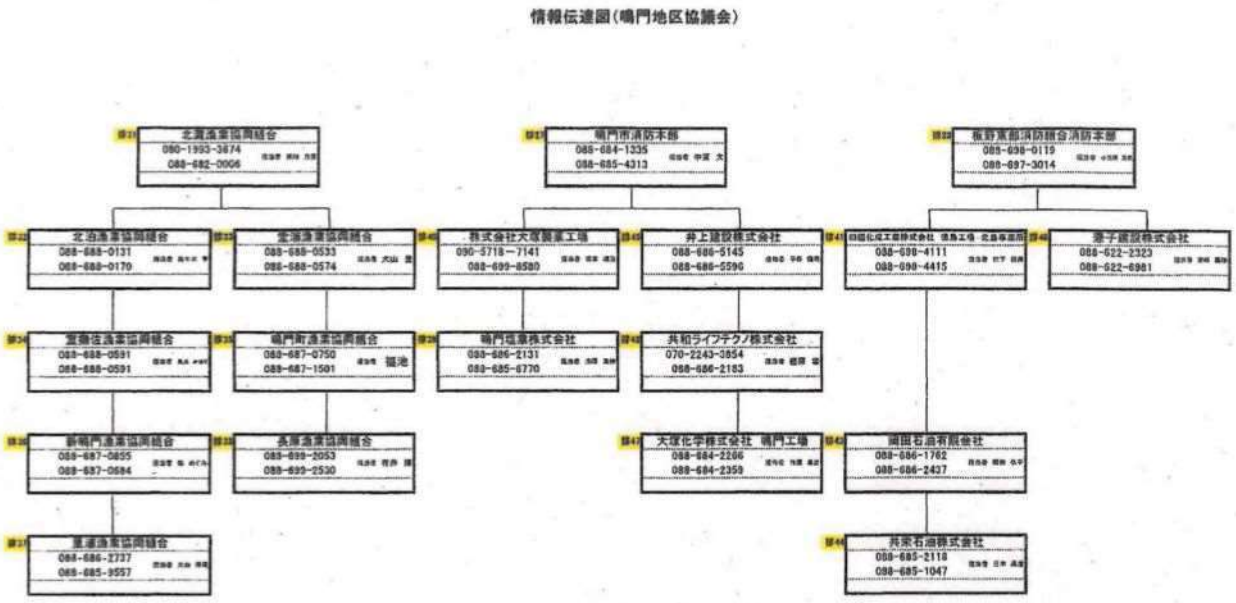

＜徳島県排出油等防除協議会　令和７年７月４日現在　情報伝達図より抜粋＞

別紙　鳴門地区(漁協、企業等)

図2[鳴門]

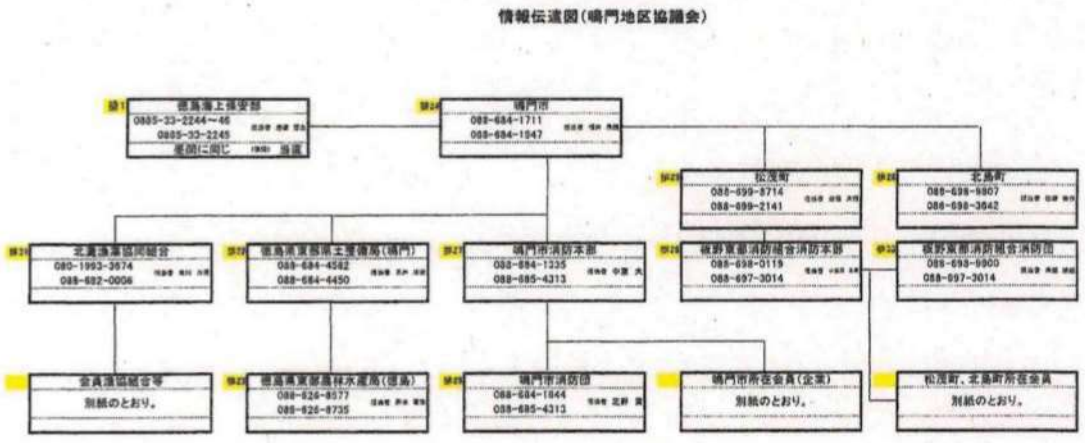

＜徳島県排出油等防除協議会　令和７年７月４日現在　情報伝達図より抜粋＞

図2[鳴門]

災害時の協力に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と鳴門建設業協会（以下「乙」という。）は、災害時における各種協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鳴門市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、鳴門市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策への乙の協力を円滑に実施することを目的とする。

（協力の内容）

第２条　鳴門市内で大規模な災害が発生した場合において、甲から乙に対し協力の要請があったときは、乙は甲に対し次の各号に掲げる内容により協力を行うものとする。

（１）被災情報の収集、整理、提供

（２）甲が管理する道路、河川、下水道及び建築物等（以下「公共施設」という。）の機能確保等、緊急を要する公共施設の応急復旧作業

（３）緊急を要する建設資機材の調達及び輸送

（４）技術者の確保及び派遣

（５）その他甲が必要と認める応急復旧作業

（事前措置）

第３条　乙は、甲の要請に対し速やかに対応するため、次の各号に掲げる事項について事前措置を行うものとする。

（１）組織内の支援体制の整備

（２）会員等からの情報収集体制の整備

（３）出動可能な建設資機材及び技術者等についての実態把握

（要請の方法）

第４条　甲は、乙に対して協力を要請するときは、要請する活動の内容、日時、場所及びその他必要な事項を明らかにし、文書により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（完了の報告）

第５条　乙は、第２条に定める協力要請に基づく活動（以下「支援活動」という。）を完了したときは、甲に対して文書により次の事項について報告するものとする。ただし、文書をもって報告する暇がないときは、口頭で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（１）支援活動に従事した人員数や支援に要した建設資機材の内訳

（２）支援活動の内容、期間及び場所

（３）その他必要事項

（経費の負担）

第６条　乙が支援活動に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　経費の算出方法については、災害発生時の直前における当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

３　情報提供等の出動を伴わない支援活動については、無償を基本とする。

（損害の負担）

第７条　乙の支援活動の際に生じた損害については、その賠償の責について甲乙協議して定めるものとする。

（経費の請求）

第８条　乙は、支援活動終了後、当該作業に要した実費を甲に請求するものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは内容を精査確認し、速やかにその費用を支払うものとする。

（協定の有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙のいずれかから申し出がない場合は、期間満了日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

（施行）

第１１条　この協定は、平成２５年 ２月 ７日から施行する。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年 ２月 ７日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市

鳴門市長　泉　理彦

乙　徳島県鳴門市撫養町立岩字六枚４３番地
鳴門建設業協会

会長　荒川　浩児

災害発生時における応急対策業務に関する協定書

鳴　　門　　市

一 般 社 団 法 人 日 本 石 材 産 業 協 会
徳 島 県 支 部

一 般 社 団 法 人 日 本 石 材 産 業 協 会

災害発生時における応急対策業務に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と一般社団法人日本石材産業協会徳島県支部（以下「乙」という。）及び一般社団法人日本石材産業協会（以下「丙」という。）は、災害発生時において復旧活動等に支障を及ぼす石材構造物の移設等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　本協定は、鳴門市内に災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合において石材構造物等による被害拡大防止を図るため、甲の要請により乙が実施する応急対策業務（以下「業務」という。）に係る基本的な事項を定めるものとする。
（業務の要請）
第２条　甲は、必要に応じて、乙に対して業務を要請することができる。
２　乙は、甲から業務の要請があった場合、地域貢献の観点から、丙が作成した「災害対策マニュアル」に基づき、最優先で業務を実施するものとする。
３　乙は、業務の実施に必要な人員等が不足すると判断した場合は、甲乙協議の上、丙に応援を要請することができる。
4　丙は、前項の応援要請を受けたときは、特別な理由がない限り、これに協力するものとする。
（業務の内容）
第３条　業務の内容は、次のとおりとする。
（１）　道路、河川、公園、学校、避難所等の市の管理施設等に残置される墓石、公共的価値を有する石碑・モニュメント等の石材構造物の撤去及び移設
（２）　大型重機が入構できない狭隘な箇所の小型重機での災害応急復旧活動
（３）　業務の実施に必要な資材等の確保
（４）　被害情報等の収集及び報告
（５）　その他甲が必要と認めるもの
（業務の要請）
第４条　甲は、業務を必要とする場合、乙に対して、原則として書面により要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は，口頭または電話等で要請し、後日速やかに書面を提出するものとする。
（業務の報告）
第５条　乙は、業務の実施にあたり、適宜その進捗状況について甲に報告するとともに、業務を完了した後、速やかに、その内容を書面により報告するものとする。
（連絡責任者）
第６条　甲、乙及び丙は、互いの意思疎通を迅速かつ円滑に行うため、あらかじめ連絡責任者を定めるとともに、異動等があった場合は、他の連絡責任者に対して、速やかに、その情報を提供するものとする。
（費用負担）
第７条　乙が業務の実施に要した費用については、甲が負担するものとする。

２　前項の費用は、「徳島県土木工事設計労務単価」を参考にするなどし、情勢価格を算定することを原則とした上で、甲乙協議の上、決定するものとする。

（損害賠償）

第８条　乙が、業務の実施に伴い、甲又は第三者に損害を与えたときは、その責めに帰すべき事由によるものを除き、甲乙協議の上、その賠償を行うものとする。

（災害補償）

第９条　業務に従事した者に、死亡、負傷、疾病等の健康被害が生じた場合、その損害賠償は、乙の責任により行うものとする。

（訓練等）

第１０条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

（有効期間）

第１１条　この協定の有効期間（以下「協定期間」）は、令和７年３月３１日までとする。ただし、協定期間が満了する１か月前までに、甲乙丙いずれからも書面による協定終了の意思表示が無い限り、１年間自動的に更新されるものとし、その後においても同様とする。

（協議）

第１２条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙丙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書３通を作成し、甲乙丙署名の上、各自その１通を保有する。

令和６年５月３１日

甲　　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　　徳島県徳島市金沢２丁目１－２８
一般社団法人日本石材産業協会徳島県支部
支部長　吉田　昌生

丙　　東京都千代田区神田多町２番９号
一般社団法人日本石材産業協会
会長　　森田　浩介

災害時における協力に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）とフレッセ鳴門支部（以下「乙」という。）は、災害時における各種協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鳴門市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、鳴門市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策への乙の協力を円滑に実施することを目的とする。

（協力の内容）

第２条　鳴門市内で大規模な災害が発生した場合において、甲から乙に対し協力の要請があったときは、乙は甲に対し次の各号に掲げる内容により協力を行うものとする。

（１）　公共施設等の応急復旧作業
（２）　公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物の除去作業
（３）　乙が覚知した被害情報の提供
（４）　その他甲が必要と認める応急復旧作業

（協力要請の手続き）

第３条　甲は、乙に対して前条に定める協力要請を行うときは、書面による協力要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後文書により提出するものとする。

（出動する組合員の身分）

第４条　乙から派遣される組合員は、乙からの依頼により支援業務に従事するものとする。

（支援活動及び事故の報告）

第５条　乙は、第３条に定める協力要請に基づく活動（以下「支援活動」という。）が完了した場合は、その支援活動の内容（以下「支援内容」という。）を、また乙から派遣される組合員が当該支援活動に起因して負傷したとき又は第三者に損害を与えたときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（経費負担）

第６条　この協定に基づく支援内容のうち、人件費、交通費及び燃料費等の支援活動に伴う諸経費については無償を基本とする。

２　建設資材に要する費用については有償とし、別途精算する。

３　前項に規定する費用は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として算出する。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲、乙から申し出がない場合は、この協定は期間満了日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２４年　７月２７日

甲　鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市

鳴門市長

乙　鳴門市撫養町南浜字蛭子前東 30-14
フレッセ鳴門支部

支部長

災害時における協力に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）とフレッセ大麻支部（以下「乙」という。）は、災害時における各種協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鳴門市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号。）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、鳴門市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策への乙の協力を円滑に実施することを目的とする。

（協力の内容）

第２条　鳴門市内で大規模な災害が発生した場合において、甲から乙に対し協力の要請があったときは、乙は甲に対し次の各号に掲げる内容により協力を行うものとする。

（１）　公共施設等の応急復旧作業
（２）　公共施設等の崩壊、倒壊及び損壊に伴う障害物の除去作業
（３）　乙が覚知した被害情報の提供
（４）　その他甲が必要と認める応急復旧作業

（協力要請の手続き）

第３条　甲は、乙に対して前条に定める協力要請を行うときは、書面による協力要請を行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後文書により提出するものとする。

（出動する組合員の身分）

第４条　乙から派遣される組合員は、乙からの依頼により支援業務に従事するものとする。

（支援活動及び事故の報告）

第５条　乙は、第３条に定める協力要請に基づく活動（以下「支援活動」という。）が完了した場合は、その支援活動の内容（以下「支援内容」という。）を、また乙から派遣される組合員が当該支援活動に起因して負傷したとき又は第三者に損害を与えたときは、速やかに文書により甲に報告するものとする。

（経費負担）

第６条　この協定に基づく支援内容のうち、人件費、交通費及び燃料費等の支援活動に伴う諸経費については無償を基本とする。

２　建設資材に要する費用については有償とし、別途精算する。

３　前項に規定する費用は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として算出する。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲、乙から申し出がない場合は、この協定は期間満了日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲、乙が協議して定めるものとする。

上記協定の証として、本書２通を作成し、甲、乙が記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２４年　７月２７日

甲　鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市

鳴門市長

乙　鳴門市大麻町牛屋島字中須 9-1
フレッセ大麻支部

支部長

災害時における建設機械等の提供及びその運転士の派遣に関する協定

鳴門市（以下「甲」という。）と松村重機建設株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における建設機械等の提供及びその運転士の派遣（以下「建設機械等の提供等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、鳴門市内に災害等が発生し、又は発生するおそれがある場合において、建設機械等の提供等を必要とするときは、乙に対し建設機械等の提供等を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、別紙様式１により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第２条　乙は、前条第１項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的に建設機械等の提供等を行うものとする。

２　乙は、前項の規定により建設機械等の提供等を実施した場合は、甲に対し、別紙様式２により報告するものとする。

（提供する建設機械等）

第３条　乙が甲に提供する建設機械等は、別表１に掲げるもののうち、乙が要請を受けた時点で提供可能なものとする。

（派遣する運転士）

第４条　乙が甲に派遣する運転士（以下「運転士」という。）は、前条の建設機械等を操縦する資格を持つものとし、災害現場において、甲の依頼による乙の指示に従い、建設機械等による応急復旧・災害救助活動等に従事するものとする。

２　運転士は、この協定による応急復旧・災害救助活動等が人命身体等に影響を及ぼすことを認識し、建設機械等の操作については特に注意をはらわなければならない。

（建設機械等の運搬及び引き渡し）

第５条　甲は、要請した建設機械等の引渡場所を指定し、当該引渡場所までの建設機械等の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　前項の規定による建設機械等の引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

３　甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（車両の通行）

第６条　甲は、乙が建設機械等を提供する場合には、当該建設機械等及びその運搬車両に対し、緊急通行車両証の発行手続きを速やかに行うなど可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

第７条　乙が提供した建設機械等の提供等に係る費用は、甲が負担する。

２　前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

３　乙は、前項の規定による第１項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。

（補償）

第８条　建設機械等の提供等の期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱うものとする。

（１）事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

（２）車両保険等が適用される場合の取扱いは、第９条の規定による。

（３）派遣する運転士が応急復旧・災害救助活動等のため死傷若しくは疾病にかかり、又は重度の障害を負った場合は、乙の労働者災害補償で補償を行うものとする。

（車両保険等の扱い）

第９条　乙は、建設機械等の提供等にあたり、乙の負担により自賠責保険、任意保険及び損害保険等に加入するものとし、甲は提供等の期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

２　前項の保険の適用を受けるに際し、かかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意又は重過失によって保険の適用を受けるに至った場合若しくは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

（資料の交換及び情報交換）

第１０条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料その他甲及び乙が必要と認める資料を適宜交換するものとする。

（平常時からの相互協力）

第１１条　甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかに建設機械等の提供等ができるよう、平常時から相互に協力するものとする。

（訓練等）

第１２条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。

２　前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（守秘義務）
第１３条　乙は、この協定による活動上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。活動を終えた後も同様とする。

（協定の効力）
第１４条　この協定の有効期間は、締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の日の３０日前までに、甲、乙いずれからもそれぞれ相互に対して文書による異議の申し出がないときは、更に１年延長するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

（その他）
第１５条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度、協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を所持する。

令和４年２月７日

甲　鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市
鳴門市長　　泉　理彦

乙　徳島市入田町安都真２９番地
松村重機建設株式会社
代表取締役　松 村 芳 紀

様式１（第１条関係）

年　月　日

松村重機建設株式会社
様

鳴門市長

災害時における建設機械等の提供及びその運転士の派遣要請書

災害時における建設機械等の提供及びその運転士の派遣に関する協定書第１条に基づき、次の通り要請します。

必要とする建設機械等（運転士の派遣を含む）	台数	引渡場所	引渡日時	備考

様式２（第２条関係）

年　月　日

鳴門市長　様

松村重機建設株式会社

災害時における建設機械等の提供及びその運転士の派遣実績報告書

災害時における建設機械等の提供及びその運転士の派遣に関する協定書第２条に基づき、次の通り提供した建設機械等及びその運転士の派遣の実績について報告します。

必要とする建設機械等（運転士氏名・生年月日）	台数	引渡場所	引渡日時	備考
（　　）				

別表１

災害時に提供等を要請する建設機械等

クレーン車輌	型式	メーカー	台数
220ｔオールテレーンクレーン	ATF220-N.5.1	タダノ	1
200ｔオールテレーンクレーン	AR2000MⅡ		1
100ｔラフタークレーン	GR1000-N		3
70ｔラフタークレーン	GR700		2
60ｔラフタークレーン	GR600		2
50ｔラフタークレーン	TR500		2
25ｔラフタークレーン	TR250・GR250		7
16ｔラフタークレーン	TR160・GR160		2
13ｔラフタークレーン	GR130・MR130	ﾀﾀﾞﾉ･ｶﾄｳ	2
12ｔラフタークレーン	GR120	タダノ	1
5ｔラフタークレーン	U-FD3WDAD	日野	1

トラック・トレーラー	メーカー	最大積載量	台数
トレーラーヘッド	いすゞ・日野		7
高床トレーラー	東急・トレクス・日野	27.7 t	5
中低床トレーラー2990 ㎜	東急	29 t	1
低床トレーラー2990 ㎜	東急・ユソーキ	30 t	2
低床トレーラー3300 ㎜	東急	37.5 t	2
ポールトレーラー	東急	13.9 t	1
15 t 低床トラック	日産	15 t	3
14 t トラック	いすゞ	14.1 t	2
13 t トラック	いすゞ・日野・日産	13.6 t	3
11 t トラック	いすゞ	11 t	5
8 t トラック	日野	8.4 t	2
4 t トラック	三菱	3.45 t	1
12 t ユニック	三菱	10.2 t	1
12 t ユニック付セルフ	三菱	10.3 t	2
10 t ユニック付セルフ	三菱	9.7 t	2
8 t ユニック	いすゞ	7.6 t	1
5 t ユニック	日野	4.35 t	1
4 t ユニック	日野	2.2 t	1
2 t ユニック	三菱	2 t	1
2 t ダンプ	いすゞ	2 t	1
2 t パワーゲート	三菱	2 t	1
29 人乗バス送迎用	三菱		1
ハイエース送迎用	トヨタ		1

災害時におけるクレーンの提供及びその運転者の派遣に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と徳島県クレーン協同組合（以下「乙」という。）は、災害時における乙に所属する組合員の保有する移動式クレーンの提供及びその運転者の派遣（以下、「クレーンの提供等」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、鳴門市内に災害等が発生し、又は発生する恐れがある場合において、クレーンの提供等を必要とするときは、乙に対しクレーンの提供等を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、別記様式１により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭によるものとし、事後速やかに文書を提出するものとする。

（協力の内容）

第２条　乙は、前条第１項の規定による要請を受けたときは、甲に優先的にクレーンの提供等を行うものとする。

２　乙は、前項の規定によりクレーンの提供等を実施した場合は、甲に対し、別記様式２により報告するものとする。

（提供するクレーン）

第３条　乙が甲に提供するクレーンは、乙が要請を受けた時点で提供可能なものとする。

（派遣する運転者）

第４条　乙が甲に派遣する運転者（以下「運転者」という。）は、前条のクレーンを運転または操作する資格を持つものとし、災害現場において、甲の依頼による乙の指示に従い、クレーンによる応急復旧・災害救助活動等に従事するものとする。

（作業従事要領）

第５条　運転者は、この協定による応急復旧・災害救助活動等が人命身体等に影響を及ぼすことを認識し、クレーンの操作については特に注意を払わなければならない。

（クレーンの運搬及び引き渡し）

第６条　甲は、要請したクレーンの引渡場所を指定し、当該引渡場所までのクレーンの運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　前項の規定によるクレーンの引渡しは、甲の職員による確認の上、行うものとする。

３　甲は、前項の確認を甲の指定する者に代行させることができるものとする。

（クレーンの運搬への支援）

第７条　甲は、乙がクレーンを提供する場合には、当該クレーン及びその運搬車両に対し、緊急通行車両証の発行手続きを速やかに行うなど可能な範囲で支援するものとする。

（費用の負担）

第８条　乙が提供したクレーンの提供等に係る費用は、甲が負担する。

２　前項の費用の算出方法については、災害が発生する直前における適正な価格を基準として、甲、乙協議して決定するものとする。

３　乙は、前項の規定による第１項の費用の決定後に当該費用を甲に請求するものとする。

（補償）

第９条　クレーンの提供等の期間中に生じた損害の補償については、次の各号のとおり取り扱うものとする。

⑴事故により、第三者に与えた物的あるいは人的損害については、その損害の帰責理由がある者が、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、その賠償にあたるものとする。

⑵車両保険等が適用される場合の取扱いは、第１０条の規定による。

⑶派遣する運転者が応急復旧・災害救助活動等のため死傷もしくは疾病にかかり、または重度の障害を負った場合は、乙の労働者災害補償で補償を行うものとする。

（車両保険等の扱い）

第１０条　乙は、クレーンの提供等にあたり、乙の負担により自賠責保険、任意保険及び損害保険等に加入するものとし、甲は提供等の期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。

２　前項の保険の適用を受けるに際し、かかる費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意または重過失によって保険の適用を受けるに至った場合、あるいは保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

（資料の交換及び情報交換）

第１１条　甲及び乙は、この協定に基づく協力が円滑に行われるよう、各自が実施する防災対策及びその組織体制に関する資料その他甲及び乙が必要と認める資料を適宜交換するものとする。

（平常時からの相互協力）

第１２条　甲及び乙は、災害等が発生した場合に速やかにクレーンの提供等ができるよう、平常時から相互に協力するものとする。

（訓練等）
第１３条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
２　前項に規定する訓練等の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。

（守秘義務）
第１４条　乙は、この協定による活動上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。活動を終えた後も同様とする。

（協定の効力）
第１５条　この協定の有効期間は、締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、この期間満了の日の３０日前までに、甲、乙いずれからもそれぞれ相互に対して文書による異議の申し出がないときは、更に１年間延長するものとし、その後の期間満了についても同様とする。

（その他）
第１６条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関して疑義が生じたときは、その都度甲、乙協議して定める。

上記の協定の成立を証するため、この協定書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を所持する。

令和４年１１月１１日

甲　鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　徳島県板野郡北島町鯛浜字中須１５号
徳島県クレーン協同組合
理事長　井貝　新吾

別記様式１（第１条関係）

年　月　日

（社　名）徳島県クレーン協同組合
（代表者）　様

鳴門市長

災害時におけるクレーンの提供及びその運転者の派遣要請書

災害時におけるクレーンの提供及びその運転者の派遣に関する協定書第１条第２項に基づき、次のとおり要請します。

必要とするクレーン（運転者の派遣を含む）	台数	引渡場所	引渡日時	備考

別記様式２（第２条関係）

年　月　日

鳴　門　市　長　　様

（社　名）徳島県クレーン協同組合
（代表者）

災害時におけるクレーンの提供及びその運転者の派遣実績報告書

災害時におけるクレーンの提供及びその運転者の派遣に関する協定書第２条第２項に基づき、次のとおり提供したクレーン及びその運転者の派遣の実績について報告します。

必要とするクレーン（運転者氏名・生年月日）	台数	引渡場所	引渡日時	備考
（　　）				

災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定書

鳴　　門　　市
喜多機械産業株式會社

災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と喜多機械産業株式會社（以下「乙」という。）は、災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定を次のとおり締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、鳴門市内に地震、津波、風水害等の災害が発生若しくは発生する恐れのある場合（以下「災害時」という。）において、甲の要請に応じ、乙が保有するレンタル機材等（以下「保有物品等」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）
第２条　甲は、災害時において保有物品等を要する時は、乙に対し保有物品等の提供について協力を要請することができる。
２　甲は、前項の規定により乙に要請を行う時は、書面（様式１）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する時は電話等による口頭又はその他の方法により要請することができるものとし、後日速やかに書面（様式１）を提出するものとする。

（協力の実施）
第３条　乙は、前条の規定による要請を受けた時は、保有物品等の優先的な提供及び運搬による協力を可能な限り行うものとする。
２　乙は、前項の協力に的確に対応するため、保有物品等の提供可能な体制を可能な限り保持するものとする。
３　乙は、協力を行う際、道路不通等により提供及び運搬に支障が生じた場合は、その対策について甲と協議するものとする。

（保有物品等の種類）
第４条　乙が提供する物品の種類は、次の各号に掲げるものとする。
(1) 簡易トイレ
(2) 簡易風呂シャワー
(3) 屋外手洗いユニット
(4) 発電機
(5) 照明機器
(6) 保有するレンタル機材
(7) その他甲が必要な物品等

（保有物品等の引き渡し）
第５条　保有物品等の引き渡し場所は、甲乙協議のうえ決定するものとし、甲は、当該引き渡し場所に職員又は甲が指定する者を派遣し、保有物品等を確認のうえ引き渡しを受けるものとする。

（連絡責任者）
第６条　甲及び乙は、本協定に基づく要請及び協力に関する事項を円滑に行うため、連絡責任者を選任するものとする。

（費用負担）
第７条　甲は、乙が提供した保有物品等の対価及び乙が行った運搬に係る費用について負担するものとする。
２　保有物品等の対価及び運搬にかかる費用は、災害時直前における適正な価格を基準とし、甲乙協議のうえ決定するものとする。

（守秘義務）
第８条　乙は、この協定による活動上で知ることのできた秘密を漏らしてはならない。活動を終えた後も同様とする。

（報告）
第９条　この協定の万全な実行を期すため、甲は乙に対して、保有数の確認のため、保有物品等の品目及び数量等について、様式２による報告を求めることができる。

（訓練等への参加）
第 10 条　乙は、この協定による支援活動が円滑に行われるよう、甲の行う訓練等への参加に努めるものとする。
２　訓練等に参加する際に発生する費用は、乙の負担とする。

（協議事項）
第 11 条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度甲乙が協議し定めるものとする。

（有効期間）
第 12 条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和５年３月３１日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する日の１か月前までに、甲または乙からの申し出がない場合は、協定期間を１年間延長するものとし、以後この例によるものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印のうえ、各自その１通を保有するものとする。

令和５年１月１７日

甲　鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地
鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　徳島市庄町三丁目１６番地
喜多機械産業株式會社
代表取締役社長　喜多　真一

様式１（第２条関係）

年　　月　　日

喜多機械産業株式會社
代表者　　様

鳴門市長

保有物品等の提供協力要請書

災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定書第２条第１項に基づき、次のとおり要請します。

１　要請内容

保有物品等の種類	数 量	引き渡し場所 （住所または所在地）	提供要請期間	備 考

２　連絡責任者

区 分	所 属	氏 名	連絡先 （第一順位）	連絡先 （第二順位）
甲　鳴門市			TEL FAX	TEL FAX
乙　喜多機械産業 株式會社			TEL FAX	TEL FAX

様式２（第９条関係）

年　　月　　日

鳴門市長　　様

喜多機械産業株式會社
代表者

保有物品等の報告書

災害時におけるレンタル機材等の提供に関する協定書第９条に基づき、次のとおり報告します。

１　保有物品等

品目	数 量	保有場所 （住所または所在地）	提供可能期間	備 考

大規模災害時における水道の応急復旧に関する協定書

鳴門市企業局（以下「甲」という。）は、鳴門市水道指定業者協同組合（以下「乙」という。）とは、大規模災害時における水道の応急復旧（以下「応急活動」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鳴門市地域防災計画に基づき、大規模災害時に水道の断減水等の被害を早期に協力して実施する応急活動に関し、必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は、大規模災害の発生状況により、応急活動に乙の応援が必要と認めたときは、乙に対し復旧班の派遣を要請することができる。

（協力）

第３条　乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに復旧班を編成し応急活動に協力するものとする。

（事前準備）

第４条　乙は、甲から要請を受けたときは、速やかに対処するため、事前に応急活動時の動員体制を確立するとともに、応急活動に係る乙及び乙の組合員の資機材の保有状況等を把握しておくものとする。

（指揮）

第５条　応急活動に係る現場指揮及び連絡調整に関しては、甲が行うものとする。

（費用弁償等）

第６条　甲の要請に基づき、乙及び乙の組合員が応急活動を実施した場合に要する次の経費は、甲が負担するものとする。

（１）応急活動用車両等機械の借上費

（２）輸送費及び人件費

（３）応急活動に使用した乙及び乙の組合員の保有する資機材

（４）その他応急活動に欠かす事のできない経費

（契約及び支払）

第７条　応急活動に係る請負契約は、甲と乙及び乙の組合員との間で締結するものとする。

２　応急活動に要する経費は、乙が応急活動に参加した乙の組合員を集約のうえ、一括して請求事務を執り行うものとする。

３　応急活動に要する経費の算定については、甲の積算基準に基づき、算出した額とする。

（労災補償・損害賠償）

第８条　応急活動において、乙の組合員及びその従業員が負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合は、乙の組合員の労災保険により補償するものとする。

２　応急活動により、第三者に損害を与えた場合は、甲、乙協議のうえ対処するものとする。

（共同訓練）

第９条　甲及び乙は、この協定の目的を達成するため、必要に応じ共同訓練を実施するものとする。

（協議）

第 10 条　この協定に疑義を生じた場合及びこの協定にさだめのない事項については、その都度甲、乙協議のうえ決定するものとする。

（施行日）

第 11 条　この協定は、平成２０年４月１６日から施行する。

上記協定の証として、本協定書２通を作成し、甲、乙記名押印のうえ、各自一通を保有する。

平成２０年４月１６日

甲　鳴門市

鳴門市企業局長　　植良　敏彦

乙　鳴門市撫養町大桑島字滑岩浜３５－９

鳴門市水道指定業者協同組合

理事長　開発　英之

31　公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、地震、異常渇水等による災害において、速やかに被災都市の給水能力を回復できるように、公益社団法人日本水道協会（以下、「日本水道協会」という。）中国四国地方支部（以下、「地方支部」という。）の正会員相互間で行う応援活動について、必要な事項を定める。

（相互応援体制）

第２条　地方支部内に前条に規定する災害が発生した場合は、各都市は、被災都市の応急給水、応急復旧等に全面的に協力するものとする。日本水道協会本部から要請があった場合も、同様とする。

２　地方支部長都市が被災した場合には、各県支部長都市で協議し、相互応援体制を確立するものとする。

（応援要請の方法）

第３条　応援要請の手順は、次の各号に定めるところによる。

⑴　応援を要請しようとする被災都市（以下「応援要請都市」という。）は、県支部長都市へ応援を要請する。

⑵　県支部長都市は、県支部内の他の都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、地方支部長都市へ応援を要請する。

⑶　地方支部長都市は、前号の応援要請を受けた場合、地方支部内の他の県支部長都市に応援を要請し、さらに必要と認めるときは、日本水道協会本部へ応援を要請する。

２　応援要請は、応援要請都市が、次の事項を明らかにして、口頭又は電話、電信、無線等により県支部長都市へ行う。

⑴　災害の状況

⑵　必要とする資器材、物資等の品目及び数量

⑶　必要とする職員の職種別人員

⑷　応援の場所及び応援場所への経路

⑸　応援の期間

⑹　前各号に掲げるもののほか必要な事項

３　応援要請都市は、県支部長都市又は地方支部長都市から応援要請を受けた都市（以下「応援都市」という。）に対し、後日、速やかに応援要請文書を送付するものとする。

（事務局の設置）

第４条　地方支部長都市及び県支部長都市に、あらかじめ事務局を設置する。事務局の役割は、それぞれ次のとおりとする。

⑴　地方支部応援事務局

ア　被災状況の把握及び応援要否の確認

イ　県をまたがる場合の応援派遣についての調整

⑵　県支部応援事務局

ア　被災状況の把握及び応援要否の確認

イ　応援派遣についての調整

（応援要員の派遣）

第５条　応援都市は、直ちに応援体制を整え応援要請都市に協力するものとする。

２　応援都市は、応援要員を派遣するときは、被災状況に応じ給水用具、作業用工器具、衣類、食料その他日用品のほか野外で宿営できるようにテント、寝袋、携帯電灯、カメラ、携帯電話その他必要な備品を携帯させる。

３　派遣応援要員は、応援要請都市の指示に従って作業に従事する。

４　派遣応援要員は、応援都市名を表示した腕章等を着用する。

（応援内容）

第６条　各都市が行う応援活動は、おおむね次のとおりとする。

⑴　応急給水活動

⑵　応急復旧活動

⑶　応急復旧用資機材の提供

⑷　工事業者の斡旋

⑸　前各号に掲げるもののほか特に要請のあった事項

（応援要員の受入体制の整備）

第７条　各都市は、災害時における応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行するため、平常時から、受入体制を確立しておくものとする。

２　応急給水作業及び応急復旧作業を迅速かつ適切に遂行できるようにするため、県支部長都市は、応援要員の宿泊施設及び応援車両の集合場所等の調整を行う。

（費用負担）

第８条　第６条の規定に掲げる応援に要した経費は、応援要員に係わる人件費等を除くほか、原則として応援要請都市が負担するものとする。

２　法令上の特別の定めその他の特別の措置により、応援都市に対して、応援に要した経費につき補填があった場合は、その金額を前項の規定による応援要請都市の負担額から控除するものとする。

３　応援都市の職員の派遣に要する旅費、諸手当は、応援都市の諸規定に基づき、応援要請都市が支弁するものとする。

４　応援都市の職員が応援業務により負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合における災害補償は、応援都市の負担とする。ただし、応援要請都市において応急治療する場合の治療費は、応援要請都市の負担とする。

５　応援都市の職員が業務上第三者に損害を加えた場合において、その損害が応援業務の従事中に生じたものについては応援要請都市が、応援要請都市への往復途中に生じたものについては応援都市が、それぞれの賠償の責に任ずるものとする。

６　応援都市の職員と共に応援に従事する管工事業者等の派遣に要する経費は、応援要請都市が応援都市の算定基準により支弁するものとする。

（立替支弁）

第９条　応援都市は、応援要請都市が前条第１項に規定する経費を支弁するいとまがない場合は、一時立替支弁するものとし、次の各号に定めるところにより算出した額について応援要請都市に請求するものとする。

⑴　物資については、当該物資の購入費及び輸送費に相当する額

⑵　車両類については、燃料費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

⑶　機械器具等については、輸送費及び破損又は故障を生じた場合の修理費に相当する額

（防災関係物資等の情報交換）

第10条　防災関係物資等の調査は、次に掲げる様式により毎年６月末日までに行うものとする。

⑴　第４条の規定に定める事務局の連絡担当部課、連絡担当責任者及び補助者に関する情報の交換については、災害時連絡表（様式１）による。

⑵　防災関係物資等の備蓄状況については、防災関係物資等の備蓄状況調査表（様式２）による。

（補則）

第11条　この要綱に定めるもののほか必要な事項については、その都度、地方支部長都市及び県支部長都市が協議して定める。

附　　則

１　この要綱は、公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部規則実施の日から施行する。

２　日本水道協会中国四国地方支部相互応援対策要綱は、公益社団法人日本水道協会中国四国地方支部規則実施日の前日をもって廃止する。

様式１（第１０条関係）

災害時連絡表

○○○支部事務局

補職名	氏名	電話
連絡担当責任者 総務担当課長 （　　）		勤務先電話 ＦＡＸ 自宅電話 携帯電話
総務担当係長 （　　）		勤務先電話 自宅電話 携帯電話
防災担当者 （　　）		勤務先電話 自宅電話 携帯電話
備考		

様式２（第１０条関係）

防災関係物資等の備蓄状況調査表

（平成　年度末現在）

○○県支部

項目	内容	保有数量	初期応援可能数	備考
車両	給水車（　　m^3）	台	台	
	給水車（　　m^3）	台	台	
	トラック	台	台	
	クレーン車	台	台	
	その他			
給水容器	仮設水槽（　　m^3）	基	基	
	仮設水槽（　　m^3）	基	基	
	給水タンク（1,500ℓ～　　）	基	基	
	給水タンク（1,000 ～1,499ℓ）	基	基	
	給水タンク（　　～999ℓ）	基	基	
	ポリ容器（　　5～30ℓ）	個	個	
	ポリ容器（　　～20ℓ）	個	個	ポリ袋
	その他			
機材	応急給水装置	基	基	
	ろ過機	台	台	
	発電機	台	台	
	投光機	個	個	
	鉄管切断機	台	台	
	電動ネジ切機	台	台	
	その他			
管類	直管（　　㎜）	m	m	
	直管（　　㎜）	m	m	
	直管（　　㎜）	m	m	
	継手類	個	個	
缶詰	水の缶詰	缶	缶	
	食糧	缶	缶	
その他				

注　その他の欄には、特殊管、緊急用資材等の状況を記入してください。

日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱

（目的）

第１条　この要綱は，日本水道協会徳島県支部（以下「県支部」という。）の会員が非常災害により水道施設に被害を受けた場合，福災会員が速やかに給水能力を回復できるようにするため，県支部内各会員の相互応援について必要な事項を定める。

（水道災害救援本部）

第２条　非常災害による災害の状況に応じ，相互応援事務を迅速かつ適切に処理するため，県支部に水道災害救援本部（以下「本部」という。）を設置する。

２　本部は，本部長，副本部長及び本部員をもって組織する。

３　本部長は，県支部長をもって充て，副本部長は県支部幹事より互選し本部長を補佐するものとする。

４　本部員は，本部長が会員から任命するものとする。

５　本部長は，福災会員の水道災害の救援事務を統括し，本部員は本部長の命により，福災会員の責任者と協議し福災現地の水道災害救援の指揮にあたるものとする。

（相互応援計画）

第３条　本部長は，会員と協議し，災害時における相互応援計画を定めるものとする。

２　相互応援計画は，次の各号に掲げる事項を定めるものとする。

(1)　災害時における福災会員への応援態勢

(2)　各会員における応援隊の組織及び責任者氏名

(3)　各会員において備蓄すべき資材の種類及び数値の基準

(4)　各会員における動員数及び提供可能な機械・器具及び車輌の種類及び数量

(5)　前各号に掲げるもののほか，相互応援に関する必要な事項

（応援隊の派遣要請）

第４条　福災会員の水道災害対策責任者は，次の各号に掲げる事項を明らかにして，有効な通信手段により本部長に派遣要請するものとする。

(1)　災害発生の日時，場所及び状況

(2)　必要とする応援の内容

職種別人数・機械・器具・車輌の種類及び数量・資材の種類及び数量

(3)　応援隊及び機械器具等の受入れ場所

(4)　その他必要な事項

（応援隊の派遣）

第５条　本部長は，前条の規定による福災会員からの要請を受けたときは，直ちに被害の状況，地域等を考慮したうえ，相互応援計画に基づき応援隊を編成し，会員に応援隊の派遣を指示するものとする。

２　前項の規定により，応援隊派遣の指示を受けた会員は，速やかに応援態勢を組織し，現地に応援隊を派遣し，福災会員に全面的に協力するものとする。

３　前項の規定により応援隊を派遣するときは，福災会員及び本部長に，その出発時刻，出動人員，責任者氏名及び到着予定時刻等を通知するものとする。

４　応援隊を派遣するときは，被害状況に応じ給水用具，作業用工器具，衣類食糧その他日用品のほか野外で宿営できるよう天幕，寝袋，携行電灯，カメラ（カラーフィルム付き）などを携行させる。

５　応援会員は，都市名及び災害復旧応援である旨を記載した旗若しくは幟等を適当な方法で明示し，応援隊員には会員名入りの腕章を着用させる。

（費用の負担）

第６条　応急給水の応援に要する費用は，応援会員が負担する。ただし，災害救助法の適用を受けた場合には，福災会員が応援会員に費用弁償をする。

２　応急復旧の応援に要する費用は，福災会員が負担するものとするが一時的には，応援会員が負担し，後日，福災会員が派遣会員に費用弁償をする。

（会員以外の都市への応援）

第７条　会員以外の都市から応援要請を受けたときは，この要綱に基づき応援活動を行うことができるものとする。

（その他）

第８条　この要綱に定めるもののほか，相互応援に関し必要な事項は，本部長が会員と協議のうえ定めるものとする。

附　則

この要綱は，平成７年９月４日から施行する。

附　則

この要綱は，平成８年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成９年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１４年８月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１７年４月１日から施行する。

附　則

この要綱は，平成１８年４月１日から施行する。

日本水道協会徳島県支部

徳島市水道局	三好市水道課	つるぎ町水道課
阿南市水道部	藍住町水道課	美波町水道課
小松島市水道部	石井町水道課	東みよし町水道課
鳴門市水道事業課	板野町水道課	松茂町水道課
吉野川市水道部	海陽町上下水道課	牟岐町産業建設課
美馬市水道部	上板町水道課	
阿波市水道課	北島町水道課	

災害時における相互応援計画

1　この計画は，日本水道協会徳島県支部水道災害相互応援要綱（以下「要綱」という。）に基づき，県支部会員（以下「会員」という。）の相互応援活動の実施について必要な事項を定める。

2　本部の庶務は，日本水道協会徳島県支部事務局（以下「事務局」という。）において処理する。

3　事務局は，それぞれ会員の別紙の１から別紙の４までの状況（現有の実数とする）を調査し，毎年５月３０日（３月３１日現在のもの）までに，本部長に報告するものとする。

4　災害時における会員の応援態勢は，別表第１の徳島県支部水道災害相互応援組織表により効率的，かつ効果的な相互応援体制を確立する。

5　罹災会員の災害時における応援要請方法は，要綱第４条に基づき本部長に対して行うとともに，別表第２に示す経路により，その被害の状況をそれぞれ連絡通報しなければならない。

6　応援要請をうけた本部長は，原則として別表第３の徳島県支部水道災害相互応援体制にしたがい，本部員又は幹事と協議し，応援体制の方針を決定する。

7　本部長は，被害の状況により必要と認めたときは，会員都市の公認業者（別紙の４，公認業者実態調）の応援を要請する。

8　以上に定めるもののほか，本部長は，災害の状況により必要があるときは，臨機に意思決定をし，指示をすることができる。

9　この計画は，平成７年１１月１０日から施行する。

別表第１

徳島県支部水道災害相互応援組織表

本部長	副本部長	ブロック	本部員・幹事	会員名
（徳島市）県支部長	鳴門市・三好市	徳島	徳島市	徳島市
		鳴門	鳴門市	鳴門市
		小松島	小松島市	小松島市
		阿南	阿南市	阿南市
		三好	三好市	三好市 東みよし町
		美馬	美馬市	美馬市 つるぎ町
		名西・麻植	吉野川市	吉野川市 石井町
		阿波	阿波市	阿波市
		海部	美波町	美波町 海陽町 牟岐町
		板野	北島町	板野町 上板町 北島町 藍住町 松茂町

別表第２

連　絡　通　報　経　路　図

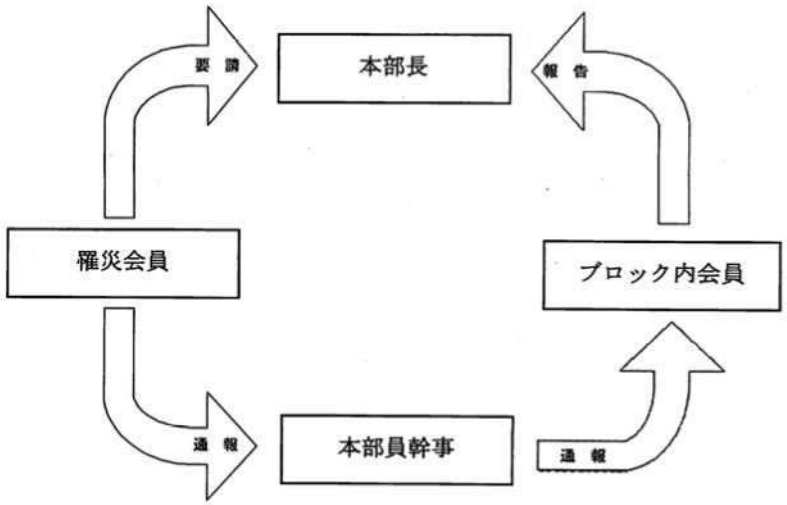

別表第３

徳島県支部水道災害相互応援体制チャート

「　第１次応援体制　」

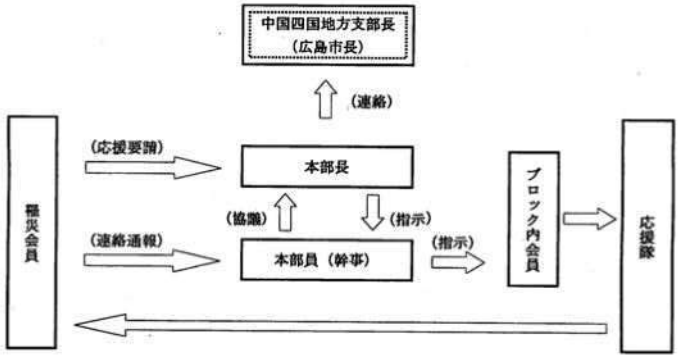

「　第２次応援体制　」

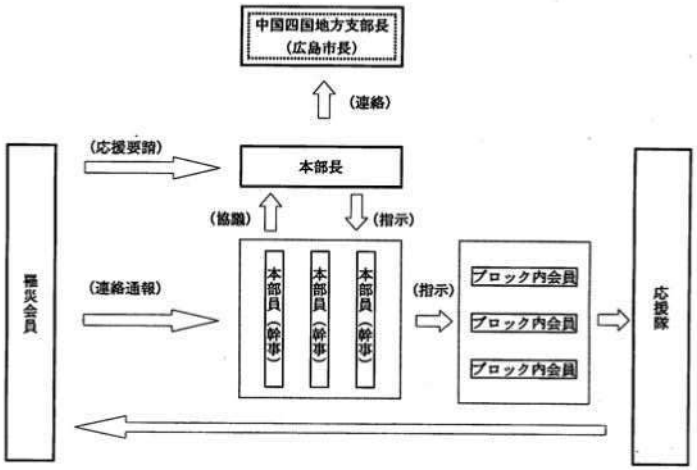

災害時における復旧支援協力に関する協定

鳴門市（以下「甲」という。）と公益社団法人日本下水道管路管理業協会（以下「乙」という。）とは，地震等の災害により甲の管理する下水道管路施設（以下「協定下水道施設」という。）が被災したときに行う復旧支援協力に関して以下のとおり，下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２の規定に基づいた協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は，乙の甲に対する復旧支援協力に関して基本的な事項を定め，災害等により被災した下水道管路施設の機能の早期復旧を行うことを目的とする。

（対象）

第２条　この協定の対象となる協定下水道施設は，鳴門市流域関連公共下水道（汚水・雨水）の管渠とする。

（復旧支援協力の要請）

第３条　甲は，乙に対し災害等により被災した協定下水道施設の復旧に関し次の業務の支援を要請することができる。

（１）被災した協定下水道施設の応急復旧のために必要な業務（巡視，点検，調査，清掃及び修繕）

（２）その他甲乙間で協議し必要とされる業務

２　前項の復旧支援協力の要請に関する甲の連絡窓口は鳴門市経済建設部下水道課，乙の連絡窓口は公益社団法人日本下水道管路管理業協会中国・四国支部徳島県部会とする。

３　甲の乙に対する復旧支援協力要請は支援内容を明らかにした書面により行うものとする。ただし，緊急時等で書面により難いときは電話等で行うことができるものとし，この場合は事後において書面を提出するものとする。

４　乙は，前３項により甲の要請する業務を行うために，必要な人員，機材等をもって要請された業務を遂行しなければならない。

（費用）

第４条　この協定に基づき甲が乙に対し要請した業務に掛かる費用は甲の負担とする。

（報告）

第５条　乙は，甲の要請により行った支援業務が終了したときは，速やかに甲に対し書面をもって報告を行うものとする。

２　乙は，毎年３月３１日現在において災害時の支援に備え，支援協力が可能な会社，提供可能な車輌等の機器及び人員を甲に対して報告するものとする。

（下水道台帳データの提供）

第６条　甲は，下水道管路施設の調査に必要な下水道台帳の図面等を，ＰＤＦ等の電子データとして乙に提供するものとする。

２　乙は甲から提供を受けた電子データを適切に保管しなければならない。

３　甲は，下水道台帳に大幅な変更があった場合など，適宜，最新の電子データを乙に提供するものとする。

（下水道台帳データの開示）

第７条　乙は，甲から支援要請があったとき，支援出動する乙の会員に対し，甲から提供を受けた電子データを開示することができる。

２　支援出動した乙の会員は，甲から提供を受けた電子データを支援業務及び必要な報告等以外に使用してはならない。

３　甲と乙との合同訓練を実施する場合も，第１項及び第２項を準用する。

（広域被災）

第８条　甲が管轄する地域において，公益社団法人日本下水道協会が制定した「下水道事業における災害時支援に関するルール」に基づく下水道対策本部が設置された場合には，下水道対策本部による活動を優先する。

（協定期間）

第９条　この協定の期間は，協定締結の日から令和３年３月３１日までとする。ただし，期間満了の１か月前までに甲乙双方から申出がない場合，この協定は１年間更新されるものとし，以降も同様とする。

（その他）

第１０条　本協定に定めのない事項や各条項に疑義が生じた場合には，甲，乙双方による協議の上決定するものとする。

２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては，甲又は乙は，違反した相手方への書面による通告をもってこの協定を廃止することができる。

本協定の締結を証するため，本書２通を作成し，甲乙署名押印の上，各自１通を保有するものとする。

令和　２年１２月１５日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜 170
鳴門市長　　泉　　理　彦

乙　東京都千代田区岩本町２丁目５番 11 号
公益社団法人日本下水道管路管理業協会
会　長　　長谷川　健司

鳴門市・日本下水道事業団災害支援協定

鳴門市（以下「甲」という。）と日本下水道事業団（以下「乙」という。）とは、甲の所管する下水道施設について災害が発生した場合において乙が行う下水道施設の維持又は修繕に関する工事その他の支援（以下「災害支援」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的等）

第１条　この協定は、乙が行う災害支援に関して基本的な事項を定め、災害支援の円滑な実施により、災害が生じた下水道施設の機能の迅速な回復を図り、もって浸水被害の拡大その他の生活環境の悪化又は公共用水域の水質の悪化を防止することを目的とする。

２　この協定は、下水道法（昭和３３年法律第７９号）第１５条の２に規定する災害時維持修繕協定である。

（対象）

第２条　この協定の対象となる災害は、次に掲げる原因により生ずるものとする。

一　暴風、竜巻、豪雨、落雷、豪雪、洪水、崖崩れ、土石流、高潮、地震、津波、噴火、地滑りその他の異常な自然現象

二　その他甲と乙の協議により定めるもの

２　この協定の対象となる下水道施設は、次に掲げるもの（以下「協定下水道施設」という。）とする。

一　鳴門市撫養ポンプ場

二　鳴門市高島ポンプ場

（災害支援の内容）

第３条　乙が行う災害支援は、次に掲げるものとする。

一　災害の状況を確認するために行う現地調査（協定下水道施設の点検を含む。）

二　公共土木施設災害復旧事業費国庫負担法施行令（昭和２６年政令第１０７号）第５条第１項の規定による災害報告に必要な資料の作成

三　協定下水道施設について、その応急工事又は復旧工事が完了するまでの間、暫定的にその機能を確保するために行う簡易消毒の実施、仮設ポンプの設置その他の維持又は修繕に関する工事

四　災害査定に必要な設計図書その他の関係資料の作成（作成のために行う現地調査を含む。）及び災害査定への立会

五　前各号に掲げる災害支援に附帯する支援

（災害支援の要請の方法）

第４条　甲は、乙に災害支援を要請しようとする場合には、文書により行うものとする。ただし、文書によることができない場合には、電子メールの送信又はファクシミリ装置を用いた送信（これらの送信ができないときは、口頭又は電話）により当該要請を行うことができる。

２　前項ただし書の場合においては、甲は、事後において速やかに、乙に文書を交付するものとする。

（災害支援の実施）

第５条　乙は、前条の要請があったときは、その人員等に応じて可能な範囲で、第３条に規定する災害支援を行うものとする。

（災害支援の完了の報告）

第６条　乙は、前条の規定による災害支援の全部又は一部を完了したときは、甲に対し、速やかにその内容を報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　甲は、乙が行った災害支援に要した費用（第３条第１号及び第２号に規定する災害支援に要したものを除く。）を負担するものとする。

２　乙は、前項の費用として、職員の人件費及び旅費、使用した機材又は薬品の代価その他の実費に相当する額を甲に請求するものとする。

３　甲は、前項の規定による請求があったときは、その内容を精査の上、速やかに乙に支払うものとする。

（廃止）

第８条　甲又は乙においてこの協定を継続できない事情が生じたときは、甲乙協議の上、この協定を廃止することができる。

２　甲又は乙がこの協定の定めに違反した場合においては、甲又は乙は、違反した相手方への書面による通告をもって、この協定を廃止することができる。

（事務局）

第９条　この協定に基づく災害支援に係る事務局は、次のとおりとする。

一　甲の事務局　鳴門市経済建設部下水道課

二　乙の事務局　日本下水道事業団中国・四国総合事務所　施工管理課

（協定の有効期間）

第１０条　この協定の有効期間は、この協定を締結した日から令和　６年　９月３０日までとする。

（その他）
第１１条　この協定に定めのない事項及び疑義を生じた事項については、甲と乙が協議して定める。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ、各々１通を保有する。

令和　３年　７月１５日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市
代表者　　市　長　　泉　　理彦

乙　東京都文京区湯島二丁目３１番地２７号
日本下水道事業団
代表者　　理事長　　森岡　泰裕

災害時の協力に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と四国電力株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における各種協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鳴門市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）発生に伴い、大規模な停電が発生した場合において、双方が緊密な連携を保ち、市民の生活を維持するとともに安全を確保するため、電力の迅速かつ円滑な復旧を図ることを目的とする。

（災害情報の提供）

第２条　甲及び乙は、鳴門市内で災害が発生した場合、相互に迅速な災害情報の提供に努めるものとする。

（電力の復旧）

第３条　乙は、災害により鳴門市内で大規模な停電が発生した場合、乙の供給管轄区域内の被害状況を総合的に判断したうえで、優先順位を見極めながら防災拠点施設及び避難所等への電力復旧を可能な限り優先して実施するものとする。

２　前項の電力復旧における電源車等の使用については、乙の判断によるものとする。

（復旧作業に対する協力）

第４条　甲は、災害により甲が管理する道路が通行不能となり、乙の電力復旧作業に支障をきたした場合、当該区間の迅速な道路復旧作業に努めるものとする。

２　乙が電力復旧のための仮設電柱その他電力供給設備を新たに市道内へ道路占用申請する場合において、甲は、道路法その他関係法令に反しない範囲において道路占用許可手続を簡素合理化するよう努めるものとする。

３　甲は、電力の復旧作業に必要な資材置場、電源車の駐車場等の確保について、乙から甲の所有する施設、駐車場等の使用について要請があった場合は、これに協力するよう努めるものとする。

（有効期間）

第５条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（占用料の取扱い）

第６条　この協定に基づき、乙が電力復旧のために甲が管理する土地及び道路等へ設置する仮設電柱等の占用料については、全額免除するものとする。

（その他）

第７条　本協定に定めのない事項又は本協定の定めについて疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議のうえ定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を２通作成し、甲乙記名捺印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年６月２４日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市

鳴門市長　　泉　　理　彦

乙　徳島県徳島市寺島本町東２丁目２９番地
四国電力株式会社 徳島支店

常務執行役員支店長　　岡　川　和　彰

35　覚　書

鳴門市（以下「甲」という。）並びに四国電力株式会社（以下「乙」という。）及び四国電力送配電株式会社（以下「丙」という。）は、甲と乙が平成２５年６月２４日に締結した「災害時の協力に関する協定書」（以下「協定書」という。）に関し、次のとおり覚書を締結する。

（権利義務の承継）
第１条　甲は、乙及び丙が平成３１年４月２６日付けで締結した「吸収分割契約」に基づき、協定書に定める乙の権利義務の一部が丙に承継され、協定書は甲並びに乙及び丙の間の協定書となることを承諾する。この場合、協定書において「乙」とあるのは、すべて「乙及び丙」と読み替えることとする。

（目的）
第２条　本覚書は、協定書第４条第１項に関し、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）（以下「災対法」という。）第６４条第２項に基づく停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等を実施するため、甲乙丙が協力して円滑に作業に当たれるよう、甲乙丙間における基本的事項を定め、もって、停電の早期復旧に資することを目的とする。

（適用範囲）
第３条　本覚書は、災対法第６４条第２項に基づく停電復旧に係る応急措置の実施の支障となるもの（以下「障害物等」という。）の除去その他必要な措置（以下「除去作業」という。）に適用するものとする。

（実施区間）
第４条　実施区間は、停電復旧に係る応急措置の実施に必要な道路として、乙又は丙が甲に要請し、要請を受けた甲が指定する道路を対象とする。

（協力依頼）
第５条　乙及び丙は、除去作業を実施する必要があると認めるときは、甲に対して当該作業の実施を要請することができる。

２　甲は、前項の要請が正当であると認めるときは、その要請に応じて、除去作業を実施するものとする。ただし、除去作業を甲自ら実施することが困難である場合は、乙及び丙に対し、事前協議の上、当該作業の実施を【様式１】の書面で依頼することができる。

３　前項ただし書において、緊急を要するとき、甲は、乙及び丙に対する依頼を口頭又は電話等で行うことができる。ただし、除去作業の実施後、遅滞なく前項に基づき依頼手続きを行うものとする。

４　災害等の状況により、応急措置を早期に実施するにあたってやむを得ない場合に限り、乙及び丙は甲の区間の指定及び協力依頼を待たず、除去作業を実施することができる。ただし、甲の区間の指定及び協力依頼を待たずに除去作業を実施した場合は、乙及び丙は除去作業の実施後、遅滞なく甲へ報告を行い、同条第２項に基づき依頼手続きを行うものとする。

（協力体制）
第６条　前条第２項ただし書及び第３項の依頼に対して乙及び丙は、乙及び丙の業務に支障のない限りにおいて、速やかに除去作業を実施するものとする。

２　乙及び丙は、除去作業を実施する場合、甲が別途発行する「身分証明書」を携帯するものとする。

３　乙及び丙は、あらかじめ、甲と協議のうえ、乙及び丙の担当業務を定めるなど協力体制を構築するものとする。

４　乙及び丙は、前項の協力体制を構築したときは、速やかに甲に報告するものとする。これを変更したときも、また同様とする。

（障害物等の保管、土地の一時使用）
第７条　乙及び丙は、除去作業を行った際における障害物等の移動先は、甲の指示に従うものとする。

２　乙及び丙は、応急措置の円滑な実施に必要な場合に限り、障害物等を前項の移動先へ移動する際に、災対法第６４条第１項の規定に基づき、他人の土地の一時使用を可能とする。

（完了報告）
第８条　乙及び丙は、除去作業が完了した場合は、速やかに履行した措置の内容を【様式２】の報告書により甲に報告するものとする。

（費用負担）
第９条　本覚書に基づき、乙及び丙が甲より依頼された除去作業に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用の額、支払方法等については、甲乙丙が協議して別に定めるものとする。

（損失補償）
第10条　乙及び丙は、その責に帰すべき事由により第三者に損害が生じたときは、乙及び丙の責任において処理解決に当たるものとする。

２　除去作業の実施に起因する障害物等の所有者等との紛争について明らかに乙及び丙の責めに帰するもの以外は、甲乙丙協議の上、解決に当たるものとする。

（連絡体制の確保）
第11条　甲乙丙は、災害時に迅速かつ適切に連絡体制を確保できるよう、平素から連絡窓口の情報共有を図るものとする。

２　甲乙丙は、災害時の各種通信手段途絶に備え、非常時の通信手段確保について協力を行うものとする。

（協議事項）
第12条　本覚書に定めのない事項、又は本覚書に関して疑義が生じた場合は、その都度、甲乙丙が協議してこれを定めるものとする。

（有効期間）
第13条　本覚書は、協定書の有効期間中は有効に存続し、協定書の終了と同時に効力を失うものとする。

以上、本覚書締結の証として本書３通を作成し、甲乙丙記名押印の上、各１通を保有する。

令和２年１０月　１日

甲　　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０
鳴門市
鳴門市長　　泉　理彦

乙　　徳島県徳島市寺島本町東２丁目２９
四国電力株式会社 徳島支店
支店長　　野村　喜久

丙　　徳島県徳島市寺島本町東２丁目２９
四国電力送配電株式会社 徳島支社
支社長　　丸尾　道和

【様式１】

年　　月　　日

四国電力株式会社 徳島支店 御中
四国電力送配電株式会社 徳島支社 御中

鳴門市

障害物等の除去作業依頼書

「災害時の協力に関する協定書」及び関連する覚書に基づき、災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等について、以下のとおり依頼いたします。

○依頼事項

依頼日時	路線名	道路の状況	起点	終点	距離[m]

○本件に関する連絡窓口

鳴門市
（所属、役職、氏名）
（連絡先）

以上

【様式２】

年　　月　　日

鳴門市 御中

障害物等の除去作業報告書

「災害時の協力に関する協定書」及び関連する覚書に基づき、災害時における停電復旧に係る応急措置の実施の支障となる障害物等の除去等について、以下のとおり報告いたします。

○報告事項

除去日時	路線名	道路の状況	起点	終点	距離[m]

○本件に関する連絡窓口

四国電力株式会社 徳島支店
（所属、役職、氏名）
（連絡先）

四国電力送配電株式会社 徳島支社
（所属、役職、氏名）
（連絡先）

以上

災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と徳島県電気工事業工業組合（以下「乙」という。）は、災害時における市有施設等の電気設備の応急復旧等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、鳴門市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、市有施設等における電気設備の応急復旧等に関して、甲が乙に対して協力を求めるに当たって必要な手続等を定めるものとする。

（協力要請）

第２条　甲は、鳴門市内に災害が発生し、次に掲げる業務を遂行するために協力を要請する必要があるときは、乙に対して協力を要請することができる。

(1) 市有施設等の電気設備の応急復旧活動に関すること。

(2) 応急復旧活動中に二次災害等を発見した場合における関係機関への通報に関すること。

(3) その他甲が特に必要と認める業務に関すること。

２　甲は、前項の要請を行うときは、応急復旧対策業務要請書(様式第１号)（以下「要請書」という。）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭により行い、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（要請に対する協力）

第３条　乙は、前条の要請があったときは、可能な限り当該要請に協力するものとする。

（応急復旧作業後の引渡し）

第４条　乙は、第２条に定める協力要請に基づく活動が完了した場合は、速やかに甲に応急復旧対策業務完了報告書（様式第２号）（以下「報告書」という。）により報告し、相互に作業内容を確認するものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭により報告し、その後速やかに報告書を提出するものとする。

（災害復旧実施マニュアルの提示）

第５条　乙は、甲の要請に対応するために、あらかじめ災害復旧を実施するためのマニュアルを作成し、甲に提示するものとする。

（連絡責任者の指定）

第６条　この協定に定める協力要請の手続を円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定め、文書により報告するものとする。

２　甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書により報告するものとする。

（費用の負担）

第７条　この協定に基づき乙が実施した応急復旧活動に要した経費については、災害の発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議のうえ決定し、甲が負担するものとする。

（協定の有効期間）

第８条　この協定は、協定締結日からその効力を有するものとし、甲乙のいずれかが文書をもって協定の締結の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）

第９条　この協定に定めのない事項及びこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度甲乙協議のうえ定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年５月３０日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０
鳴門市
鳴門市長　　泉　理彦

乙　徳島県徳島市かちどき橋１丁目４１番地
徳島県電気工事業工業組合
理事長　　後藤田　裕

様式第１号（第２条第２項関係）

平成　　年　　月　　日

徳島県電気工事業工業組合理事長　殿

鳴　門　市　長

応急復旧対策業務要請書

「災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書」第２条の規定に基づき、次のとおり要請いたします。

復旧施設名		
施設所在地		
業務要請期間		
業務要請内容		
施設担当責任者	氏　名	
	連絡先	

様式第２号（第４条関係）

平成　　年　　月　　日

（宛　先）
鳴　門　市　長

徳島県電気工事業工業組合理事長

応急復旧対策業務完了報告書

「災害時における電気設備の応急復旧に関する協定書」第４条の規定により、応急復旧業務が完了いたしましたので報告いたします。

記

要請年月日		
復旧施設名		
施設所在地		
業務完了年月日		
施設担当責任者名		
作業内容		
作業実施業者	会社名	
	担当者名	
	電話番号	

災害時の避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）、徳島トヨタ自動車株式会社（以下「乙」という。）は、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、鳴門市内において災害が発生した場合に、甲、乙が相互に連携し、円滑な災害応急対策を実施することを目的として、避難所等における外部給電可能な車両からの電力供給の協力について必要な事項を定める。
（外部給電可能な車両の種類）
第２条　甲が乙に対して要請する外部給電可能な車両は、次に掲げるものとする。
（１）燃料電池自動車
（２）電気自動車
（３）プラグイン・ハイブリッド自動車
（４）ハイブリッド自動車
（協力の要請と協力内容）
第３条　甲は、災害時における応急対策のため、乙が保有する外部給電可能な車両を必要とする場合は、乙に対し書面（様式第１号）で要請するものとする。ただし、緊急の場合は、電話等により要請し、事後速やかに書面を提出するものとする。
２　乙は、前項の規定により要請があったときは、危険性を考慮し、業務に支障を来さない可能な範囲で、保有する外部給電可能な車両を貸与するよう努めるものとする。
３　乙は、災害による停電の発生時、甲より要請がない場合でも、近隣住民への給電協力に努めるものとする。
（外部給電可能な車両の引渡し）
第４条　乙は、前条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を貸与する場合は、乙が甲の指定する場所に運搬し、引渡しを行うものとする。ただし、乙による外部給電可能な車両の運搬が不可能な場合、甲乙両者で協議し、引渡しの方法を調整する。
（貸与期間）
第５条　外部給電可能な車両の貸与期間は、災害の発生した日から５日以内とする。期間変更の必要がある場合は、甲、乙が協議の上、決定するものとする。
（報告）
第６条　乙は、第３条の規定による甲からの要請を受け、外部給電可能な車両を引渡した場合は、甲に対し速やかに書面（様式第２号）を提出するものとする。
（外部給電可能な車両の返却）
第７条　乙が甲に貸与した外部給電可能な車両の返却方法については、甲及び乙が協議の上、決定する。
（費用負担）
第８条　甲の要請に基づき乙が行った外部給電可能な車両の貸与期間中の費用については、甲が負担するものとする。ただし、乙から費用負担の申し出があった場合には、この限りではない。
２　前項の費用は、発災直前における適正価格を基礎として、甲、乙が協議の上、決定するものとする。
（費用の支払い）
第９条　甲は、乙から費用の支払い請求があった場合は、速やかに乙に支払うものとする。
（補償）
第１０条　外部給電可能な車両の貸与期間中に生じた損害の補償については、次のとおり取り扱うものとする。
（１）事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責理由がある者が、補償責任を負うものとする。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲、乙が協議の上、損害賠償を行うものとする。
（２）自動車保険が適用される場合の取扱いは、次条の規定による。
（車両保険の扱い）
第１１条　乙は、外部給電可能な車両の貸与にあたり乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入するものとし、甲は貸与期間中に事故が発生した場合は、速やかに乙へその旨を連絡し、乙の加入している保険の適用を受けるものとする。
２　前項の保険の適用を受けるに際し係る費用については、全て乙の負担とする。ただし、甲の故意若しくは重過失によって保険の適用を受けるに至った場合又は保険の適用が受けられなくなった場合は、免責分も含め甲の負担とする。
（使用上の留意事項）
第１２条　甲は、貸与を受けた外部給電可能な車両を次のとおり使用するものとする。
（１）使用条件を守り、極力、安全な場所で使用する。
（２）原則として、鳴門市内で使用する。
（３）外部給電可能な車両の故障又は何らかの原因により使用できなくなった場合は、第１４条第３項の規定により、乙に速やかに報告する。
（連絡責任者）
第１３条　甲は、この協定に関する連絡責任者を事前に定め、書面（様式第３号）により報告するものとする。この場合において、当該連絡責任者に変更が生じた場合は、その都度、乙に報告するものとする。
（外部給電可能な車両の情報提供）
第１４条　乙は、甲から求められた場合、災害時に外部給電可能な車両の情報を甲に提供する。
２　甲は、乙から求められた場合、貸与された外部給電可能な車両の使用状況に関する情報を、適宜、乙に提供する。
３　甲は、貸与期間中、外部給電可能な車両に不調が生じた場合など、災害応急対策を進めるにあたり、問題が発生した場合には、速やかに乙に連絡し、甲、乙で対応を協議する。
（訓練等）
第１５条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するものとする。
２　前項に規定する訓練の協力に要する費用は、原則として乙の負担とする。
（普及・周知活動）
第１６条　甲、乙は、市民の自助による減災を促進するため、外部給電可能な車両の普及及び災害時の車中泊の周知について、協力して取組む。
（協議）
第１７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、甲、乙が協議の上、定めるものとする。
（有効期間）
第１８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から起算して１年間とする。
ただし、この協定の有効期間満了の日の２か月前までに、甲、乙のいずれからも書面による異議の申出がない限り、有効期間満了の日の翌日から起算して更に１年間有効とし、以後も同様とする。
この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲、乙がそれぞれ署名押印の上、各１通を保有するものとする。

令和２年９月１日

甲　住所：鳴門市撫養町南浜字東浜 170 番地
鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　住所：徳島市中前川町５丁目１番地１
徳島トヨタ自動車株式会社
代表取締役　髙瀬　謙一

災害時等における燃料供給に関する協定書

（趣旨）

第１条　この協定は、鳴門市に災害又は事故等が発生したとき、鳴門市（以下「甲」という。）と徳島県石油商業組合鳴門支部（以下「乙」という。）とが相互に協力して、市民生活の早期安定を図るため、甲が行う応急対策等に必要な燃料の供給確保の協力に関する事項について定めるものとする。

（甲の協力要請等）

第２条　甲は、災害又は停電事故等の発生時において、甲が行う応急及び復旧・復興対策に必要な燃料を供給する必要があると認めたときは、乙に協力要請するものとする。

２　前項の協力要請は、文書によるものとする。ただし、緊急を要するときは、電話又はその他の方法をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（乙の協力の実施）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、やむを得ない理由のない限り燃料を供給するものとする。

（連絡責任者の指定）

第４条　協力要請の手続きを円滑に行うため、甲乙両者は、事前に連絡責任者及び副連絡責任者（以下「連絡責任者等」という。）を定めて文書で報告するものとする。

２　甲乙両者は、連絡責任者等に変更が生じた場合は、その都度、相互に文書で報告するものとする。

（給油取扱所の一覧の作成）

第５条　乙は、この協定に基づき燃料を供給することができる市内の給油取扱所の一覧を作成し甲に文書で報告するものとし、一覧に記載する名称、所在地、電話番号等に変更が生じたときは、これを取りまとめ、その都度、甲に文書で報告するものとする。

（燃料の対価）

第６条　甲が乙に支払う燃料の対価は適正な価格とし、その代金は、乙から適正な請求書を受理した後、乙の指示する方法等を以てすみやかに支払うものとする。

（協議事項）

第７条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙両者が協議して定めるものとする。

（期間）

第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から平成１９年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１カ月前までに、甲又は乙が各相手方に対し何らの意思表示をしないときは、この協定は、期間満了の翌日から更に１年間同一の条件を持って更新するものとし、以降もこれと同様とする。

この協定を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成１８年８月２１日

甲　鳴門市
　　鳴門市長　　亀　井　俊　明

乙　鳴門市瀬戸町明神字楠谷４１－１
　　徳島県石油商業組合鳴門支部
　　支部長　　中　島　雄　司

災害時における応急生活物資の供給に関する協定書

（趣旨）
第１条　この協定は、鳴門市内に地震・風水害その他による災害（武力攻撃災害及び緊急対処事態における災害を含む。）が発生した場合（以下「災害時」という。）に、被災者等に対して行う応急生活物資の供給に関して、鳴門市（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県エルピーガス協会鳴門地区会（以下「乙」という。）との協力事項について定めるものとする。

（協力事項の発動）
第２条　この協定で定める災害時の協力事項は、原則として甲が対策本部（「災害対策本部」、「国民保護対策本部」及び「緊急対処事態対策本部」をいう。）を設置し、乙に対して協力要請を行ったときに発動する。

（応急生活物資供給の協力実施）
第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、応急生活物資の優先供給及び運搬に対する協力等に積極的に努めるものとする。

（対象となる応急生活物資）
第４条　この協定の対象となる応急生活物資は、原則として別記１のとおりとする。

（要請手続及び連絡責任者）
第５条　この協定による協力要請手続は、原則として文書で行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭又は電話等により協力要請手続を行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。
２　この協定に関する連絡責任者は、甲においては危機管理課長、乙においては地区長とする。

（費用等の負担）
第６条　第３条により乙が供給した応急生活物資の費用負担区分は、原則として別記２のとおりとする。
２　前項における甲が負担する費用は、災害時直前の適正なそれぞれの価格を基準にして、甲乙協議の上価格を決定し、算定をするものとする。

（設置場所の指定及び確認等）
第７条　甲は、乙が応急生活物資の供給及び運搬をしたときは、速やかにその設置場所を乙に指定し、設置後その確認を行い、乙からその引渡しを受けるものとする。

（支援体制の整備）
第８条　乙は、一般社団法人徳島県エルピーガス協会の本部及び他地区会との連携を強化し、甲の要請に応じるよう体制の整備に努めるものとする。

（協議）
第９条　この協定の実施に関し必要な事項又はこの協定に定めのない事項については、その都度、甲と乙が協議して定めるものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定の有効期間は、協定締結後１年間とし、甲乙双方又は何れか一方からの何らかの意思表示がない場合は、更に１年間更新されたものとし、その後もまた　同様とする。

　この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２５年１２月１６日

甲　　鳴門市
　　鳴門市長　　泉　　理　彦

乙　　一般社団法人徳島県エルピーガス協会鳴門地区会
　　地区長　　綾　野　　哲　也

別記 1

応急生活物資

1　ＬＰガス及び容器

2　燃焼器具（３重巻鋳物コンロ）

3　その他供給に必要な設備一式

別記２

費用の負担区分

1　甲が負担する費用

（1）ＬＰガスの費用

（2）燃焼器具（３重巻鋳物コンロ）

（3）単段調整器の費用

2　乙が負担する費用

（1）配送費用

（2）取付け費用

（3）その他甲が負担する費用以外の費用

災害時における物資等の輸送に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と赤帽徳島県軽自動車運送協同組合（以下「乙」という。）は、地震その他の災害が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害時」という。）における物資等の輸送に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、災害時の物資等の輸送に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な事項を定めるものとする。

（要請）

第２条　甲は、災害時において、物資等を輸送する必要があるときは、別記様式１「緊急・救援物資等輸送協力要請書」により、乙に対し、輸送の協力を要請することができる。ただし、緊急を要する場合は、口頭等により要請し、その後、文書により提出するものとする。

（協力）

第３条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、やむを得ない事由のない限り、他の自治体からの要請に優先して物資等の輸送業務に協力するものとする。

（報告）

第４条　乙は、前条の規定に基づき物資等の輸送を実施したときは、その輸送終了後、速やかに甲に対し、別記様式２「緊急・救援物資等輸送実施報告書」により報告するものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭等により報告し、その後、文書により提出するものとする。

（費用負担）

第５条　輸送の協力に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害等発生直前における適正価格を基準として、甲乙協議して決定するものとする。

（費用の支払）

第６条　輸送の協力に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（車両優先通行の確保）

第７条　甲は、災害時において乙が物資等を搬送する車両を優先車両として通行できるように配慮するものとする。

（事故等）

第８条　乙の使用した車両が故障その他の理由により運行を中断したときは、乙は速やかに当該車両を交換してその業務の継続に努めるものとする。

２　乙は、その車両の運行に際し、事故が発生したときは、甲に対し、速やかにその状況を報告するものとする。

（第三者に対する責任）

第９条　乙は、その車両の運行に際し、乙の責に帰する理由により、第三者に損害を与えたときは、その賠償の責を負うものとする。

（従事者の損害補償）

第１０条　この協定に基づいて輸送業務に従事した者が、交通事故等により、業務実施者及び車両、装備等に損害が生じた場合の補償については、乙の会員独自の責任において行うものとする。

（支援体制の整備）

第１１条　乙は、災害時における円滑な輸送の協力が図られるよう、広域応援体制の整備に努めるものとする。

２　甲及び乙は、この協定に係る連絡窓口となる部署について協定締結後速やかに相手方に報告するものとし、変更があった場合においても同様に報告するものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第１２条　乙は、次に掲げる甲の平常時における防災活動に対し協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業及び防災訓練への参加

(2) その他甲の要請に基づく平常時の防災活動への協力

（有効期間）

第１３条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかから申出がないときは、この協定は期間満了日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（疑義の決定）

第１４条　本協定に定めのない事項又は本協定に疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議の上、決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ１通を保管する。

平成２８年１１月２４日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
　　鳴門市
　　鳴門市長　　泉　　理彦

乙　徳島県徳島市川内町平石若松２－９
　　赤帽徳島県軽自動車運送協同組合
　　理事長　　菅生　浩昭

別記様式１（第２条関係）

年　　月　　日

赤帽徳島県軽自動車運送協同組合理事長　様

鳴　門　市　長

緊急・救援物資等輸送協力要請書

災害時における物資等の輸送に関する協定書第２条の規定に基づき、下記のとおり協力を要請します。

記

１　災害の状況及び協力を要請する理由

２　協力を必要とする車両、期間、場所等

従事車両数	輸送物資等	数量	輸送活動期間	輸送区間	備考
			年　月　日から 年　月　日まで	から まで	
			年　月　日から 年　月　日まで	から まで	
			年　月　日から 年　月　日まで	から まで	
			年　月　日から 年　月　日まで	から まで	

３　その他必要な事項

（市担当者　所属＿＿＿＿＿＿　担当者氏名＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿）

別記様式２（第４条関係）

年　　月　　日

（宛先）
鳴門市長

赤帽徳島県軽自動車運送協同組合理事長

緊急・救援物資等輸送実施報告書

災害時における物資等の輸送に関する協定書第４条の規定に基づき、下記のとおり物資等を輸送しましたので報告致します。

記

輸送業務期日	輸送物資等	数量	輸送区間	延べ輸送回数	従事人員数	従事車両数	備考
年　月　日			から まで				
年　月　日			から まで				
年　月　日			から まで				
年　月　日			から まで				

（その他必要な事項）

（担当者）氏名＿＿＿＿＿＿　電話番号＿＿＿＿＿＿

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

鳴　　門　　市

佐 川 急 便 株 式 会 社

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と佐川急便株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援物資の受入及び配送等に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　本協定は、鳴門市域内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料、生活必需品の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入、配送等の要請手続等について必要な事項を定めるものとする。

（用語の定義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）調達物資　被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。

（２）義援物資　被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。

（３）支援物資　調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。

（４）避難所等　支援物資の配達先となる鳴門市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所をいう。

（５）物資集積・搬送拠点　大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）又は配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第３条　物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

２　甲は、鳴門市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖するものとする。

（物資の受入及び配送並びに派遣の要請）
第４条　甲は、前条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次に掲げる業務を文書により要請するものとする。ただし、文書により要請する時間的余裕がない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書を交付するものとする。
（１）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施
（２）配送時における被災者の物資ニーズの収集
（３）甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
（４）荷役作業に必要な人員及び機材の提供
２　甲は、支援物資の受入及び配送等を実施する上で必要と認めるときは、文書により、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（物資の受入及び配送並びに派遣の実施）
第５条　乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力するものとする。ただし、乙自身の被災等により支援が困難と乙が判断した場合は、この限りでない。

（報告）
第６条　乙は、第４条の規定による甲の要請により物資の受入及び配送業務又は派遣を行った場合は、文書により甲に報告するものとする。ただし、文書により報告する時間的余裕がない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（要請又は報告の変更）
第７条　甲及び乙は、第４条及び前条の規定により要請し、又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を文書により通知するものとする。

（経費の負担及び請求等）
第８条　業務に要した経費は、甲が負担するものとする。
２　甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議の上、決定するものとする。
３　甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行うものとする。

（事故等）
第９条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生したときは、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告する時間的余裕がない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告するものとする。

（損害の負担）
第 10 条　物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）
第 11 条　本協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の責に帰するべき事由による場合は、この限りでない。

（機密の保持及び情報提供）
第 12 条　甲及び乙は、本協定に基づく業務上知り得た秘密を他人に漏らし、又は利用してはならない。業務終了後についても同様とする。また、甲及び乙はそれぞれが知り得た災害に関する情報を互いに提供するよう努めるものとする。

（連絡体制の整備）
第 13 条　甲及び乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

（平時の取組）
第 14 条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が実施する防災訓練等に協力するものとする。

（協議）
第 15 条　本協定に定めのない事項及び本協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上、決定するものとする。

（適用）
第16条　本協定は、締結の日から適用し、甲又は乙が文書により本協定の終了を通知しない限り、その効力は継続するものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和６年３月２７日

甲　鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地

鳴門市

鳴門市長　　泉　　理　　彦

乙　香川県高松市朝日町4丁目10番22号

佐川急便株式会社　四国支店

支店長　　西　村　　英　樹

災害時における自動車等の提供及び運転手の派遣に関する協定書

鳴　　門　　市

株式会社鳴門自動車教習所

災害時における自動車等の提供及び運転手の派遣に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と株式会社鳴門自動車教習所（以下「乙」という。）は、災害時における自動車等の提供及び運転手の派遣（以下「自動車等の提供等」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害等その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、災害時における応急活動に関し、乙の甲に対する自動車等の提供等について、必要な事項を定める。

（定義）

第２条　自動車等とは、乙の所有する普通乗用車、トラック、バス及びその他の車両をいう。

（自動車等の提供等）

第３条　甲は、災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、応急活動のために乙の所有する自動車等が必要であるときは、協力要請書（様式第１号）により、使用する日時及び場所を指定して、乙に自動車等の提供等を依頼する。ただし、文書をもって要請するいとまがない場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付する。

２　乙は、甲の依頼があった場合は、乙が可能と判断する範囲で、甲に対し自動車等の提供等を行う。

（自動車等の旅客対象者）

第４条　この協定における旅客対象者は、原則として市職員、地方公共団体等からの応援職員及び災害時に適切かつ迅速に行動することができない病人、負傷者、障がい者及び高齢者等とする。

（運行方法等）

第５条　提供を受けた自動車等は、原則、公共施設や指定避難所等での市内被災地の施設区間で運行する。ただし、その他災害対応に必要な場所が発生した場合は、甲乙協議のうえ、決定する。

２　乙は、瓦礫や障害物、道路陥没等で運行できない区間がある場合は、甲に対し、速やかにその状況を報告する。

（経費の負担）

第６条　運行した自動車等の供給等に要した経費は、甲が負担する。

２　甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議のうえ、

決定する。

３　甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行う。

（事故等）

第７条　乙は、自動車等の運行に際し、事故等が発生した場合は、甲に対し、事故報告書（様式第２号）により速やかにその状況を報告する。

２　乙は、甲に対し提供した自動車等が、故障又はその他の理由により運行の継続が困難となった場合は、第３条の定めに準拠して、速やかに当該自動車等を交換のうえ、甲に対し継続して自動車等の提供等を行うよう努める。

（補償）

第８条　自動車等の提供等の期間中に生じた損害の補償については、以下のとおり取り扱う。

（１）事故により、第三者に与えた物的又は人的損害については、その損害の帰責事由がある者が、補償責任を負う。責めに帰すべき事由が不明な場合は、甲乙協議のうえ、その賠償にあたるものとする。

（２）車両保険等が適用される場合の取扱いは、次条の規定によるものとする。

（３）派遣する運転手が応急復旧、災害救助活動等のため死傷若しくは疾病にかかり、又は重度の障害を負った場合は、乙の労働者災害補償で補償を行う。ただし、甲の故意又は重過失による場合は、この限りではない。

（保険の取扱い）

第９条　乙は、自動車等の提供等にあたり、乙の負担により自賠責保険及び任意保険に加入し、期間中に事故が発生した場合は、速やかに甲へその旨を連絡し、加入している保険の適用を受ける。ただし、甲の故意若しくは重過失によって保険の適用を受けるに至った場合又は保険の適用が受けられなかった場合は、免責分も含め甲の負担とする。

（防災訓練等への参加）

第１０条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加し、市民への防災啓発活動に協力するよう努める。

（秘密保持）

第１１条　甲及び乙は、この協定による業務の遂行に関し知り得た相手方の情報を、相手方の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この協定による業務の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

（協議）

第１２条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定する。

（有効期間）

第１３条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和７年１０月３０日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　徳島県鳴門市大津町矢倉字四の越５２番地
株式会社鳴門自動車教習所
代表取締役社長　勘川　浩史

様式第１号（第３条関係）

年　　月　　日

株式会社鳴門自動車教習所
代表取締役　　様

鳴門市長

協力要請書

「災害時における自動車等の提供及び運転手の派遣に関する協定書」第３条第１項の規定に基づき、災害時における必要な自動車等の供給等について、下記のとおり要請します。

依頼する車両台数	普通乗用車　　台 トラック　　台 バス　　台 その他（車種　　）　　台
依頼期間及び時間	年　月　日　時　分から 年　月　日　時　分まで
使用区間	
主な使用内容	
その他	

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

鳴門市長　　様

株式会社鳴門自動車教習所
代表取締役

事故報告書

災害時における供給した自動車等について、運行中事故が発生しましたので、「災害時における自動車等の提供及び運転手の派遣に関する協定書」第６条第１項の規定に基づき、次のとおり報告します。

車両番号	
発生日時	年　月　日　時　分
発生場所	
事故の発生状況及び原因	
死傷者等の状況及び対応	
その他	

災害時における協力に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と株式会社大塚製薬工場（以下「乙」という。）は、災害時における各種協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鳴門市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、鳴門市地域防災計画に基づき、甲が実施する災害応急対策への乙の協力を円滑に実施することを目的とする。

（協力の内容）

第２条　鳴門市内で大規模な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対し協力の要請があったときは、乙は甲に対し次の各号に掲げる内容により可能な限り協力を行うものとする。ただし、乙の従業員及びその家族等の生命身体の安全確保を優先する場合、乙の企業存続に重大な支障が生じるおそれがある場合、その他真にやむを得ない事情により当該協力の要請に応じられない場合は、この限りではない。

（１）食糧、飲料水及び生活必需物資並びにその供給に必要な資機材（以下「物資」という。）のうち、乙が調達可能な物資の提供

（２）甲が鳴門市地域防災計画においてあらかじめ規定する避難場所等への避難が災害状況及び天候等により困難な場合において、市民等の安全確保のため、一時避難施設としての乙の指定する施設の提供及び設備の利用並びに施設・設備の利用に必要となる労力の提供

（３）前２号に掲げるもののほか、甲が特に必要があると認めるもの

（協力要請の手続き）

第３条　甲は乙に対して前条に定める協力要請を行うときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後文書により提出するものとする。

（物資の引渡）

第４条　物資の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員等を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

２　甲が指定する場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

３　甲は、乙が前項に規定する物資の運搬に乙の車両を使用する場合は、当該車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（施設の提供期間）

第５条　第２条第２号に規定する一時避難施設の提供期間は、原則として甲からの要請を受けた時点から乙の提供する施設への避難者が自宅に帰宅又は甲が指定する公共施設等に移動するまでの間とし、鳴門市地域防災計画に定める避難所の収容期間である７日以内とする。

２　前項の規定にかかわらず、災害の状況等により７日を超えて提供を受ける場合は、甲乙の協議により決定する。

（経費負担）

第６条　甲の協力要請に応じて乙が行った協力に要する経費は、甲の負担とし、乙は協力の終了後に当該経費を書面により甲に請求するものとする。

２　前項に規定する経費負担の額は、災害の発生直前における適正な価格等を基準として算出する。

３　甲は乙の提供する施設への避難者が乙の施設又は設備等を破損し、汚損し、又は紛失したときは、これに係る経費等を負担するものとする。ただし、避難者の故意又は重大な過失があった場合等についてはこの限りではない。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から １ 年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成 ２４年 １０月　２日

甲　鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
　　鳴門市

　　鳴門市長

乙　鳴門市撫養町立岩字芥原１１５番地
　　株式会社大塚製薬工場

　　代表取締役社長

災害時等における支援協力に関する協定書

鳴　　門　　市

株式会社ハローズ

災害時等における支援協力に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と株式会社ハローズ（以下「乙」という。）は、災害時等における支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、鳴門市内（以下「市内」という。）において地震、風水害、その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し、次の事項について協力を要請することができる。

(1) 甲が、物資を調達する必要があると認めるときに、乙の保有する物資を供給すること。

(2) 市内における乙の店舗の駐車場を、被災者に対し、炊き出し等救援の場所として無償提供すること。

２　前項の要請は、市内における乙の店舗の営業時間である２４時間随時行うことができるものとする。

（要請手続き）

第２条　前条第１項の要請は、原則として要請書（様式第１号）によるものとする。 ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（要請事項の措置）

第３条　乙は、甲から前条の要請を受けたときは、営業に支障がない範囲において、要請事項について速やかに適切な措置をとるとともに、その措置事項を甲に連絡するものとする。

（物資の範囲）

第４条　乙が甲の要請を受け提供する物資は、別表に掲げるものとする。ただし、同表に定める物資以外で、乙が保有又は調達可能な物資については、この限りでない。

（物資の費用負担）

第５条　乙が物資の供給の実施に要した費用は、甲が負担するものとする。

２　物資の取引価格は、災害発生直前における適正な価格とする。

（物資の運搬、引渡し）

第６条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、引渡し場所までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

２　甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、乙の提出する納品書（様式第２号）により確認のうえ、物資を引き取るものとする。

（費用の請求及び支払い）

第７条　乙は、物資の引渡しが完了したときは、請求書により甲に費用を請求するものとする。

２　甲は、前項の請求書を受理したときは、内容を確認し、遅滞なく費用の支払いを行うものとする。

（支援体制の整備）

第８条　乙は、災害時等における円滑な協力を図るため、社内及びグループ各社との広域応援体制並びに情報連絡体制の整備に努めるものとする。

（平常時の防災活動への協力）

第９条　乙は、次の各号に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

(1) 甲が実施する防災啓発事業

(2) 甲が実施する防災訓練への参加

（連絡責任者）

第１０条　要請及び協力に関する事項の伝達を正確かつ円滑に行うため、連絡責任者を定めるものとする。

（協議）

第１１条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第１２条　この協定は、平成２８年１１月９日から、その効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。ただし、市内における乙の店舗の全てが閉店した場合、この協定は効力を失うものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２８年１１月９日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市長　泉　理彦

乙　広島県福山市南蔵王町六丁目２６番７号
株式会社ハローズ
代表取締役社長　佐藤　利行

（様式第１号）

年　月　日

ハローズ　店 様

鳴 門 市 長

災害時等における物資等の供給要請書

災害時等における支援協力に関する協定書第２条に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

品　目	数　量	引渡し場所	備　考

担当者欄	鳴門市災害対策本部 （　　部　　課） （担当者） 氏　名　　印

（様式第２号）

年　　月　　日

鳴　門 市 長　様

ハローズ　　店
（担当者）
氏　名　　印

物　資　納　品　書

　　年　　月　　日付、災害時等における物資等の供給要請書により、次の物資を納品いたします。

品　目	数　量	引渡し場所	備　考

確認欄	上記、確認いたしました。	鳴門市災害対策本部 （　　部　　課） （担当者） 氏　名　　印

別表（第４条関係）

災害時の主な必要物資一覧表

種　　類	物　　資　　名
食　器　類	紙コップ、箸、フォーク、スプーン、紙皿
日用品雑貨	チリ紙、ティッシュ、石鹸、洗濯石鹸(粉)、紙オムツ
	歯ブラシ、歯磨き粉、軍手、ガムテープ、生理用品
	ウェットティッシュ、ライター（使い捨てライター等）
	マスク
光熱材料	卓上ガスコンロ、ガスボンベ、電池、ローソク
食　　料	米、パン､牛乳､各種缶詰、味噌、醤油、砂糖、各種野菜
	インスタントラーメン、ソーセージ、ジュース
	マヨネーズ、玉子、菓子類、塩、調味料、お茶、水

（１）応急食料等は、おおむね上記の品目を基準とし、災害や緊急度の状況に合わせて指定する。

（２）品目は、上記の他、甲、乙協議の上、その都度指定できるものとする。

災害時における炊き出し等の支援に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と株式会社東洋食品（以下「乙」という。）とは、災害発生時における炊き出し等の支援協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（協定の目的）

第１条　この協定は、災害時に、甲が乙に対し、炊き出し等の支援協力を求めるときの手続き等を定めるものとする。

（協力の要請）

第２条　甲は大規模な災害が発生し、避難住民への炊き出し等が必要になったとき、または被災自治体への後方支援が必要と認められたときは、乙に対して文書により協力を要請するものとする。ただし、緊急を要する場合は、電話又は口頭により行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

（支援の実施）

第３条　乙は、前条の要請を受けたときは、公共性・公益性・緊急性等の観点を踏まえ、人的支援・炊き出し・物資支援等について、積極的に協力するものとする。

２　乙は、前項の人的支援について、鳴門市学校給食センター在籍者に加え、被災状況に応じて、徳島県内や四国圏内在籍者の応援人員を送り、災害の規模によっては全国からの人的支援を行うものとする。

（費用の負担）

第４条　甲の協力要請に基づき乙が実施した炊き出し等の支援協力に要する費用（食材調達に協力した場合はその費用を含む）は、甲が負担するものとする。

２　支援に要する費用の額は、活動の内容に応じ、甲の積算基準に従い算出した額を基に、甲乙協議の上、決定するものとする。

（相互協力）

第５条　甲及び乙は、日頃から相互に情報交換等を行い、甲の要請に基づく乙の支援が速やかに実施できるよう、環境整備に努めるとともに、乙は甲が主催する防災訓練等に積極的に参加するものとする。

（協力の効力）

第６条　協定の有効期間は、甲乙間における鳴門市学校給食センターの給食調理業務等の委託契約期間とする。

２　甲乙間における鳴門市学校給食センターの給食調理業務等の委託契約が更新された場合は、この協定も自動的に継続するものとする。

（協　議）

第７条　この協定に定めのない事項又はこの協定に定める事項に関し疑義が生じた場合は、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書を２通作成し、甲乙記名押印の上、甲乙各自１通を保有する。

令和２年１１月１１日

甲　　鳴門市撫養町南浜字東浜１７０
　　鳴門市長　泉　理彦

乙　　東京都台東区東上野１－１４－４
　　株式会社　東洋食品
　　代表取締役　荻久保　英男

災害時等における協力に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）とアールシー企画株式会社（以下「乙」という。）は、災害時等における乙の甲に対する協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（要請）

第１条　甲は、鳴門市内（以下「市内」という。）において地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、乙に対し協力を要請することができる。

（協力）

第２条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、次に掲げる内容について可能な範囲で物資を調達し甲に提供を行うものとする。

（１）別表に掲げる物資を提供すること。

（２）甲が指定する物資のうち、乙が保有している物資又は調達することができる物資を提供すること。

（要請手続き）

第３条　第１条の要請は、要請書（様式第１号）によるものとする。 ただし、緊急を要する場合は、口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

（物資の引渡・撤去）

第４条　物資の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は、当該引渡場所に職員等を派遣し、乙の提出する納品書（様式第２号）に基づき物資が使用できる状態を確認の上、引き取るものとする。

２　前項の場合において、設営が必要となる物資については、乙は設営後、引渡すものとする。ただし、乙の従業員に危険が生じるおそれがあるときはこの限りでない。

３　甲は、乙が前項に規定する物資の運搬又は設置に車両を使用する場合は、当該車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

４　乙は、甲の指示により物資を撤去するものとする。

（経費負担）

第５条　甲の要請に応じて乙が行った協力に要する物資の経費及び物資の運搬に要した経費は、甲の負担とし、乙は協力の終了後に当該経費を書面により甲に請求するものとする。

２　前項に規定する経費負担の額は、災害の発生直前における適正な価格を基準として算出する。

（防災啓発活動）

第６条　乙は、次に掲げる平常時における甲の事業の推進に対し、可能な限り協力するものとする。

（１）　甲が実施する防災啓発事業。

（２）　甲が実施する防災訓練への参加。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成３０年２月１３日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市

鳴門市長　　泉　　理彦

乙　徳島県板野郡松茂町広島字南ノ川３１－１
アールシー企画株式会社

代表取締役　　栗飯原　　一平

（様式第１号）

年　　月　　日

アールシー企画株式会社　　様

鳴　門　市　長

災害時等における物資等の供給要請書

災害時等における協力に関する協定書第２条に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

品　目	数　量	引渡し場所	備　考

担当者欄	鳴門市災害対策本部 （　　部　　課） （担当者） 氏　名　　印

（様式第２号）

年　　月　　日

(宛先)
鳴　門　市　長

アールシー企画株式会社
(担当者)
氏　名　　印

物　資　納　品　書

年　　月　　日付、災害時等における物資等の供給要請書により、次の物資を納品いたします。

品　目	数　量	引渡し場所	備　考

確認欄	上記、確認いたしました。	鳴門市災害対策本部 （　　部　　課） （担当者） 氏　名　　印

別表

テント関係	集会用テント、イベントテント、ワンタッチテント、横幕、エアロシェルター等
ユニットハウス等	仮設トイレ、トイレ用目隠しフェンス、簡易シンク、ユニットハウス
その他備品	自走式車いす、診察台、おむつ交換台、リヤカー、台車、 ミスト扇風機エポックミスト、電気ストーブ、石油ストーブ、赤外線ストーブ、 標準コピー機、普通紙ＦＡＸ機、ガスコンロ、寸胴鍋、クローズド型ケース(冷凍庫)、 発電機、コードリール、音響設備、液晶テレビ、投光器、ワイドライト、 テント用ＬＥＤ、ウォーターサーバー等
衛生面	モップ、マット、空気清浄機等

災害時等における協力に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）とダイキ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における物資及び施設の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鳴門市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲が実施する災害応急対策への乙の協力を円滑に実施することを目的とする。

（協力の内容）

第２条　鳴門市内で災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、甲から乙に対し協力の要請があったときは、乙は甲に対し次の各号に掲げる内容により優先的に協力を行うものとする。

（１）別表１に掲げる物資の提供

（２）その他甲が指定し、乙が保有・調達可能な物資の提供

（協力要請の手続き）

第３条　甲は乙に対して前条に定める協力要請を行うときは、別紙１「災害時等における協力要請書」により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後文書により提出するものとする。

（物資の引渡）

第４条　物資の引渡場所は、甲が指定する場所とし、甲は当該場所に職員等を派遣し、物資を確認のうえ引き取るものとする。

２　甲が指定する場所までの運搬は原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲乙協議のうえ決定した輸送手段により運搬するものとする。

３　甲は、乙が前項に規定する物資の運搬に乙の車両を使用する場合は、当該車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（経費負担）

第５条　甲の協力要請に応じて乙が行った協力に要する物資の経費及び前条第２項ただし書により決定した輸送手段に係る経費は、甲の負担とし、乙は協力の終了後に当該経費を書面により甲に請求するものとする。

２　前項に規定する経費負担の額は、災害の発生直前における適正な価格を基準として算出する。

（防災啓発活動）

第６条　乙は、防災意識の啓発を図るため、甲の実施する防災展等の開催について連携・推進するものとする。

（有効期間）

第７条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

上記協定の証として、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

平成２５年１２月１７日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市

鳴門市長　　泉　　理　彦

乙　愛媛県松山市美沢一丁目９番１号
ダイキ株式会社

代表取締役社長　　髙　橋　　宰

別表1

作　業　関　係	ブルーシート、ロープ、土のう袋、スコップ、バール、かけや、ヘルメット、マスク、長靴 運動靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、雨具、ホースリール、工具等
生　活　用　品	使い捨て食器、割箸、アルミホイル、ラップ、飲料用ポリタンク、鍋、やかん、飯ごう 哺乳びん、ごみ袋、水モップ、雑巾、デッキブラシ、バケツ、ガムテープ
衛　生　用　品	緊急ミニトイレ、トイレットペーパー、ティシュペーパー、ウェットティシュ、タオル 紙おむつ、生理用品、石鹸、洗剤、歯ブラシ、歯磨き粉、サラシ
光　熱　材　料	投光器、懐中電灯、乾電池、カセットコンロ、カセットガス、木炭コンロ、木炭、ローソク 簡易ライター、マッチ、大型石油ストーブ、使い捨てカイロ
衣　類　等	テント、毛布、肌着、シャツ、作業服

災害時における物資提供等の協力に関する協定

鳴門市（以下「甲」という。）と王子コンテナー株式会社徳島工場（以下「乙」という。）は、災害時における物資提供等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、鳴門市内において、災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）が発生又は発生するおそれがあるときにおいて、避難所の運営等に必要な物資の提供に関し、必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（協力要請）
第２条　甲は、災害が発生又は発生するおそれがあるときにおいて、物資を必要とするときは、乙に対して物資の提供を要請することができる。
２　前項の規定による要請は、文書を以って行うものとする。ただし、文書を以ってする暇が無い時は、電話等により要請し、後日速やかに文書を提出するものとする。

（物資の品目）
第３条　甲が乙に提供を要請する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有又は調達できるものとする。なお、物資については、甲乙が協議の上、必要に応じて適時見直すものとする。
（１）　段ボールシート、段ボールケース等の段ボール製品
（２）　その他乙が取扱う製品

（提供の実施等）
第４条　乙は、第２条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限りその要請に基づく物資の提供を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。
２　乙は、自身の被災等で第２条による要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）
第５条　物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、別に甲の指定する者が行うものとする。

（物資の引渡し）
第６条　物資の引渡し場所は、甲が指定するものとし、甲は、当該引渡し場所に職員を派遣し、物資を確認の上、乙から引渡しを受けるものとする。

（費用の負担）
第７条　物資の提供に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用（以下「費用」という。）は、甲が負担するものとする。
２　費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として甲乙が協議の上、決定するものとする。
３　費用の支払方法等は、甲乙の協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（有効期間）
第８条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかから申出がないときは、この協定は期間満了日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。
２　前項の解消の申出は、有効期間満了日の１か月前までに相手方に申出るものとする。

（協議事項）
第９条　この協定に定める事項に疑義が生じたとき又はこの協定に定めの無い事項が生じたときは、甲乙が協議の上、決めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙両者記名押印の上、各自その１通を保有するものとする。

平成２７年３月３１日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０
鳴門市長　泉　理彦

乙　徳島県鳴門市大津町吉永字四番越４６１
王子コンテナー株式会社　徳島工場
工場長　片岡　雅人

災害時における入浴施設等の提供に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）とノヴィルホールディングス株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における各種協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鳴門市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害が発生した場合（以下「災害時等」という。）に、甲が実施する災害応急対策への乙の協力を円滑に実施することを目的とする。

（協力内容）

第２条　鳴門市で大規模な災害が発生し、甲から乙に対し協力の要請があったときは、乙は甲に対し次の各号に掲げる内容により可能な限り協力を行うものとする。

（１）入浴サービスの提供

（２）温泉水の提供

（３）飲食サービスの提供

（４）前各号に掲げるもののほか、甲が特に必要があると認めるもの

（協力要請の手続き）

第３条　甲は乙に対して前条に定める協力要請を行うときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後文書により提出するものとする。

（平常時の協力）

第４条　甲及び乙は、次の各号に掲げるもののほか、災害時の備えを協力して進めることとする。

（１）協定の円滑な運用のために必要な情報交換

（２）防災訓練等への相互協力

（３）緊急時連絡体制及び連絡網の整備

（完了報告）

第５条　乙は、要請に基づく協力を完了したときは、甲に対して次の事項を書面により報告しなければならない。ただし、緊急を要するときは、口頭、電話または電子メール等の方法で報告し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（１）協力の内容、場所、期間及び時間

（２）提供したサービスの利用者数

（３）協力のために乙が支出した経費の金額

（４）その他必要な事項

（経費負担）

第６条　甲の協力要請に応じて乙が行った協力に要する経費は、甲の負担とし、乙は当該経費を書面により請求するものとする。

２　前項に規定する経費負担の額は、災害発生直前の適正な価格等を基準として甲乙協議の上、決定するものとする。

（経費請求）

第７条　乙は、前条の協議に基づき、期間を定めて、甲に経費の支払を請求することができる。

（損害の負担）

第８条　協力活動により乙が損害を負った場合、その賠償の責について甲乙協議して定める。

（有効期間）

第９条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかから協定を更新しない旨の申し出がないときは、期間満了日の翌日からさらに１年間更新するものとし、以後同様とする。

（その他）

第10条　この協定に定めのない事項又は疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定締結の証として本書２通を作成し、甲乙署名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和４年８月３０日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜170番地
鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　徳島県徳島市沖浜東３丁目15番地
ノヴィルホールディングス株式会社
代表取締役社長　久岡　征司

様式第１号

年　　月　　日

御中

鳴門市長

災害時等における物資等の供給要請書

協定書に基づき、次のとおり物資等の供給を要請します。

品目	数量	場所	備考

担当者欄	鳴門市災害対策本部 （　　部　　課） 担当者 氏名

様式第２号

年　　月　　日

鳴門市長　殿

住所

名称

（担当者氏名　　連絡先　　）

災害時における物資等の供給完了報告書

次のとおり物資等の供給をしたので、協定書に基づき報告します。

品目	数量	単価	金額	備考
合　計				

※経費に係る帳票及び名簿ならびに事業実施時の写真等があることが望ましい。

確認欄	上記、確認いたしました。	鳴門市災害対策本部 （　　部　　課） 担当者 氏名

広告付防災標識看板に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と株式会社アクセル徳島（以下「乙」という。）並びに株式会社井内（以下「丙」という。）は、鳴門市内における電柱に設置する広告付防災標識看板（以下「標識看板」という。）について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、将来発生することが想定される南海トラフ地震をはじめ、大規模自然災害発生時の迅速かつ的確な避難行動及び市民の防災意識の向上を図るため、標識看板の設置について必要な事項を定めるとともに、災害に強い安全・安心なまちづくりに資することを目的とする。

（情報提供）
第２条　甲は、標識看板の設置のために必要な避難所名、避難所までの距離等の情報（以下「情報」という。）を乙及び丙に提供するものとする。
２　情報に変更が生じたときは、その都度、甲は乙及び丙に情報を提供するものとする。

（協力事項）
第３条　乙及び丙は、この協定に基づき、次の各号に掲げる事項を誠実に実行するものとする。
（１）　この協定の目的にかなう広告主を募り、標識看板の設置に必要な一切の手続きを行うこと。
（２）　設置された標識看板の修繕・撤去等を含む維持管理に対しての対応を行うこと。
（３）　標識看板を設置するときは、記載内容等について甲と事前協議を行うこと。
（４）　標識看板の記載内容に変更があったときは、必要な修正を行うこと。
（５）　前各号に定めるもののほか、甲乙丙が必要と認める事項。

（標識看板の仕様）
第４条　標識看板の仕様については、関係法令等又は甲の基準に適合し、かつ、景観を損なうことのないものとする。

（広告の範囲）
第５条　次の各号のいずれかに該当する広告は標識看板には掲載しない。
（１）　公序良俗に反するもの又はその恐れがあるもの。
（２）　標識看板に掲載する広告として不適当であると甲が認めるもの。

（報告）
第６条　乙及び丙は、甲に対し、次のとおり報告を行うものとする。
（１）　標識看板の設置前には、設置予定箇所の位置図を作成し提出すること。
（２）　標識看板の設置後には、設置個所の一覧、数量、完了写真等の資料を提出すること。

（経費）
第７条　標識看板の設置等に要する一切の経費については、乙及び丙が負担するものとする。

（損害補償）
第８条　設置した標識看板等により、第三者に損害を与えた場合、乙及び丙が当該損害を補償するものとする。

（連絡体制）
第９条　甲乙丙の３者は、この協定の運用が円滑に行われるよう連絡体制を整備するとともに、適宜情報交換を行うものとする。

（協議）
第１０条　この協定の実施に関し必要となる事項及び協定に定めのない事項並びに協定の解釈に疑義が生じた場合については、甲乙丙の３者が協議の上、決定するものとする。

（有効期間）
第１１条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和２年３月３１日までとする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙丙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本協定書を３通作成し、甲乙丙が記名押印の上、各自がその１通を保有する。

令和元年１０月１日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０
　　鳴　門　市
　　鳴門市長　　泉　　理　彦

乙　徳島県徳島市南前川町５丁目１－１
　　株式会社　アクセル徳島
　　代表取締役　　仁　志　吉　宏

丙　徳島県吉野川市山川町前川６２－４
　　株式会社　井内
　　代表取締役　　井　内　高　志

災害時における地図製品等の供給等に関する協定

鳴門市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）とは、災害時において、乙の地図製品等の供給、利用について、次のとおり協定を締結する。

（目　的）

第１条　この協定は、甲乙間の平常時からの防災に関する情報交換を通じ、甲及び乙が連携して、防災・減災に寄与する地図の作成を検討・推進することにより、市民生活における防災力の向上に努めることを目的とし、甲の区域内で災害対策基本法第２条第１号に規定する災害が発生し、又はそのおそれがある場合において、甲が同法第２３条の２に規定する災害対策本部又はそれに準じる災害対応のための体制（以下「災害対策本部等」という。）を設置したときにおける、乙からの住宅地図、広域図及びZNET TOWN（以下「地図製品等」と総称する。）の供給、利用等に関し必要な事項を定める。

（定　義）

第２条　本協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

（１）住宅地図　鳴門市全域を収録した乙の住宅地図帳をいう。

（２）広域図　鳴門市全域を収録した乙の広域地図をいう。

（３）ZNET TOWN　乙の住宅地図インターネット配信サービス「ZNET TOWN」をいう。

（４）ID等　ZNET TOWNを利用するための認証ID及びパスワードをいう。

（地図製品等の貸与及び保管）

第３条　乙は、本協定締結後、甲と乙とが別途定める時期及び条件により、乙が定める数量の地図製品等を甲に貸与するものとする。この場合において、住宅地図の複製も含め、当該貸与にかかる対価については無償とする。

２　甲は、前項に基づき乙が貸与した地図製品等を甲の事務所内において、善良なる管理者の注意義務をもって保管・管理するものとする。

３　乙は、住宅地図及び広域図の更新版を発行したときは、甲が保管している旧版の住宅地図及び広域図を引き取り、かつ、更新版と差し替えるものとする。この場合において、甲により旧版の住宅地図及び広域図に記載された事項等があるときは、乙において当該住宅地図及び広域図を速やかに処分するものとする。

４　乙は、必要に応じ、甲に対して事前に通知したうえで、甲による住宅地図の保管・管理状況を確認することができるものとする。

（地図製品等の供給の要請等）

第４条　乙は、甲が災害対策本部等を設置したときは、甲からの要請に基づき、可能な範囲で地図製品等を供給するものとする。

２　地図製品等の搬送にかかる費用は、乙が負担するものとする。

３　甲は、地図製品等の供給を求めるときは、別途定める物資供給要請書（以下「要請書」という。）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合は、甲は、電話等により乙に対して要請できるものとし、事後、速やかに要請書を提出するものとする。

４　乙は、地図製品等を供給するときは、甲に、別途定める物資供給報告書を提出するものとする。

５　本条に基づく地図製品等の供給にかかる対価は、甲乙別途協議のうえ決定するものとする。

（地図製品等の利用等）

第５条　甲は、災害対策本部等を設置したときは、災害応急対策及び災害復旧・復興にかかる資料として、第３条又は前条に基づき乙から供給された地図製品等につき、次の各号に定める利用を行うことができるものとする。

（１）災害対策本部等設置期間中の閲覧

（２）災害対策本部等設置期間中、甲乙間で別途協議のうえ定める期間及び条件の範囲内での複製

２　甲は、前項に基づき住宅地図の利用を開始したときは、速やかに別途定める乙の報告先に報告するものとする。また、当該住宅地図の利用を終了したときは、速やかに従前の保管場所にて保管・管理するものとする。

３　甲は、第１項にかかわらず、災害時以外の平常時において、防災業務を目的として、甲の当該防災業務を統括する部署内において、広域図及びZNET TOWNを利用することができるものとする。なお、甲は、本項に基づき広域図を複製利用する場合は、別途乙の許諾を得るものとし、ZNET TOWNを利用する場合は、本協定添付別紙のZNET TOWN利用約款に記載の条件に従うものとする。

（情報交換）

第６条　甲及び乙は、平常時から防災に関する情報交換を行うとともに、相互の連携体制を整備し、災害時に備えるものとする。

（有効期間）

第７条　本協定の有効期間は、本協定末尾記載の締結日から平成２７年３月３１日までとする。ただし、当該有効期間満了の３か月前までに甲又は乙から書面による申し出がない限り、本協定は更に１年間同一条件にて更新されるものとし、以降もこの例によるものとする。

（協　議）

第８条　本協定に定めのない事項又は解釈その他につき疑義が生じた場合には、両当事者は誠意をもって協議し解決に努めるものとする。

以上、本協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙それぞれ記名押印のうえ各１通を保有する。

平成２６年１２月２日

（甲）　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０
鳴門市
鳴門市長　泉　理 彦

（乙）　香川県高松市上福岡町８１６－１
株式会社ゼンリン　四国エリア統括部
統括部長　若 林　康 司

「災害時における地図製品等の供給等に関する協定」細目

１．趣旨

本細目は、鳴門市（以下「甲」という。）と株式会社ゼンリン（以下「乙」という。）が締結している「災害時における地図製品等の供給等に関する協定書」に基づき、地図の数量や提供数、連絡先について定めるものである。
また、必要に応じて順次修正をおこなうものとする。

２．貸与する地図製品等の詳細

地図製品の名称	詳細	数量
住宅地図	鳴門市　Ｂ４判住宅地図	５冊
広域図	鳴門市を包括する広域図	５部
ZNET TOWN	鳴門市　危機管理課　利用　閲覧地区：鳴門市	１ID

３．甲及び乙の連絡先

甲乙間の連絡は原則として、以下に記載の連絡先を窓口として行われるものとする。

甲	連絡先	企画総務部 危機管理局　危機管理課	住所：徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０ 電話：０８８-６８４-１２１７ FAX：０８８-６８４-１３３６
乙	連絡先 １	第一事業本部 四国エリア統括部 徳島サービスセンター	住所：徳島県徳島市住吉６丁目７－１７ 電話：０８８-６２２-１３０８ FAX：０８８-６２６-３６０６
	連絡先 ２	第一事業本部 四国エリア統括部	住所：香川県高松市上福岡町８１６－１ 電話：０８７-８３７-３６１０ FAX：０８７-８３７-４６３８

以　上

【添付別紙】

ZNET TOWN利用約款

（定　義）

第１条　本約款で次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定める意味で用いるものとする。

（１）「ID等」とは、本サービスを利用するための認証ID及びパスワードをいう。

（２）「アクセス権者」とは、対象機器を使用する甲の職員であり、かつ、ID等を使って本システムにアクセスする者をいう。

（３）「対象機器」とは、甲の庁内LANに接続された端末機器及び庁内業務での利用に限った端末機器をいう。

（４）「本サービス」とは、乙がアクセス権者からの要求に応じて本システムから対象機器に対して本データを送信するサービスをいう。

（５）「本システム」とは、本サービスを提供するための乙が第三者に管理・運用を委託するWWWサーバ、回線、周辺機器等の一連のシステムをいう。

（６）「本データ」とは、本サービスにおいて乙から提供される住宅地図データ、道路地図データ、別記データ、一般種アイコン、その他各種データをいう。

（本約款の適用）

第２条　本約款は、災害時における地図製品等の供給等に関する協定書の内容の一部を構成するものとし、本サービスを甲が利用することに関する一切に適用されるものとする。

（本サービスの内容）

第３条　乙は、本サービスの内容を任意に、甲に事前通知することなく変更することができるものとする。

（本サービスの中断・中止）

第４条　乙は、本サービスの改善などの理由により、甲に対する事前の通知なく本サービス内容の変更、追加、削除を行うことができるものとする。

２　乙は、乙の事情により本サービスを中止する場合は、甲に事前に通知するものとする。

３　乙は、甲が本約款に違反したときは、事前の催告を要することなく、本サービスの提供を中止することができるものとする。

（本データの使用許諾）

第５条　乙は、甲に対して、本データについて、次の権利を許諾する。

（１）　対象機器上で閲覧すること。

（２）　本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、対象機器にPDF形式でダウンロードし、当該ダウンロードした対象機器に保存し、当該保存した本データを甲の防災業務内で使用すること。

（３）　本サービスにおいて予め備えられた機能を用いて、前号所定の対象機器が設置された部署内における防災業務の目的において、紙媒体に印刷出力（以下「印刷地図」という。）すること。

（甲の遵守事項）

第６条　甲は、次の事項を遵守するものとする。

（１）　アクセス権者に限り、乙に本データの送信を求めさせること。

（２）　ID等を、善良なる管理者の注意をもって保管・管理するものとし、第三者に使用又は利用させないこと。

（３）　乙の指定する利用環境を確保・維持すること。

（４）　本条第１号のために、アクセス権者の認証にあたり、その仕組み、システム等について現時点で取り得る技術的な対応等必要な措置を講ずること。

（５）　本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データの一部でも複製、加工、改変、出力、抽出、転記、送信その他の使用及び利用をしないこと。

（６）　本約款で明示的に許諾される場合を除き、本データ（形態の如何を問わず、その全部又は一部の複製物、出力物、抽出物その他の利用物を含む。）の一部でも有償無償を問わず、又は譲渡・使用許諾、送信その他いかなる方法によっても第三者に使用させないこと。

（７）　本データを印刷出力するにあたり次の事項を遵守すること。ただし、事前に乙の許諾を得た場合はこの限りではないものとする。

イ）　印刷地図を前条第３号に規定する目的以外で使用又は利用しないこと。

ロ）　乙の指定する著作権表示等を印刷地図上に表示させること。

ハ）　印刷地図を製本、冊子、ファイリング等のまとめた形態又は印刷地図同士を貼り合わせた形態にして使用及び利用しないこと。

ニ)　印刷地図を第三者に配布しないこと。
ホ)　印刷地図のサイズはＡ３判以下とすること。
（８）本サービスの利用状況の記録（対象機器の台数、設置場所、アクセス権者の数等）を作成し、かつ、乙が要請した場合には、これを閲覧又はコピーさせること。

（不保証及び免責）
第７条　乙は、本サービス又は本データが完全性、正確性、非侵害等を有することを保証するものではないものとする。
２　乙は、甲の本サービスの利用に伴い、甲又は第三者が被った損害について免責されるものとする。

（権利の帰属）
第８条　本サービス及び本データに関する知的財産権は、乙又は乙に権利を許諾した第三者に帰属するものとする。

（その他）
第９条　甲は、乙の書面による事前の承諾なくして、本約款に基づく本サービスの利用権を他に譲渡し、又は担保に供してはならないものとする。

以　上

災害時の協力に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）とあきんどの会（以下「乙」という。）とは、乙が社会貢献活動の一環として行う、甲への飲料水の提供及び災害時における物資の調達への協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、鳴門市内において災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に定める災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲が実施する飲料水、食料品及び生活必需品（以下「物資」という。）の確保について、乙の協力を得てその確保又は調達を円滑にし、市民生活を支援することを目的とする。

（備蓄用飲料水の提供）
第２条　乙は、鳴門市内における災害の発生に備えた備蓄用の飲料水として、あらかじめ１２，０００リットルの飲料水（ペットボトル）を甲に無償で提供するものとする。
２　乙は、備蓄用の飲料水が常に賞味期限内に保たれるよう、賞味期限の到来までに、甲に対して新たな飲料水を無償で提供し、その更新を行うものとする。
３　甲は、前２項により提供を受けた備蓄用の飲料水を、防災上の必要性に応じて、適切な場所に保管するものとする。

（物資の調達協力）
第３条　乙は、鳴門市内において災害が発生した場合において、甲から協力の要請があったときは、可能な範囲で物資を調達し甲に提供を行うものとする。
２　甲が乙に対して前項に定める協力要請を行うときは、書面により行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、事後文書により提出するものとする。
３　前項の協力要請に応じて乙が調達し甲に提供した物資の代金は、甲が負担するものとする。
４　当該代金の算出方法については、災害発生直前の当該地域における適正価格を基準として、甲乙協議のうえ定めるものとする。

（代金の請求及び支払）
第４条　乙は、前条第１項による物資の調達及び提供が完了したときは、納品書を添えて、当該代金を書面により甲に請求するものとする。
２　甲は、前項の請求があったときは内容を精査確認のうえ、当該請求の日から起算して３０日以内に乙に当該代金を支払うものとする。ただし、代金の支払いについて新たに予算上の措置を必要とする場合は、この限りではない。

（防災のための取り組み）
第５条　甲乙は、啓発事業等の防災・災害対策に向けた取り組みに相互に協力するものとする。

（有効期間）

第６条　この協定の有効期間は、協定締結の日から１年とする。ただし、有効期間満了日の１か月前までに、甲乙いずれかから申し出がない場合は、この協定は期間満了日の翌日からさらに１年間更新されるものとし、以降も同様とする。

（その他）

第７条　本協定に定めのない事項又は本協定の定めについて疑義が生じた場合は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

本協定締結の証として、本書を２通作成し、甲乙署名捺印のうえ、各自１通を保有する。

平成２５年　１月２９日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
　　鳴門市

　　鳴門市長

乙　岡山県倉敷市中新田５６２番地６
　　あきんどの会

　　会長

災害時における物資供給に関する協定書

鳴　　門　　市

NPO 法人コメリ災害対策センター

災害時における物資供給に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）とNPO法人コメリ災害対策センター（以下「乙」という。）は、災害時における物資の供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第１条　この協定は、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙と協力して、物資を迅速かつ円滑に被災地へ供給するために必要な事項を定めるものとする。

（協定事項の発効）

第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（供給等の協力要請）

第３条　甲は、災害時において物資を調達する必要があると認めるときは、乙に調達が可能な物資の供給を要請することができる。

（調達物資の範囲）

第４条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、乙が調達可能な物資とする。

(1) 別表に掲げる物資

(2) その他甲が指定する物資

（要請の方法）

第５条　第３条の要請は、調達する物資名、数量、規格、引渡場所等を記載した文書をもって行うものとする。ただし、文書をもって要請するいとまがないときは、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付するものとする。

（物資の供給の協力）

第６条　乙は、前条の規定により甲から要請を受けたときは、物資の優先供給に努めるものとする。

２　乙は、物資の供給を実施したときは、その供給の終了後速やかにその実施状況を報告書により甲に報告するものとする。

（引渡し等）

第７条　物資の引渡場所は、甲が指定するものとし、その指定地までの運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙が自ら運搬することができない場合は、甲が定める輸送手段により運搬するものとする。

２　甲は、乙が前項の規定により物資を運搬する車両を優先車両として通行できるよう配慮するものとする。

（費用の負担）

第８条　第６条の規定により、乙が供給した物資の代金及び乙が行った運搬等の経費は、甲が負担するものとする。

２　前項に規定する費用は、災害発生直前における小売価格等を基準とし、甲と乙が協議の上速やかに決定する。

（費用の支払い）

第９条　物資の供給に要した費用は、乙の請求により、甲が支払うものとする。

２　甲は、前項の請求があったときは、その内容を確認し、速やかに費用を乙に支払うものとする。

（情報交換）

第 10 条　甲と乙は、平常時から相互の連絡体制及び物資の供給等についての情報交換を行い、災害時に備えるものとする。

（訓練等）

第 11 条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加し市民への防災啓発活動に協力するよう努めるものとする。

（協議）

第 12 条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間）

第 13 条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有する。

令和６年８月２９日

甲　　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市
鳴門市長　　泉　　理　　彦

乙　　新潟県新潟市南区清水４５０１番地１
NPO法人　コメリ災害対策センター
理事長　　捧　　雄　一　郎

別表

災害時における緊急対応可能な物資

大分類	主な品種
作業関係	作業シート、標識ロープ、 ヘルメット、防塵マスク、簡易マスク、 長靴、軍手、ゴム手袋、皮手袋、 雨具、土のう袋、ガラ袋、 スコップ、ホースリール
日用品等	毛布、タオル、 割箸、使い捨て食器、 ポリ袋、ホイル、ラップ、 ウェットティッシュ、マスク、衛生用ポリ手袋（使い捨て） バケツ、水モップ、デッキブラシ、雑巾、 簡易ライター、使い捨てカイロ
水関係	飲料水（ペットボトル）、生活用水用ポリタンク
冷暖房機器等	大型石油ストーブ、木炭､木炭コンロ
電気用品等	投光器、懐中電灯、乾電池、 カセットコンロ、カセットボンベ
トイレ関係等	救急ミニトイレ

災害時における地域内輸送拠点に関する協定書

鳴　　門　　市

ＮＸ 徳 通 株 式 会 社

災害時における地域内輸送拠点に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）とＮＸ徳通株式会社（以下「乙」という。）は、鳴門市内において災害が発生し、又は発生のおそれがある場合（以下「災害発生時等」という。）に地域内輸送拠点として、乙の管理する施設等（以下「施設等」という。）の利用に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、災害発生時等において甲が乙の管理する施設等を、地域内輸送拠点として利用することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

（対象施設）
第２条　本協定の対象施設は、乙が管理する施設等とし、甲は災害発生時等の状況により、開設する施設等を乙と協議の上、指定することができる。

（支援の要請）
第３条　甲は、災害発生時等に、前条に規定する施設等を地域内輸送拠点として利用する必要があるときは、乙に対して支援を要請することができる。
２　甲からの支援要請は、原則として輸送拠点利用申請書（第１号様式）を乙に提出するものとする。ただし、緊急を要する場合には、口頭で要請し、事後に輸送拠点利用申請書（第１号様式）を提出するものとする。

（支援体制の内容）
第４条　甲の災害対応を支援するため、乙は、甲からの支援要請に基づき、次の支援を実施する。
（１）拠点施設の解錠及び物資の保管
（２）拠点施設での支援物資の荷下ろし、仕分け、積込み等
（３）避難所等への支援物資の輸送
（４）フォークリフト及びパレット等の資機材の提供
（５）その他、甲が必要と認める事項

（拠点施設の管理）
第５条　災害発生時等の拠点施設の管理運営は、甲の責任において行うものとする。
（１）輸送拠点施設の管理運営について、乙は甲に協力するものとする。

（費用の負担）
第６条　この協定に基づき、甲が施設等を利用し発生した費用については、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。

（協定の有効期間）
第７条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）
第８条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和６年７月３０日

甲　鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　徳島市南沖洲５丁目８番７２号
ＮＸ徳通株式会社
代表取締役　大西　恭司

第１号様式（第３条関係）

年　　月　　日

ＮＸ徳通株式会社
代表取締役

鳴門市長

輸送拠点利用申請書

「災害時における地域内輸送拠点に関する協定書」に基づき、災害発生時において地域内輸送拠点としての利用について、下記のとおり申請します。

記

１．所 在 地　　鳴門市撫養町大桑島字濘岩浜４１番地

２．名　　称　　NX 徳通株式会社　鳴門支店

３．対象施設　　NX 徳通株式会社　鳴門支店が管理する施設

災害時のキッチンカーによる炊出実施等に関する協定書

鳴　　門　　市

徳 島 県 キ ッ チ ン カ ー 協 会

災害時のキッチンカーによる炊出実施等に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と徳島県キッチンカー協会（以下「乙」という。）は、災害時のキッチンカーによる炊出実施等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、鳴門市域において、地震、風水害その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、甲が乙に対し、協力を求める際の手続等を定めることを目的とする。

（協定事項の発効）
第２条　この協定に定める災害時の協力事項は、原則として、甲が災害対策本部を設置し、乙に対して要請を行ったときをもって発動する。

（協力の要請）
第３条　甲は、災害時において、乙に対し、次に掲げる事項について、協力を要請することができる。
（１）甲が開設した避難所等におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
（２）甲が指定する被災場所等におけるキッチンカーによる炊き出しの実施
（３）乙が調達可能な物資の供給
（４）甲が提供する米等の食材の調理
（５）その他甲が要請する支援

（要請の方法）
第４条　前条の協力の要請は、別に定める協力要請書（様式第１号）をもって行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭、電話等で要請し、その後速やかに協力要請書を提出するものとする。

（要請に基づく乙の措置）
第５条　乙は、第３条の協力の要請があったときは、速やかに業務の実施可能性について検討し、可能な限りの協力を行うものとする。
２　乙は、キッチンカーによる炊き出しを実施するときは、次に掲げる事項について配慮するものとする。
（１）特定原材料及び特定原材料に準じるものについての表示、利用者への通知等の食物アレルギー対策
（２）衛生管理の実施、提供する食事の加熱等の食中毒の防止
（３）咀しゃく・嚥下機能の低下している被災者に適した食事の提供

（実施報告）
第６条　乙は、この協定に基づき協力を行ったときは、甲に対し別に定める実施報告書（様式第２号）により実施報告を行うものとする。

（費用負担）
第７条　第５条の規定により、乙が提供した労務及び原材料等に要した費用の対価は、原則として、災害発生時又は協力要請時の直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上決定し、甲が負担するものとする。
２　乙が行った移動に係る費用は、乙による通常業務での移動と同様とみなし、乙が負担するものとする。

（連絡体制の整備）
第８条　甲と乙は、災害時に備え、平常時から連絡体制を整備し、相互に確認するものとする。

（平時の取組）
第９条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が実施する防災訓練等に協力するものとする。

（協定の解除）
第10条　甲は、乙が第５条第１項の規定による協力を行う場合において、暴力団を含む反社会的勢力に属する者を関与させたと認められたときは、この協定を直ちに終了するものとする。
２　甲は、前項の規定によりこの協定を終了した場合は、その旨を直ちに乙に対し、文書等により通知するものとする。

（守秘義務）
第11条　乙は、この協定による活動上で知り得た秘密を漏らしてはならない。活動を終えた後も同様とする。

（協議）
第12条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定するものとする。

（有効期間等）
第13条　この協定の有効期間は、協定締結の日から令和６年３月３１日までとする。ただし、期間満了の１月前までに、甲又は乙からの申出がない場合は、協定有効期間を１年間延長するものとし、以後も同様とする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和５年８月３１日

甲　鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地

鳴門市

鳴門市長　　泉　　理　彦

乙　美馬市脇町大字猪尻字若宮南１３１－２

徳島県キッチンカー協会

代表理事　　中川　和也

様式第１号（第４条関係）

年　　月　　日

徳島県キッチンカー協会
代表理事　　様

鳴門市長

協　力　要　請　書

災害時のキッチンカーによる炊出実施等に関する協定書第４条の規定に基づき、下記のとおり要請します。

要請する内容・物資等

要請日	要請場所	要請内容及び品目	数量
特記事項			
担　当　者			
所属	氏名	電話・ＦＡＸ	メールアドレス

様式第２号（第６条関係）

年　　月　　日

鳴門市長　　様

徳島県キッチンカー協会
代表理事

実　施　報　告　書

年　　月　　日付で要請のあった炊き出しの実施等については、次のとおり実施したので報告します。

供給等の内容

日時	供給等の場所	内容及び品目	数量
特記事項			
担　当　者			
所属	氏名	電話・ＦＡＸ	メールアドレス

災害発生時における廃棄物処理等の実施に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と一般社団法人徳島県産業資源循環協会（以下「乙」という。）は、災害発生時における廃棄物の処理等の実施に関し、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）
第１条　この協定は、平成２２年３月２５日に徳島県、社団法人徳島県産業廃棄物処理協会（平成 31.4.1 より一般社団法人徳島県産業資源循環協会へ名称変更）、徳島県市長会及び徳島県町村会と締結した「災害時における廃棄物処理等の協力に関する協定書」（以下「協力協定書」という。）により、徳島県が甲の協力要請に基づき、乙に対して協力要請をした災害対策基本法（昭和３６年法律第２２３号）第２条第１号に規定する災害（以下「災害」という。）により発生した廃棄物（以下「災害廃棄物」という。）の撤去や処理等に関して必要な事項を定めるものとする。

（事業の内容）
第２条　災害の発生により、災害廃棄物の撤去、収集、運搬、分別、保管、処分及び仮置場の管理並びにこれらに必要な業務（以下「処理等」という。）について、甲の指示に従い乙が実施するものとする。

（実施体制）
第３条　甲及び乙はこの協定に基づく災害時における具体的な実施の内容について継続的に協議を行い、実効性のある体制を構築していくものとする。
２　乙は、災害時における災害廃棄物等の円滑な処理等図られるよう、平時から乙の会員における協力体制及び情報等の収集・伝達体制の整備に努める。

（情報提供）
第４条　甲は、災害廃棄物の処理等に円滑な協力が得られるよう、乙に被災、復旧の状況等の必要な情報を適宜提供するものとする。
２　甲は、乙に対し地域防災計画や災害廃棄物処理計画を提供するものとする。
３　乙は、災害廃棄物処理が円滑に行われるように、災害時に出勤可能な乙の会員等が保有する要員、車両及び資機材等の数量を把握し、あらかじめ甲に報告するものとする。

（災害廃棄物等の処理等の実施）
第５条　乙は、協力協定書に基づき徳島県から要請を受けた時は、乙の会員の中から必要な人員、車両及び資機材等を調達し、甲の指示に従い、次の事項に留意し、可能な限り災害廃棄物等の処理等を実施するものとする。
（１）周囲の生活環境を損なわないよう十分配慮すること。
（２）災害廃棄物等の再生利用及び再資源化に配慮した計画とすること。
２　乙は、災害廃棄物の処理等を終了した時は、実施期間、処理内容等の甲が必要とする事項を記載した書面により、甲に報告するものとする。

（費用負担）
第６条　乙が実施した災害廃棄物に要した費用は、甲が負担するものとし、その金額は、市場の適正な価格を基準として甲及び乙が協議の上、決定するものとする。
２　費用の請求は、積算根拠を示す書類を添付した請求書により行うものとする。
３　甲は、前項の請求があったときは、内容を確認後、速やかにその費用を支払うものとする。

（個別契約書の締結）
第７条　本協定書に基づき、甲が災害廃棄物等の処理支援を乙に委託する場合、その内容に基づき別途個別契約書を締結するものとする。

（連絡窓口）
第８条　この協定に関する連絡窓口は、甲においては鳴門市環境共生部クリーンセンター廃棄物対策課、乙においては一般社団法人徳島県産業資源循環協会事務局とする。

（緊急連絡網）
第９条　甲及び乙は緊急連絡網を別途作成し、それぞれ保有するものとする。

（有効期間）
第１０条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

（協議）
第１１条　この協定に定めるもののほか必要な事項については、その都度、甲乙協議の上定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本協定書２通を作成し、それぞれ記名押印の上、各自１通を保有する。

令和５年１月２３日

甲　鳴門市
　　鳴門市長　　泉　理 彦

乙　徳島県徳島市昭和町３丁目３５番１
　　一般社団法人徳島県産業資源循環協会
　　会　長　　岸　史 郎

災害時における浄水器等の提供に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と株式会社サイテックス（以下「乙」という。）は、災害時における浄水器等の提供に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、鳴門市内において、地震、風水害その他の災害が発生（以下「災害発生時」という。）した場合に、飲料に適した水を供給するため、甲の要請に応じ、乙が保有する浄水器等（以下「物資」という。）を提供することについて、必要な事項を定めるものとする。

（支援の要請）
第２条　災害発生時において、甲は物資を必要とするときは、乙に対して物資の提供について支援を要請することができる。
２　前項の規定による要請は、原則として文書を以って行うものとする。ただし、急を要する場合は、電話又は口頭により行うことができるものとし、事後に文書を提出するものとする。

（物資の内容）
第３条　乙が甲に提供する物資は、次に掲げるもののうち、乙が保有又は調達できるものとする。なお、内容については、甲乙協議の上、必要に応じて見直すものとする。
（１）　浄水器
（２）　前号の使用に供するカートリッジ等の必要備品
（３）　その他、乙が取扱う製品

（支援体制の内容）
第４条　乙は、第２条の規定による要請を受けたときは、特別な理由がない限り、その要請に基づく物資の提供を速やかに実施するとともに、その状況を甲に連絡するものとする。
２　乙は自身の被災等で第２条による要請に応じることが困難な場合は、その旨及び今後の見通しを甲に連絡するものとする。

（物資の運搬）
第５条　物資の運搬は、原則として甲が行うものとする。ただし、甲の運搬が困難な場合は、甲又は乙の指定する者が行うものとする。

（費用の負担）
第６条　物資の提供に係る費用及び甲の要請に基づいて乙が行った運搬等の費用は、甲が負担するものとする。
２　前項の費用は、災害発生直前における適正な価格を基準として、甲乙協議の上、決定するものとする。
３　乙が要した費用の支払い方法等は、甲乙協議によるものとし、甲はその支払いに責任を負うものとする。

（訓練等）
第７条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するよう努めるものとする。

（協定の有効期間）
第８条　この協定は、協定締結の日からその効力を有するものとし、甲又は乙から文書による終了の意思表示がない限り、その効力を継続するものとする。

（その他）
第９条　この協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲乙が協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印の上、各自１通を保有するものとする。

令和７年７月２３日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市
鳴門市長　　泉　　理　彦

乙　群馬県太田市吉沢町６０８番地２
株式会社サイテックス
代表取締役会長　　齋　藤　修　一

災害救助物資の供給等に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と株式会社G.0ホールディングス（以下「乙」という。）は、災害時における救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、地震、風水害等その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、災害時における乙の甲に対する物資の供給等について、必要な事項を定める。
（物資の供給等）
第２条　甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。
２　前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書によって要請するいとまがない場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付する。
３　乙は、甲から依頼があったときは、乙が可能と判断する範囲で、甲に対し物資の提供を行う。
（物資の範囲及び報告）
第３条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがある場合は、乙にて物資の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。
（１）防災用品（乙が制作する防災セット、防災ラジオライト等）
（２）その他甲が指定する物資
２　本協定の目的を達成するため、乙はその在庫品目、数量等について、甲の求めに応じて報告する。
（物資の引渡し）
第４条　物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定し、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行う。
（車両の通行）
第５条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。
（物資の代金等）
第６条　甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。
２　物資の代金は、災害発生時の直前における小売価格（定価）を基準として、甲と乙

が協議して決定する。

３　第４条の物資の引渡しについて、当該引渡場所までの運搬に係る、乙が通常要した費用は、甲に請求できる。

４　甲は、必要に応じ、第４条の引渡場所以遠の物資の運搬につき、乙に対して協力を求めることができる。この場合において、乙がそのために通常要する費用は甲の負担とする。

５　本協定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、乙の労働者災害補償で補償を行うものとする。

（物資の安定供給）

第７条　乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、適正価格により物資を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努める。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を指定し、書面により互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知する。

（訓練等）

第９条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するよう努める。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和７年１０月１５日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　大阪府大阪市東淀川区東中島１丁目６番１４号
新大阪第二日大ビル１０階
株式会社G.Oホールディングス
代表取締役社長　川下　竜彦

災害救助物資の供給等に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と加島商事株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、地震、風水害等その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、災害時における乙の甲に対する物資の供給等について、必要な事項を定める。

（物資の供給等）

第２条　甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。

２　前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書によって要請するいとまがない場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付する。

３　乙は、甲から依頼があったときは、乙が可能と判断する範囲で、甲に対し物資の提供を行う。

（物資の範囲及び報告）

第３条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがある場合は、乙にて物資の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。

（１）防災用品（ポータブル電源、ソーラーパネル、ポイントクーラー、電気毛布等）

（２）その他甲が指定する物資

２　本協定の目的を達成するため、乙はその在庫品目、数量等について、甲の求めに応じて報告する。

（物資の引渡し）

第４条　物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定し、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行う。

（車両の通行）

第５条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。

（物資の代金等）

第６条　甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。

２　物資の代金は、災害発生時の直前における小売価格（定価）を基準として、甲と乙

が協議して決定する。
３　第４条の物資の引渡しについて、当該引渡場所までの運搬に係る、乙が通常要した費用は、甲に請求できる。
４　甲は、必要に応じ、第４条の引渡場所以遠の物資の運搬につき、乙に対して協力を求めることができる。この場合において、乙がそのために通常要する費用は甲の負担とする。
５　本協定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、乙の労働者災害補償で補償を行うものとする。
（物資の安定供給）
第７条　乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、適正価格により物資を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努める。
（連絡責任者）
第８条　甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を指定し、書面により互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知する。
（訓練等）
第９条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するよう努める。
（協議）
第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。
（有効期間）
第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和７年１０月１５日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　福岡県筑紫野市筑紫駅前通１丁目１０番
シティハイム筑紫３０３号
加島商事株式会社
代表取締役社長　川下　竜彦

災害救助物資の供給等に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）とＷＡＱ株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における救助に必要な物資（以下「物資」という。）の供給等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）
第１条　この協定は、地震、風水害等その他の災害が発生し、又は発生するおそれがある場合（以下「災害時」という。）において、災害時における乙の甲に対する物資の供給等について、必要な事項を定める。
（物資の供給等）
第２条　甲は、災害時において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、乙が保有する物資の供給を要請することができる。
２　前項の規定による要請は、文書により行うものとする。ただし、文書によって要請するいとまがない場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付する。
３　乙は、甲から依頼があったときは、乙が可能と判断する範囲で、甲に対し物資の提供を行う。
（物資の範囲及び報告）
第３条　甲が、乙に供給を要請する物資の範囲は、次に掲げるもののうち、要請時点で、乙が調達可能な物資とする。ただし、甲から乙が要請を受けた時点で、物流ラインの断絶等により物資の供給ができないことがある場合は、乙にて物資の調達の可否・日時・個数を決定することを甲は了承する。
（１）防災用品（簡易ベッド、マット、寝袋、LED ランタン等）
（２）その他甲が指定する物資
２　本協定の目的を達成するため、乙はその在庫品目、数量等について、甲の求めに応じて報告する。
（物資の引渡し）
第４条　物資の引渡場所及び引渡日時は、甲が状況に応じ指定し、当該引渡場所までの物資の運搬は、乙が行うものとする。ただし、乙が当該運搬を行うことができない場合は、甲が指定する者が当該運搬を行う。
（車両の通行）
第５条　甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急又は優先車両として通行できるように可能な範囲で支援する。
（物資の代金等）
第６条　甲は、物資を引き取った後、乙の請求に基づき速やかにその代金を乙に支払うものとする。
２　物資の代金は、災害発生時の直前における小売価格（定価）を基準として、甲と乙

が協議して決定する。

３　第４条の物資の引渡しについて、当該引渡場所までの運搬に係る、乙が通常要した費用は、甲に請求できる。

４　甲は、必要に応じ、第４条の引渡場所以遠の物資の運搬につき、乙に対して協力を求めることができる。この場合において、乙がそのために通常要する費用は甲の負担とする。

５　この協定に基づき業務に従事した者が、そのために死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障がいの状態となったときは、乙の労働者災害補償で補償を行うものとする。

（生活物資の安定供給）

第７条　乙は、災害時にその店舗等の施設及び機能を活用し、適正価格により生活物資を供給し、市民生活の早期安定に寄与するように努める。

（連絡責任者）

第８条　甲及び乙は、本協定に関する連絡責任者を指定し、書面により互いに通知する。なお、連絡責任者に変更があった場合には、相手方に対し直ちに通知する。

（訓練等）

第９条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加するよう努める。

（協議）

第１０条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議の上決定する。

（有効期間）

第１１条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和７年１０月１５日

甲　徳島県鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　大阪府大阪市東淀川区東中島１丁目６番１４号
新大阪第二日大ビル９０８号室
ＷΛＱ株式会社
代表取締役社長　佐伯　成都

災害時における支援物資の受入及び配送等に関する協定書

鳴門市（以下「甲」という。）と阿波丸一運送株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における支援物資の受入及び配送等について、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第１条　この協定は、鳴門市内に大規模な災害が発生した場合において、被災者に対して食料、生活必需品の物資の安定供給を行うことにより、被災者の生活の安定を図ることを目的として、甲が乙に対して行う物資の受入、配送等の要請手続等について必要な事項を定める。

（用語の定義）

第２条　この協定において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号の定めるところによる。

（１）調達物資　被災者のために甲が必要に応じて調達する物資をいう。

（２）義援物資　被災者のために甲に対して提供される調達物資以外の物資をいう。

（３）支援物資　調達物資と義援物資をあわせた物資をいう。

（４）避難所等　支援物資の配達先となる鳴門市内の避難所又は甲が指定する物資の供給場所をいう。

（５）物資集積・搬送拠点　大規模な災害等により避難所等への支援物資の配送が円滑に行えないなど、甲が必要と判断したときに支援物資の荷卸し、仕分け、登録、分配及び積込み（以下「荷役作業」という。）又は配送等の拠点として設置する施設をいう。

（物資集積・搬送拠点の設置等）

第３条　物資集積・搬送拠点の設置場所は、災害時に物資集積・搬送拠点として甲が指定する施設のほか、甲の要請に基づき、乙又は乙の関係団体が提供する施設とする。

２　甲は、鳴門市内における支援物資の供給体制が整うなど、荷役作業及び配送等の必要性が低下した場合は状況を勘案しながら、物資集積・搬送拠点を閉鎖する。

（物資の受入及び配送及び派遣の要請）

第４条　甲は、前条の規定による物資集積・搬送拠点を設置する場合には、乙に対して次に掲げる業務を文書により要請する。ただし、文書をもって要請するいとまがない場合は、電話等で要請し、その後速やかに文書を交付する。

（１）避難所等への支援物資の配送計画の策定及び配送の実施

（２）配送時における被災者の物資ニーズの収集

（３）甲から指示のあった物資集積・搬送拠点における荷役作業の実施
（４）荷役作業に必要な人員及び機材の提供
２　甲は、支援物資の受入及び配送等を実施するうえで必要と認める場合は、乙に対し支援物資の受入及び配送等に関する助言等を行う要員の派遣を要請することができる。

（物資の受入及び配送並びに派遣の実施）
第５条　乙は、前条の規定により甲の要請があった場合は、可能な限り協力する。ただし、乙自身の被災等により支援が困難と乙が判断した場合は、この限りでない。

（報告）
第６条　乙は、第４条の規定による甲の要請により物資の受入及び配送業務又は派遣を行った場合は、文書により甲に報告する。ただし、文書により報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告する。

（要請又は報告の変更）
第７条　甲及び乙は、第４条及び前条の規定により要請し、又は報告した内容に変更が生じた場合は、その都度変更内容を文書により通知する。

（経費の負担及び請求等）
第８条　業務に要した経費は、甲が負担する。
２　甲が負担する経費の価格は、法令その他で定めがあるものを除き、甲乙協議のうえ、決定する。
３　甲は、乙から前項の規定による適法な支払請求書を受理したときは、乙に対し速やかに支払いを行う。

（事故等）
第９条　乙は、業務の実施に際し、事故等が発生した場合は、甲に対して文書により報告し、甲乙協議の上、適切な措置を講じるものとする。ただし、文書をもって報告するいとまがない場合には、口頭によるものとし、その後速やかに文書により報告する。

（損害負担）
第１０条　物資の受入及び配送等により生じた損害の負担は、甲乙協議して定める。ただし、乙の責に帰する理由により生じた損害の負担は、乙が負うものとする。

（補償）
第１１条　この協定に基づき乙が実施する業務に従事した者が、負傷し、疾病にかかり、又は死亡した場合の災害補償は、乙の責任において行うものとする。ただし、甲の故意又は重過失による場合は、この限りではない。

（防災訓練等への参加）
第１２条　乙は、この協定に基づく協力体制が円滑に行われるよう、必要に応じて、甲が行う防災訓練等に参加し、市民への防災啓発活動に協力するよう努める。

（秘密保持）
第１３条　甲及び乙は、この協定による業務の遂行に関し知り得た相手方の情報を、相手方の書面による承諾を得ないで第三者に開示又は漏洩してはならず、この協定による業務の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならない。

（協議）
第１４条　この協定に定めのない事項及びこの協定に疑義が生じたときは、甲乙協議のうえ、決定する。

（有効期間）
第１５条　この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙記名押印のうえ、各自１通を保有する。

令和８年１月１５日

甲　鳴門市撫養町南浜字東浜１７０番地
鳴門市
鳴門市長　泉　理彦

乙　阿波市阿波町東原２０２番地１
阿波丸一運送株式会社
代表取締役社長　濱口和也